

高田短期大学紀要

第 32 号

平成26年 3月

研究論文

ポジティブ感情への共感と迷惑行為抑制との関連	小池 はるか	(1)
保健室・カウンセリング室を訪れる学生の姿から その役割について考える	橋富 本永 景礼 子子	(7)
成年被後見人の選挙権の剥奪と公職選挙法の合憲性 —成年後見制度の意義と東京地裁判決の検討—	武川 真固	(15)
日本企業における人材マネジメントに関する一考察（その1） —暮らしと企業経営—	杉浦 礼子	(27)
社会保障と税の一体改革についての検討	田中 薫	(35)
特別養護老人ホーム入所者の「看取り介護」に対する意識	徳山 貴洋 福田 草篠	(43)
Charter Management Organizations (CMO) と チャータースクールの関係	寶來 敬章	(55)
保育の場と連動した保育の表現技術向上について —T市保育所（園）保育士アンケート結果を基に—	福山 西本 朋子 三宅 敦啓 子子	(65)
表現運動における「文化的な価値」に関する研究 —「リズムにのるということ」に着目して—	柳瀬 慶子	(77)
保育実践を構造的に見つめる視点の獲得に関する一考察 —幼児教育者に求められる幼児理解の方法を探る—	上村 晶	(87)
教室端末としてのWindows8の活用方法	鷲山 尾守 一 山口 敦德	(97)
短期大学におけるキャリア教育の必要性（その5）	杉岡 浦田 札一 安部 耕子	(109)
正月の食生活の研究（2） —家族構成による正月の行事食の実態—	鷲見 裕子	(123)
保育所を利用した妊娠期からの子育て支援	宮崎 つた子	(133)
子育て支援者育成に関する研究 —保護者と支援者に対する「子どもの食事」に関する調査—	鷲宮 見嶋 裕子 寶來 敏子	(143)
商業と流通の基礎的概念	岡田 一範	(151)
日本語表現科目における曖昧文の指導について	野呂 健一	(161)
実践報告		
ノートPC配布の効果と課題	鷲尾 敦	(169)
短期大学におけるパソコン教育のあり方について —実務で求められる真のスキルとは—	川喜田 多佳子	(177)
資料・文献紹介		
スマートフォン、タブレットによる教授法	畠山 義啓	(183)
付録		
研究活動一覧表		(191)

ポジティブ感情への共感と迷惑行為抑制との関連

Empathizing with Others: Positive Affect's Role in Reducing Thoughtless Behaviors

小 池 は る か

Haruka Koike

(要 約)

本研究ではポジティブ感情への共感のしやすさ・ネガティブ感情への共感のしやすさと迷惑行為抑制との関連を検討し、ポジティブ感情への共感について、より詳細に捉えていくことを目的とした。その結果、顔見知りへの迷惑行為抑制に関しては、いずれの共感性の影響も認められなかつた。友人に関しては、ネガティブ感情に同情・共感する者は、ネガティブ感情に同情はしても共有しない者に比べ、友人に対する迷惑行為を抑制する傾向にあつた。

(キーワード)

共感性、迷惑行為、関係性

I 問題と目的

今後も続していく可能性のある人間関係の中での迷惑行為（周りの他者や集団、社会に対して影響を及ぼし、多くの人が不快に感じる行為）の実行は、行為者と被行為者間の関係悪化・崩壊につながりうる。相手と良好な関係を続けていくためには、受け手に迷惑と認知されうる行為を慎む必要がある。

本研究ではこのような迷惑行為の抑制要因として共感性を取り上げることとする。共感性は「他者を観察した個人に何らかの情動的・行動的反応が生じる」という個人内過程と同時に、対他者への社会的行動を動機づける側面も持っている（長谷川・下田, 2012）。共感性は、「人と人との互いに助け合い、支え合い、理解しあって気持ちよく社会生活を送るのに役立つ重要な特性」（登張, 2003）であり、「他者理解を深め、個人間の結びつきを強めたり、対人コミュニケーションを円滑にするために重要な役割」（今野・小川, 2012）を担っているため、適切とされる感情・思考・行動を促進し、不適切な感情・思考・行動を抑制すると考えられる。例えば、向社会的行動の促進 (e.g., Eisenberg, Miller, Schaller, Fabes, Fults, Shell, & Shea, 1989 ; Carlo, Eisenberg, Troyer, Switzer, & Speer, 1991), 攻撃行動の抑制 (e.g., Zillmann, 1988 ; Richardson, Hammock, Smith, Gardner, & Singo, 1992) 等である。

ところが、共感性が部分的に予測通りの効果をもたらさないケースもある。例えば、中学生の共感性（下位因子として「共感的関心」「個人的苦痛」「ファンタジー」「気持ちの想像」）及びソーシャルサポートとストレス反応との関連を検討した長谷川・下田（2012）では、共感性の一側面である共感的関心と不安の間に弱い正の相関を見出している。また、女子に限っては、個人的苦痛と怒り、ファンタジーと不安、気持ちの想像と不安に弱い正の相関が確認された。行動面への影響に関しても、一見常識的ではない結果がみられている。大学生の見守り行動を検討した永井（2012）では、「疲れている友人をそっとしておく」等の行動が多い者は、共感性の一側面である「他者指向的反応」「想像性」が低かった。

攻撃行動について検討した Richardson, Hammock, Smith, Gardner, & Sugino (1994) によると、身体的攻撃を行いやすいのは視点取得得点の低い者だが、間接的攻撃については視点取得得点の低い者より高い者の方が実行することが示されている。また、共感性とサイコパシー傾向の関連について検討した大庭・西松・大平（2013）では、衝動性や社会的逸脱等の行動的側面を測定する尺度の得点が高い者は、低い者に比べ、個人的苦痛得点が高いことが示されており、他者の苦痛に敏感過ぎても攻撃行動に結びつくことを示唆している。

迷惑行為に関しても、共感性と迷惑行為との関連を検討した一連の研究において、共感性による迷惑行為の抑制効果は認められはしたもの、それは部分的なものであった（小池・吉田、2005, 2007, 2011）。迷惑行為研究以外の先行研究もあわせて考えると、経験的には、適切とされる感情・思考・行動を促進し、不適切な感情・思考・行動を抑制すると考えらるがちの共感性の影響力は、従来考えられているほど高くない。

その一方、櫻井・葉山・鈴木・倉住・萩原・鈴木・大内・及川（2011）は、これまでの共感性研究が、他者のネガティブ感情（苦しみや不幸）への共感を中心に検討してきており、他者のポジティブ感情（嬉しさや喜び）への共感を軽視してきたと指摘した。先行研究を確認しても、幼児についてはポジティブな感情に対する共感性を検討しているものが多くある（田中・岩立、2006）ものの、青年期以降で検討したものは数少ない。その数少ない研究の1つである櫻井他（2011）では、ポジティブ感情への共感と、向社会的行動・攻撃行動との関連の検討がなされ、有意な相関を見出している。つまり、これまでの研究において共感性の影響が低かった原因是、共感性の一部しか測定していなかったためで、測定してこなかった側面こそが実は諸行動を規定していたという可能性が考えられる。本研究ではこの点に着目し、ネガティブ感情への共感とともに、ポジティブ感情への共感を扱う。具体的には、ポジティブ感情への共感のしやすさ・ネガティブ感情への共感のしやすさと迷惑行為抑制との関連を検討し、ポジティブ感情への共感について、より詳細に捉えていくことを目的とする。

II 方法

調査対象者 短期大学生 234 名（男性 15 名、女性 219 名）。調査は心理学関連の授業を受講する学生を対象に、複数の教室で実施。平均年齢は、19.29 歳。

質問紙 (1) **共感的的感情反応尺度** 櫻井他（2011）の尺度を使用した。「ポジティブな感情への好感・共有」因子（以下、ポジ好感・共有）、「ネガティブな感情の共有」因子（以下、ネガ共有）、「ネガティブな感情への同情」因子（以下、ネガ同情）から成る（Table1～3）。計 20 項目。回答形式は、「まったく当てはまらない」～「とても当てはまる」の 5 件法。

(2) **対人的迷惑行為尺度** 小池・吉田（2005）を使用する。「同性の親しい友人に対して行為をするか」及び「同性の顔見知りに対して行為をするか」について、回答を求めた。質問項目は「相手の意見を否定する」「相手に自分の価値観を押しつけてしまう」等、計 48 項目。回答形式は、「全くしない」～「ショッちゅうする」の 5 件法。

手続き 提示順の影響をなくすため、質問紙によって提示順を変え、カウンターバランスを行なった。

Table1 ポジティブな感情への好感・共有因子項目

-
- ① 楽しそうにがんばっている人を見ると、応援したい気持ちになる
 ② 成功して喜んでいる人を見ると、相手をほめたくなる
 ③ 相手が喜んでいると、自分も嬉しくなる
 ④ 相手がとても幸せな体験をしたことを知ったら、今まで幸せ気分になる
 ⑤ 成功して嬉しそうな人を見ると、祝いたい気持ちになる
 ⑥ 喜んでいる人を見ていても、その人と同じような気持ちにはならない (R)
 ⑦ 嬉しそうな人を見ると、暖かい気持ちになる
 ⑧ 人が幸せそうにしている光景を見ると、暖かい気持ちになる
 ⑨ 人が嬉しそうにしているのを見ただけで、自分も嬉しくなる
 ⑩ まわりの人が楽しそうだと、自分で楽しくなってくる
-

Table2 ネガティブな感情の共有因子項目

-
- ① つらそうにしている人といふと、自分もその人と同じようにつらくなる
 ② 相手が何かに苦しんでいると、自分もその苦しさを感じるほうだ
 ③ 相手が不安を感じていると、自分も同じ気持ちになる
 ④ 相手が何かを怖がっていると、自分も同じ気持ちになる
 ⑤ 悲しんでいる人と一緒にいると、その人の悲しみが自分のことのように感じる
-

Table3 ネガティブな感情への同情因子項目

-
- ① 人が冷たくされているのを見ると、かわいそうになる
 ② 苦しんでいる人を見ると、ふびんだと思う
 ③ 災害にあって困っている人を見ると、同情の気持ちがわいてくる
 ④ 困っている人がいると、かわいそうだと思う
 ⑤ 人が悲しんでいると、かわいそうだと思う
-

III 結果

尺度構成 共感的的感情反応尺度・対人的迷惑行為尺度について、先行研究に従い、項目の得点を合計して尺度得点とした。

共感性が迷惑行為抑制に与える影響の検討 忽略行為抑制に影響を与える要因を検討するため、関係性別にポジ好感・共有（2：高・低）×ネガ共有（2：高・低）×ネガ同情（2：高・低）の3元配置の分散分析を行なった（Table2）。その結果、顔見知りに関しては、主効果・交互作用ともに認められなかった。友人に関しては、ネガ共有×ネガ同情の交互作用($F(1,226)=4.17, p<.05$)が見出された。単純主効果の検定を行なったところ、ネガ同情高群において、ネガ共有高群・低群間に有意傾向がみられた($F(1,230)=3.50, p<.10$; Figure1)。すなわち、ネガティブ感情に同情・共感する者は、ネガティブ感情に同情しても共有しない者に比べ、友人に対する迷惑行為を抑制する傾向にあった。友人に対する迷惑行為抑制

には、「かわいそう」と同情するだけでなく、友人と同じネガティブ感情を持つことが重要であることが示唆された。

Table4 各共感性高群・低群ごとの記述統計

	ポジ好感・共有		ネガ共有		ネガ同情	
	高群		低群		高群	
	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)
迷惑行為実行						
友人	48.86	(1.23)	51.04	(1.28)	49.81	(1.26)
顔見知り	38.65	(1.14)	41.02	(1.18)	40.12	(1.16)
					39.55	(1.16)
					39.70	(1.15)
					39.97	(1.17)

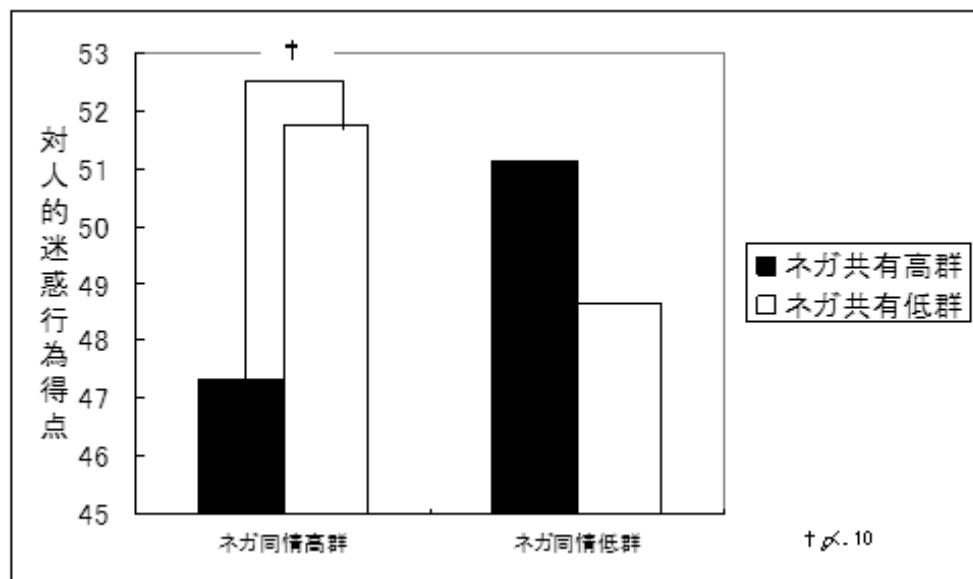


Figure1 ネガ同情群・ネガ共有群別の対人的迷惑行為得点（友人）

IV 考察

本研究において、ポジティブ感情への共感のしやすさの影響はみられなかった。影響がみられなかつた理由として、従属変数である迷惑行為の性質が関係している可能性が考えられる。

第一の可能性として、ポジティブ感情への共感が影響しやすい行動と、ネガティブ感情への共感が影響しやすい行動とが存在していると考えられる。例えば、「人が幸せそうにしている光景を見ると、暖かい気持ち」に持ちやすい者が、他者のために向社会的行動を起こしやすいということは容易に想像できる。しかし、「つい余計なことを言って、相手を傷つけてしまう」といった迷惑行為の抑制については、どちらかと言うと、「つらそうにしている人」といふと、自分もその人と同じようにつらくなる」といった項目に代表されるネガティブ感情への共感の影響力の方が強いかもしれない。実際に、本研究では、ネガティブ感情への共感の影響のみがみられている。

第二の可能性として、迷惑行為が、状況によって迷惑と認知されるかどうか左右される行為であることが考えられる。迷惑行為に関しては、先行研究においても、「特定の状況において共感性の高い者は迷惑認知・迷惑行為抑制をする」「状況要因の影響を受けて共感し迷惑認知・迷惑行為抑制をする」等、

状況要因と迷惑認知・迷惑行為実行との関連に、共感性が絡んでくるという結果が示されている（小池・吉田, 2005, 2007, 2011, 2012）。本研究において、友人に対しての行動のみに共感性の影響がみられたことも、その証左であると思われる。Koike(2004)では、受け手の対人的迷惑認知と行為者との関係性を検討した結果、友人からの行為よりも、顔見知りからの行為をより迷惑だと認知していることが明らかになっている。つまり、友人との間では迷惑でない行為であっても、顔見知りに対しては迷惑とされる行為であるのかもしれない。本研究の結果とあわせて考えると、同じ行為であっても顔見知りからの行為は迷惑と認知されやすいため、結果として多くの者が顔見知りに対する行為を抑制する。一方、「内」と「外」という日本人にみられる考え方（土居, 1971）からすると、本研究における仲の良い友人は「内」にあたり、お互いに顔は知っているがあまり親しく話したことのない顔見知りは「外」にあたると考えられる。「内」である身内や仲間内では、「甘え」から遠慮のないわがままな行動がみられやすいことが指摘されており、そのような関係性の中では、本人の性格特性が最終的な行動選択に影響する可能性が示唆される。迷惑行為は、先行研究で検討されたような善悪のはつきりした行動ではなく、認知もしくは実行・抑制の判断の際にはより複雑なプロセスを経るため、今後は状況変数等を考慮しながら、検討を続けていく必要があると思われる。

引用文献

- Carlo, G., Eisenberg, N., Troyer, D., Switzer, G., & Speer, A.L. (1991). The altruistic personality : In what contexts is it apparent? *Journal of Personality & Social Psychology*, 61, 450–458.
- Davis, M. H. (1994). *Empathy: A social psychological approach*. Boulder: Westview Press. (デイヴィス, M. H. 菊池章夫(訳) (1999). 共感の社会心理学 川島書店)
- 土井健郎 (1971). 「甘え」の構造 弘文堂
- Eisenberg, N., Miller, P.A., Schaller, M., Fabes, R.A., Fults, J., Shell, R., & Shea, C.L. (1989). The role of sympathy and altruistic personality traits in helping: A reexamination. *Journal of Personality*, 57, 41–67.
- 長谷川真穂・下田芳幸 (2012) . 中学生における友人間のソーシャルサポートの互恵性と共感性およびストレス反応との関連について 富山大学人間科学部紀要, 6, 211–220.
- Koike, H. (2004). Relations to empathy and perception of interpersonal annoyance from an acquaintance or a friend. Poster presented at the 28th International Congress of Psychology, Beijing, China.
- 小池はるか・吉田俊和 (2005). 対人的迷惑行為実行頻度と共感性との関連—受け手との関係性についての検討— 東海心理学研究, 1, 3-12.
- 小池はるか・吉田俊和 (2007). 共感性と対人的迷惑認知、迷惑認知の根拠との関連—行為者との関係性による違いの検討— パーソナリティ研究, 15, 266–275.
- 小池はるか・吉田俊和 (2011). 共感性・社会考慮が公共の場における迷惑行為抑制に与える影響 高田短期大学紀要, 29, 1-6.
- 小池はるか・吉田俊和 (2012). 共感性・社会考慮が公共の場における迷惑認知に与える影響 高田短期大学紀要, 30, 1-9.

- ・今野仁博・小川俊樹 (2012). 認知的共感性と成人愛着の関連について—愛着回避に着目して— 筑波大学心理學研究, 43, 97-107.
- ・永井暁行 (2012). 大学生の友人関係における見守り行動の検討—愛他行動および共感性との分析を通じて— 日本心理学会第 76 回大会発表論文集.
- ・大庭丈幸・西松能子・大平英樹 (2013). サイコパシー特性と多次元的共感性 人間環境学研究, 11, 13-18.
- ・Richardson, D.R., Hammock, G.S., Smith, S.M., Gardner, W., & Singo, M. (1992). Empathy as a cognitive inhibitor of impulsive aggression. Unpublished manuscript (Davis, 1994 の引用による)
- ・Richardson, D.R., Hammock, G.S., Smith, S.M., Gardner, W., & Singo, M. (1994). Empathy as a cognitive inhibitor of interpersonal aggression. *Aggressive behavior*, 20, 275-289.
- ・櫻井茂男・葉山大地・鈴木高志・倉住友恵・萩原俊彦・鈴木みゆき・大内晶子・及川千都子 (2011) . 他者のポジティブ感情への共感的感情反応と向社会的行動、攻撃行動との関係 心理学研究, 82, 123-131.
- ・田中あかり・岩立京子 (2006). 母親の幼児に対する「言葉かけ」が幼児の共感性に及ぼす影響—ポジティブ感情の共感に注目して— 東京学芸大学紀要 総合教育科学系, 57, 63-70.
- ・登張真稲 (2003). 青年期の共感性の発達—多次元的視点による検討 発達心理学研究, 14, 138-148.
- ・Zillmann, D. (1988). Cognition-excitation interdependent in aggressive behavior. *Aggressive Behavior*, 14, 51-64.

保健室・カウンセリング室を訪れる学生の姿からその役割について考える

Discussion on the Roles of School Nurses and Counselors — Why Students Come to See Them? —

橋 本 景 子

Keiko Hashimoto

富 永 礼 子

Reiko Tominaga

(要 約)

なぜ学生が保健室やカウンセリング室を訪れるのかを考えると、“こころの SOS”に気づいて欲しいという欲求がどこかにあるからである。本音が吐き出せて心が軽くなった時、前向きになるとともに学生の表情も変わり、ひいては家族関係まで変わり出すことがあるというのも過言ではない。幼少期からの教育の結果今の学生の姿があるのであら、出口となる高等教育機関に携わる我々は心の問題にこそもっと力を注ぐべきであるし、その方法も考え直すべき時である。

(キーワード)

近年の学生像、学生の求める学生支援、連携

1. はじめに

保健室・カウンセリング室を訪れる学生に限らず、数年の間隔で「学生の様子が変わった」と教職員間で話題に上ることがある。就職後の離職率の高さ、就職後の鬱などの発症率を見ても明らかな変化が見て取れる。中村は(2003)は、大学生への性格テストから「感情的な繊細さ、行動面における積極性のなさ、対人関係における消極性が増した」ことを挙げ、これらは社会で言われている「若者論」とも一致すると述べている。

筆者達は学生に接していると、訴える内容は違っても、そこには共通するものがあると考えている。そこで本稿では保健室とカウンセリング室（以下「両室」とする）が協同し、近年の学生像と両室の役割、支援のあり方について考えていく。何年か前、大学生の間で「仮面うつ病」というのが話題になったことがあるが、同じようなことが今も起きている。ここでは現代の学生にも良いところがあるのは承知の上で、考察を深めるために敢えて気になる部分に焦点を当てていく。本論文中で述べている事例は本校に限ったものではなく橋本の他大学等での経験も含まれており、他の論文からも読み取ったものであり、あくまでも一般的な傾向を取り上げたものである。

2. 近年の学生像

(1) 自己肯定感の低い学生

自分の存在価値がわからない。「自分は存在していていいのだろうか」という疑問を持つ学生が増えている。学生自身も自分は「ネガティブ思考」だと言い、それゆえに消極的になる。学生課などの窓口

を訪れた時も同じで、職員も数年前の学生とは全体的な傾向として覇気がなくなっているのを感じていて、打てども響かない感じだと言う。窓口に立っても「それで？」とこちらが先を急かさないと自分からは発信しないような状況である。どうしてよいのかわからず、職員から切り出しても一問一答状態で、それは他の部署においても同じ傾向が見られる。

また自分が本当に保育士に相応しいのか、介護福祉士に相応しいのかと専門職を目指していく過程で壁にぶつかることも少なくない。その壁を乗り越えなければならない状況に置かれた時、自分の存在価値がわからなくなり、保健室で話したり、カウンセリングを受けたりするうちに「自分は存在しているいいのだろうか」「消えた方がいいのでは？」と心の深い部分、本当の悩みにたどり着くことがある。

自分の存在価値を認められることほど辛いことはない。「自分など家族の中にいない方が良いのではないか」と考えたり、「何もしたいことがない、これから何をしていきたいのかわからない」という自己肯定感を持てない現状は、本人が意識している、していないにも関わらず本当に辛いものである。その結果、登校できなくなり学校生活・社会生活に支障を来す者もいれば、リストカットをして生きていることを実感するなど、身体化・行動化に至る学生もいる。

(2) 悩みを表現できない学生

学生の中には、「問題が明確で来室する学生」と「問題がわからないまま来室する学生」がいる。前者においても、カウンセリングを受けるうちにその主訴が変わっていくことはあるが、後者は最近の傾向である。悩んでいることに気がついていない、または気づかない振りをしている場合もあるが、問題がわからないまま来室する学生も、「誰かに気づいて欲しい、助けて欲しい」と心のどこかで思ってやって来る。そういう“こころのSOS”に両室は対応していく。「頭が痛い」と保健室を訪れたときに、鎮痛薬を内服させればよいケースと、学生の気づいて欲しいというサインに気づき、頭が痛い原因は何なのかをじっくりと聴き、引き出す作業が必要なケースがある。そこを見分けるには保健室担当者がメンタルヘルスについての基礎知識を持ち合わせていることが重要で、そうでなければ医学的処置だけをされて終わってしまうことになる。

両室に来室する学生は、表現方法も乏しく単語で話すことが多い。「いつから」とか「どんな風に」とこちらが言葉を引き出す作業が必要なことも多い。また保健室においては何時間も延々と話し、学生が何を話したいのかを聴き手が読み取らないと話にまとまりがなく、「死にたい」とか「(学校を)やめたい」などと簡単に軽く一言で終わらせてしまうこともある。本当は重く苦しいことも、聴き手がその奥にある気持ちを理解しようとする姿勢がないと聴き逃してしまう。だからといってすべての学生に「希望念慮」があるわけではない。しかし両室が「そんな思いはないだろう」と軽く接すると、「死」に繋がることもあるので充分に気をつけなければならないところである。

(3) 自己決定できない、自分の意志を表明できない学生

「どうしていいかわからない」と話す学生や、「先生はどう思う？」と両室で常に答えを求める学生がいる。誰かに決定して欲しい、出来れば変わりにやってほしいという姿勢である。時には、「頭が真っ白」と表現するのみで何に悩んでいるのか学生自身もわからず、筆者達もどう理解すればよいのかわからず、解離症状ではないかと疑問を抱いたこともあった。

また学生は一人になることが不安で、同調行動を取る傾向がある。必要以上に他人の目や評価を気にし、怒られたり自分が傷ついたり苦しむことは極力避けたい。故に自己決定しない方向に向かってしまう。コミュニケーションはネットワークが中心で、面と向かって言えないのは最近の若者の傾向で、ネットで誰かに対しての「愚痴」を書き込むと全員が引いてしまい、レスポンスがなくなる。その結果ますます本音を語ることを避けるようになっていく。そんな学生に共通するのは何かと考えると、今まで親や教師任せにして自己決定してこなかったことや、周囲の目を気にするあまり自分の意志を表明できることである。学生を見ていると、経験不足からくる自信のなさを感じることが多く見られる。

就職支援の現場でも、学生が自分から欲求を出さないので、何をどう支援すればよいのかわからないことがある。以前は「就活の仕方がわからない」などとわからないことが明確だったが、近年では就職活動が進んできてもどこを受験するのか自己決定できない学生が見られる。社会人になるまでに心が育つてきていないのである。また、自分の希望よりも保護者の希望を優先しようとするケースもある。

3. 学生の背景を考える

(1) 変わらない教育の現場

幼い頃から負の感情（怒り、憎しみ等）を表現することは認めてもらえないのが我が国の傾向である。考えが違うその人に無理に合わせる必要はなく、「私はあなたとは合わない」と思っていることを言っているのは決して悪いことではない。しかし相手の人格を否定するのは間違いであるということを教えていくのが躊躇であり教育である。いろいろな人がいて価値観もそれぞれ違い、それでこそ社会はうまく成り立っていることに気づかせることが大切なのではなかろうか。「みんなと同じ」というと安心感が強く、大半が日本人である日本社会においては敢えて意識しないとなかなか難しい問題である。

また、「子どもの（児童・生徒・学生を含む）のため」と思ってやっていることも、実は子どものニーズではなく、大人のニーズになっていることもある。自分たちの失敗は子どもにさせないようにと考えるあまり、挫折体験をしないまま大人になってしまふ子どもたちが多く見られる。「責任問題」や「プライバシー」ということを考えると難しい問題ではあるが、子どもに夢や希望が持てないのはそういった現実問題があまりにも表面化しているからではないだろうか。広木(2013)によると、小学生を対象にした「何になりたいか」という調査に於いて「昔のボクになりたい」と答えた子どもがいるそうである。理由は「くつろいでいた頃に戻りたい」ということで、こんなことを小学生に思わせてしまう私達大人の態度を今真剣に省みなければならない。

子どもたちに夢がなくなったと嘆くのではなく、夢が持てるような未来を見据えた教育・指導方法を見直さなければならない時なのではないだろうか。

(2) 家族機能の低下

①親を支える学生

親が子どもよりも先に自分の抱えている悩みを話してしまう。そのため、子どもはこれ以上親に迷惑や心配をかけたくないと健気にも親の愚痴の聞き役に回ってしまう。これが精神的支えである。

次は、親の収入が少ないため、学費や生活費を自分で稼ぐ学生である。これが金銭的支えであり、そ

の中には、親の遊興費に学生が稼いだお金や奨学金を回し、結局は奨学金が学費として使われないケースもある。いずれにしろこんな状況下では、自分が悩んでいることなど表現できない。表現しても受け止めてくれる人もいないし、むしろ弟や妹のことが気になり、自分の悩みなど言っていられないというケースもある。

②過保護・過干渉

子どもの数が減ったこともあるが、各家庭では一人ひとりの子どもに対して以前よりも目が届くようになってきた。「一点豪華主義」とも言われたように、一人の子どもを大事に育てるという風潮も強くなっている。また、子どもが何も言わなくても親の方で勝手に察してくれるということも多く見られるようになってきた。ところがそういったことは、家庭や学校生活において問題とはならず、問題が先送りされる傾向がある。親の目が届くあまり、本来なら自分で失敗して学んでいくことも親が失敗をさせないように、過保護・過干渉となってしまう。

③無関心

自分に対して関心を持つてもらえないというのは、人の心を深く傷つける。人と深く関わって人を信用すると、裏切られたとき傷つくのが恐い。だから現実の世界では深く人と関わろうとせず、淋しくなるとネットで見知らぬ人に呼び掛ける。しかしこれにも限界はある。誰かの悪口になったり、これから何か悪い大きなことをやると書き込んだりすると誰も反応しなくなったりする。本当の友達ならそこで話を聴いてくれるものであるが、今はそういう関わりのできる相手が少ない。だからこそいざとなつたときは身近にいる親に話せれば良いのだが、それがなかなか難しい。

マザー・テレサの有名な言葉に “The opposite of love is not hate, it's indifference.” というのがあるが、子どもたちにとって親が「無関心 (indifference)」であることほど辛いものはない。しかし、大多数の子どもはそのことを無意識の世界に抑圧し、友達からは「自由でいいね」と羨ましがられることすらある。無関心であることと、関心を持ちながらそっと目は離さずに自由にさせてくれている、というのとは全く別物である。後者には親の愛情が感じられるが、前者には愛情を感じることができない。この「感じる」「感じない」というところに実は大きな問題が隠されている。なぜならば、それは「事実」かどうかではなく「気持ち」の問題だからである。中には、本当は親は愛情も関心も持っているのに、そのことに気づかないでいる子どもたちもいる。そのことに気づかせていくのも両室の役目だと考えている。

④子どもとの関わり方がわからない親

子どものSOSを感じていながらもどう言葉を掛けばよいのかがわからず、その結果として過保護・過干渉、もしくは無関心な態度をとってしまうこともある。親自身も子育ては初めてで、情報過多の社会の中でどう対応していくべきか、相談する相手もなく迷っているのが現状である。

そこで橋本がこれまでに行ってきて効果的だったものが「保護者カウンセリング」である。保護者が変わってくれることで学生にも短期間で大きな変化が期待できる。

4. 保健室とカウンセリング室の機能

保健室は、①誰でも気楽に利用できる、②身体とともに心も安らげる、③教職員も気軽に利用でき相談ができる、④担当者が常駐しているのでいつでも訪れやすい所である。

それに対してカウンセリング室は、①特別な人が行くところだと思われている傾向がある、②心は癒されるが、そのためには辛いものを見つめ直さなければならないこともある、③教職員にとっては「相談」と構えてしまうので入りにくい、④多くの大学において常駐の担当者がいない。

こういった違いはあるものの両室の機能には共通のものがある。学生が両室を訪れたとき、両室では学生が訴えている言葉に囚われることなく、学生が本当に解決したいと思っていることは何かを考えながら学生の訴えに耳を傾けていく。話を聴いていくとその学生の育ってきた背景にいきつくことが多い。

例えば「腰が痛い」と保健室を訪れても、それは整形外科的な問題ではなく心の問題であることもある。そんな学生に整形外科に行かせて診察を受けさせてもまた違う所に症状が出始める。保健室担当者は、身体に現れている症状を聞くだけでなく、ストレスに感じていることや気になっていることはないかをじっくりと聴いていく。その上で、カウンセリングが必要だと判断した学生はカウンセリングに繋ぎ、カウンセリングに繋がらない場合でもカウンセリング室と情報共有を行うことで、心身両面から捉えていくことを怠らないようにしている。

両室の目的は、学生が充実した学生生活を送るように支援するもので、全人教育の一環を担うものである。そのためには橋本(2013)が述べているように、①学生の心をやわらげ、②どんな相談でも持ち込める雰囲気を作り、③学生と一緒に考えていくスタンスで学生に接する。そして、④必要に応じて保護者カウンセリングの実施、あるいは保護者と学生との架け橋となり、⑤同じように教員と学生との架け橋ともなる。⑥時にはお喋りの相手となることで、学生の心がスッキリして自分で前に進めるようになる。また、⑦秘密厳守という安心感の元でどんなことでも話せる雰囲気作り、⑧必要に応じて学外の相談機関や病院へリファーすることもある。

5. 考察

「普通」に生きることが難しい世の中である。「普通」とは何かと考えた時、ある程度の年齢で結婚して家庭を持ち、子どもが生まれる。一昔前のそんなことが「普通」ではなくなりつつある。多種多様な生き方が認められる社会になってきたとともに、ある意味では「二極化」というこれまた一昔前に戻りつつある。どれを自分の生き方として選ぶかは自分自身に任されていて、それは「普通」という概念が存在した頃より、どう生きるかという生きるための選択をしなければならないということであり、守られて育って来た者にとっては厳しいことになる。

そんな中、学生が両室にまず求めるものは、自分の気持ちを受け止めて欲しいとか自分という存在を包み込んで欲しいということである。両室は、学生に取って何を語ってもまずは聴いてもらえる、つまりは、受け止めてもらえ、自分を安心して出せる場である。学生の気持ちを受け止めるためには学生が言葉にしないサインをキャッチすることから始まる。それは身体症状であったり、ふとした表情に現れたりする。言葉で自分の気持ちを上手く表現できないため、身体症状や行動化という形で自分の気持ち

を表現している学生は少なくない。青年期という年代だからこそ、子どものときに比べてますますSOSを言葉にしなくなっている。両室がアンテナを高くして、様々な部署とも連携を取る中でこそ気づくチャンスも多くなる。

また、両室には守秘義務があるが、守秘義務に配慮しながらも必要に応じ、保護者や教職員と連携を図りながら学生支援を行っている。連携することによって、学生の短大生活全般に対する援助がより一層手厚くなると考えるからである。それにはゼミ教員にとどまらず、キャリア支援室、学生課や教務課など学生に関わるすべての部署との連携が望ましい。しかし、この連携のあり方が難しいのが現状である。今後は、現代の学生の抱える悩みや特徴、短大全体が連携して学生支援を行っていく必要性を教職員にも理解を深めてもらえるような働きかけを両室が行う必要があると考えている。

保護者とは単に連携するだけでなく、今後は保護者支援にも力を入れていく必要があるだろう。学生と親との関係がうまくいっていると、たとえ就職でつまずいても立ち直りが早く、その後自分に適した就職先を見つけて、元気に日常生活を送っている例も多々見られる。しかし、根本となる親子関係がうまくいっていない場合は、就職でつまずき、その後なかなか立て直しを図ることが困難である例が多い。本来は子どもが幼い頃からの「親育て」が必要であるが、今ここでそれを言っていても始まらないので、大学においても保護者をも視野に入れた支援を考えいかねばならない時を迎えていると筆者達は考えている。

過保護・過干渉な親や関わり方がわからない親に対しては、具体的に子どもに対してどう関わればよいのかを提示し、保護者に納得の上で実行してもらう。学生に支えられている親や無関心な親に対しては、子どもの親に対する思いを代弁し、子どもの気持ちをわかってもらえる様に支援することも必要である。保護者を支えることで、直接的に子どもに働きかけなくても子どもは変化していく。

両室を訪れる学生に対しての具体的な支援方法としては、学生の言葉にしないサインをキャッチしたら、学生が何を伝えたいのか、わかって欲しいと思っているのかを語れるように面接を深め、一緒に感情を言葉にしていく作業を行う。そして整理をしていく（問題の明確化）。そういった丁寧な関わりが今まで以上に求められていると筆者達は感じている。

学生が自分の感情を言葉で表現出来ないのは、活字離れやゲーム脳が問題とされ、友達や家族ともメールやラインでの会話が中心で、相手の顔を見て会話をしないという現代の背景に加え、個々の学生の育ってきた背景や家族関係が影響している場合が少なくない。親は子どもの話を聴いているのだろうか、聞く時間はあるのだろうか。親は自分の興味があることは概ね訊いている。しかし、子どもが話したいこと、聞いてほしいこと、つまり子どもからの発信には耳を傾けていないことが多い。両室においては、学生の心の声に耳を傾けることで学生は本音を吐くことが出来るし、吐けない場合は我々が言語の裏にあるものを感じ取ることで本音を引き出していく。

学生は自分の気持ちを自分の言葉で語ることを通して、感情を語ってもいいのだと実感し、感情を表現し始める。そこには当然「言ってはいけない」「言葉にしてはいけない」「そんなことを考えてはいけない」とされてきた負の感情も含まれる。こういった感情を語ることは自分を見つめる作業でもあり、大変な作業ではあるが、そこを一人ではなく我々と一緒に乗り越えることで自分が解決していかなくて

はならない問題に気づき、前に進んでいけるようになる。

また気持ちを言葉で相手に伝え、受け止めもらえる経験や先送りにしてきた課題に向き合うことにつき合ってもらえる経験を積み重ねることによって身体化や行動化を徐々に減らし、結果として自殺や犯罪へのリスクを下げる事にも繋がっていく。

子どもには幼少期から様々な経験をさせることが大切だが、怪我や心が傷つくことを恐れて大人が危険を回避してしまったり、子離れできずにいたりするのが現状である。思春期の課題を積み残し、大人になれないまま、つまり心が幼いまま短大生になっている学生が少なくない。幼少期の経験不足から、一人で外出したり何かを自分で始めてみたりという第一歩が踏み出せずにいる学生に対しては、第一歩が踏み出せるような支援が必要となる。例えば就職活動を一人で始められない時には、両室を出て、キャリア支援センターまで付き添いそっと背中を押すこともある。それは一見過保護のようにも思われるが学生にとっては必要な支援で、過保護であることと学生が必要としている支援を見極めた上で行う一見過保護に見える支援とは異なるものである。最初の一歩が踏み出せないから背中を押すだけで、一歩を踏み出したあとは両室が連携しながら、できる範囲で見守っていく。

近年の学生の特徴として、①自己肯定感の低い学生、②悩みを表現できない学生、③自己決定できない、自分の意志を表明できない学生の3つを挙げてきた。これらの特徴の背景には、現代社会や大人から受けた影響や学生それぞれの生育歴も関係があると考えられる。様々な背景が考えられるにせよ、両室では学生には、上記のような3つの特徴があるのだということをまず理解しておくことが必要である。理解していないと心の専門家であっても学生の言動を受け入れられなかつたり、動搖してしまうことも起こり得る。学生の特徴を理解しておくことが支援のスタートだと考えている。しかし、両室を利用するその様な特徴を持った学生が決して特別な学生だというわけではない。

学生の育ってきた社会で何が起きているのか、育ちの中でどんな対人関係を築き、どんな経験をしてきたのかを知ることで学生の言動への理解を深めることができる。先にも述べたが、思春期までその時々に到達しておく発達課題に到達しないまま年齢だけは短大生になり、いざ短大生活が始まると今まで先送りしてきたそれぞの課題が浮き彫りになってくる。就職を前にして社会人になる準備が間に合わず、支援が必要となる場合もある。短大を卒業すれば学生の殆どは社会人となる。卒業だけを目標にしていると社会人になって早期離職したり、抑鬱になったりするリスクが高くなる。だからこそ在学中に全てを解決できないにしろ自分の課題と向き合うことが必要で、これ以上課題を先送りしないことである。そのためにも今まで放置されてきたことを両室で受け止める支援が大切であると考えている。

次に、両室は他の教職員にも近年の学生像を伝え、短大全体で学生を支えられるように調整することも重要な役割である。そのためには学生のプライバシーに配慮しながらも必要に応じて情報を共有し、学生についての共通理解を図っていくことが大切で、「学生支援委員会」のようなものを立ち上げ、高石(2009)も述べているように、両室も委員会の一員として様々な部署の構成員と一緒に学生支援に取り組んでいくことだと考える。

6. おわりに

我が国の大が研究機関ではなく、教育機関としての役割へと変化してきている今、懇切丁寧な学生支援、ひいては親支援が大きな鍵を握っていることが見えてきた。今回は特別支援を要する学生については触れていないが、「学生を支える」「親を支える」という視点では同じであると考えている。

カウンセリング室よりも気楽に相談できる保健室には、今後「ヘルスカウンセリング（健康相談活動）」がますます求められて来るであろう。大学全体で学生の心の問題に力を注いでいけるよう努力したい。

（＊文中の「聴く」「聞く」「訊く」は敢えて使い分けている）

引用・参考文献

- ・池田政俊（2012）：心理療法の観点から見た学生相談 —帝京大学学生カウンセリングルームの未来に向けて— 帝京大学学生カウンセリング研究 創刊, 17-22.
- ・大串由紀子（2002）：養護教諭の特性や保健室の機能を生かした健康相談活動の在り方に関する研究—心の健康への支援を目指して— 佐賀県教育センター長期研修 研修報告書
- ・小野朋子、黒木豊城、安田誠人、橋本景子（2000）：専門学校におけるカウンセリングの考察 （1）カウンセリングルームの役割 第49回東海心理学会発表論文集 46.
- ・川上華代（2013）：〈研究ノート〉現代学生の特徴と学生相談についての一考察 問題や症状が維持され、変わらない学生の姿から見えてくるもの 和光大学現代人間学部紀要第6号, 141-153.
- ・喜田裕子、高木茂子（2001）：学生相談から見た大学生のメンタルヘルスと心の教育 —富山国際大学における過去10年間のUPI調査をもとに— 富山国際大学人文社会学紀要VOL1, 155-165.
- ・桑原義登、櫻井明子、二口祐美子、松尾将作(2011) :学生相談の現状と課題 —学生相談における連携のあり方を探る— 相愛大学研究論集27巻, 33-52.
- ・高石恭子（2009）：現代学生のこころの育ちと高等教育に求められるこれからの学生支援 京都大学高等教育研究第15号, 79-88.
- ・中村 晃（2003）：大学生の性格における年代的変化 千葉商科大学紀要4(3), 1-19.
- ・橋本景子（2013）：短期大学におけるカウンセリングについての一考察 高田短期大学紀要第31号, 7-16.
- ・橋本景子、小野朋子、黒木豊城、安田誠人（2000）：専門学校におけるカウンセリングの考察 （2）リエゾン機能を活かした事例 第49回東海心理学会発表論文集 47.
- ・広木克行（2013）：子どものためって何ですか～見つめてみよう、育ちの根っこ～ 第12回全国子育てひろば実践交流セミナー 基調講演より
- ・松田英子、日浅美由紀、鈴木秀生、高澤則美（2011）：学生相談における学生支援に関する事例報告 —教職員、保護者、医療機関との連携を行った4事例より— 江戸川大学紀要情報と社会、21, 103-112.
- ・元永拓郎（2012）：大学の社会的責任としての心の支援活動 —待ったなしの学生カウンセリングルームの充実— 帝京大学学生カウンセリング研究 創刊, 23-25.
- ・吉武清實、大島啓利、池田忠義、高野明、山中淑江、杉江征、岩田淳子、福盛英明、岡昌之（2010）：2009年度学生相談機関に関する調査報告 日本学生相談学会 1-22.

成年被後見人の選挙権の剥奪と公職選挙法の合憲性 —成年後見制度の意義と東京地裁判決の検討—

The Deprivation of the Right to Vote for Persons under Adult
Guardianship and the Constitutionality of the Election Law
— A Study on the Significance of Adult Guardianship and
the Verdict by the Tokyo District Court —

武川眞固
Masataka Takekawa

(要約)

成年後見制度は近年に、新たに立法の整備がはじまったが、成年被後見人の後見人開始後、被後見人の選挙権は事実上、剥奪するしくみになっている。その理由は「選挙の公正」を口実にということになっているが、必ずしも明確にされていない。ここでは、成年被後見人の選挙権剥奪にかかる裁判の判決を通して、成年後見制度の意義や選挙権のあり方、その選挙権を制限する論理などについて、批判的に検討を加えてみたい。

(キーワード)

被後見人の選挙権 選挙の公正 公職選挙法

問題の所在

成年被後見人の選挙権制限をめぐる問題は、成年後見開始の後、被後見人になるとその選挙権が剥奪されるという問題は、憲法 15 条 1 項、同 43 条 1 項および同 44 条但し書違反にならないのか提起されている。

本稿では、成年被後見人の選挙権制限と公職選挙法の違憲性を提起した裁判、東京地裁判決を通して、第 1 に、被後見人の選挙権の同質性とその法的評価の問題、第 2 に、成年後見制度を借用した被後見人の選挙権の制限とその非合理性の問題などを中心にして、成年後見制度の意義及び被後見人の選挙権を制限している論理を明らかにしつつ、公職選挙法 11 条 1 項 1 号が憲法に違反しているかどうか¹を若干検討するものである。

I. 成年被後見人の選挙権剥奪と公職選挙法の合憲性

—東京地裁判決（2013 [平25]年 3月 14 日）についての検討—

① 事実の概要

わが国の国会議員の選挙権〔被選挙権〕は大日本帝国憲法〔1889 年〕のもとで 25 歳以上の男性でしかも高額納税者のみに付与された制限選挙制度であった。戦後日本国憲法〔1946 年〕にもとで 20 歳以上成年男女に選挙権は付与されたが、いわゆる禁治産者は対象外とされてきた。2000 年、禁治産者から成年後見制度に移行したが、公職選挙法による被後見人の選挙権は剥奪されたまま、同法の改正なく今日まできた。

知的障害のある原告〔女性〕は、2007年2月17日に、家庭裁判所の審判で後見開始となった。ところが、その後、選挙のはがきが来なった。これまで、成人になって以来、27年間原告は欠かさず、両親とともに選挙権の行使を行なって、その都度「選挙公報」を見ながら投票を行なっていた。原告は「選挙にいけなくなったらつまらない」といい、「もう一度選挙に行きたい旨」を両親に訴えた。今回、被後見人となつたため、失った選挙権の回復を求めて国側を相手に提訴したのが、本裁判である。

本件の裁判²は、〔1〕本訴訟の提起は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しない不適法なものであり、却下されるべきか。〔2〕本訴訟の原告がいう被後見人の選挙権が剥奪された公職選挙法11条1項1号は、憲法15条1項および43条1項及び44条但し書などに違反し、無効であるか否かなどが争われた。

② 東京地裁の判決の要旨

〔1〕の論点

i 被告の主張、すなわち、「公職選挙法11条1項1号が違憲無効とされた場合に、日本国民で年齢20歳以上の者は、衆議院および参議院議員の選挙権を有すると定めた同法9条1項を適用して、原告は選挙権を有するという結論を導くことは、立法府の合理的な意思に反し、立法府の裁量を奪うことになり許されないと主張」し、・・・「裁判所が、選挙人の判断能力という点を問題にすることなく、同法9条1項から成年被後見人全般が選挙権を有するという解釈をすることは適切に選挙権を行使することが期待し得ない者を選挙人団から排除しようとした立法者の明確な意思に反することになるとして、成年後見制度の借用をやめて他の能力判定制度を創設する立法府の裁量の余地を奪うことになるから、権力分立原理に反し許されないと主張³」する。

これに対して、裁判の判決は、「憲法81条の条文を示し、憲法は、法令等が日本国憲法に違反するかどうかを審査する権限を裁判所に付与し・・裁判所が憲法に適合しない法律であるとの無効であると判断した場合には、当然にその法律が憲法に適合し有効であるとした立法府の判断と異なる内容を判断することであって、その意味で憲法は、裁判所に対して、ある法律の憲法適合性についての判断について、立法府の意思に反する判断をする権限を与えていることは明らかである。仮に公職選挙法11条1項1号が違憲無効とされる場合には、同9条1項を含む関係法令が有効に存在する以上、それらを解釈適用して原告に選挙権があるか否かを判断することになるのであって、このような裁判所が我が国の憲法秩序の下で与えられた権限行使することをもって、直ちに立法権の侵害である立法裁量を奪うことになるということにはならないと解される。⁴」という見解を述べた上で、「・・・違憲と判断される部分を他の部分から切り離すことが可能であり、残部だけでも立法者が有効な法律として存立させる意図が認められる場合には、裁判所が、違憲であると主張される当該規定部分について、憲法上与えられた違憲立法審査権行使できなくなると解すべき理由はなく、また残部については有効な規定と解される以上は、その有効な規定を解釈適用して法的な争訟について裁判することはおよそ見出し難い。」また「そのような解釈は、憲法81条が裁判所に対し、立法府が憲法に適合しない立法をした場合にそれを無効と判断する権限を付与することによって、三権の抑制均衡を図り国民の権利を擁護しようとした趣旨

に反することになりかねず、採用の限りではない。⁵」とし、「前述のとおり、違憲立法審査権行使の結果として立法府の意思に反する事態が生じることは憲法が当然のこととして予定するところである上、立法府がその裁量権を用いて憲法に適合する範囲で法律の改正することは何ら否定されないのである」とし、裁判所は、違憲と判断された以外の有効に存続する法令の規定を解釈適用することによって法的な争訟について裁判することが国法上の権限であり義務とされているのであるから、この点についての被告の主張に付与することはできない。以上によって、結論として本件の訴えは、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』に該当しないということはできず、他に不適法な訴えであると解すべき事情は見出しづらい。⁶」と述べた。

[2] の論点

① 選挙権の意義と位置づけ

「国民の代表者である議員を選挙によって選定する国民の権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的な権利として、議会制民主主義の根幹を成す」もので、「民主国家に置いては、一定の年齢に達した国民のすべてに与えられるべきものであるとする。そして、・・・憲法は、その前文および1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定め」、43条1項および15条1項での「公務員を選定し、およびこれを罷免することは国民固有の権利である」とし、15条3項でいう普通選挙の原則や44条の但し書での選挙権および被選挙権の差別禁止規定を述べている。「以上に憲法の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが『やむを得ないと認められる事由』がなければならないというべきである。そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記の『やむ得ないと認められる事由』があるとはいはず、このような事由ないし国民の選挙権の行使を制限することは、憲法15条1項および3項、43条1項並びに44条但し書に違反するというべきである。⁷」

② 公職選挙法11条1項1号の被後見人に選挙権付与しない「やむを得ないと認められる事由」について

i 被告〔国〕側の公職選挙法11条1項1号の立法目的について、

「選挙権は、権利であると同時に、選挙人団を構成して公務員を選定する公務としての性格を付与」されており、憲法は、その公務を行うのに相応しい能力、すなわち、複数の候補者の中から、その政見、政策等に関する情報を基に議員として相応しい者を各自の意思に基づき選択する能力を有することを前提にしていると考えられ、成年被後見人は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあって選挙権の適切な行使を期待し得ないことから、選挙権を与えないものであると主張し、・・・そのような能力を具備しないと考えられる、事理を弁識する能力を欠く者に選挙権を付与しないこととは、立法目的として合理性を欠くものとはいえない。⁸」

ii 法は、成年被後見人の「事理を弁識する能力を欠く者」としての位置について

「しかしながら、法は、成年被後見人を、事理を弁識する能力を欠く者として、位置付けてはおらず、むしろ、事理を弁識する能力が一時的にせよ回復することがある者として制度を設けている。ここでいう『事理の弁識する能力を欠く者』とは、事理の弁識を欠く状態から離脱して、事理を弁識する能力を回復した状況にあることがある者を含むものである。民法は、このような規定は、成年被後見者が事理の弁識する能力を欠く状態から離脱して事理の弁識する能力を回復することを想定して、様々な行為について有効に法律行為等を行なえるとしたものであり、民法が成年被後見人を『事理を弁識する能力を欠く者』とは異なる能力を有する存在であると位置付けていることは明らかである。従って『事理を弁識する能力』が一時的にせよ回復した場合にも選挙権の行使を認めないとすることは、憲法の意図するところではない。」⁹

iii 成年後見制度の目的—精神上の障害をもつ被後見人の財産等の権利擁護のための制度

上記制度は「精神上の障害により法律行為における意思決定が困難な者についてその能力を補うことによりその者の財産等の権利の擁護するための制度である。およそ家庭裁判所が、後見開始の審判をする際に、選挙権を行使する相応しい判断能力を有するか否かという見地から審理をして後見開始の是非について判断するということは予定されていない。その場合は、『自己の財産を管理・処分する能力』について、その有無や程度の審理判断が行われていることが予定されている。¹⁰」「・・後見開始の許否の際、判断される能力は、その制度趣旨とされる本人保護の見地から、『自己の財産を管理・処分する能力』を判断することが予定され、そのようなわゆる財産管理能力の有無や程度について、家庭裁判所の判断が、前述のような、主権者である自己統治をすべき国民としての選挙権の行使するに足る能力があるか否かという判断とは性質を異なるものであることは明らかである。従って成年被後見人となった者は、主権者であり、自己統治をすべき国民として選挙権を行使するに足る能力を欠くと断ずることは到底できない・・。¹¹」原告は「・・20歳になった昭和57年以降、平成19年に後見開始の審判を受けて成年被後見人となるまでは、ほとんど棄権することなく、選挙権を行使してきたことが認められるものであるとは到底できない。とし、そのような能力が同じであるという被告の主張は失当というほかない。¹²」

③ 被後見人等、社会的ハンディキャップをもつた人々の国民主権として政治参加の意義

「成年被後見人になった者であっても、我が国の『国民』であることは当然であり、「様々な境遇にある国民が、高邁な政治理念に基づくことはなくとも、自らを統治する主権者として、この国がどんなふうになつたらいいのか、あるいはどんな施策がされたら自分たちが幸せかなどについての意見を持ち、それを選挙権の行使を通じて国政に届けることこそ、議会制民主主義の根幹であり、生命線である。・・・そのような国民から選挙権を奪うことは、まさに自己統治を行うべき民主主義国家におけるプレイヤーとしての不適格であるとして、主権者たる地位を事実上剥奪することにはかならない。¹³」「したがって、そのようなことが憲法上許されるのは、それをしてことなしには選挙の公正を確保しつつ選挙を行うことが事実上不能ないし著しく困難であると認められる『やむ得ない事由』があるという極めて

例外的な場合に限られると解すべきことは、国民主権や議会制民主主義の理念を標榜する我が憲法の解釈としてけだし当然であるとし、そのような『やむ得ない事由』がない限り、様々なハンディキャップを負った者の意見が、選挙権の行使を通じて国政に届けられることが憲法の要請するところである。¹⁴「被告のいう不公平、不適正な投票が、相当高い頻度で行なわれ、それによって国政選挙の結果に影響を生じさせかねないなど、選挙の公正が害されるおそれがあるというべき事実は見出し難い。」また「成年被後見人に選挙権を与えないという以外の方法によってそのような不正の行為を排除することができないことなどについて、何らの立証もされていない。とし、そうすると、成年被後見人に選挙権を付与することによって、選挙の公正を確保することが事実上不能ないし著しく困難であると事態が生じると認め、平成17年大法廷判決を示唆しながら、同判決は選挙権が、議会制民主主義の根幹を成すものであることから、憲法は、国民主権の原理に基づき、選挙権を国民に対して固有の権利として保障し、国民に対して投票する機会を平等に保障しているのであり、そのような憲法の趣旨にかんがみれば、国民の『選挙権』又は『その行使』を制限することは原則として許されず、国民の『選挙権』または『その行使』を制限するためには、そのような制限を『やむを得ない』と認められる事由がなければならぬといるべき旨判示しているのであり、国民の『選挙権』の制限についても、『その行使』の制限についても、『やむを得ない』と認められる事由がなければ憲法違反になる旨は判示していることはその文言上明らかである。¹⁵」

そうすると、「選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から排除するために、成年後見制度を借用する以外の方法を採用することが仮に容易でないにしても、それゆえに全く別の趣旨目的をもつ成年後見制度を借用し、成年被後見人とされた者から選挙権を剥奪しても憲法上許されることにはならないのであって、この点についても、被告の主張にも与することができない。以上によれば、公職選挙法11条1項1号のうち、成年被後見人は選挙権を有しないとした部分は、憲法15条1項および3項、43条1項並びに44条但し書に違反するものであり、無効であるといわざるを得ない。¹⁶」

④ 以上総合的な検討からの結論

判決は、成年後見制度の諸外国の事例紹介と国際的な「障害のある人の権利条約」の推移を踏まえて以下の見解を判示している。

「以上を総合するならば、憲法は、選挙権が、国民主権の原理に基づく議会制民主主義の根幹に位置付けられ、両議院の議員の選挙において投票をすることを国民の固有の権利として保障しており、『やむを得ない』場合、すなわち、そのような制限をすることなしに選挙の公正を確保しつつ選挙を行うことが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合以外に選挙権を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項ならびに44条但し書に違反するといるべきである。¹⁷」

II. 本判決における意義と論点

〔I〕成年後見制度の意義と選挙権の剥奪

① 成年後見制度の意義とその位置づけ

成年後見制度¹⁸は、障害のある人について保護・支援する制度であり、後見開始の審判を受けると、

様々な資格と免許の喪失又はその取得機会を喪失する（⇒いわゆる「欠格条項」が設けられている資格制度が多数存在する）。1999年政府は「このような差別規定を見直すとして、『障害にかかる欠格条項を有する63の資格免許制度の見直し』をして、2011年6月『障害者等に係わる欠格事由の適正化等を図るための医師法等一部改正する法律』を成立させた」¹⁹。

しかし、公職選挙法における被後見人の「選挙権及び被選挙権は有しない」という規定（公職選挙法11条1項1号）規定は改正しないまま残っていた。判決も成年後見制度の目的を権利擁護を保護することを把握し、選挙権と切り離して、目的が異なるものであることを正当に評価している点にまず、意義がある。

成年後見制度における被後見人の財産管理する能力や身上の監護する能力を欠いているし、他者のものを管理し、監護する能力ももたないという理由で、他者の管理人や代理人にあることができないというのは当然の理としても、被後見人は一人の国民として、安易に選挙権や被選挙権の剥奪が許されるものではないだろう。

② 成年後見制度の現状と選挙権剥奪の問題状況

2010年度（H22/3）裁判所資料²⁰によれば、成年後見制度の申立・認容件数は増えており、後見登記の総数は20万4000件のうち、申立件数は、30,274件、その内、後見開始審判は、24,905件である。終局件数は、成年後見関係で認容されたのは、毎年平均2万人前後の人々が認容されている。被後見人の選挙権剥奪の問題状況は、既に述べたように成年後見制度は、消費者被害その他の財産管理上のリスクが高くなっている現状のなか、財産に関する行為を制限することによって、本人を守るための制度である。被後見人となった場合には財産に関する行為とともに、国民固有の権利である選挙権が制限されるというものがある（公職選挙法による選挙権の剥奪）。単純の計算では、毎年2万人に渡る被後見人の選挙権が剥奪されている現状であるが、その理由が必ずしも明確にされてこなかったという状況にある。

〔II〕 選挙権の法的性格と選挙権の制限

成年被後見人の選挙権剥奪が安易に許されていいものなのか、ここではまず、まず、選挙権とは何か、そして選挙権はどのような場合に制限されるのか否かを確認しておくことが必要であろう。

① 選挙権の法的性格をめぐる問題

選挙権が国民主権の原理のもとで、国民固有の重要な権利であることは疑いがない²¹ところである。しかし、選挙権は他の自由権と異なり実際の選挙という公務によって権利を行使すること及び国家の立法機関の構成員（国民代表）の決定にかかるという意味での公共性などの選挙権のもつ特殊な性質ゆえに、その法的性格について、選挙公務説、二元説、権利一元説など幾つかの学説がある。

今まで、憲法学レベルでは、選挙権をめぐる論争²²があり、概ね二元説か、権利一元説の対立で説明してきた背景がある。

a. 二元説とは、つまるところ、選挙権というものの中に公務員の選挙に関与する「公務」と政治への参加を国民に保障する「権利」の二重の性格を含むとする考え方である。この二元説は、当初、選挙

権の権利性より公務性を重視していたため、選挙権の公務性というものから広範な立法裁量を導出していた。そのため、当初の二元説においては、選挙権の制限というものを容易に認めていた。

しかし、現在の二元説は、権利の制約に対して厳格な審査を課すことで立法裁量の範囲を狭め、選挙権の公務性よりも権利を重視するようになってきている。だた、「選挙が公務性をもたざるをえない」として選挙権の権利性を重視したとしても、選挙権の公務性自体が処理されるわけでもないとしている。現在では、選挙権がもつ複雑な性格の説明のしやすさから、二元説は通説ないし多数説²⁵になっている。

b. 権利一元説では、選挙権の公務性を否定した上で、フランス革命期以来の「人間としての権利」と「市民としての権利」の区別を前提に選挙権を人民の権利と捉え、選挙権は「人民主権」原理を採用し、政治的意意思決定能力をもつ者が主権の行使に参加するのは当然の権利とする考え方²⁶である。この権利一元説によれば、選挙権は権利内在的制約だけ服するものであり、それゆえ、選挙人の資格としては、「原則として主権行使に必要な意思決定能力のみが要件とされるべきである」という、現行法上の制限の問題があるとする。権利一元説は、はじめは自然権説と混同され、否定的に捉えていたが、後に、その混同もあって、選挙権の公務性として性格を認めず、この考え方方が有力になって主張されてきている。

学説も、二元説と権利一元説の対立というかたちで展開しているが、裁判所は選挙権の法的性格については、二元説を採用するか、権利一元説を採用するか、明確な態度を示していない。選挙権犯罪者の選挙権の停止に関する訴訟では、「選挙の公正はあくまで厳正に保持されなければならない」とし、選挙の「公正を阻害し、選挙に関与せしめることが不適当と見られるものは、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことは相当であるから、これを以て不当に国民の参政権を奪うべきでない」²⁷という「選挙の公正」という観点から権利の制限を認めているということから、二元説の立場を探っているようにみえる。しかし、その一方で選挙権を重要な基本的権利であるとした上で、「選挙の公正」はあくまでも保持されなければならないとして、むしろ枠組みとしては権利論が存在する。

② 普通選挙の原則と選挙権の制限

憲法15条では普通選挙の原則を定めている。通常、普通選挙の原則とは、財力（財産・納税額など）を選挙権の要件とはしない選挙を、広義的には、財力以外、教育や性別、社会的地位などを選挙権の要件としない選挙を意味する。この普通選挙の前提に国民の多様さ、つまり、国民がそれぞれ能力的に差があっても、選挙権は原則として制限されてはならないものである。しかし、普通選挙を原則とするといっても、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねており、色々な選挙制度ないし外国の選挙制度、あるいは混合した選挙制度を採用するかは立法裁量にゆだね、選挙権の制限というのも、憲法上の明記された選挙原則などの要請に反しない限り、立法者に裁量が認められている。

この普通選挙の原則を前提に、選挙権の制限について、日本国憲法15条1項では「公務員を選定し、およびこれを罷免することは国民固有の権利である」とし、国籍による選挙権を制限を認め、15条3項

では「成年者による普通選挙を保障する」というように年齢による制限についても、憲法上認めている。少なくとも、国籍および年齢による選挙権が制限されていることは明らかであるが、では、国籍や年齢以外にはどのような場合に、選挙権は制限されるだろうか。

先ず、選挙犯罪者の選挙権・被選挙権の停止訴訟のなかで示された「選挙の公正」保持、つまり、その人を選挙に参加させると選挙制度が成り立たない場合もある。

「選挙の公正」保持による制限は、選挙権を制限するためのやむをえない制限事由というものになる。ただし、在外日本国民の選挙権に関する訴訟では、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限することないしには「選挙の公正」を確保しつつ選挙権の行使を認めることは事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り」選挙権を制限するためのやむをえない事由があるとは言え、あと、選挙権の制限の合憲性の判断基準を示し、その選挙権については、在外選挙制度の対象となる選挙を両議院に比例代表選出議員の選挙に限定することは、「通信手段が地球規模で目覚しい発達を遂げたことにより在外国民に候補者個人に関する情報を適切に伝達することが著しく困難であるとはいえなくなったこと、あるいは参議院比例代表選出議員の選挙制度の改正により名簿登録者の氏名を書することが原則とされ、既に在外国民についてもこの制度に基づく選挙権の行使がされていること、などを考慮すれば、選挙権を制限をするやむをえない事由があるとはいえないとしたこと²⁸からも、選挙の公正保持という選挙権を制限する場合であっても、その規制手段は最小限度でなければならないとしている。要するに、国籍による制限、年齢による制限、選挙の公正維持による制限という三つ以外によって選挙権を制限することはできないと考えることができよう。しかるべき証拠はない上、選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から排除するという目的達成のためには、制度趣旨が異なる他の制度を借用せずに端的にこのような規定を設けて運用することも可能であると解されるから、選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から排除するための成年後見制度を借用し、主権者たる国民である成年被後見人から選挙権を一律に剥奪する規定を設けることをおよそ「やむを得ない」として許容することはできない。

〔III〕 選挙権の制限と公職選挙法の問題

判決では、被告側の主張する公職選挙法 11 条 1 項 1 号での選挙権の制限の論理を明確に批判していること。

わが国では、大日本帝国憲法のもとで、選挙の「公務性」を重視し、選挙権を個人の権利であるという考え方は定着せず、有産者階級による政治支配の下で制限選挙制を正当化してきたもので、無産者や女性は政治的判断能力を有しないという「偏見」が存在²⁹してきた。

わが国における障害のある人の政治参加は、選挙の「公務性」を中心にして、男性中心の選挙制であり、男性間、男性と女性間との差別という制限選挙制のもとで、二重、三重にもその差別という偏見構造を形成してきたのである。戦前の制限選挙制のもとで、「欠格条項」の存在による能力論、つまり、選挙権行使の資格を問題化し、一貫して政治分野での排除・差別を固定化してきたのである。今日的にも「公職選挙法」の差別条項は、様々なかたちで、障害のある人の社会参加を阻む構造を形成しており、

あらためて同条の存在性が問われている。

① 選挙権行使の「資格」として能力の有無と「選挙の公正」論理

成年被後見人に係わる制度は、「事理弁識能力を欠く常況」にあるものとされ、その者の財産・管理を保護し、支援する制度である。この制度は、私法上の行為能力が制限される、意思無能力のことを通常意味している。この能力が、選挙能力と同質性があるが如く、誤解されている面が多分にある。

1. 制約目的として、選挙に関する判断能力がないという立論は、私法上の財産・管理能力が欠けていても、「選挙能力に欠けている」とは必ずしも同質性を有するとはいえないのではないか。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があるが、判断能力が十分でない者は、財産管理・処分についての判断能力の状態によって、三つのいずれかの制度（後見、保佐及び補助）を利用することができ、どの制度を利用するかによって、私法上の行為能力の制限の範囲、資格制度における「欠格条項」の適用および選挙権の行使の可否などの違いが生じている。

成年被後見人について、「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」³⁰によれば、被後見人の鑑定の審判の際に、裁判所が鑑定する事項は、次の三つの事項である。i) 精神上の障害の有無、内容及び障害の程度、ii) 自己の財産の管理・処分の能力、iii) 回復の可能性などである。

ここでは、専ら、私法上の財産管理・処分に関する行為能力の制限の有無を問題に、鑑定しているのであって、選挙行使の能力を問題にしていない。従って、私法上の行為能力という具体的な事案に対応する問題であり、抽象的レベルでの能力の問題でもなければ、問題解決する能力でもない。つまりところ、「事理弁識能力を欠く常況」にある者が、私法上の行為能力に制限があることと、選挙権行使に係わる政治的判断に欠けるという要件で同質性があるとする判断は早計であるといわなければならない。

2. 制約目的として、実際に選挙権の行使ができないという立論は、投票行為ができない意思表示ができない人あるいは、困難な人もいるが、また投票できる人もその中にいる。従って一律に選挙権を剥奪していいものなのか、被後見人になっても投票できる人もいるわけでそのような人々の選挙権を剥奪していいものなのか検討する必要性がある。

3. 制約目的として、選挙を認めると不正が生じること。この問題は、被後見人の固有の問題ではなく、一般的にも選挙で不正が生じるわけで、不正問題と被後見人の選挙権は、別次元の問題であり、被告側の3つの弊害はあるにせよ、適切でない不正を強調するあまり、被後見人の選挙権の剥奪³¹を許す結果を招くことは避けた事柄である。もうひとつは、「事理弁識能力に欠ける」状況で、本心に回復することがないという誤解ないし偏見が存在していることである。元々、民法は、本心が回復した場合の積極的な要件を立法上想定しており、例えば、民法7条の後見開始の審判請求人の認定、民法847条にいう成年被後見人の意見への配慮、民法973条でいう本人が回復している場合は遺言ができるということ等の規定にあるように、完全の意思能力の欠如としての地位を剥奪していない。つまり、意思能力が回復した場合、本人の意思を尊重することである。だから、たとえ、選挙時に回復していれば、投票させるべきである。この点から、成年被後見人が、後見開始の鑑定され、その行為能力の制限=選挙権行使の制限を一律的の剥奪する理由には合理的根拠は見出することはできない。判決も被後見人の「選挙権行使するに足りる能力を欠くと断することは到底できない」として、国側の主張を否定し、特に「選挙

権を付与することによって、選挙の公正を確保することは事実上不能ないし著しく困難である」とはいえないと判断して、結論として、公職選挙法 11 条 1 項 1 号が違憲としたことの意義は大きい。

② 成年被後見人制度の借用の非合理性

成年被後見人制度が、仮に選挙権行使について能力が必要だとしても、同制度の借用して判断することには合理的理由はない。

つまり、成年後見制度は、財産管理・処分に主眼をおいた制度であり、家庭裁判所はあくまでも財産管理・処分能力を審査しており、選挙権行使の能力は審査対象外である。成年後見制度は、権利擁護のための制度であり、被後見人の自己決定権を尊重する制度でもある。同制度は、基本的には、自由権・自己決定権の憲法的保障を十全するシステム³²と位置づけることができよう。

成年後見制度と適正処遇について、憲法 13 条前段の個人の尊重原理を宣言したものであり、憲法 13 条からの要請する適正処遇の内容は、 i) 「自己決定権の尊重を内実とする適正処遇」と ii) 「自己決定権の尊重ということでは説明できない適正処遇」とに大別され、現行の成年後見制度は前者を定めたものだが、一定の場合は、後者も含むものとして理解³³されよう。さて、同制度が権利擁護する制度のために、選挙権行使が奪われるのは制度に背く論理である。成年後見を申し立てた者は、被後見人になることで選挙権を喪失し、逆に申し立てをしなかった者と同じ程度の能力の者は、選挙権行使しうる有無によって選挙権が行使できるという差を生じさせ、不平等を生む結果になる。また、任意後見制度を利用した場合、被後見人と同じ能力になり、被任意後見がついても公職選挙法 11 条 1 項 1 号の適用はされないのであり、ここにも不平等を生み出している。この点、現行の成年被後見人の選挙権を同制度借用でもって、その選挙権行使自体を剥奪することは認められないし、その剥奪する合理的理由はないといわなければならない。

結びに代えて

—成年被後見人の選挙権の保障と「障害のある人の権利条約」の意義—

成年後見人の制度の意義を既に記述した観点に立てば、被後見人の財産管理・処分にかかわる支援制度であり、被後見人開始にあたり、「事理弁識の能力をもたない者」として選挙権を一律的に剥奪することの合理的な理由は見出せず、立法上制限する明確な理由もなく、限りなく公職選挙法は、憲法 15 条 1 項、3 項及び 43 条 1 項 44 条但し書に違反することは明らかである。

国連で署名された「障害のある人の権利条約」でも一般原則で「障害のある人が・・社会に完全かつ効果的に参加し、社会に受け入れられること」を規定されている。そして、同条約 29 条で「政治的及び公的活動への参加」では「締結国は、障害のある人に対して、政治的権利を保障し、及び他者との平等にこの権利を享受する機会を保障する」ものとし、 a . 「障害のある人が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者と平等に政治的および公的活動に効果的かつ完全に参加できること（障害のある人が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む）を確保すること。」³⁴としている。

わが国では「障害のある人の権利条約」の批准に向けて、国内レベルでは、「障害者制度改革推進会議」が設けられ、2011 年に「障害者基本法」が一部改正され、その中で「選挙における配慮」が新設された。

それは「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行なわれる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設及び設備その他必要な施策を講じなければならない」としたが、本件のような被後見人の選挙権剥奪の容認や投票所自書投票主義その他など公職選挙法上の問題が解決されないままの実効性の乏しい現実がある。その意味で、今回の成年被後見人の選挙権の剥奪の憲法問題は判決によって、立法府（国会）を動かした点では意義深いものがある。

註

1. 成年被後見人の選挙権の制約等について検討したものとして、井上英夫・川崎和代・藤本文朗・山本忠編著『障害をもつ人々の社会参加と参政権』法律文化社 2011年刊。飯田泰士『成年被後見人の選挙権・被選挙権の制限と権利擁護—精神・知的障害者・認知症の人の政治参加の機会を取り戻すために—』明石書店 2012年刊。竹中勲「成年被後見人の選挙権の制約の合憲性」『同志社法学』61巻2号 2010年刊 135頁～174頁。有田伸弘「成年被後見人の選挙権」「社会福祉学部研究紀要」第27号 関西福祉大学 2008年刊 19頁～26頁。大岩慎太郎「成年後見制度と選挙権の制約」『青森法政論集』13号 2012年刊 59頁～69頁。杉浦ひとみ「被後見人の選挙権回復訴訟—被後見人の選挙権を奪う公職選挙法第11条第1項1号の違憲性を問う—」『ノーマライゼーション』2013年7月号 13頁～17頁参照。
2. 『判例時報』2013年7月号 日本評論社 2頁～16頁。
3. 同上 6頁。
4. 同上 9頁。
5. 同上 9頁。
6. 同上 10頁。
7. 同上 10頁。
8. 同上 11頁。
9. 同上 11頁。
10. 同上 12頁。
11. 同上 12頁。
12. 同上 12頁。
13. 同上 12頁。
14. 同上 12頁。
15. 同上 15頁。
16. 同上 15頁。
17. 同上 15頁。
18. 成年後見制度については、最高裁判所編『成年後見制度—詳しく知っていただくため—』(<http://www.moj.go.jp>・MINJI/minji17.html) 参照。
19. 「欠格条項」については、拙稿「障害をもつ人の人権・社会参加と『欠格条項』－憲法論的考察－」高田短

期大学紀要 22 号 2004 年刊 39 頁以下参照。

20. 最高裁事務総局家庭局編『成年後見関係事件の概要—平成 22 年 1 月～12 月分』法務省。
(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>) 参照。
21. 芦部信喜『憲法 第五改訂』有斐閣 253 頁～254 頁。
22. 辻村みよ子『「権利」としての選挙権』頸草書房 1989 年刊 2 頁～28 頁参照。
23. 林田和博『選挙法』有斐閣 1985 年刊 42 頁以下。
24. 同上 43 頁以下。
25. 大岩慎太郎 註一「前掲書」62 頁。野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I (第 5 版)』有斐閣 2012 年刊 220 頁。
26. 最大判昭 30・2・9 刑集 9 卷 2 号 217 頁 辻村みよ子 註一「前掲書」189 頁。
27. 同上 220 頁。
28. 大岩慎太郎 註一「前掲書」64 頁。東京高裁平 12・11・8 『判例タイムズ』1088 号 133 頁以下。
29. 植木淳「障害のある人の参政権」、特集「障害者と選挙」『ノーマライゼーション』 2013 年 7 月号 9 頁～12 頁。
30. 最高裁事務総局家庭局『成年後見制度における診断書作成の手引』(平 23・4) 6 頁以下。
31. 選挙権剥奪の理由について、整理したものとして三俣真知子『成年被後見人の選挙権剥奪に係る憲法問題の視点』立法と調査 NO322 (参議院事務局企画課調整室編集・発行) 107 頁 113 頁～116 頁参照。
32. 竹中勲 註一「前掲書」162 頁。
33. 同上 164 頁。
34. 松井亮輔・川島聰編『解説 障害者権利条約』法律文化社 2010 年刊 障害のある人の権利と障害差別禁止法の枠組みとその内容については、拙稿「障害のある人の権利保障と障害差別禁止法の枠組み」『高田短期大学紀要』第 30 号 2012 年刊 25 頁以下参照。

なお、日本弁護士連合会編『成年後見制度に関する改善提言』2005 年刊は有益な論点を提示している。

注記

第 183 回国会で「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法一部改正する法律（平 25 法律 21 号）」が提案され、2013 年 5 月 27 日成立し、同月 31 日に公布された。同年 7 月以降、参議院選挙実施により、成年被後見人の選挙権が回復する運びとなった。

日本企業における人材マネジメントに関する一考察（その1） —暮らしと企業経営—

A Study on Personnel Management in Japanese Companies
— Corporate Management and Living —

杉 浦 札 子
Reiko Sugiura

（要約）

高度成長期を中心に日本企業で広く導入され世界中から高い評価を得てきた日本の経営の特徴は、人事管理に集中している。そこで、日本企業における人材マネジメントに注目して研究を進めるにあたり、経営学の初学者を意識して、私たちの暮らしと企業経営の関わり方について顧客、労働者、生活者の立場から整理した。また、急速に情報技術が革新し国際輸送が浸透したために進展した企業経営のグローバル化など、外部環境の変化による企業経営と暮らしへの影響についても近年の社会事象を交えまとめている。

（キーワード）

日本の経営、企業経営、暮らし

I. はじめに

終身雇用、年功序列、企業別組合の「三種の神器」に代表される日本の経営は、日本の企業を成長させるとともに競争優位をもたらす経営手法として世界中から高く評価されてきた¹。高度成長期を中心に日本企業で広く導入されてきたこれらの経営手法は、企業における4大経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の一つ「ヒト」に対して、企業がどのように考え方があるかを表したものであることから、日本の慣習的慣行の特徴に人事管理に集中している点をあげることができる。人事管理に注力する傾向が強い日本企業における人材マネジメントに関する研究を深めるにあたり、経営学の初学者に、経営学を身近な学問と捉えてもらうために、まずは本稿で「暮らしと企業経営」の関わり方を整理する。

II. 企業経営と私たちの関わり

私たちの暮らしと企業経営は、密接に関係し支えあっている。企業経営との関わりは、企業が提供する商品を購入する「顧客」としての関わり、商品を生産・提供する「労働者」としての関わり、企業の出資者となり社員すなわち「株主」としての関わり、企業とともに地域に共存する「生活者」としての関わりなど様々である。

十数年、物価が下落し続けるデフレーションが続いていたが、企業が商品の価格を引き下げる経営判断をした場合、顧客の立場では低価格で購入することができるので家計にやさしい判断となる。しかし、労働者の立場では販売数に変化がなければ企業の利潤が減ることとなる。すなわち、企業の財務状況を圧迫させることは賃金が引き下げられることを懸念するだけでなく、株主の立場では所有している企業

の株価下落を招かないか心配する側面が発生するなど、様々な立場で企業経営に関わりを持っている私たちの暮らしは、複雑に絡み合い何らかの影響を受けることになる。そこで、顧客、労働者、生活者のそれぞれの立場から企業経営との関わりを整理する。

1. 顧客としての関わり

企業は事業目的の達成を目指して活動し、利益をあげて自社を存続・成長させるために、経営資源を生かしながら企業経営を行っている。その企業経営の対象は、私たちの暮らしの中にある住宅、自動車、家電商品をはじめとする工業商品から、生活に不可欠な衣料品、食料品、日用品、そして医療・電力・ガス・交通・観光など、あらゆる商品領域にわたっている。また、これらを開発・製造している製造業や運送業、卸売業、スーパー・コンビニエンス・ストアなどの小売業も全て企業である。つまり、あらゆる業種業態の企業経営によって市場に商品が投入され、私たちは購買行動をとることで「顧客」として企業経営と関わり、時代にあった豊かな暮らしを手にしている。

企業は存続・成長するために利潤を追求しなければならないが、企業活動の本来の目的は、「価値」を創造することである。価値とは、企業が提供する商品に顧客が「意味がある」と判断することであり、顧客がそれに対する対価を支払うことで企業は結果として利潤を得ている²。よって、企業は自社が顧客に提供できる価値とは何かを把握するために、市場調査の活動などにより顧客ニーズを把握し、顧客を満足させる商品を開発することで利潤を追求している。企業がさらなる利潤を得るためにには、より顧客を理解し、一方で顧客がさらなる豊かさを享受するためには、より企業との距離を縮める必要があるため、今後、企業と顧客の関わりはより一層深くなると考えられる。

2. 労働者、ヒトとしての関わり

私たちは、商品を顧客に提供する労働者としても企業経営と関わっている。

アメリカの心理学者マズロー（Abraham Harold Maslow）は「マズローの欲求段階説」の中で、人間の欲求はピラミッドのような段階になっており、ある欲求が満たされると1段階上の欲求を志すと唱えている（図1）。そのピラミッドの底辺にある「生理的欲求（衣食住など生きる上での根源的な欲求）」つまり、住む場所や食べるものを手に入れるために必要となる経済的側面を満たすため、企業に労働力を提供し、その対価として報酬を受け取ることを目的に労働者として企業経営に関わっている面も有している。

企業側からみると、私たちを企業経営に必要不可欠な経営資源の一つ「ヒト」として雇用している。企業では、自社が保有する経営資源を効果的に経営活動に投入することで、私たちの暮らしを安定させ豊かにする商品やサービスを産出している。企業経営の基盤となるヒトは、商品を企画・開発・製造したり、それを配送・管理・販売したり、企業の健康診断表である財務諸表を作成したりするヒト、つまり労働者である。企業は単に頭数を揃えるのではなく、求める専門知識や技能を有した人材確保に努め、雇用したヒトには、その労働の対価として報酬を支払うことで暮らしを支えている。

企業は、他社と競合しながら企業経営の質を高めなければならない。そのために、企業と関わる労働

者は、多様な顧客ニーズを把握しながら顧客に選ばれ満足される商品を提供し、市場を開拓できるよう創造的に仕事に取り組み、企業経営に貢献することが求められる。これからの中間者には、創造力、市場を観察する力、アイデアを形にする力、情報を発信する力、コミュニケーション力など様々な力が必要となる。労働者としての役割意識を持ち、マズローが示す最上段の欲求を満たすことができるよう自己啓発に努めなくてはならない。

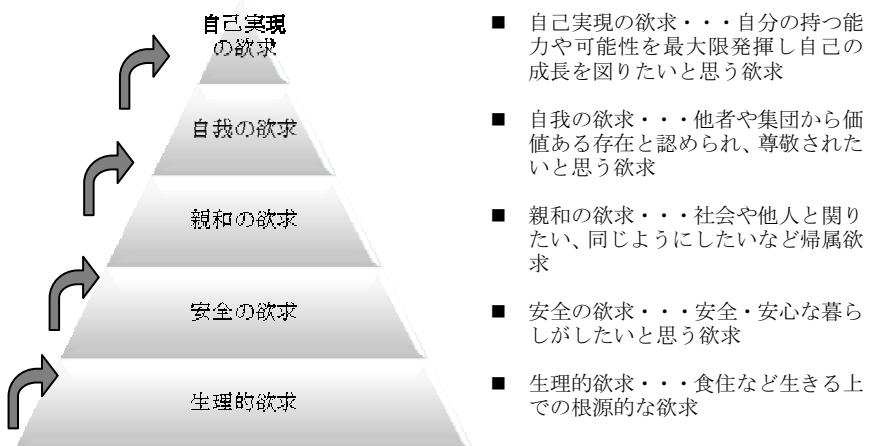


図1 マズローの欲求段階説

3. 生活者としての関わり

企業経営において利潤を追求するだけでなく、企業と利害関係にあるあらゆるステークホルダーとの関係を重視する企業経営、企業の社会的責任を求める声が高まっている。ステークホルダーとは、企業と直接あるいは間接的に利害関係がある人、具体的には、顧客、労働者、株主、得意先、そして地域社会などである。私たちは生活する生活者として、企業は地域社会を構成する一員としてともに地域社会に関わっている。

企業に自社の顧客満足を満たすための企業経営だけではなく、自社の顧客ではない生活者を含む地域社会に対しても配慮した企業経営を求めるようになった背景には、限りある資源・エネルギーや温暖化など地球環境問題への関心が高まったこと、相次ぐ企業不祥事などがあり、企業経営に対する不信感が高まったことなどがある。そこで、生活者はコンプライアンスを遵守し安全・安心を与える企業経営、地域社会の健全な成長や発展に貢献する活動などを期待し求めている。企業は地球環境に配慮した直接・間接的活動や、地域社会との交流、ボランティア活動をはじめとする地域貢献活動、芸術・文化への貢献を意味するメセナ活動などに取り組む動きが強まっている³⁾。

III. 外部環境の変化による企業経営と暮らしへの影響

企業は、激変する外部環境を見極め適応する経営に取り組み存続・成長している。私たち人間が社会的変革をおこした成果に農業革命、産業革命、IT革命があるが、1980年代以降、情報技術が急速に普

及したことにより企業経営や私たちの暮らしは劇的に変化した。IT革命に加えて国際輸送が浸透したことで、国境を越えて地球規模で効率的で迅速な企業経営が可能となりグローバル化が急進した。

これからの企業経営で注視すべき外部環境の変化の一つがグローバル化の進展で、IT革命と同様、企業経営や私たちの暮らしに既に大きな影響を及ぼしている。安い土地や労働力を求めて、製造業を中心に海外へ生産拠点を移す企業が多くみられるようになり、産業の空洞化問題や雇用機会の減少が社会問題となるなど、グローバル化による、企業経営や私たちの暮らしへの影響は大きい。

1. グローバル化とは

内閣府は、「グローバル化とは、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることを意味する。」と示し、世界銀行は「グローバル化は個人や企業が他国民と自発的に経済取引を始めることができる自由と能力」と定義している⁴。ヒト、モノ、カネ、情報を核とする経営資源の移動がグローバルに行われることで、国境の境界が低くなり、地球を一つの市場として捉えた企業経営が趨勢的に進んでいる。

今から20余年前の1993年、日本経済の成長の度合いを示す指標がGNPからGDPに切り替えられた。これは、企業経営がグローバル化したことで、企業経営における国境の壁が低くなつたことに対する対処の一つである。

GNP (Gross National Product) とは国民総生産、GDP (Gross Domestic Product) とは国内総生産のことである。GNPは国内・国外の場に関わらず、その国に属する「国民」が生み出した付加価値額の総額を示している。つまり、日本企業（日本人）が国内であろうと海外であろうと生み出した付加価値額が日本のGNPには含まれる。GDPは「国内」で一定期間内に生み出された付加価値額の総額を示しており、どの国に属している企業（人）であっても、日本国内で生み出された付加価値額であれば日本のGDPに含まれる。つまり、日本企業（日本人）が海外で行った活動により生み出された付加価値額はGDPには含まれないが、海外企業（外国人）が日本で行った活動により生み出した付加価値額はGDPには含まれる。

アメリカ合衆国が1991年にGNPからGDPに切り替えたほか、1990年代前半は、経済の成長の度合いをより的確に捉えることを目的に各国でGNPからGDPに切り替える動きがみられたことから、20年ほど前からグローバル化が進んでいたことがわかる。

グローバル化がさらに急進して、今、注目を浴びているのがTPP (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement : 環太平洋戦略的経済連携協定) である。TPPとは、国が独自に設定している関税をなくし貿易障壁を削減することにより自由貿易を活発化することを目的の一つとしている。経済成長を遂げているアジア・太平洋地域の各国を統合した一つの市場と捉えて企業経営を展開することになるため、グローバル化の動きを更に進めることとなる。

これからの企業経営は、市場統合の機会を活かす「攻めの戦略」と、国内の既存市場を守る「守りの戦略」が求められ、私たちはグローバル化の波にうまく乗り、取捨選択しながら暮らしていく力をつけ

る必要がある。

2.企業経営への影響

2011年7月以降振り続けた大雨により10月に発生したタイ王国（以降タイ）の大洪水は、タイ国内外に甚大な被害をもたらした。当時、トヨタや日産、ホンダなど大手自動車メーカーをはじめ、日本電産やソニー、クボタ、ニコンなど3,100社以上の日系企業がタイに進出していたことが確認されているが、そのうち449社の日系企業が被害を受けた⁵。タイ国内に残した大きな爪痕を見て、私たちは自然災害の恐ろしさを再認識させられたのと同時に、世界各国の企業経営における生産拠点のグローバル化、そして日本国内や世界各国の生産拠点で部品供給が滞り生産ラインの稼働レベルを調整したり停止したりする様を目の当たりにすることで、サプライ・チェーンのグローバル化を再認識した。

このタイの大洪水で多額の損失を受けた企業の一つ、トヨタにおける企業経営のグローバル化について触れる。トヨタは、開発・設計から生産、販売・サービスまで、一貫したグローバル化・現地化を実現しているグローバル企業である。1957年にアメリカ合衆国で輸出・販売を始めて以降、現在は、トヨタ車は世界170カ国以上の国々で販売され走行している。輸出台数の拡大とともに、「需要のある場所で生産する」という方針のもと、生産拠点自体を需要ある諸外国の地に構えるようになり、現在では26カ国の51地域に拠点を構えるまでになっている。開発・設計から生産、販売、サービスまで、一貫したグローバル化推進において「品質の確保」を徹底し、「Made in 生産国」ではなく、「Made by TOYOTA」で品質に信頼を得る企業経営を展開している⁶。企業経営のグローバル化をすすめることは新たな市場を切り拓き顧客を創造し、原価を抑え顧客に安価な商品を提供できるなどメリットが多い。しかし、タイの大洪水により露呈したグローバル・サプライチェーンのリスクなどデメリットも多い。

また、グローバル化が企業経営に影響を与える一つの要素に為替相場がある。例えば、100ドルの商品をアメリカ合衆国で販売するケースで考える。為替相場が1ドル100円の時に商品を販売した場合は、日本円で10,000円（100ドル×100円）の売上であるが、円高になった1ドル80円の時に販売した場合は、日本円で8,000円（100ドル×80円）の売上となり、同じ経営をしていても2,000円損失を招くことになり、輸出企業にすると円高は企業経営に悪い影響を与える。一方、原油をはじめ多くの素材および原料を輸入している輸入企業にすると、原材料費つまりコストが安価に抑えられるため企業経営に良い影響を与える。もちろん円安となれば、企業経営に与える影響は逆となる。

先ほど事例で紹介したトヨタの場合、為替相場が1円振れると営業利益が対ドルで350～400億円変動するほど企業経営に大きな影響を与え、ひいては企業価値を示す株価に大きな影響を及ぼすことになる。

3.暮らしへの影響

企業経営がグローバル化したことで株価に及ぼす影響が大きくなつたことに触れた。これは企業の採用人数にも影響を与えるため、就職活動を控えている場合に注視すべき事象である。また、近年は外国人枠採用を設けたり、会議や社内メール等のコミュニケーションを英語に限定したりする企業が増えて

いる。このような動きに対して、自分自身のエンプロイアビリティ（雇用され得る能力）を向上させるために英会話を勉強しなければと考えている人も多いのではないだろうか。これら、就職活動つまり雇用に関する変化も企業経営のグローバル化による影響の一端である。

私たちの身の回りにある商品を見たときに、「Made in Japan」と表記されているモノ、されていないモノの比率はどのくらいだろうか。日本は海外に依存しているモノが多いため食料自給率は低く、例えば日本の菓子メーカーが製造している菓子をとっても、原材料に使われている砂糖の原料である粗糖は、多くを輸入で貢っているのが現状である。

また、グローバル化は雇用や食料自給率の他にも、文化、食生活など様々な生活スタイルにも影響を与えており、東京ディズニーランドもその一つである。1983年4月、千葉県に開園した東京ディズニーランドは、発祥の地であるアメリカ以外の国で初めてオープンしたディズニーのテーマパークである。開園後、常に変化しながら30年経た今日も人に愛され支持されている「夢と魔法の王国」は、レジャー施設としての企業経営に成功しているだけではなく、文化として私たちの心に根づき浸透している。

この他にも、アメリカ発祥のモノやシステムが日本の企業経営に取り入れられたことで、私たちの暮らしに影響を与えたものは多い。マクドナルドは、ハンバーガーを日本市場に投入しただけではなく、ファストフード店のシステムを普及・定着させた。コーヒーチェーンのスターバックスコーヒーはエスプレッソを主とするドリンクだけでなくファンション性の高い新たな生活スタイルも私たちの暮らしの中に提供した。

日進月歩で情報技術が向上し、大容量の情報を高速で安価に世界中でやり取りすることが可能となつたことで、インターネットを活用して世界中の市場に自らがアクセスし、入手したい商品を見つけ出し購入して手元に届く時代となった。近年、円高傾向が強い為替相場が続いていたため、為替メリットを生かす個人輸入ブームが生じたのもグローバル化の恩恵である。

その他にも、情報技術による効率化・共有化が進んだことで、英会話や資格取得などを目指す教育分野においても、交通費と時間を費やして専門学校に通わなくてもインターネットでいつでもどこでも学習することができるようになった。衣料品や化粧品、書籍など様々な商品を購入するときも物理的な「場」に出向かなくても、いつでもどこでも購入することができる通信販売が躍進するなど、消費スタイルに変革をもたらすほど暮らしへの影響は大きい。

IV. 企業経営を暮らしに転嫁する

「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」⁷という著書においては、「野球部を甲子園に連れて行く」という目標を持つ主人公が、野球部のマネージャーの役割を学ぶことができる本を求めて書店に出向き購入したが、「マネージャー」間違いであったことに気付きながらも読み進め、得た経営「マネジメント」の知識を野球部の組織運営に応用して改革していくストーリーである。企業経営を学び得た知識は、提供者として企業の戦力として生かせるだけではなく、得た経営の知識を暮らしに転嫁する意識を持ち行動することで、生活者としてより豊かな暮らしを手にすることができる。

政治に関しても同様に当てはめることができる。投票権を有する若年者層の投票率が低いことが問題視されている。超高齢社会の日本において、社会保障の充実と安定化、それを実現するための安定財源確保と財政健全化を目指して「社会保障と税の一体改革」が進められているが、一人ひとりが当事者意識を持って考え、意見を有すれば投票率に年代間の乖離は見られないであろう。

投票率や政治への関心が低い理由は様々であろうが、私たちが居住している国の現状を正しく理解できるようになれば、解決すべき課題が何であるのかなど関心が高まり、意識が変わるかもしれない。政治に関しても、「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」と同様に、企業経営に生かしている経営の知識を生かし、一つの国を一つの企業と捉えて財務分析することで、安定財源確保と財政健全化を目指してやるべきことについての意見を持つようになり、政治への関心や投票率が高まるのではないだろうか。

V. 今後の課題

本稿では、人事管理に注力する傾向が強い日本企業における人材マネジメントに関する研究を深めるにあたり、私たちの暮らしと企業経営は密接に関係し支えあっていることを経営学初学者に理解できるよう、企業が提供する商品を購入する「顧客」としての関わり、商品を生産・提供する「労働者」としての関わり、企業の出資者となり社員すなわち「株主」としての関わりから整理した。

拙者は日本企業における人材マネジメントに関する研究を進めるために、私たちの暮らしと企業経営との関係について明治の時代にさかのぼる必要性を感じている。戦後、日本経済を躍進的に復興・成長させた日本企業の経営手法を欧米の経営手法と比較した文化人類学者アベグレン（James Christian Abegglen）が1958年（昭和33年）『日本の経営』において、終身雇用制度が日本企業の経営手法にみられる特徴的な慣行であると発表したことを契機に世界的に話題となった日本的経営ではあるが、1873（明治6）年に第一国立銀行が設立し本格的な企業経営が行われるようになったことで、私たちの暮らしと企業経営との関係が一段と密接になったと考えられるからである。よって、今後、明治初期に遡り日本企業において展開されていた人材マネジメントを整理し分析することとする。

註

- 1 原田実・安井恒則『新・日本の経営と労務管理』ミネルヴァ書房、2000年、1ページ。
- 2 井原久光『経営学入門キーコンセプト』ミネルヴァ書房、2013年4月、6~7ページ。
- 3 水尾順一「日本経営倫理学会CSR研究部会レポート(1)」『戦略的CSRマネジメントと企業経営』
- 4 内閣府、「平成16年度年次経済財政報告」、2009年7月。
- 5 「日系企業進出動向調査」（中小企業総合事業団）。
- 6 トヨタ自動車株式会社 Web サイト
<http://www.toyota.co.jp/jpn/company/vision/globalization/> (2013年9月アクセス)
- 7 岩崎夏海著 「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」ダイヤモン

ド社、2009年。

参考文献

- ・ 片岡信之、斎藤毅憲、佐々木恒男、高橋由明、渡辺陵編著 「はじめて学ぶ人のための経営学入門」 分真堂
ブックス、2008年。
- ・ 明治大学経営学研究会編 「経営学への扉 第4版」 白桃書房、2013年。
- ・ 岡本康雄編著 「現代経営学辞典 三訂版」 同文館出版、2003年。
- ・ James Christian Abegglen、1958、The Japanese Factory—Aspects of its Social Organization, Free Press.
山岡洋一訳「日本の経営」日本経済新聞社、2004年。

社会保障と税の一体改革についての検討

A Study on Comprehensive Reform of Social Security and Tax

田 中 薫

Kaoru Tanaka

(要約)

社会保障と税の一体改革は、その目的を社会保障の機能強化と財政の健全化の2つにおき議論が進められており、最近はその関連法案もいくつか成立している。本稿では、一体改革についてこれまでの経緯や、議論の背景となった社会経済情勢の変化を整理すること、一体改革の必要性や具体的な内容について検討することを主目的とする。また、社会保障制度の維持のための安定財源としての消費増税についても考察する。

(キーワード)

社会保障制度 社会保障の機能強化 財政の健全化

はじめに

平成25年10月15日、社会保障制度改革の今後の実施計画を定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。これは、社会保障と税の一体改革の一環として、その実施に関する工程表のようなものである。「社会保障の機能強化」と「財政の健全化」を目的とした社会保障と税の一体改革であるが、本来は、社会保障と税は全く別の目的のもとにそれぞれ制度化されているものである。税は、国や地方公共団体がわれわれ国民や地域住民から所得の一部を徴収し、徴収した税を財源として様々な公共サービスを国民に提供する仕組みである。これは個人ベースでみると負担額と受益額が必ずしも一致するとは限らない。これに対し、社会保障は、社会保険や公的扶助による国民個人に対する経済的保障とされ、様々な困窮の際に各個人の力だけでそれを乗り越えられないときに、社会の力を借りて保障をされるという考え方である。社会保障は一種の保険であり、日本の社会保障の制度は積立式ではなく賦課方式であることから、負担した額を全額受け取れるとは限らない。

このように、本来は目的も制度も異なる社会保障と税が関連付けられて議論されなければならないのは、少子高齢化によって年金や医療保険などを受け取る高齢者の数が激増しているのに対し、その保険料を納める現役世代が減少していること、それが今後もさらに進展することが予定されているからである。現在、すでに納められている保険料だけで社会保障費を賄うことができず、公費負担（税収や公債金）によって補てんしている状態である。今後さらに高齢者が増加し、現役世代が減少する以上、税や借金で負担する額が増え、財政赤字に拍車がかかることになる上に、公債金の返済などで将来世代への負担が先送りされ続けていくのである。この状況に歯止めをかけるべく、増税か、社会保障費を削減するか、あるいはその両方か、ということで両者が同時に議論されることになったのである。

1 社会保障と税の一体改革の概要

(1) 沿革

この一体改革に関する議論は、2008年（平成20年）1月、福田内閣が社会保障の機能強化と財源確保を目指す「社会保障国民会議」を発足させたことに端を発する。この「社会保障国民会議」は、社会保障のあるべき姿について、国民に分かりやすく議論を行うことを目的として開催が決定されたもので、第1回の社会保障国民会議では、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」、医療・介護・福祉を議論する「サービス保障分科会」、少子化・仕事と生活の調和を議論する「持続可能な社会の構築分科会」の3つの分科会が設置され、議論が開始された。そして、同年11月に「社会保障の機能強化」と「制度の持続可能性」に向けて改革に取り組み、そのための財源確保が必要であるとした最終報告がなされた。そして12月、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保」に向けた「中期プログラム」（以下「中期プログラム」）が閣議決定された。この中期プログラムには、国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保と、税制の抜本改革を実行していくことが記されている。安心強化のための社会保障財源確保では、持続可能な中福祉中負担の社会保障制度を構築し、その財源については必要な給付に見合った税負担を、国民全体に広く薄く求めるとしている。給付に見合った負担と、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する旨が記されたのである。また、税制の抜本改革として、個人所得課税については各種控除や税率構造の見直し、法人課税については法人実効税率の引き下げ、資産課税については相続税の税率構造の見直し、負担の適正化の検討が盛り込まれている。

そして2010年（平成22年）、政府・与党社会保障改革検討本部が設置され、翌2011年（平成23年）には社会保障改革に関する集中検討会議、成案決定会合等を経て、7月1日に「社会保障・税一体改革成案」が決定されたのである。ただし、この時点では、消費税については2010年代半ばまでに段階的に概ね10%へ引き上げるとしたものの、明確な実施時期については民主党内の合意が得られず、閣議決定も見送られ閣議了解にとどまるものであった。

2012年（平成24年）1月6日には、「社会保障・税一体改革素案」が閣議報告、同年2月17日には「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定される。この素案・大綱は、「社会保障・税一体改革成案」で示された基本的な考え方や具体的な改革内容に従い、政府与党においてなされた議論の内容を具体化したものである。

その後、同年3月30日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（以下「消費税法改正法案」）が閣議決定、国会提出されたのち、同6月26日に同案の衆議院修正、同8月10日に成立したのである。

このような経緯をもって、社会保障と税の一体改革は進んできた。特に消費税法改正法案にのっとり、2013年（平成25年）10月1日、政府が消費税率を引き上げることを確認したことは記憶に新しい。平成26年4月1日に、現在の5%から8%への引き上げが決定している。

(2) 背景

社会保障と税の両者を一体改革するという議論が起こった背景には、日本の社会や経済が近年大きく変化したことがある。そもそもわが国の社会保障制度は、1960年代にその骨格が築かれたと言われている。戦後の混乱期には、緊急援護と基盤整備のいわゆる救貧に関する保障が制定され、1958年（昭和33年）に国民健康保険法が改正され、国民皆保険となり、1959年（昭和34年）には国民年金法が制定、国民皆年金となり、救貧から防貧へと移行した。1970年代後半からは、経済が安定成長期に入ったことから、それまでの社会保障制度が一部見直されたという経緯がある。経済が安定的に成長していた時代に構築された社会保障制度の仕組みが、平成以降のバブル経済の崩壊や少子化の問題、景気が低迷している近年の社会情勢にそぐわないものとなり、制度の構造改革が議論されるようになったのである。

現行の社会保障制度の改革が議論されるようになった具体的な理由としては、高齢化と現役世代の減少という人口構成の問題のほか、非正規雇用の増加などの雇用基盤の変化の問題、家族形態や地域基盤の変化の問題、経済成長の停滞などをあげることができよう。

特に少子高齢化についていえば、今後さらに高齢者数は増加し続けることが予測されており、財務省の調査によると、1965年に6.3%であった高齢化率（総人口に占める老人人口（65歳以上人口）の割合）は、1990年には12.1%、2000年には17.4%、2013年には25.1%であり、現在は4人に1人が高齢者である。さらに、2025年には高齢化率30.3%、2050年には38.8%にまで増加すると予測されている。高齢者数の増加だけを考えてもその社会保障の給付費が急激に増大することは予想に難なく、年間で約1兆円の規模で自然増大していくとも試算されている。

また、現在の社会保障制度は、給付に見合うだけの財源を確保できていない状況にある。厚生労働省が行っている社会保障費用統計の結果によると、2010年度の社会保障給付費は103.4兆円であるが、この社会保障給付費は、保険料収入、公費負担、資産収入等といった財源で賄われている。その内訳は、保険料収入が57.8兆円（51.6%）、公費負担が40.0兆円（35.7%）、資産収入等で14.2兆円（12.7%）となっているのである。

つまり、社会保障給付のうち3分の1は公費による負担がなされているということになる。この公費負担は、税収のみならず公債金収入によっても賄われており、社会保障給付費が増大すれば公費負担も増加、すなわち国の借金が連動して増加するという仕組みなのである。

(3) 社会保障と税の一体改革の目的

近年、社会保障制度を支える社会経済情勢は大きな変化が生じていることは前述のとおりであるが、社会保障と税の一体改革の目的は大きく2つある。1つは「社会保障の機能強化」であり、1つは「財政の健全化」である。一見すると相反する目的のようにも見えるが、この目的を「有識者検討会議」（2010年11月～12月）においては、「社会保障強化だけが追及され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。…（中略）…この二つを同時に達成するしか、それぞれの目標を実現する道はないのであ

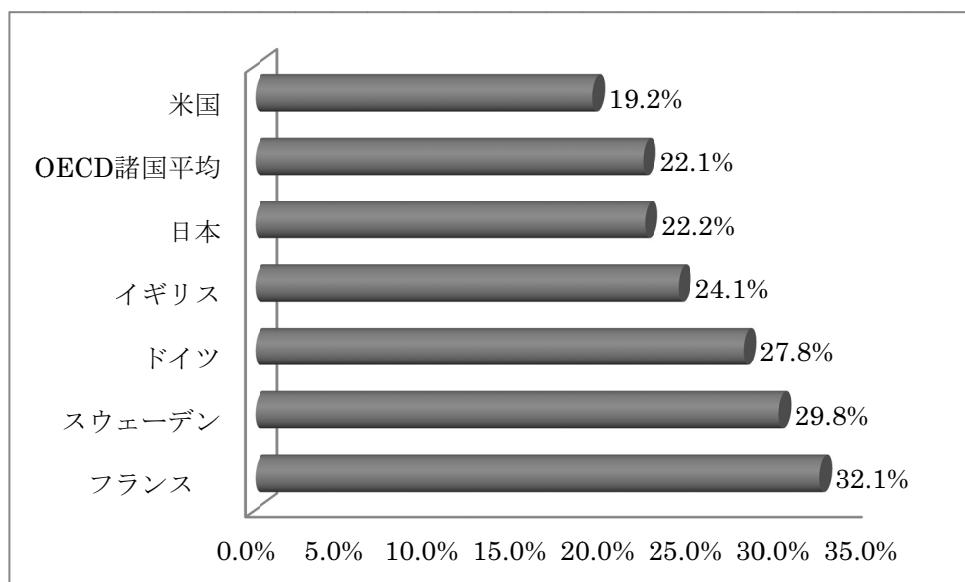
る」と述べている。

①社会保障の機能強化

今後のさらなる高齢化に伴い、現行の（高度経済成長期に構築された）社会保障の質を維持していくだけでも、毎年の社会保障給付費は増加することになる。しかも、社会保険料収入はこの10年以上概ね横ばいで推移しており、社会保障給付費と保険料収入の差額は年々拡大する傾向にある。

だが、日本の社会保障給付費を海外諸外国と比較してみると、日本の給付水準は決して高いとはいえない。2009年の社会保障給付費をGDP比でみてみると22.2%とOECD諸国の平均（22.1%）と変わらないのである（図表1）。ヨーロッパ諸国は高負担高福祉といわれるよう、社会保障給付費の水準は高くなっているのに対し、社会保障が低いレベルの国家は、社会が発展途上にあるような国家と、アメリカやオーストラリア、カナダなど、国家に頼らず、個人の自力救済的な発想をもつ国家の2パターンに分かれる。日本はそのいずれのパターンにも当てはまらないが、先進主要国の中では非常に低い水準であり、日本は低福祉国家であるといえる。高齢化率と併せて考えてみても、高齢化率の高い国家はそれに応じて一般的には社会保障給付費も増加するという相関があるが、日本は高齢化に保障給付が追いついていない現状なのである。

このような状況にあって、これまで、日本の家庭や社会が担ってきたような、介護や失業者、雇用や福利厚生などの保障の役割を、制度によって担っていく必要があるといえる。



図表1 社会保障給付費の国際比較（OECD諸国）（2009年）

国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」を参照し筆者作成

②財政の健全化

一方、社会保障給付費の財源を支える日本の財政は、歳出が税収を大きく上回る状況が続いている。平成25年度一般会計予算では、5年ぶりに租税収入が公債金収入を上回ったが、それでも財政赤字の状

態には変わりはない。実に歳入のうちおよそ 42.8 兆円（46.3%）が公債金収入であり、将来世代へ先送りしている部分である。さらに、歳出のうち、社会保障関係費 29.1 兆円（31.4%）、国債費（過去の借金の返済）22.2 兆円（24.0%）、地方交付税交付金 16.4 兆円（17.7%）とこの 3 経費で全体の 7 割を占めているのである。

生涯を通じた公的サービスの受益と負担のバランスを見てみると、すでに 1950 年後半以降生まれの国民の受ける公的サービスは負担総額よりも下回っており、現行の制度を継続する場合には、若い世代ほど負担の超過が大きくなると推定されている。

つまり、上述のとおり社会保障給付のうちおよそ 5 割を保険料以外の公費で賄っている現在において、現行制度によると、社会保障給付をすればするほど財政が悪化していく構造になっているのである。

2 社会保障と税の一体改革の具体的内容

社会保障と税の一体改革では、「全世代対応型」の社会保障制度を実現すること、「将来世代への負担の先送り」を軽減し安定した社会保障制度を目指すこと、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成のため、消費税をはじめとする「税制抜本改革」を実施すること、の 3 点を基本的考え方として掲げている。

（1）「全世代対応型」社会保障への取り組み

現代の社会保障制度は、給付が高齢者中心であり、負担は現役世代が中心となっている。少子高齢化の進む日本において、持続可能な社会保障制度へと改革する必要がある。そこで、子ども・子育て支援や医療・介護の安心の確保、雇用や貧困・格差問題へ対応を強化することとなった。具体的な各分野の改革を以下に示す。

①子ども・子育て支援の充実

- ・待機児童の解消・幼保一体化・地域の子育て支援の充実

②医療・介護サービス保障の強化

- ・在宅医療、在宅介護の充実・早期社会復帰に向けた医療の充実・医療、介護の保険料の低所得者軽減の強化・長期で高額な医療の患者負担を軽減

③年金制度

- ・低所得者への年金の加算・高所得者の年金給付の見直し・被用者年金の一元化

④就労促進・ディーセントワークの実現

- ・分厚い中間層の復活・高齢者雇用対策・有期契約労働者対策・若年者雇用対策・求職者支援制度

⑤貧困・格差対策の強化

- ・重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

⑥医療イノベーション

以上の 6 つの分野における取組によって、社会保障が充実し、全世代が受益を実感できるような制度になるとされている。

(2) 社会保障制度の安定財源確保

社会保障の機能強化のためには、安定財源の確保もまた必須である。そこで、社会保障と税の一体改革では、主に次の4点の項目を検討事項として挙げている。まずは、国分の消費税収（現在の消費税率5%のうちの4%）の使途を、現在の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大することである。次に、基礎年金の国庫負担割合2分の1を確保すること。さらに低所得者の医療・介護保険料の軽減、最後に消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%と段階的に引き上げること、である。

安定財源の確保のために消費税が増税されることとなったのは、消費税収が景気に影響されにくい税であるということ、水平的公平性を持つため負担が世代間で公平であることなどが理由である。これは、国民全体で社会保障に関する経費を広く薄く分かち合うという考え方にも合致する。消費税が1%増税されることによって税収は2.7兆円増加すると試算されており、5%の増税分のうち、1%分は前述（1）であげた社会保障の充実に充てるといわれている。その他の4%は社会保障の安定化として、年金の国庫負担2分の1確保や将来世代への負担軽減のために充てられるという。

(3) 考察

これまで高齢者3経費について消費税収を充てているというのはあくまでも建前であって、法律上消費税が目的税化しているわけではない。毎年の予算総則でそのように決めているに過ぎなかったのである。それが今回の一体改革の成案を作成するにあたり、現在の消費税率のままでは2015年度の社会保障給付には12.8兆円の不足だ、消費税1%につき2.7兆円の税収だ、だから5%の増税が必要である、という計算で段階的に10%まで増税するという理屈になったのである。つまり、消費税の特定財源化という考え方のもとに改革が行われることを意味しているのである。

消費税の水平的公平性という性質と、国民全体で社会保障に関する費用を広く薄く負担するという考え方方が合致することは確かだが、消費税で不足分を賄わなければいけないという論理があるわけでもない。いずれにせよ今回の改革では、消費税による税収は社会保障に充てるのではなく分は税率を上げて対応します、という論理が通ったことになる。

税制の抜本改革には、消費増税以外にも所得税・個人住民税の増税や相続税・贈与税の増税も列挙されているので、逆進性の高い消費税のみで改革を行っているわけではないし、消費税の引き上げを行う前にまずは行政改革が先なのではという声も良く聞かれるが、それでは行政改革が終わるまで増税には何も手を付けられないことになってしまう。これまでも高齢化に伴って社会保障費が増大することは予測できていたにもかかわらず、景気の良い時の増税は景気を冷え込ませると言われ、景気の悪い時には今はその時期ではないと言って敬遠されてきたために、今その改革が行われているに過ぎないとも考えられる。

だが、社会保障費に充てる財源が不足しているから消費増税という論理が通ったということは、今後も不足した時には更なる消費増税があり得るということではないだろうか。2015年まで段階的に10%に引き上げた後、それで増税が終わるなど確約はされていないのである。

おわりに

社会保障と税の一体改革に関する最近の動向としては、今月 19 日¹に社会保障制度改革の実施スケジュールを定めたプログラム法案が、衆議院本会議において自民・公明両党の賛成多数で可決され参議院に送付されたことであろう。現在は民主党、日本維新の会などの野党が反対に回っているが、与党が過半数を占める参議院の審議を経て、今国会で成立する見通しとなっている。

このプログラム法案とは、平成 25 年 10 月 15 日に閣議決定され、国会に提出された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」のことである。この法案の趣旨は、平成 25 年 8 月 21 日まで、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するために内閣に設置されていた社会保障制度改革国民会議が報告した「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」（平成 25 年 8 月 20 日）の結果等を踏まえ、平成 25 年 8 月 21 日に閣議決定された「社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度の全体像・進め方を明示するものとして提出された。

公的年金制度と少子化対策についてはすでに一体改革関連法が成立していることもあり、このプログラム法案は、医療制度、介護保険制度等の改革が中心であるといえるだろう。平成 26～29 年度に行う医療・介護などの制度改革について、実施時期や関連法案の国会提出時期を規定しており、講すべき社会保障制度改革の措置等としていくつかの改革案が記載されている。特筆すべきは 70 歳～74 歳の医療費窓口負担を現行の 1 割から 2 割に段階的に引き上げることや、介護保険について、平成 27 年度から高所得者の自己負担割合を 1 割から 2 割に増やすこと、軽度者向けのサービスを市町村事業に移行すること、国民健康保険を市町村から都道府県に移行すること、医療提供体制の見直しとして、病床の機能分化や医療・介護の連携を行うことなどであろう。

社会保障費の増大に対する対応策として、収入を増やす意味での消費増税・消費税の特定財源化は決定したものの、消費税だけで対応するとなれば消費税率が 10% では焼け石に水で、少子高齢化が進むことを考えれば支出も減らさざるを得ない。日本の社会保障制度の 8 割ほどは高齢者向けの制度で、子育てや教育、雇用に関する働く世代向けの支出は 2 割程度といわれており、これはいくら高齢国家といえど偏っているように思われる。

総務省の家計調査（平成 24 年度）のデータを見ると、二人以上の世帯で、一人以上が 60 歳以上である世帯の割合は全体の 49.0% を占めているが、これらの世帯の貯蓄額は、貯蓄全体の 65.7% を占めている。金額でみると、30 歳未満の世帯が 290 万円の貯蓄額、30 代が 569 万円、40 代が 988 万円、50 代が 1,609 万円であるのに対し、60 歳以上は 2,171 万円の貯蓄を有していることがわかる。さらに、貯蓄現在高から負債現在高を差し引くと、30 歳未満は 12 万円の負債超過、30 代は 360 万円の負債超過、40 代は 14 万円の負債超過、50 代は 1,093 万円の貯蓄超過、60 歳以上は 1,976 万円の貯蓄超過と、高齢者になるにつれて貯蓄超過額が多くなっていくことがわかる。もちろん高齢者は所得格差も大きく、こうした高所得高齢者は高齢者の一部である。高齢者であっても所得額を把握し、所得額に見合った課税を行う、あるいは年金や介護、医療の保険金の支払いにも所得制限を設けるなどの措置を講じていく必要もある。

社会保障と税の一体改革の方向性は、持続可能な社会保障制度に改革することであるが、この改革は高齢者にとって負担が増える改革になる可能性は大いにあるということである。今後の改革の内容に注目すべきであろう。

参考文献

- 厚生労働省. (平成 21 年 9 月 3 日). 政策レポート「社会保障の給付と負担の現状と国際比較」.
- 厚生労働省. (平成 25 年 10 月). 「平成 23 年度所得再分配調査報告書」.
- 高木健二. (平成 23 年). 「「社会保障と税の一体改革」と年金制度改革」自治総研通巻 396 号.
- 国際社会保障・人口問題研究所. (平成 24 年 11 月 29 日). 社会保障費用統計.
- 根岸隆史. (2013). 社会保障制度改革の課題と今後の展望. 参議院事務局企画調整室.
- 財務省. (平成 23 年 10 月). 税制について考えてみよう.
- 財務省. (平成 24 年 6 月). 税制について考えてみよう.
- 財務省. (平成 25 年 7 月). もっと知りたい税のこと.
- 社会保障改革に関する有識者検討会. (平成 22 年 12 月 8 日). 第 5 回社会保障改革に関する有識者検討会議報告.
- 社会保障国民会議. (平成 20 年 11 月 4 日). 「社会保障国民会議 最終報告」.
- 社会保障制度改革国民会議. (平成 25 年 8 月 6 日). 社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～.
- 小此木潔. (2011). 「社会保障と税の一体改革」の分析、CUC View&Vision. 千葉商科大学.
- 政府広報. 明日の安心 社会保障と税の一体改革を考える.
- 総務省. (平成 25 年 9 月 9 日). 「家計調査年報 貯蓄・負債編（平成 24 年）」. 総務省統計局.
- 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」. (平成 20 年 12 月 24 日).
- 「社会保障・税一体改革成案について」. (平成 22 年 12 月 14 日).
- 「社会保障・税一体改革素案について」. (平成 24 年 1 月 6 日).
- 「社会保障・税一体改革大綱について」. (平成 24 年 2 月 17 日).
- 「社会保障にかかる費用の将来推計の改定について」. (平成 24 年 3 月).

註

1 2013 年 11 月 29 日現在

特別養護老人ホーム入所者の「看取り介護」に対する意識

A Study on Special Nursing Home Residents' Attitudes to End-of-Life Care

徳 山 貴 英

Takahide Tokuyama

福 田 洋 子

Yoko Fukuda

千 草 篤 磨

Atsumaro Chikusa

(要 約)

特別養護老人ホームにおける看取り介護に関する意識調査は、入所者本人、施設職員、家族等を対象としたものがある。われわれの前回の研究では、施設の介護職員を対象に意識調査を実施した。その中から、看取り介護を経験した介護職員が、死や看取りについての意識をもっと入所者から聞き取っておきたかったという感想が出された。そこで、入所者に対して死や看取りについてインタビューを実施した。看取り介護に関しての不安は少なかったが、死に関しては積極的に語ることを希望しない者も少なくなかった。

(キーワード)

看取り介護 ターミナルケア 死生観

はじめに

短期大学等の介護福祉士養成課程において、平成 26 年度から「医療的ケア」の領域が設置され、喀痰・吸引等の教育が本格化されることとなった。重度の身体障害者や終末期の高齢者等の介護現場において医療的ケアの必要性が増大し、看護職に加えて介護職にもその業務が当たられるというものである。介護現場の現状をみると、それもやむを得ないという部分もある。しかし、医療的ケアの内容は本来的には看護職の業務である。介護職がその一端を担うにしても、介護の本質、介護の専門性といった議論の中では、中心にはなり得ない。一方で、ターミナル期における「看取り介護」は、人生の最期を尊厳を持って迎え、自立的な死を支えるという、介護の本質、介護の専門性に関わる重要な領域である。

われわれは、前回の調査研究（福田、徳山、千草、2013）において、特別養護老人ホームの介護職員に対して「看取り介護に関する意識調査」を実施した。そこで明らかになったことは、まず、以前よりも看取り介護が意識的に行われるようになってきていることである。これには、平成 18 年の介護保険改正法の中で「看取り介護加算」が創設されたことも関係していると思われる。また、最近公表された神奈川県社会福祉協議会（2013）の調査は、回答のあった神奈川県内の社会福祉施設の内、約 6 割が看取り体制が整備されており、約 2 割が今後整備する予定であるという結果から、今後看取り介護を実施する施設が増えていくことを予測している。

一方で、ターミナル期の介護について、本人や家族と積極的に話をすことができなかつたという介護職員が多数を占めたことも事実であった。しかも、介護職員の年齢や介護職員としての経験年数も特

に関係がなかった。すなわち、ベテランの介護職員でも、死に関する話が最小限のことしかできていないということである。特に、家族よりも、本人との間で直接的に死やターミナル期の介護について語り合うことが行われていない状況であることが分かった。

そこで、前回の意識調査で十分に分析できなかつた「自由記述」の内容を検討し、問題点をより鮮明にしたい。また、再度先行研究を検討し、被介護者本人の意識調査がどの程度行われているかを検討したい。さらに、実際に特別養護老人ホーム入所者に直接インタビューをして、死やターミナル期の介護についてどのように考えているかを調査したい。

1. 「看取り介護」に関する研究動向

看取り介護に対する研究には、利用者、家族、職員および社会福祉施設に対しての意識調査研究が報告されている。しかし、施設職員を対象とした調査に比べ、利用者本人や家族に対する調査研究は多くない。以下に職員の意識に関する文献と利用者の意識に関する文献の概観と課題を提示する。

(1) 職員の意識調査

古田ら（2009）は、特別養護老人ホームにおける看取り介護実践への職員の意識調査を行った。その結果、職員はその人らしく、自然な死を迎えることができる看取りを実現したいという意識が高かった。しかし一方では、施設での看取りの経験がない職員は、終末期ケアを行っていく上で、不安を抱えていることが明らかにされた。今後の課題は、遺族からの評価も受けながら、高齢者・家族にとり、よりよい看取り介護の実現を目指すために作成した、指針・マニュアルの検討を行っていくことであると述べている。

原ら（2010）は、介護老人保健施設における看護職および介護職への看取りに対するかかわりと揺らぎの実態を明らかにする調査を行った。その結果、介護職は、看取りの時期に至るまでに築かれたなじみの環境と関係性の中で入所者を最後まで看取りたいという思いがある一方で、「看取りの教育を受けていない」「死を目の当たりにするのが辛い、怖い」など自信のなさや恐怖心があるため、介護職に家族への関わりを躊躇させているのではないかと推察している。今後の課題として介護職においては、看取りの準備等に関連した家族とのかかわりなど、家族ケアについての教育を整備していく必要があると述べている。

出村ら（2012）は、特別養護老人ホームのターミナルケアにおける介護福祉士の役割の調査を行った。その結果、介護福祉士はターミナルケアの場面において何かをしなければならない、何か特別なケアを提供しなければならないという意識を持ち過ぎているとの見解を報告している。今後の課題として、特別養護老人ホームは、生活をしてきた場所でケアを受けながら、最後を迎えることができる施設という認識へと変化させることであると述べている。

深澤ら（2011）は、特別養護老人ホームで看取りを経験した職員の思いを調査した。その結果、職員は看取りに関わることにより、他人事として考えていた死を身近に感じることができ、死生観が変わったことや、看護師、介護福祉士の役割を認識し、役割による思いの違いを持ちながら看取りにかかわっ

ていたことが明らかになったと述べている。

(2) 利用者の意識調査

牛田ら（2005）は、特別養護老人ホームで暮らす後期高齢者へ、自身の死についての考え方や望む生活についての面接調査を行った。その結果、特別養護老人ホームで生活する後期高齢者の、お迎えを待つという言葉は、自然に日常生活の一部となっていることが明らかにされた。今後は、その人らしいエンドオブライフを支援するためには、その人らしい「お迎え」のもち方を具現化できる支援が重要であり、それをケアとしてどのように実現していくのかが課題であると述べている。

権平ら（2006）は、訪問診療を受けている90歳の超高齢期にある患者本人に、直接自分の望む死の迎え方について、また、その願いや思いをどのように家族は受け止めているのか聞き取り調査をしている。その結果、90歳を過ぎる超高齢者の多くは死を自然なこととして受け止めており、最後は家族に見守られ、この家で死を迎えるという気持ちと、孫やひ孫の成長を楽しみにする生への気持ちを持っていると報告している。今後の課題として、患者・家族の様々な思いや不安を受け止め、安心して死を迎える（看取る）準備ができていることが、本人が望む「今を生きぬき、そして尊厳ある死を迎える」ことに繋がる。その為にもチームケアが重要であると述べている。

曾根ら（2011）は、長野県内の特別養護老人ホームでの認知症高齢者の、終末期における事前意思を支える取り組みの具体的な実践例を調査している。その結果、長野県内の特別養護老人ホームは、県外に比べて、高齢者がしっかりとしているうちに意思確認を行っている割合が高い結果が出されている。今後の課題として、より認知症高齢者の終末期に特化した知見を構築していく必要があると述べている。

百瀬（2011）は、病院および高齢者施設における高齢者終末期ケアのあり方を検討した。その結果、認知症のある高齢者の終末期の意思確認は困難な場合が多いため、ほとんどの場合は家族に状況を説明し、合意を得てケアを継続している。ゆえに今後は認知症高齢者の、終末期の希望確認を書面で行う事前指示書や任意代理人に対する社会の認知・理解と法整備が課題となると述べている。

吉田（2010）は、A県老人クラブ連合会の高齢者に対し、エンドオブライフ期の過ごし方について調査している。その結果、約半数の人が死についての会話をすることがあると答えている。また自分自身の死についてよく考える人は、女性が多く、死についてよく考えている人は、不安も強いが、死についての会話も多くしていることが明らかにされている。対象者から、もっと若い人と自分自身の死について話したり、どのように考えているか意見を聞いてほしいという発言があった。つまり、高齢者は自分の人生のエンドオブライフ期の送り方や死に方に关心があり、かかわりを持ちたいという意思を表していると述べている。

以上、施設職員と利用者の意識に関する文献を紹介したが、特別養護老人ホームの利用者とその家族への意識調査研究は、ほとんどなされておらず、今後は、本人と家族の望むよりよい終末期ケアを支えていくための調査研究が必要である。

2. 特別養護老人ホームの介護職員への「看取り介護」に対する意識調査の自由記述の検討

前回の調査研究（福田、徳山、千草、2013）において、特別養護老人ホームの介護職員 90 名に対して実施した「看取り介護に関する意識調査」の自由記述の内容について検討する。質問は意識調査の最後の 3 項目で、「22. ターミナルケアに対して現在感じていることを書いてください」、「23. ターミナルケアにおいて利用者、家族と関わって感じたことを書いてください」、「24. ターミナルケアに関わったことが日常の介護実践に影響をおよぼしたことについて書いてください」である。

（1）看取り介護に対して現在感じていること

介護職員が看取り介護について率直に感じていることの自由記述である。90 人中、60 人から回答があった。ここでは大きく 3 つに分類することができた。最も多かったのは、ターミナル期を苦しまず、穏やかに過ごしてほしいという思いである。「穏やかに最期を迎えてほしい」、「月並みな言い方になるが、本人が苦しまず楽な終末を迎えれば良いと思う」、「苦しみや痛み等を和らげ、最期まで楽しく穏やかに過ごしてほしい」など、同様の記述が 20 人あった。

次に、率直に「難しい」「よく分からぬ」「疑問がある」といった思いである。「正直に言って、どのようにターミナルケアをしたらいいのか分かりません」、「何回経験しても難しい」、「本人の希望に沿ったケアができているのか疑問に感じる時がある」など、16 人が同様の記述をした。

第 3 に、本人の意思を確認することの重要性を感じている者である。すなわち、「死は必ず誰にでも訪れますか、どのような思いがあるのか、入所時に本人の口から聞くことも必要ではないかと思う」、「私がしたいターミナルケアとは、本人が元気なうちにきちんと好きなことやされたら嫌なことを具体的に聞き取りを行う。家族の意向も聞き、本人にも伝え、話し合いをもっておく」など、7 人が同様の記述をした。

（2）ターミナル期の利用者、家族と関わって感じたこと

実際に看取り介護を行い、利用者やその家族と関わって感じたことの自由記述は、52 人から回答があった。最も多かったのは、家族が満足したり、安心したりすることで看取り介護をして良かったという思いである。「本人の状態が安定している時の家族の表情が安心した際、ほっとする」、「看取り介護に対して、家族が喜んでいた」、「元気だった頃の話を伝えることで、家族が本当に安心された。介護職で良かったと思った」など、15 人が同様の記述をした。

次に、本人に対して「これで良かったのか」「もっと何かできたのではないか」といった疑問を感じた者があった。「利用者にとって本当に良かったのかと思うことがある」、「自分たちがどのような接し方をしていけばよいのか分からぬことが沢山ある」、「もっと何かできなかつただろうかと感じる事はありました」、「本人のためのターミナルケアなのか、家族のためのターミナルケアなのか。家族の思いが強く出すぎると、本人がかわいそうと感じる事もある」など、13 人が同様の記述をした。

また、本人の意志を確認し、満足のいく介護をしたいという思いを強くしたという記述もあった。「元気な時に可能な利用者については本人の意思確認を行い、どのような最期を迎えたいかを聞くこと

も大切なのではないかと感じた」、「利用者の思いや家族の気持ちを知ることが重要だと感じた」、「利用者と家族のニーズが違うことがあるので、利用者・家族にターミナルケアの希望を聞いておいた方がよいと思う」など、7人が同様の記述をした。

その他、看取り介護を通して、「苦しまないように」「頑張らなくても良い」という思いをもった者もあった。「頑張ってほしい反面、苦しそうで辛さも感じた」、「ターミナル期の方に『頑張って』と言うのは正しいのか疑問に思った」、「苦しまないようにターミナル期を迎えるにはどのようなケアをしていったらいいのかターミナルケアを行うたびに考える」など、6人が同様の記述をした。

（3）看取り介護に関わったことが日常の介護実践に影響をおよぼしたこと

看取り介護に直接関わったことが現在の介護実践にどのように影響したかについての自由記述は、42人から回答があった。40人は肯定的、積極的な影響があったことを記述している。その中で最も多かったのは、日常の介護を丁寧にするようになったというものである。「人間には必ず死が訪れるので、日々利用者とのかかわりを大切にしていく必要性を感じた」、「来るべき時は突然訪れるものだと感じるようになりました。日々の生活を大事にしたいと考えています」)、「利用者の状態把握をしっかりとする必要性を学んだ。また、『一日一日楽しい時を』と願うようになった」など、24人が同様の記述をした。

次に多かったのが、コミュニケーションの大切さについての記述である。「本人の言葉や思いに耳を傾けるケアをしたいと思うようになった」、「声かけが多くなった」、「会話をたくさん持つことや本人が思っていることを聞き取り、叶えられることはやっていく」など、9人が同様の記述をした。

また、「死」を意識した介護をするようになったという記述が7人にみられた。すなわち、「その人の死に対する言葉、発言を意識していくようになった」、「生・死を考え業務にあたるようになった」、「その人が生きてきた生活を知ることが、ターミナル期の介護に活かせることを学んだ」などである。

（4）自由記述全体を通しての課題

全体の自由記述から、「もっと何かできたのではないか」、「これで良かったのか」、「本人が満足する看取り介護をしたい」といった介護職員の思いが読み取れる。しかし、具体的にどのようにしたら良いのかという問題では、本人のターミナル期に対する意思が確認できない場合、「苦しまないように」「穏やかに」「がんばらなくて良いように」といった本人の外面上の状態を問題にする消極的な関わりの意識が強くなる。

一方、「本人の意思を聞いておきたい」という意識や「死に関する言葉にしっかり耳を傾けたい」とするなど、積極的に死を意識した介護を目指す者もある。しかし、だからといって介護職員が唐突に「死」の話題を向けていくことは難しい。それよりも日常の介護を通して信頼関係の中で、気持ちを理解していこうとする姿勢が大切である。この点で、看取り介護の経験が日常の介護実践にどのような影響をおよぼしたかという質問に対して、ほとんどの回答者が日常の介護を丁寧にしなければならないと感じていることは意義がある。特にコミュニケーションの大切さを実感し、声かけを多くするようになります、相手の話をしっかり聞くようになったことは、介護の本質に関わる重要な問題である。

以上の自由記述からの課題としては、どのようにして本人のターミナル期の介護や死の問題を聞き取っていくかということと、日常の介護と看取り介護をいかに有機的、相互連関的に結びつけていくかということである。

3. 特別養護老人ホームの入所者への「看取り介護」に対する意識調査

特別養護老人ホームK園の入所者 14 名に対して、平成 25 年 11 月に実施した面接調査の結果について以下に述べる。

(1) 調査内容について

調査は平成 25 年 11 月に行い、調査対象者は特別養護老人ホーム K 園に入所している 80 名のうち、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ未満の入所者を特別養護老人ホーム K 園の生活相談員に選択してもらったところ、14 名の対象者を得た。調査方法は面接調査（半構造化面接）を行い、具体的な質問項目については、介護の経験の有無や看取り介護についての関心の有無、終末期における医療行為について家族等への相談の有無、老衰時の経管栄養の必要性について、終末期への準備に対する職員からの聞き取りの必要性の有無、死後の不安等である。対象者には、不都合な質問については答えなくてよい点とプライバシーの厳守を説明し、対象者の了解を得て、面接内容を IC レコーダーに録音した。面接は各 1 回ずつ、約 40 分程度であった。

(2) 結果について

対象者は 14 名（女性 9 名、男性 5 名）であり、平均年齢は 86 歳であった。また、経皮内視鏡的胃ろう造設術（以下、PEG という）をしている対象者は 2 名であり、両者とも脳梗塞発症後に PEG を造設したが、現在は PEG からの栄養は行っておらず、経口摂取にて食事をしている。以下に対象者の認知症高齢者日常生活自立度、入所期間、主な疾患、家族の支援の有無、PEG 造設の有無を括弧内に記載し、インタビュー調査の概要を紹介する。

① A さん、女性、93 歳（自立、約 30 年、慢性関節リウマチ、家族の支援は有、PEG の造設は無）

祖母の家を訪問して洗濯や着替えの介助などを行ったことがある。ターミナルケアという言葉は聞いたことがない。面会に来る甥に自分から相談したことはないが、甥からどうしたらいいか聞かれたことがある。信頼できる甥がおり、死後は甥が全部対応してくれる。死後の対応について、希望はない。老衰時の延命治療については、具体的な希望はない。自分の思いについて書面で残したいとは思わない。胃ろうについては、嫌な姿を見せたくないでしたくないし、皆に世話をかけたくない。同室者の死を身近に体験して、死に対して恐れはない。自分も苦しまずに死にたい。入所者の多くがここで亡くなっているので、最後は施設で死にたい。介護のサービスについては満足しており、医療的なサービスについて特に希望することはない。高齢になり、死は怖くない。死ぬことについて話しやすいことではないが、聞かれるのは嫌ではない。ただ、生活の場であるから話しくい。信頼できる職員はいたが、今

は退職していない。死とは簡単なようで難しいものである。

② Bさん、女性、88歳（Ⅱa、約10年、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は無）

夫の介護を1か月経験し、排泄の介助や身の回りの世話をした。ターミナルケアは聞いたことがない。入所者の死は身近に感じているので、ターミナルケアには関心がある。ターミナル期の医療行為については家族に相談したことはない。医者に看てもらって死にたいから最後を迎える場所は病院がいい。同室者にも病院で死にたいと伝えてある。終末期の医療について、具体的な希望はない。ただ、胃ろうはしたくないし自然に死にたい。このことは息子にも伝えてある。希望する治療はないが、病院は安心感がある。このことは、息子には具体的には伝えていないが時期が来れば伝えてもよいと思う。ただ、職員には伝えにくい。書面に残して伝えていることは考えていない。死後の希望はなく、誰にも迷惑をかけたくない。施設職員に信頼できる人がおり、介護サービスには大変満足している。ターミナルケアについて不安な点は特になく、医療のサービスについても満足している。死んだら夫が待っているので、死ぬことは怖いとは思わない。寿命ならば満足です。

③ Cさん、女性、87歳（自立、約5年、胸椎垂体腫瘍、家族の支援は有、PEGの造設は無）

自分の歳を考えると死は近づいており、不安で眠れない夜もある。介護の経験はない。ターミナルケアの言葉は聞いたことはないし関心もない。亡くなる場所の希望については施設でもよい。胃ろうはしたくない、理由は痛い目をして長く生きたくないから。このことは、家族にも伝えていない。ただ、家族が近くにいれば話すかもしれないが、話しやすいことではない。現時点では息子に任せている。どんな介護を受けたいかについては、歳だからそんな考える気力はない。介護のサービスについては満足している。相談できる人はいないが、皆優しく不安はない。ターミナルケアの不安な点は分からぬ。医療的なサービスについても特に希望はない。死ぬことは高齢だけにあたり前のことだと思う。

④ Dさん、女性、76歳（自立、約5年、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は無）

介護経験はない。ターミナルケアの言葉は聞いたことがなく関心もない。医療的なことについては誰にも伝えたことがない。胃ろうは怖い。老衰時に希望することは、近くに家族がいないので伝えることができない。遺言等についても具体的には考えたことがない。死ぬまでここにいたい。死ぬ場所もここがいい。安心できる。どんな介護を受けたいかについては、今で十分である。死後の希望について今はない。ターミナルケアについても不安な点はない。介護サービスは満足しており、医療的なサービスについても不満はない。ただ、信頼できる職員はいない。死ぬことは怖いし何も考えたくない。

⑤ Eさん、女性、97歳（Ⅱb、約15年、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は無）

死ぬことはよく考えている。ターミナルケアの言葉は知らないが、父の介護を1年半経験した。病気の為、自分は何度も死にそうになった。また、癌などで身近な人が亡くなっていた。死ぬことについて身体が悪くなるたびに考える。ただ、100歳まで生きて表彰されたい。死ぬことは怖くない。その他

の質問に対しては明確な回答が得られなかつた。

⑥ Fさん、男性、82歳（I、約6年、脳出血、家族の支援は無、PEGの造設は無）

親の介護をしたことはないが、職場関係の友人を介護したことがある。ターミナルケアの言葉は聞いたことはないが、看取りの介護は聞いたことがある。ターミナルケアの関心はない。死んだ後のことば弁護士にお願いしてある。家族とは音信不通であるが、財産が残るのであれば子供に残したい。胃ろうについては望まない。そこまで生きたくないし、その時の状況に応じて亡くなればよい。亡くなる場所は施設でも構わない。好きな人生を送ってきて後悔はないので、延命治療は受けたくない。介護のサービスについては、やや満足している。人員配置数等を考えると仕方ない部分もあるが自分の意見を職員に伝え、それに対して応じてくれるので特に支障はない。相談できる職員もあり、不満をためることはないので問題はない。医療のサービスについては自分が希望したとおりに対応してくれるので不満はない。楽に死ねるのなら死んでもいいが、他の人に迷惑がかかるので生を全うしたい。死は怖くはない。

⑦ Gさん、女性、78歳（IIb、1年未満、アルツハイマー型認知症、家族の支援は有、PEGの造設は無）

祖母が寝たきりであったため排泄等の介護経験がある。ターミナルケアの言葉は聞いたことがなく、関心もない。ターミナル期の医療行為については、深く考えたことはなく誰にも相談したことはない。ただ、胃ろうはしたくない。最期を迎える場所については、考えたことがない。また、信頼できる職員の存在についてあまり考えたことはない。死後の希望については特にない。ターミナルケアについての不安等については、考えがまとまらない。施設における医療的なサービスについての希望は特になく、介護のサービスについては少し満足している。死については考えることができないが、不安はある。

⑧ Hさん、男性、89歳（IIb、1年未満、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は有）

介護の経験はない。ターミナルケアの言葉は聞いたことはなく関心も無い。ターミナル期の医療行為について誰にも相談したことはない。胃ろうを造設したが、今は経口摂取をしており胃ろうを造設してよかつたと思っている。食事はおいしい。最期を迎える場所は家がいい。施設の介護のサービスは皆よくしてくれる。相談できる職員もあり親切にしてくれる。死後の対応については、家族に伝えてある。死ぬことについては特に考えたことはないが、不安は全然ない。死ぬ前の介護は妻に看取ってもらいたい。施設の医療サービスについては特に困ったことはない。死ぬことについて話しにくいことはない。

⑨ Iさん、男性、82歳（IIb、約6年、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は無）

介護の経験はない。ターミナルケアについて聞いたことはなく関心もない。胃ろうについては嫌である。このことは家族へ話をしたことはない。最期の場所は家がいい。また、死後の対応についても家族には伝えたことはない。しかし、家族に任せており安心している。介護のサービスについては、職員にばらつきがあり何とも言えない。以前は信頼できる職員がいたが退職したため、現在は信頼できる人はいない。ターミナルケアについての不安は特にない。死のテーマは人に言いにくいものではない。医療

サービスについては、常駐の医者が必要だと感じる。このような身体になって早く死にたい、迎えが来てほしいと思っている。死ぬことを考えると寂しくなる。

⑩ Jさん、女性、97歳（Ⅱa、約11年、脳腫瘍、家族の支援は有、PEGの造設は無）

介護経験はない。ターミナルケアという言葉は聞いたことはなく関心もない。胃ろうについては、管を通してまで生きたいとは思わない。死後の対応について家族に任せており安心している。最期を迎える場所は家がいい。死んだ後の段取りは打ち合わせ済みである。介護のサービスについては職員はよくしてくれているが、満足していない。現在、相談・信頼できる職員はおらず、信頼できる職員は全て退職していった。また、医療的なサービスについて特に希望は無い。もう長生きはしたいと思わないが、無理に死にたいとは思わない。死ぬことは寂しいことであるが、言いにくいくことではない。

⑪ Kさん、女性、86歳（Ⅱb、1年未満、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は無）

介護の経験は無い。ターミナルケアという言葉は聞いたことがあるが関心はない。胃ろうは必要ない。ターミナル期の医療行為について、誰にも話をしたことがないこれからも話す予定はない。最期の場所は特に希望は無いが、施設でもよい。介護のサービスについてはあまり満足しておらず、相談できる職員はいない。医療的なサービスについて特に希望はなく、ターミナルケアについても想像ができない。自分が死ぬことについて考えたことはない。死について他者にしゃべりたくない。気分が悪くなる。

⑫ Lさん、男性、83歳（Ⅱa、約2年、脳出血、家族の支援は有、PEGの造設は無）

身体を拭いたりなどの介護を経験した。ターミナルケアという言葉は聞いたことはある。いつかはターミナルケアには関わることになるだろうが、今は関心がない。ターミナル期の医療行為について、家族と相談したことはあるかもしれない。脳出血を発症した時、延命処置は希望しなかった。胃ろうについては必要ない。自分の最期の場所は、死後に色々な手続きが必要であり精神的にも安心するため家がいい。全てを精算できるよう準備をしたい。終末期にどんな介護を受けたいかについては、誰かに相談したいと思う。介護サービスについて、あまり満足していないし信頼できる職員はいない。自分の希望について、他者に伝えたいと思うが必ず実行されると限らない。仮に実行されるのであれば伝えたい。医療のサービスについて、特に不満は無い。死ぬことについて、思ったよりもあっさりしていることが多い。死については話しにくいことではなく隠すことでもない。

⑬ Mさん、男性、86歳（Ⅱb、約1年、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は有）

介護の経験は無い。ターミナルケアという言葉を聞いたことがあるが関心は無い。老衰時の医療について、具体的な話をしたことではない。「いつでもあの世に行く」と息子には話をしている。PEGについて造設済みであり、経口摂取不可能時には再開したい。ただ、無理をして延命治療はしてほしくないと息子に伝えており、最期の場所は特に希望しない。介護サービスについてやや満足しているが、相談や信頼できる職員はいない。ターミナルケアについて不安な点などは特にない。医療のサービスについて

も不満なく、希望もない。戦争体験があり死を身近に見てきた。死ぬことについて、怖いとは思わない。死については聞かれたくないが、話すことに抵抗は無い。

⑯ Nさん、女性、80歳（Ⅱb、約1年、脳梗塞、家族の支援は有、PEGの造設は無）

年寄りの世話をしたことがあり介護の経験はある。ターミナルケアという言葉は聞いたことがなく、関心もない。医療行為について誰にも相談をしたことがない。痛いイメージがあるので、経管栄養は嫌である。老衰時の延命治療について希望しない。家族に負担がかかるので最期の場所は施設がいい。信頼できる職員がおり、介護サービスにはまあまあ満足している。医療的なサービスにも希望は無い。終末期の介護は何もしなくてよいし、死後の対応について特に希望はない。延命治療について深く考えたことがなく、死ぬことについても考えたことは無いが怖いとは思わない。人から死ぬことについて聞かれるには抵抗は無いが、自分から話したいとは思わない。

4. まとめと考察

（1）結果のまとめ

上記のインタビューの結果をまとめると以下のようになつた。介護の経験の有無については、14名中7名が「有」と答え、祖父母や両親、また職場の同僚に対しての介護体験があると答えた。ターミナルケアという言葉を聞いたことがあるかの問い合わせに対し、2名が「有」と回答した。入所施設でのターミナルケアについての関心の有無は、1名のみ「有」と回答している。ターミナル期の医療行為について家族等と相談をしたことがあるかの質問については、14名中10名が家族に「話をしていない」と回答している。老衰時に経口摂取が困難になった場合、経管栄養等は必要であるかの質問に関しては、10名が「必要でない」と回答し、2名が無回答であった。一方、PEGを造設しているHさんとMさんは「延命処置はしなくてよいが、経管栄養は再開しても構わない」と答えている。延命処置に自分が最後を迎える場所はどこを希望するかの質問については、「家」と答えた人が4名、「K園」を希望した人は6名、「病院」と答えた人は1名であり、1名が「どこでもよい」と回答した。介護のサービスの満足度については、6名が「満足」と回答し、3名が「やや満足」、4名が「やや不満足」、1名が無回答であった。施設に信頼できる職員の有無に関しては、5名が「有」、8名が「無」と回答し、1名が無回答であった。

ターミナルケアについての不安を尋ねたところ12名が、不安等は特にないと答えた。Kさんは、「死ぬことを考えたことがないので、ターミナルケアについて想像がつかない」と答えた。その他1名は回答が得られなかった。入所施設の医療的サービスについて尋ねたところ、Fさんは、「自分が希望したとおりに対応してくれるので不満はない」と答えた。Iさんは「常駐の医師が必要である」と答えた。その他12名は特に希望はないと答えた。

死について、どのように感じているのかを尋ねたところ、全員から話を聞く事ができた。Aさんは、「高齢になり、死は怖くない。死とは簡単なようで難しいものである」と答えた。Bさんは、死ぬことは怖いと思わない。待っている夫がいる。寿命であるならば満足です」と答えた。Cさんは、「自分の年齢を考えると死は近づいており不安で眠れない夜もある。ただ、死ぬことは当たり前のこと」と答え

た。Dさんは「死ぬことは怖いし、考えたくない」と答えた。Eさんは、「何度も死にそうななった経験をして今がある。死ぬことは怖くない」と答え、Fさんは、「死ぬことについては楽に死ねるのであれば死んでもよいが、他の人に迷惑がかかるので生を全うしたい。死ぬのは怖くないが、死は選べない」と答えた。Gさんは「死に対して、深く考えたことはないが不安である」と答えている。Hさんは、「不安は全然ない」と答えている。Iさんは、「死ぬことは怖くはないが、寂しい、家族も寂しい思いをするだろう」と答えている。Jさんは「死ぬことについては皆が死んでいくし止めることはできない。ただ、難しいことであり、情けなくつまらないこと」と答えた。Kさんは、「死については、考えたこともないし、誰かに話したくない。気分が悪くなる」と答えている。Lさんは、「死ぬことは、突然やってくるものであり、思ったよりもあっさりとしていることが多い。死を語ることは隠すことではない」と答えている。Mさんは、「戦争経験があり、死を身近に見てきた。死については聞かれたくはないが、話すことに抵抗はない」と答えた。Nさんは、「死について考えたことはないが、怖くはない。聞かれることに抵抗はないが、自ら話したいとは思わない」と答えている。

(2) 考察

施設の入所者を対象とした面接調査のインタビュー内容を分析したところ、次のことが明らかになった。1つ目は死に対する意識であり、2つ目は終末期介護への意識である。1つ目の死に対する意識については、入所者の10名が死について考えたことがあり、11名が「死への不安を感じていない」と答えた。入所施設での他の入所者の死を身近に体験し、高齢になれば死ぬことは自然なことであり、死は遠くにあるものではないと、自己の死を受容していると考えられる。しかし、4名が具体的に考えたことがないと回答しており、自分の死に対し深く考えていない入所者も存在する。また、自己の死について他者から聞かれることは、2名が「聞かれたくない」と回答した。このことから、入所者の多くは、死について聞かれることに抵抗がないことが示されたが、「聞かれたくない」と回答している入所者も存在しているため、聞き取りを行う際は留意する必要がある。さらに、死について聞かれることに表面上抵抗がないように認められる入所者についても、内心は「聞かれたくない」と思っている者もあると考えられる。この点は、今後さらに検討していきたい。

2つ目の終末期介護への意識においては、多くの入所者がPEGの造設を望んでいないのにも関わらず、家族や施設職員に伝えていないことが明らかになった。さらに、多くの入所者がターミナルケアについて内容も含め想像ができていない状態であった。また、今回の調査からは信頼や相談できる職員がいると回答した入所者は4名であり、思いを伝えやすい環境であるとはいえない。自然な死を望む利用者にとって、自分の意向を伝えていない今の状況を鑑みれば、老衰になり自分の意思を伝えられない状況になった場合、自分の意思に反し代理意思決定がなされる。入所者の尊厳が守られ、望む死に対して尊重し援助するためには、日常の介護からの聞き取りはもちろん、意図的に計画された聞き取りも必要である。しかし、いくら聞き取りのシステムが確立しても、入所者と職員との信頼関係がなければ、本当の気持ちは聞き取れない。本人・家族・専門職が協働し信頼関係を構築した上で、よりよい終末期のケアに取り組むことが必要であると考える。

<付 記>

本論文作成に当たり、特別養護老人ホームK園の入所者の皆様、施設長並びに職員の方々には、業務多忙にも関わらず調査にご協力いただきましたことを心から感謝申し上げます。

なお、本論文は共同執筆であるが、「はじめに」と「2」を千草が、「1」を福田が、「3」と「4」を徳山が主に分担した上で、全体を3人で検討し、最終的に文章化したものである。

引用文献

- ・出村早苗 2013 特別養護老人ホームのターミナルケアにおける介護福祉士の役割—悩みと施設体制の関連から— 文教学院大学人間学部研究紀要 13 219-236
- ・深澤圭子、高岡哲子 2011 福祉施設における終末期高齢者の看取りに関する職員の思い 北海道文教大学研究紀要 35 49-56
- ・福田洋子、徳山貴英、千草篤磨 2013 特別養護老人ホームにおける「看取り介護」の現状と課題 高田短期大学紀要 31 49-60
- ・古田小百合、小野幸子 2009 B 特別養護老人ホームにおける看取り介護実現への取り組みと課題 岐阜県立看護大学紀要第 10 (1) 33-41
- ・権平幸恵、在宅診療部スタッフ 2006 90歳以上の超高齢期患者の終末期に対する意識 北海道勤労者医療協会看護雑誌 32 81-86
- ・原祥子、小野光美、大畠政子、岩郷しのぶ、沼本教子 2010 介護老人保健施設におけるケアスタッフの看取りへの関わりと揺らぎ 日本看護研究学会雑誌 33 (1) 41-149
- ・神奈川県社会福祉協議会 2013 社会福祉施設における看取りケアに関する調査
- ・百瀬由美子 2011 病院及び高齢者施設における終末期ケア 日本老年医学会誌 48 227-234
- ・曾根千賀子、渡辺みどり、千葉真弓、細田江美、松澤有夏、柄澤邦江、多賀谷明昭 2011 介護老人福祉施設での認知症高齢者の終末期における事前意思を支えるケア内容と方法—長野県内介護老人福祉施設の特徴—長野県看護大学紀要 13 39-50
- ・牛田貴子、藤巻尚美、流石ゆり子 2005 指定介護老人福祉施設で暮らす後期高齢者にとって「お迎えを待つ」ということ—高齢者が語る end-of-life から— 山梨県立大学看護学部紀要 9 1-12
- ・吉田千鶴子 2010 高齢者が考えるエンドオブライフ期の迎え方—エンドオブライフ期への支援システム構築を目指して— 豊橋創造大学紀要 14 95-110

Charter Management Organizations(CMO)とチャータースクールの関係

The Relationship between Charter Management Organizations and Charter Schools

寶來敬章

Takaaki Horai

(要約)

本研究は、Charter Management Organizations (CMO) の現状と役割を概観した上で、チャータースクールと CMO の関係性について検討する。CMO とは、主に複数のチャータースクールを直接的に運営する非営利組織の総称である。本研究の成果として、CMO による効率的・自律的な学校運営がより優秀な成果や学力向上に寄与することは大いに確認できる。しかしながら、教員レベルでの認識に着目すると両者の認識のズレや運営をめぐるダブルバインドな状況が明らかになった。

(キーワード)

チャータースクール、Charter Management Organizations(CMO)、教育の民営化、

1. はじめに

アメリカにおける公教育はこれまで人種間の学力格差や低達成など多くの課題に対して、様々な教育改革が実行されてきたにも関わらず、期待されたほどの成果を上げてはいない。特に公立学校は州や学区などの公的機関主導による学校運営が、現場にとって必要な教育ニーズを把握していかなかったり、支援を提供していかなかったりなど、その非効率性が強く批判してきた。

そのような公教育の課題に対応する流れの中で、1991年にミネソタ州でチャータースクールは制度化された。2012年現在ではチャータースクールは全米（40州とワシントンD.C.）で約5700校が運営され、在籍者は200万人に達しようとしている¹。チャータースクール制度は州によって多少の違いはあるものの、およそ以下のようないくつかの共通点がある。第一に、誰にでも設立の申請が可能な公立学校であり、それを認可する機関が複数存在する。第二に、公立学校であるため非宗教系²であり、授業料の徴収と入学者選抜をしない。第三に、州や学区などの公的機関による制限や規制から自由になると同時に、チャータースクールは生徒の学業成績や設定した教育目標の達成に対して責任を負う。そして、学区や通学区域を越えた学校選択を可能にすることで既存の学校との競争を促し、公教育全体の質の向上を図る（Nathan 1996, Finn et. al 2000など）ことが期待されている。

つまり、これまでの公立学校が公的機関から非効率なまま支配されてきたことへの批判として、公的機関ではない個人や民間組織等に公立学校の設置・運営の権利が移譲され、チャーター（認可）を得れば教育目標やカリキュラム、使用する教材、人事などの面において自由が与えられるという意味において、チャータースクールとは「教育の民営化」の側面が強い（Levin, 2001）。そして税金で設置・運営される公立学校でありながら自由な教育実践が保障されているということから、チャータースクールは「公立と私立の混合（public-private hybrid）」と称されている。

近年のチャータースクールをめぐる大きな潮流の一つに「公-私の連携（public-private partnership）³」がある(Weil,2009,pp.292-298)。これは、学校が必要とする各種資源の獲得に関して、財政難に陥っている公的機関に頼るより、企業や財団の寄付や支援（私的資源）に依存する傾向が強いことから、公立学校と民間組織の関係性が公立学校教育において重要な役割を担っていることを示している。特にチャータースクールが自由な学校運営を保障されていることにより、必要とする私的資源の獲得について自由にアクセスできるということから、民間組織の果たす役割は大きい。そして、チャータースクールをめぐる「公-私の連携」の大きな特徴として Charter Management Organization(以下 CMO と表記)の役割が注目されている⁴。CMO とは非営利組織であり、その特徴として①運営する複数のチャータースクールに対して共通のミッションまたは教育上のデザインを設定している、②運営する複数のチャータースクールに対して重要な管理サポートや支援が継続的に提供可能なホームオフィスまたは運営チームがある、③少なくとも 3 校以上のチャータースクールの運営をしており、増設の計画を有している、等が挙げられている (Farrell et. al,2009)。

これまでも部分的な連携はチャータースクールだけでなく既存の公立学校でも存在した。スクールバスや給食の提供などといった委託事業という形での連携などがそうである。しかし CMO の連携はこれまでの連携とは大きく異なっている。上述した特徴にあるように、CMO がチャータースクール設置の申請をして、直接的に運営しているということである。つまり、州や学区などの公的機関が公費を投入して公立学校を運営することが一般的な公立学校の運営である一方で、CMO の場合は非営利組織が公費を獲得して公立学校であるチャータースクールを運営するという構造になっているということである。このような公的機関以外の組織が全面的に公立学校運営の権利を有していることは極めて珍しい実践であり、CMO 運営によるチャータースクールの成果については概ね肯定的な評価が多い (Lake et al, 2012)。

そもそも、チャータースクールの成果については自律的な学校運営による教育の効率化や教育・学習環境の改善、児童生徒の学力向上など成果に着目した研究は蓄積がある。これまでの研究は、主に各州や国が実施するテストの成績に着目し、経年変化や他校との比較を通して成果の是非を議論するものが多い (Hoxby, 2004, Bifulco et al.,2006 など)。これらの研究は、チャータースクールの成果を肯定的に評価するものも、否定的に評価するものもあり、「混在 (mixed)」しているのが現状である。

また、チャータースクールの競争の効果を扱った研究として Holmes(2003)や Sass(2004)がある。これは、一定範囲の中にチャータースクールがどれだけ運営されているかという「市場浸透率（market penetration）」に着目し、近隣の非チャータースクールの成績の変動を検討することで、チャータースクールの競争の程度を検討している。事後評価を強調する現代の新自由主義的教育改革の中で、アウトプットであるテスト結果から民営化の効果を議論することは学術的に意義がある。しかしながら、「公-私の連携」という教育の民営化が機能しているかどうかを議論する上で、チャータースクールと CMO の関係性を議論の俎上に載せる必要があると考えられる。「教育の民営化」の大きな特徴とは公的機関ではない民間活力を学校現場へ導入することで他の公立学校とは異なる教育実践や革新的な教育サービスを提供したり、多くの保護者や子どもの選択を促したりすることが政策意図として主張されている以上、

数値化された成果への着目だけではない観点が必要である。

そこで本稿では、CMO とチャータースクールの関係性がどのようなメカニズムになっているのか、CMO職員とチャータースクール関係者へのインタビューで収集したデータから検討することとする。このような作業を通じて、「教育の民営化」として特徴づけられる「公-私の連携」を「公-私の関係性」という観点から考察する。まず、第 2 節では調査の概要と本稿で検討する調査対象（CMO とチャータースクール）の概要を述べる。第 3 節で CMO の現状として歴史的な広がりについて概観した上で、インタビューデータを手がかりに CMO がチャータースクール運営においてどのような役割を担っているのか、それぞれの語りから検討する。最後に第 4 節として成果に至る経緯や日々の学校運営や教育実践に関する CMO とチャータースクールそれぞれの認識の違いを明らかにした上で両者の関係性について検討する。

2. 調査概要

2-1. 調査期間・調査対象

調査期間は 2010 年 10 月から 12 月の 2 ヶ月間、カリフォルニア州ロサンゼルスとサンフランシスコでフィールドワークを実施した。調査対象をカリフォルニア州と設定したのは、本州は 1992 年にチャータースクール法を制定し、チャータースクール実践については全米でも長い歴史を有していること、そしてその制度の中でもチャータースクールの設置・運営に対して比較的寛容な法律であることから多様なチャータースクール実践の経験を積んでいると想えたからである。特にロサンゼルスはチャータースクールの数が多いこととサンフランシスコは CMO のホームオフィスがあることが調査対象・地域の設定理由である。以下の表 1 と表 2 は調査時点での CMO とチャータースクールの概要である。また、それぞれの表中に本稿で検討するインタビュー対象者⁵についても表記しており、各プロフィールの内容は全て調査時点のものである。なお、CMO “A” が A チャータースクールを運営しており、CMO “B” が B チャータースクールを運営している。

表 1において項目「学年」の K-12 は Kindergarten から第 12 学年(日本での幼稚園年長から高校 3 年生まで)の全ての学年を範囲とするチャータースクールを運営していることを示している。表 2 の「学年」の項目をみると A チャータースクールは第 5 学年から第 8 学年(日本での中学校段階)、B チャータースクールは全ての学年を対象としているということが分かる。また、表 2 の API(Academic Performance Index)の数値は、州内全ての公立学校には受験が義務付けられている統一テストの結果である。200 点から 1000 点までの範囲で評価され、州では 800 点以上を達成するように各学校には通達しており、点数によって公的機関からの支援等の傾斜配分のための一つの基準となっている。そして、2 校とも社会・経済的困難にある地域で運営されている学校でありながら、成果をみると州が設定する基準を満たしていることがわかる。

表1 CMO プロフィール

CMO “A”	CMO “B”
<p>設立年：1994 年 運営学校数：13 学年：K-12 ミッション：公教育間のネットワークの構築を促進することで、教育的に不利な状況にあった子どもが、大学でも適応できるような知識、技術、個性、習慣を身につけることができるよう支援すること</p> <p>インタビュー対象者： ①学校運営課 主任、女性（46） ②学校運営課 職員、女性（35）</p>	<p>設立年：1994 年 運営学校数：82 学年：K-12 ミッション：年間 2000 人以上の大学卒業者を輩出すること。そして地域に戻りリーダーになれるような人材を育成すること。</p> <p>インタビュー対象者： ③支部長、男性（57） ④カリキュラム開発課 主任、女性（44） ⑤学校支援課 職員、女性（40）</p>

表2 チャータースクールプロフィール

A チャータースクール（ロサンゼルス）	B チャータースクール（サンフランシスコ）
<p>設立年：2003 年 学年：5-8 生徒数：181 人 公表されている成果（2012 年度時点）： API-821（834） 学校の特徴：約 6 割の生徒が黒人、3 割がヒスパニック。 地域の特徴：雇用状況が極端に悪く、多くの労働者が日雇いなどといった非正規雇用であり、失業率も高い地域。 教育目標：競争社会で必要な知識・技能の習得と、より高いレベルへの大学進学を実現すること</p> <p>インタビュー対象者： ⑥校長、女性（56） ⑦第 7 学年社会科教員、男性（41） ⑧第 8 学年英語教員、女性（48）</p>	<p>設立年：1999 年 学年：K-12 生徒数：1007 人 公表されている成果（2012 年度時点）： API-865（906） 学校の特徴：4 割の生徒が黒人、6 割がヒスパニック。ほぼ全ての生徒が減額・無償ランチ対象者。 地域の特徴：経済的に厳しい家庭が多い地域であり、地域全体として高校ドロップアウトの割合が 4 割近い。治安も悪化しており犯罪率も高いことで有名な地域。 教育目標：当該地域の大学進学率の向上とそのためには必要な知識・スキルの習得をすること。</p> <p>インタビュー対象者： ⑨校長、女性（49） ⑩第 3 学年算数教員、女性（31） ⑪第 5 学年科学教員、男性（36）</p>

2-2. 調査方法と倫理的配慮

調査方法は、全て事前連絡の際に質問項目を伝えた上で訪問・インタビュー実施の許可を得た対象者のみ実施し、インタビュー実施前に調査対象者から論文等での執筆について事前説明と承認を得た。インタビューは対象者それぞれ 30 分から 90 分程度であり、半構造化形式のインタビューである。記述に際しては、個人だけでなく、調査対象の CMO やチャータースクールが特定されないように実名を伏せて記述した。

3. CMO の現在と役割

3-1 CMO の現在

上述のように、CMO によるチャータースクール実践に社会的な期待が寄せられていることが大きな特徴である。Mathematica Policy Research と Center on reinventing public education によると、2012 年

現在では130のCMOが存在し、運営するチャータースクールの数は全米のチャータースクールのおよそ16%となっている。また、CMOが運営するチャータースクールの80%が、カリフォルニア州、テキサス州、アリゾナ州、オハイオ州に集中していることも大きな特徴といえる⁶。これらの州は、チャータースクールの自律的な取り組みを推進している州でもある。そして、ほとんどのCMO運営によるチャータースクールが5年程度の歴史しか有しておらず、CMOによるチャータースクール運営が比較的新たな取り組みであることが窺える。

しかしながら、CMO運営のチャータースクールが増加しているということは必ずしもCMO自体が増加していることを意味しているわけではない。これまで実践の経験のあるCMOが新たなチャータースクールを増設しているということのほうが多い⁷。

3-2 CMOの役割

それでは、CMOが具体的にどのようにしてチャータースクール運営を行っているのか。下の図で示す。

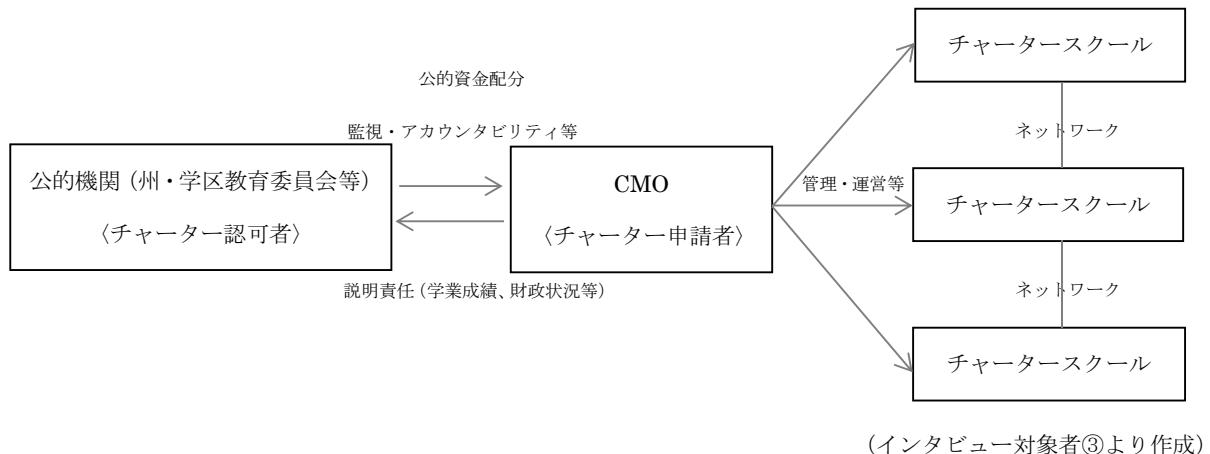


図1 公的機関、CMO、チャータースクールの関係

図1で示すように、一般的な公立学校の設置・運営に関わっていた州や学区と学校との間に挟まる形でCMOは機能している。CMOがチャータースクールの設置を申請し、運営の認可を得ると、図1のような関係が構築される。公的機関からCMOへ生徒一人当たりの公的資金配分がありCMOはそれを各チャータースクールに配分する。チャータースクールは獲得した資金などを活用して日々の教育実践を行うことになる。チャータースクールは毎年の州統一テストを受験しその結果をCMOに報告し、CMOがその結果を取りまとめた上でチャーター認可者である公的機関に財務状況と一緒に報告する。また、CMOはチャータースクール同士のネットワークを構築・維持するために定期的に会議等の機会を設け、情報交換のための機会を設定する必要がある。

以下の発言はCMOとチャータースクール関係者が語る連携についての発言である。

⁶CMOはチャータースクール運営の専門機関として、それぞれの役割は明確化しています。チャータース

クールに対してもカリキュラムについてはカリキュラム担当者、人事については人事担当者が独立して対応することになっています。特に学校が必要とする支援や資源については CMO 内で迅速に対応できていると思います。」

(インタビュー対象者① 2010 年 10 月 13 日)

「CMO の対応について？早いと思います。この学校に着任する前は伝統的な公立学校にて、その時は書類の作成にかなり時間を費やしましたからね。幸い同系列のチャータースクールが車で 1, 2 時間程度の地域に 2 校あるので、CMO が企画する教員研修などの機会も多いですよ。」

(インタビュー対象者⑥ 2010 年 10 月 18 日)

これらの発言から、CMO は自身の役割分担を明確にした上でチャータースクール運営をしている様子が窺える。また、チャータースクール側からも、特にインタビュー対象者⑥が語る過去の勤務地との対照は公的機関主導による学校運営の非効率性を如実に述べていると考えられる。これが CMO の大きな特報であろう。また、表 2 の API のスコアをみても事後評価の点で成果を挙げていることが分かる。同様に CMO “B” 及び B チャータースクールの関係者も以下のように語っている。

「社会的、経済的に恵まれない、いわゆる「危機的状況にいる(at risk)」生徒が多いので、キャリア教育や地元出身の先輩を招いた特別授業などを行っています。また、10 代の妊娠も多いので性教育は通年を通してカリキュラムに組み込むよう要望がありました。」

(インタビュー対象者④ 2010 年 11 月 7 日)

「一般的な公立学校は劣悪な環境のため、学習の機会すら十分に提供できないような状況です。…[中略]…確かにカリフォルニア州のチャータースクール法は個人でも学校の設立の申請をすることは可能ですが、この地域に k-12 の学年を対象として大学進学まで達成することを目的としたチャータースクールを設立することは、個人の努力だけでは不可能ではないでしょうか。」

(インタビュー対象者⑩ 2010 年 11 月 22 日)

インタビュー対象者④が述べているように、CMO は確かに現場のニーズに対して応えているように見える。ロールモデルを提示することによる学生のモチベーションを高めることや、性教育については日本で中学 2, 3 年生に該当する第 8 学年の学生が避妊やエイズについて全く知らなかった現状から要望が挙がった項目である。ただ、もちろん CMO がチャータースクールの全ての要望に応えているわけではない。過去には法律関係者を招いた特別授業の要請があったが、金銭的な折り合いがつかなかったことで実施が見送られた経緯もある。また、インタビュー対象者⑩が語っていることは示唆に富んでいる。チャータースクールは制度上では誰にでも設置申請・運営が可能となっているが、確かに個人が社会的・経済的困難にある地域にチャータースクールを設置・運営しようとするることは、決してたやすい

ことではない。同時に営利企業の参入（私立学校）も見込めない。そこで CMO 自身が持つネットワークを活用し、適切な学習環境を提供できるチャータースクールを設置・運営することで、当該地域に住む児童生徒が質の良い教育を無償で受けることができるようになることは大きな改革といえる。B チャータースクールの成果は当該地域において突出して優れている。高い割合で大学進学率を維持しているだけでなく、大学ランクの上位に入るような大学へ卒業生を毎年輩出している。

限定的な語りであるものの、CMO とチャータースクールは互いに互恵的な関係が構築されている可能性は高い。両者の発言からだけではなく、事後評価としての成果をみても CMO、チャータースクール、生徒・保護者の満足度は極めて高いことが容易に推測できるし、実際にその通りである。公的機関による非効率性が排除された上ででの学校運営・教育実践として捉えることができるのではないだろうか。

4. CMOとチャータースクールの齟齬

前節では、CMO とチャータースクールの関係が比較的良好な状況と達成度に着目した場合確かに成果を挙げている学校であることが確認された。本節では日々の学校・教員の要望が拒否された経緯についての語りから、その背景と両者の関係性について検討する。

まず、インタビュー対象者⑧は以下のように話している。

「自分は英語（reading/writing）を教えています。その際に基本的に使用するテキストは1冊です。しかしもちろん、それだけでは不十分ですので違う出版社のテキストや参考書も利用しながら授業を進めています…
〈中略〉…しかし、CMO へ “協力” する出版社がありますので、そのテキストを使うよう指定されてしま
います。個人的には良いテキストだと思いますし、テキストそのものに不満があるわけではないのですが……」

（インタビュー対象者⑧ 2010 年 11 月 26 日）

この発言の中の “協力” とは資金提供または寄附を指すものと思われる。つまり、CMO が協力をえることによって、該当する出版社の教科書を使用するように指定されているということになる。また、インタビュー対象者⑨は以下のように話す。

「本校に通う生徒の親の学歴は相対的に低いです。いわゆるブルーカラーといえます。また、保護者の多くが移民ですので英語が第一言語ではありません。学校としては、保護者支援という形で保護者対象の英語学習プログラムを企画し、保護者の意見も考慮した上で提案したのですが、経済的な理由により実現が出来ませんでした。」

（インタビュー対象者⑨ 2010 年 12 月 4 日）

これは、社会的・経済的困難にある地域ではおよそ共通する課題であると考えられる。特にヒスパニックの学生が多い地域では、英語よりもスペイン語の方が主に使用される。しかし、子どもは学校で英語を通して学習することになるので、容易に親の英語力を越えてしまう。そのような状況では家庭での学習に問題が生じてしまうという懸念から保護者対象の英語学習プログラムは立案されたという経緯があ

る。先述したように、全ての要望に CMO が応える必要があるわけではなく、そもそもそれは不可能である。だが、学校での学習の促進のために家庭にも協力してもらう、そしてそれについては保護者も了解を得ているという段階であるにも関わらず実現できないということになっている。その理由が経済的な理由によることが大きく、日々教育実践に関わる教育実践が、CMO の意向や意思決定に大きく左右されるという点においては、チャータースクールの自律性が必ずしも発揮されることが無いという可能性を孕んでいる。

4.まとめと今後の課題

本稿では、チャータースクールをめぐる近年の一つの流れである CMO と CMO が運営するチャータースクールに着目し、両者のインタビューデータから学校運営や授業実践についての認識を検討し、その関係性について述べた。インタビューデータからは、CMO もチャータースクールも互いの連携について大きな問題は無いようと思われる。事後評価としての州統一試験の結果からも、本稿で検討したチャータースクールは確かに成果を挙げているチャータースクールである。同時に、CMO ならではの専門性やネットワークを駆使しながら、社会経済的に危機的な状況にある地域に設置・運営している点においても CMO として果たす役割は極めて大きいと思われる。

一方で、実際の授業の場面に目を向けてみると、設置・運営者としての CMO の意向によって、チャータースクールが支配されている構造があるという可能性も散見できる。授業で使用するテキストの選択や、保護者支援というチャータースクールならではの実践が必ずしも実現していない。これまで、一般的な公立学校運営について、公的機関による公的機関の支配構造が非効率性を生起させていると批判されてきた。その改善策としてチャータースクールは、児童生徒や保護者のニーズに迅速に対応することができることを大きな特徴として、学校運営や授業実践について自由が保障され、独自な取り組みが期待されている。しかしながら、成果ではなく、語りから両者の関係性を検討すると、CMO という民間組織によるチャータースクール支配という構造があるということも大いに考えられる。

【追記】

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金による研究助成（平成 25 年度研究活動スタート支援、課題番号 24830123）を受けて行った研究成果の一部である。

【註】

- 1 教育改革センター（The Center for Education Reform）ホームページより。
URL: <http://www.edreform.com/2011/12/national-charter-school-enrollment-statistics-2011-12/>
アクセス日：2013 年 11 月 15 日。
- 2 ただし、近年では宗教系のチャータースクールの設立も認可されることがある。詳細は Bailey et. al.(2009)を参照。
- 3 「公-私の連携」という学校と私企業や財団などのつながりそのものについては、グローバリゼー

ションの広がりの中で世界中において実践されている。詳細は Robertson L. Susan et.al. (2012)にある。

- 4 類似する組織として Education Management Organization(s) (EMOs)というものがある。これは for-profit も non-profit も含む組織として考えられており連携の実態としては CMO と重複することもある。チャータースクールと EMO(s)の連携については拙稿 (2010) で検討している。
- 5 インタビュー対象者については通し番号で表記した。これは、本稿の中でインタビューデータを使用する場合は「インタビュー対象者②、インタビュー対象者⑦」といった記述をするためである。
- 6 National Charter School Resource Center ホームページより。
URL: <http://www.charterschoolcenter.org/>. アクセス日：2013年11月10日
- 7 詳細なデータは Lake et al.(2010)に掲載されている。

【引用・参考文献】

- Bailey, Marcia J. Harr, and Cooper, Bruce S. 2009, "The Introduction of Religious Charter Schools: A Cultural Movement in the Private School Sector" , *Journal of Research on Christian Education*, Vol.18. pp.272–289.
- Bifulco, Robert and Ladd, Helen F., 2006, "The Impact of charter schools on student achievement: Evidence from North Carolina" , *Education Finance and Policy*, Vol.1, No.1, 00.50–90.
- Farrell,Caitlin, Nayfack, Michelle, Smith, Joanna, Wohletetter, Priscilla, Wong, Annette, 2009, *Scaling Up Charter Management Organizations: Eight Key Lessons for Success*, National Resource Center on Charter School Finance & Governance.(URL: www.CharterResource.org)
- Finn, Chester, Bruno V. Manno and Gregg Vanourek, 2000, *Charter Schools in Action: Renewing Public Education*. Princeton, NJ: Princeton University Press
- Holmes, George M., DeSimone, Jeff, Rubb, Nicholas G. 2003, *Does School Choice Increase School Quality?* NBER, Working Paper, No. 9683, Cambridge: National Bureau School Research.
- 宝来敬章、2010、「外部組織 EMOS の役割とチャータースクールの戦略-私的資源に着目して」、『アメリカ教育学会紀要』第21号、pp.43–54.
- Hoxby C.M. 2004, A straightforward comparison of charter schools and regular public schools in the United States (Working Paper)
- Lake, Robin, Dusseault, Brianna, Melissa Bowen, Demeritt, Allison, Hill, Paul, 2010, *The National Study of Charter Management Organization (CMO) Effectiveness: Report on Interim Findings*, Mathematica Policy Research, Inc. and Center on Reinventing Public Education.
- Lake, Robin, Bowen, Melissa, Demeritt, Allison, McCullough, Moria, Haimson, Joshua, Gill, Brian, 2012, *Learning from Charter School Management Organizations: Strategies for Student Behavior and Teacher Coaching*, Mathematica Policy Research, Inc. and Center on Reinventing Public Education.
- Levin, Henry M. 2001, Privatizing Education: Can the Marketplace Deliver Choice, Efficiency, Equity and Social

Cohesion? Boulder: CO, Westview Press.

- Nathan J. 1996, *Charter Schools: Creating hope and opportunity for American education*. San Francisco: CA, Jossey-Bass
- Robertson, L. Susan, Mundy Karen, Verger Antoni, Menasy Francine, 2012, *Public Private Partnership in Education –New Actors and Modes of Governance in a Globalizing World*. Cheltenham: Glos, Edward Elgar
- Sass, Tim R., 2004, *The State of Charter Schools*, Washington D.C.: Office of Educational Research and Improvement.
- Weil, Danny, 2009, *Charter School Movement: History, Politics, policies, Economic, and Effectiveness*, Amenia: NY, Grey House Publishing.

保育の場と連動した保育の表現技術向上について —T市保育所（園）保育士アンケート結果を基に—

Improving Expression Abilities in Pre-school Education in Relation to the Pre-School Setting
—Based on the Results of a Questionnaire Survey of Pre-school Teachers
at Day Care Nurseries and Kindergartens in City T—

福 西 朋 子
Tomoko Fukunishi
山 本 敦 子
Atsuko Yamamoto
三 宅 啓 子
Keiko Miyake

（要約）

平成22年保育士養成課程改正により、養成校は「保育との関連」において必要な「保育の表現技術」を習得させることが求められた。そこで、保育現場の表現活動と保育者の技術習得の現状を把握するために、T市の保育士を対象に「鍵盤楽器による音楽活動に関するアンケート調査」を実施した。調査結果を基にT短大の「保育の表現技術」に位置づく音楽授業の改善を目的に、養成校学生の実際と表現技術習得に向けた課題検討を行い、調査に統いて実施した保育者へのヒアリングの内容から「養成校と保育現場が連動した保育の表現技術向上」について考察し、その連動と方策も提案した。

（キーワード）

保育の表現技術 アンケート調査 養成校と保育現場の連動

I. はじめに

平成22年保育士養成課程改正により「基礎技能」から「保育の表現技術」と名称変更され、養成校では平成23年度からこの教科目で授業を行っている。この変更により「表現技術」とは子どもの表現を広く捉えて子どもの遊びや活動を促すためのものであると明確にされた、つまり、この技術は「子どもの表現」に係るものであるため「保育との関連」で習得できるようにすることが養成校に改めて求められたのである。そして、これらを受け、従来の音楽授業内容・方法を見直し、改善の機を得るよう求められたとも言えよう。しかしながら、その見直しは保育学生の現状を点検することで行えることではなく、「保育との関連」での修得を目指すためには、保育現場での表現活動と保育者の技術習得の現状をまず知ることが必要である。そこで、保育者に必要な技術として鍵盤楽器技術が依然として強く認識されている、養成校において音楽授業内容にその技術習得は必須と位置付けられている、これらのことから、T市の保育所（園）の保育士対象に「保育の場での鍵盤楽器を使った音楽活動に関するアンケート」（以下、「保育者アンケート」と記す）を実施した。

本稿では、このアンケート調査結果を基に、T短大の「保育の表現技術」に位置づく音楽授業の改善

を目的として次の3つの視点で述べる。まず、子どもの表現に係る技術を捉えるため、①保育現場での活動と保育者の鍵盤楽器による表現技術習得の実際を「保育者アンケート」実施結果から考察、②養成校の保育学生の実際と表現技術習得に向けた課題の検討、そして、保育と関連した技術習得とその向上のため、③保育現場と連動した習得方法等を保育者へのヒアリング内容も踏まえ一考する。

II. 子どもの表現に係る表現技術～「保育者アンケート」結果を基に～

「保育の表現技術」としての鍵盤楽器技術の教授のあり方を検討する上で、本章では保育現場でのアンケート調査結果から「各園での鍵盤楽器の使用状況」「保育における鍵盤楽器技術の必要度」「音楽表現技術に関して保育者養成校に望むこと」について取り上げ、保育現場における鍵盤楽器技術と保育表現技術との関連性について考察することとする。

「保育の場での鍵盤楽器（ピアノ・オルガン）を使った音楽活動に関するアンケート」
<調査方法>

保育現場での鍵盤楽器活用による活動について、保育士の技術習得に関すること、養成校での技術習得に関することを主な柱にした選択肢による質問8項目（内2項目は記述回答も併記）、記述回答による質問2項目による調査実施。

◇実施時期：2012年3月 ◇実施対象園：T市内全保育所・園

*各園に5名分のアンケート用紙を配付、回答者・数は任意として依頼した。

○回答園数 44園（公立：22園／私立：22園）

○回答保育士数 160名（公立：79名／私立：81名）

○回答保育士属性 園長：5名 主任保育士：11名 保育士：138名 無回答：6名

◆事後は報告書作成し各園に実施結果、研究結果を報告¹

1. 各園での鍵盤楽器の使用状況

「各園での鍵盤楽器の使用状況」においては次のような回答結果を得た。まず「鍵盤楽器（ピアノ・オルガン）の活用日数」については「毎日弾いている」という回答が多数であり、保育現場では日常的に鍵盤楽器がよく活用されていることがわかった。「鍵盤楽器活用の教材や活動」（図1）について最も多いのは「子どものうた」での活用であり、次いで「リズム曲」「リトミック」等の身体表現活動での活用、さらには「活動進行の合図代り」「活動のBGM」と、保育現場では鍵盤楽器が幅広い用途で活用されていることがわかる。「鍵盤楽器を活用する理由」（図2）については「園児が喜ぶから」「園児の音楽活動に必要だから」という回答が多く、歌を中心とした音楽活動において、園児の活動上また保育者の実践上必要なものとして鍵盤楽器の活用がなされていることがわかる。

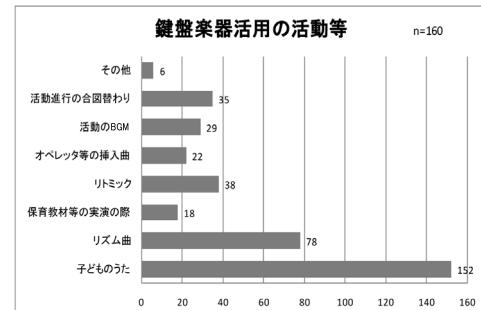


図1 鍵盤楽器活用の教材や活動

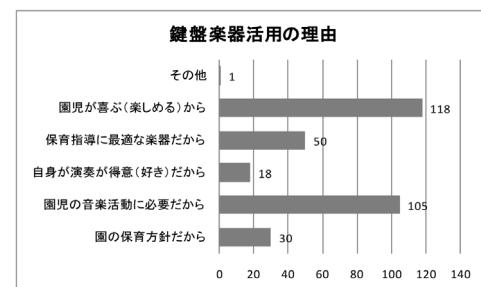


図2 鍵盤楽器を活用する理由

2. 保育における鍵盤楽器技術の必要度

「鍵盤楽器技術の必要度」に関しては次のような回答を得た。

表1 保育士にとって必要な知識・技術における鍵盤楽器演奏技術の位置づけ：理由

1. 保育活動に音楽を活用しているから必要である。【保育者の実践上からの理由】
①歌唱活動において必要。楽器がなくても／ギターでも／CDでもよいが、ピアノがあるとより楽しんで活動を行える。 ②保育における様々な場面、行事などの活用。 ③子どもが楽しめる。身近に感じている。生活習慣になっている。 ④子どもの（歌・動き・発達・気分・状態）に合わせて使える。 ⑤保育者も共に楽しめる。子どもとの関わりができる。
2. 子どもの成長を促し、表現力を養うために必要である。【子どもの発達上からの理由】
①音を聴いて歌う。歌うことの楽しみ。（季節の歌を通して季節感）。様々な曲に触れることができる。 ②音楽に対する興味、鍵盤楽器への興味を広げることができる。 ③リズム、音感、音楽性を養うことができる。 ④様々な表現方法。自己の気持ちの表現を育む。 ⑤子どもたちの音楽表現、楽しむ姿を受け止め共感するため。
3. 保育に手軽に活用でき、身近な楽器であるから必要である。【楽器の特性からの理由】
①子どもたちにとって親しみやすく、身近な楽器であるため。 ②子どもの音楽活動・指導には鍵盤楽器が一番身近である。先生自身が弾く、共に歌うことがすばらしいと感じる。
4. 保育活動に広がりが持たせられるから必要である。【保育内容上からの理由】
①生活／遊び／リズム遊び／ゲームなどの中で活かせる。保育内容が広がる。楽しさが倍増する。
5. その他
①楽器の持ち方などある程度の知識。 ②歌を歌うときは他のものでも使用可能だと思う。 ③得意・不得意があるので他の保育士と助け合うこともできる。 ④CDの方が子どもの状況把握に適した場合がある。 ⑤鍵盤楽器のみならず、弦楽器、管楽器など様々な方法がある。 ⑥ピアノに替わる楽器を望んでいる。

「保育士にとって必要な知識・技術における鍵盤楽器演奏技術の位置づけ」に対し、保育において鍵盤楽器技術は「とても必要」「まあ必要」とする回答で占められた。近年保育者には保護者や家庭への支援をはじめとして多様な役割が求められてきているが、そのような状況下においてもなお、鍵盤楽器演奏技術は「保育士にとって必要な知識・技術」として位置づいていることがわかる。その理由について記述されたものを要約するとおよそ4項目に分類することができる（表1）。これは先述の「鍵盤楽器を活用する理由」とも若干重複しているが、保育者個々の記述内容を通して、保育全体における鍵盤楽器演奏技術の位置づけをより具体的に確認することができる。まず1つ目の理由は「保育活動に音楽を活用しているから」である。先述の「鍵盤楽器活用の教材や活動」で示したように、現場では歌唱活動をはじめ、リトミックや劇あそびなど音楽を用いた表現活動が年間を通して日常的に行われている。とくに歌唱活動において、鍵盤楽器による伴奏は音程やリズムが明確で子どもたちの歌を一齊に進行することができる。また、この楽器は音域の幅広さを活かし、リズム、速さ、強弱、和音などを工夫することによって多様な表現を生み出すこともできる。子どもの歌う姿や動きに応じて、また、園生活での子どもの気分、状態に合わせて鍵盤楽器を活用したりしている保育者もいることは注目すべきところであろう。

2つ目は「子どもの成長を促し、表現力を養うため」という子どもの発達上からの理由である。様々な音楽活動あるいは鍵盤楽器の生演奏が子どもたちにもたらすものとして、「音を聴いて歌う」「歌うことの楽しみ」「音楽に対する興味」などから「リズム」「音感」「音楽性」「音楽表現」に至るまで、音楽に関する項目が多様に挙げられている。また「自己の気持ちの表現を育むことができる」というように、「人としての表現の育成」という観点からその可能性を述べる保育者もあり、音楽活動あるいは鍵盤楽器による保育実践の広がりを指し示す例の一つとなっている。

他にも3「保育に手軽に活用でき、身近な楽器であるから」という楽器の特性からの理由、4「保育活

動に広がりが持たせられるから」という保育内容上からの理由が挙げられている。1~4の各項目において共通に見受けられることとして注目すべきは、音楽活動における子どもたちと保育者との相互一体的な関係性であろう。1-⑤「子どもとともに保育者も楽しむことができる。子どもと音楽を通して関わることができる。」、2-⑤「子どもたちが音楽に合わせて表現し、楽しむ姿を受け止め、一緒に共感するため。」、3-②「先生自身が弾く、共に歌うことがすばらしいと感じる。」などからも分かるように様々な音楽活動を行う過程で、子どもから子どもへ、子どもから保育者へ、そして保育者から子どもたちへ気持ちや思いを行き来させ、子どもたちと保育者が「今・ここで」しか味わえない一体感を感じ合うことは将に「音楽」という分野の大きな特殊性であろう。そのような相互一体的な関係性や体験がどのような状況において生み出されるのか、保育者の鍵盤楽器演奏は、そこでどのような役割を果たしているのかについて、今後実践事例をもとに具体的な検討を進めていく必要があるだろう。

3. 音楽表現技術に関して保育者養成校に望むこと

「保育者養成校に望むこと」に関して、まず「大学・短大で修得したかった技能」についての回答（複数回答）を（図3）の通り挙げる。この結果は、今、現場で必要がある技術であるため養成校での技術習得を望むというよりも読み取ることができる。回答内容としては、「うたのレパートリー」「弾き歌いの方法」が上位で、うたう活動に必要な技能習得を多くが望んでいることがわかる。また、「読譜力」「コード伴奏アレンジ」が次いで上位であったが、これらもうたう活動に必要な技能である。また、「リズム曲アレンジ」「即興演奏」も少なくない。

「保育者養成の大学・短大での音楽表現技術習得内容について（意見・要望）」（表2）については、記述されたものを要約するとおよそ7項目に分類することができる。まず「1. 弾き歌い」に挙げられている内容を見ると、当然のことながら保育者に最も必要な鍵盤楽器技術は「弾きながら歌うこと」であると多くの保育者が述べている。子どもたちが園生活を楽しく豊かに送れるような歌の数々を、保育者は簡易伴奏でも良いから優しい声で弾き歌うこと、そして現場では日常的に行われている子どもへの気配り目配りや興味意欲を促す言葉がけなど、普段の保育実践を意識した技術習得体制が必要であることがわかる。「2. 習得の意識」に関しては、養成校教員が養成期間一貫して学生に伝えるべき事柄が示されている。T短大では1年次に教育実習1週間と保育実習10日間が行われるが、学生はこの2種類の実習において、幼稚園と保育園の特色や幼稚園教諭と保育士の違いなどを体験的に学んでくる。実習園や担当クラス（年齢）、または実習時期などにより保育実践内容も異なるが、そこで得た個別の体験を全体的な傾向として捉えてしまうと、保育園における音楽活動の取り組みや保育士に必要な音楽表現技術の内容や度合いについても認識のずれが生じることとなる。「2. 習得の意識」に見られる現場の保育者からの声は、「乳幼児期の子どもが育つ上で音楽はとても大切であり、保育士にも鍵盤楽器を始めとする表現技術が必要であること」を切実に述べており、そのことを養成段階から学生が理解し、計画的、継続的に技術習得できるよう指導体制

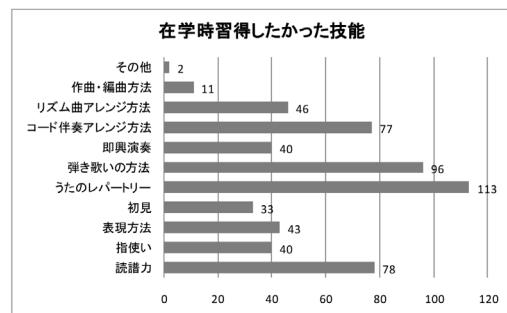


図3 在学時習得したかった技能

を組んでいく必要を示している。

近年、養成校入学生のピアノ初心者が増加している。「5. その他」②における「ピアノに関して、個々のレベルや経験に応じたレッスン、教え方、教本で授業することが必要だと思う」という意見は、こうした初心者増加の状況においてなお一層重要度を示している。現場でもピアノを得意とは言えない新任保育士が増えてきているからであろう。

多様な専門性を求められている現代の保育者養成において、「7. その他(*)」の記述には、限られた年数の中でピアノ初心者は何を目指してどのように技術習得をするべきなのかが的確に述べられている。そして、子どもの気持ちに寄り添った保育者一人ひとりのまなざしや思いを通して、保育者に必要な音楽表現技術とは、常に「音を聞いたり歌を歌ったりして音楽で表現することを楽しむ子どもたち」に向かっているということと「子どもたちと相互一体的な体験を生み出すことができる保育者のありよう」にかかっているということが強く感じられる。

表2 保育者養成で大学・短大での音楽表現技術習得内容について（意見・要望の記述を抜粋要約）

1. 弹き歌いに関して
①様々なジャンルの弾き歌いのレパートリーを持つこと。 ②コード伴奏法。肉声での歌唱。CD等の適切な利用による音楽表現活動。③「子どもを見る」「導入する」など実践に近いピアノ練習。④子どもの年齢に可能な声域やリズム曲等の選曲のしかた。
2. 習得の意識に関して
①保育所就職にピアノは必須。基礎から応用までしっかりと身に付け、ピアノの大好きな学生を育ててほしい。②子どもの成長に対する音楽の大切さ、その活動にピアノは大きな役割を持っていることを理解した技術習得。③ピアノに限らず、何か楽器が弾ける方が保育士にとっては良い。
3. 音楽の基礎理解、ピアノ技術の基礎に関して
①読譜力や指使い、コード、弾き歌いの方法など基本となる部分をしっかりと伝えていくことが大切だと思う。②童謡では出てこないが難しめの曲に出てくるような音楽記号を知りたい。
4. 曲の内容に関して
①現場で使える曲や技術・内容を教えてほしい。子どもの歌、手遊び、行事曲、リズム曲、体操曲など。②ピアノが苦手な人に対応した内容のものがあるとよい。ある程度の知識、手あそびやリズム感は必要不可欠。
5. 初見、即興、アレンジに関して
①移調、難しい曲（伴奏）の簡易化、初見の技術、即興表現や作曲の仕方などを教えてもらいたい。②発表会や劇、リトミックに使えるような曲を考える力や技術が必要。
6. リトミック、リズム曲に関して
①（養成期間の授業を通して）身体を使って表現することが身についている。とても楽しくて良いと思う。②リズム遊びにも関わってくるので、リトミックという授業を少しでも取り入れてほしかった。
7. その他
①養成期間の授業に関して、大学教員と現場の保育士が交流を持つのはどうか。②ピアノに関して、個々のレベルや経験に応じたレッスン、教え方、教本で授業することが必要だと思う。③どんな楽器でも一つは身に付けていくことは大切。歌、フルート、琴、ギター、アコーディオン等。④歌い方を指導するときの説明の仕方、声の出し方、発声しやすい曲を、ピアノより教えてもらいたい。⑤手づくり楽器制作の経験、いろいろな楽器の使い方や特性、子どもたちへの指導方法の基礎など。
* 「保育園では音楽教師のような完璧な技術は求めていません。未熟な人は楽譜が難しいとアレンジできず、その通りに弾こうとするので無理があり、子どもたちも戸惑います。難しい伴奏は自分でアレンジして子どもたちを見ながら歌を楽しめるように指導をお願いしたいと思います。すぐに現場で役立つと思います。」

III. 保育の音楽表現技術習得について

1. 保育学生の音楽表現技術習得に係る実際

養成校での鍵盤楽器技術習得においては、短い年限での習得の困難さとともに学生の技術習得意欲・意識の脆弱さも顕れ、その指導はなかなか難しい。しかし、養成校として当面の課題である「実習先で求められる弾き歌い課題への対応」や「就職試験を見据えた指導」は変わらず求められる。

(1) 1年次(入学時)の音楽技能技術に係る実際

保育学生入学時の音楽技能技術について、T短大「幼児音楽Ⅰ」受講に際しての鍵盤楽器技術レベルから概況を測る。この授業では学生の音楽技能技術レベルに応じてピアノレッスンを行っているが、そのレベル分けのための調査を行っている。内容はピアノレッスン経験年数と技術習得進度(レッスンテキストの進度)について問い合わせ、レッスンコースを選択するというものである。

レッスンコースは4コースで、プレA(未経験~1年未満)、A(経験年数2~3年未満)、B(数年の経験)、C(継続中)としている。H25年度生までの過去3年間の各レッスンコース選択人数は表3の通りである。なお、「幼児音楽Ⅰ」は1年次必修科目である。表3からは、プレA、Aコースが毎年度、全体のほぼ6割を占めることがわかる。プレAコースには保育者志望を決めてから、あるいは入学が決まってから短大入学までにピアノを習いに行ったという学生も多く含まれる。

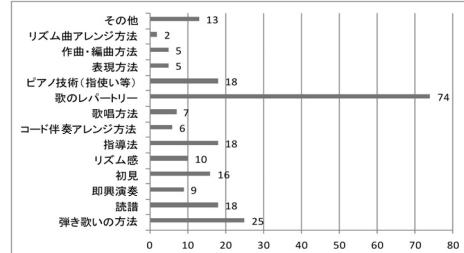
また、学生の音楽技能技術習得のための基礎知識を測るために「入学前課題確認テスト」を実施している。「入学前課題」とは入学生全員に事前に読譜に必要な知識習得やピアノ技術習得にあたっての準備を促す内容であり、確認テストとは、その読譜の知識を問うものである。3クラス中、ある1クラス(約50名)の平均点は、32点/50点満点であった。入学前課題でもあり、もっと理解を求めるところである。準備不足であるとも考えられるが、読譜に必要な知識については今までの学校教育期間中に充分習得する機会は得られていないことも窺える。以上の概況から入学時の音楽技能技術については、読譜力、ピアノ基礎技術力については、入学後に習得必要な学生が多くを占めると言える。

(2) 2年次の音楽表現技術習得について

同じくT短大2年次選択科目「子どもと音楽Ⅰ」受講生に受講にあたっての技術習得意識等を第1回授業時に質問紙形式で聴取した(回答者数:119)。1年次の技術習得の自己評価、実習での音楽活動や実践経験等について問うた。これらは、今後の習得目標を学生自身が確認するためのものもある。

表3 ピアノレッスンコース人数

コース(人) 年 度	プレA	A	B	C
H23	60	34	43	16
H24	31	67	47	11
H25	46	66	34	14



質問項目「2年次(卒業まで)に習得したい、理解したいこと(記述回答・複数項目回答あり)」の回答結果が図4であるが、これらは記述回答を同種の回答に分けて表わしたものである。これら結果は、1年次の自身の習得不足、そして幼稚園、保育園の実習経験を経ての習得の必要性の認識によると窺える。最も多かった回答は「歌(手遊び含む)のレパートリー」であったが、その次に多いものとしては「弾き歌いの方法」「読み」「ピアノ技術」であり、これらはピアノを用いて音楽活動を行うための技術である。このことから、ピアノ技術習得が学生の最も優先される課題である、実習においてもその必要性を認識していくことが窺える。また、「指導方法」について述べた回答も多かった。オペレッタ、楽器あそび・合奏、歌唱各々の「活動の指導方法」、手遊び等による「活動の導入方法」、また、「子どもに教えられるようになりたい」「子どもたちが学びやすいようにするにはどうしたらよいのか」「子どもにとつ

て音楽はどう有効的なのか」と漠然としながらも子どもの姿と保育者の役割をイメージした回答もあった。また、「保育の場に、また子どもの育ちに音楽は必要か。また、その理由を自身の考えから述べよ」の質問も設け、学生自身の音楽活動を通した保育観を窺った。まず、必要かどうかの回答は全員が「とても必要」「必要」との結果であった。記述回答の「理由」は、同種内容に分けると「コミュニケーション・一体感」「豊かな感性や表現する力を養う」「リズム感を養う」「音楽の楽しさを味わう」「その他・子どもの成長に必要等」とのキーワードで表れた。1年次の学修のほか、実習での観察、実践から学生自身が感じとったことであると考える。もちろん、これらのこととは感じとっただけに過ぎず、これから自分が様々な実践経験とその省察を丁寧に長い期間かけてねらい、目的として確立していくことである。しかし、技術習得する際に、これらが子どもの音楽活動過程で育まれる、得られるという認識を持つことは当然ながら必要なことである。

2. 音楽表現技術習得方法と内容について

では、保育学生の技術習得に係る実際を踏まえると、保育表現技術はいかに習得されるべきか。まず、この表現技術は保育者に必要な知識・技術として、いかに捉えられているか次の調査結果から一考する。

(1) 音楽表現技術の獲得時期

「保育者の専門性についての調査」(全国保育士養成協議会専門委員会)²の「保育者の専門知識・技能の獲得時期に対する意識」についての結果³を概観すると、「保育内容」に関する9項目のうち「身体、音楽、造形、言語等の表現活動に関する技術」が「実習を経て卒業までに」獲得すべきものとしての回答が最も多い(35.9%: 489/n1363)。しかし、この結果を「勤務年数1.2年までに」(27.4%: 373/n1363)の回答と比較すると10ポイント弱の差はあるものの、「勤務年数3.4年までに」(23.8%: 324/n1363)とは微小の差である。養成校在学時から継続して現場でも技術獲得が求められていることが窺える。一方、「身体、音楽、造形、言語等の表現活動の指導方法の習得」については、「実習を経て卒業までに」、「勤務年数1.2年までに」、「勤務年数3.4年までに」の回答は5ポイントずつ上昇する結果であった。これは現場での実践経験の積み重ねにより習得していくものという捉えられ方といえる。

これらの結果から、表現技術の獲得は養成校学生時での習得が最も適しているという意識が改めて確認できる。この結果は1章で述べた「保育者アンケート」の養成校への要望・意見からも充分読み取れることでもあった。しかし、この技術獲得は養成校時に習得した技術レベルを保っていればいいということでもないことが、現場に就いてからも技術獲得が求められているという結果からわかる。また、鍵盤楽器による表現技術として「保育者アンケート」から「コード伴奏やリズム曲のアレンジ方法」「表現方法」「即興演奏」が在学時習得したかった技術として「弾き歌いの方法」に次いで挙げられたが、この技術は現場で子どもの姿にかかわるなかで、その技術の必要性を認識し技術も向上していくものであろう。また、「指導方法の習得」が現場経験を経るごとに意識が高くなるという結果とも関連する。それは指導方法の向上には保育者自身の表現技術レベルの向上も伴うと考えるからである。

では、養成校それも2年間という短期間で獲得が必要、あるいは獲得可能な鍵盤楽器による表現技術は何であるのか。それに対し、どのような習得方法・内容が求められるか。

(2) 技術習得方法・内容について

1) 鍵盤楽器の基礎技術と表現技術 ー初心・初級レベル学生の指導に関してー

技術習得には、適した教材、個々のレベルにあった指導とともに受講学生の継続的な練習の積み上げが必要であることは言うまでもない。しかし、そこに練習をする目的がなければ継続した取組みとは成り得ない。ピアノのテクニック練習はどこにつながり、正確なリズム打ちは何に活かされるのかなど、目的が明確になれば自ずと練習への意欲も向上するであろう。その目的は、教員側がどのように示すのか、そして、いかに学生自身の目的として認識させるのか、その目的に至るまでの目標はどのような時期にどのような内容で標していくのか、その道筋を示すことが必要なのである。その目標として、現状では習得課題の提示と到達点について標しているが、学生は与えられた課題を何とか「こなす」という意識で取組んでいるように映り、教員側の「保育すぐに使えるレパートリー確保のために」「自身の表現力向上のために」などの目的と沿っていない。しかし、「学生の意識の問題」と片付けず、では、どのような目標を掲げればよいのか、特に鍵盤楽器の初心・初級レベル学生に対してどうあればよいのかである。鍵盤楽器の基礎技術が保育の表現技術につながっていくことを指導方法・内容において、教材設定において踏まえることが必要である。

2011年度よりコードネーム伴奏の弾き歌い曲を中心に作成した「幼児音楽テキスト」をひとつの教材本として、指導を行っている。初心・初級レベル学生の教材としても自身のレベルで伴奏をアレンジできる、正伴奏のものよりも子どものレパートリーを拡充しやすい、という点では適している。現在、基礎技術習得とも結びつけた教材として開発を進めている。

2) 実習経験と表現技術

学生は入学から1年間で学修、実習を経ると保育の活動目的や保育者の役割について考えることができるようになる。実習において、保育に音楽活動を行う「目的」を捉え、自分が保育者として活動を進める姿を描いた時に何ができなければいけないのか、つまり「指導法」を学ぶ必要性を意識する。そして、指導をするためには「表現技術」習得が必要、という筋道が立てられれば学生の意欲・意識は向上が図れるだろう。II章でも述べたが、学生の実習経験はその後の学びに大きく影響する。音楽でいえば、実習先で子どもの表現活動が豊かに行われていた、あるいは実習生として弾き歌いの実践を行った学生については、当然、自分自身の課題は明確になる、ということである。先述から、この実習経験を養成校での学修に有効につなげる、つまり、現場での連携をさらに図って保育者を養成していく必要を改めて認識をする。小川は「現場の実習の指導教員も、実習生の実践を通して、保育の知がどのように習得され、保育の実践に生かされているのか確かめる機会（保育の知の有効性を確かめる機会）であるので、養成校の教員と実習校の保育者がどう連携し、学びを蓄積しているかが問われるのである。」⁴と論じているが、その連携は未だ確立していないとも述べている。

次章では、その現場連携の課題を挙げて、これから取組みの可能性について述べる。

IV 保育現場との連携による保育者の表現技術について

1. 保育者の表現技術の習得と向上の意識の課題

先述までの結果考察等から、「保育士における鍵盤楽器技術の必要度」は、ほぼ全員の保育士が「必

要である」と意識していた。これは、鍵盤楽器を使った保育実践の音楽活動が広範囲に展開されている現状を示すものである。様々な活動を展開することは「子どもの成長を促し、自己の気持を表現する力を養うために必要である」と保育活動への広がりを意識していることも伺える。こういったことは向上意識としては大変、的を得ていることだと判断できる。しかしながら、「あるべき保育者の姿」は理解していても、実際に保育活動で実践に移すことができる保育者の実践力の実態（不足）が課題であることも浮かび上がった。したがって、「養成校時代に学んでおけばよかった」という回答になっていると考えられる。一方、保育学生に対しては、保育現場で求められる表現技術内容と具体的な学習課題の提示、そして到達点への導きが必要である。そこでの課題と問題点は卒業までに習得すべき最低保育表現技術の目標到達点の適正な位置である。しかし、これらは表現技術のレベルと質に大きく作用するため難解な課題ではある。保育現場と連動した技術習得検討のため、現場に次のようにヒアリングを実施した。

～保育現場の現状（ヒアリング内容）から～

先述のとおり「保育者アンケート」の調査結果報告書を25年4月に送付した。そこで本調査結果に対する、各園の園長・主任から忌憚のない意見・要望を聴取（ヒアリング）することにした。聴取内容は表4の通り。

◇聴取対象：T市内の公立保育園：2園（S園・G園）／私立保育園：3園（T園・M園・Z園）
◇聴取時期：平成25年10月～11月上旬 ◇聴取時間：各園1時間～2時間程度
◇質問項目：
1. 保育者が子どもの音楽活動を行うに当たり不足に感じている技術 2. 技術不足を補うために行っていること 3. 養成校に求めるリカレント内容 4. 学生の技術向上のために養成校と連携できること

<結果>**項目1**：保育現場の音楽活動内容の幅を広げて実践しようとすると、多くの表現技術が不足しているという意見が多い。多様な学生がいるので、現場に就職した学生（保育者）にもよるが、養成校で危惧し必要性を感じて教授している各音楽関係授業内容であった。このことから養成校すべての学生に浸透していない現実的意見であった。**項目2**：園内研修を主として、必要に応じて外部講師による研修会を実施している。また、先輩保育士と後輩保育士の相互に技術・知識の勉強会等を実施し、保育士の資質レベルアップを試みている。また、自己努力せざるを得ない環境を設定し、園長自らが保育士の意識向上と技術取得アップにつながる助言等も積極的に行われていた。**項目3**：日常の保育業務の煩雑さと限られた保育所経営予算の中に於いて、できるだけ研修や講習会に参加させるような努力がなされているが、多くの保育士が自信を持って音楽活動の保育実践を展開できるレベルまで達していないことが多く挙げられていた。従って、保育現場と養成校が気軽に交流できる環境づくりとお互いの現状把握に努め、子どもの発達に必要な音楽経験を提供できる保育表現技術の向上につながる「勉強会」「研修会」「講習会」「アドバイス」「現場からの要望への対応」「教員への保育実践の場の提供と相互理解」「共同研究による保育実践力の向上」等、相互の理解と実践力を深める機会の設定が課題である。**項目4**：学生の実習以外の保育実践経験の必要性が多く提案されている。また、園における行事への参加やボランティア経験が保育実践力を深めることにつながるので、その場の提供を広げたいという園の意見である。

表4 ヒアリング聴取内容（抜粋）

<項目1>
・学生時代の鍵盤楽器習得内容（音楽技術）が現場で十分活用されていない。(S)
・子どもの発達に適応した教材および指導技術（指導内容・手順、テンポ、表現方法「伝えたい気持ち」(S)
・保育者の感性とリズム感／・選曲した「歌」で何を伝えたいか不明確、従って指導のポイントが明確でない。(G)
・昔からの歌「童謡・わらべ歌」などのレパートリーが少なく、歌詞の意味も理解できていない。(G)
・環境に応じ「みて・きいて・感じて」即、歌が出てこない。(G) ・日常生活で音楽との接点が少ない(G)
・リトミック活動の保育実践力。(T) ・自分の思いを表現する力(M) ・何のために子どもたちに経験させるかが理解されていない。(M) ・基礎演奏力（主要3コード）・楽器あそびの方法と指導実践力。(M) 即現場で使える表現技術「EX:簡単な伴奏でも心のある演奏」(M) ・弾き歌い力「子どもの状況に即して伴奏できる力」(M) ・アレンジ・即興力「ミュージカル実施に必要」・正式伴奏による弾き歌い実践力。(Z)
<項目2>
・園から研修に参加している。／先輩が実践で使う楽譜や技術を提供している「簡易化・変奏も含め」(S・G)
・行事等の打ち合わせを密にして計画と準備に時間をかけている。(S)
・園内研修に専門の講師を招いている。(G) ・園長自身がクラスに入って楽しい雰囲気づくりに気を配っている。(G)
・個々の保育士の努力・意欲・意識が持てる環境に置く（クラス担任による鍵盤楽器活用の必然性）。(T) ・互いの演奏交換の場を設定「個人演奏交換」(M) ・保育士同士の演奏技術の伝授(M) ・個人レッスン努力。(M) 課題曲の設定と期限の提示。(M) ・園内研修実施「Gリーダーが中心となって実施」(Z) 園で個人レッスン指導の実施(Z)
<項目3>
・研修：「指針説明・理論と実践」保育士資格更新講習「具体的な専門性」(S) ・「子どもの年齢経過音楽発達」(G) 「愛情保育と実践」「保育士の専門性—人を育てる保育」(G) 現場の悩みに合った研修(M)
・講習会：「即実践できる教材と実践方法」「歌遊びのレパートリーの拡大」「リズムダンスの実践」(T)
・情報交換および交流会：「保育現場での困難内容へのアドバイス／最新情報の伝達／現場の声を伝える」(M)
・リカレント研修：「卒業生のためのフォローアップ」(Z)
<項目4>
・ボランティア経験の場の提供 (S・G) ・園への教員による出前講座の実施 (S・M) ・学生実習の受け入れの充実(S) ・保育士の大学での講演講師(M) ・園の見学ツアー企画と受け入れ(M) ・実習の評価項目に音楽に関する経験の評価欄を設定 (Z) 実習受け入れの充実「大学希望と実現実習計画」(Z)

2. 保育現場と養成校との連動の可能性

「保育者アンケート」や学生対象のアンケート及び、T市内の保育所（園長・主任）へのヒアリングの各結果からどのようなことが考えられるかと整理し、連動の可能性を考えると次の（1）～（5）の5項目が浮かび上がった。以下に表現技術向上のための連動内容について考察し、「子どもの音楽表現活動と保育者の保育表現技術の向上」のために連携できる可能性について提案する。

（1）研修会の実施

「研修会」の内容は各園の直面している表現技術力アップの内容を望んでいた。また、研修講師の講演内容を一方的に受け入れ、その中身を即、勤務している保育園のクラスで実践しようとする傾向があることはヒアリングからわかったことである。本来は、保育者自身が、まずその内容を受容し、担当クラスにどのように適応すれば、現在抱えている問題を解消できるかを分析して保育活動に応用しなければならない。しかし、保育現場の現況からは、なかなかその域までには到達できていない現実がある。そういったことの追加学習手段として、研修会の後に、「カンファレンス（事例検討会）」を研修会講師または、養成校教員により技術習得内容の確認と音楽活動への応用実践（指導・援助）のあり方や具体的な実践方法について、意見交換やアイデア、助言も含めて実施する必要性があるのではないかと考える。

<事例1> リズム楽器の使用法の研修から

講師の研修内容「EX:タンバリンの持ち方・扱い方と演奏方法」の説明と課題曲の演習を実施する。 →参加者は講師の指導で正式な持ち方および扱い方に従ってリズム演奏を経験→新たな演奏方法を習得→当日の楽し
--

さの経験から子どもの音楽活動へ適用意志を持つ→勤務園での課題曲および保育者が経験させたい楽曲の演奏での活かし方として、子どもに研修内容の実際を伝授しようとする。→子どもたちは演奏の仕方に気を取られ音を楽しむ・音の発見・音のおもしろさを体感することが不十分になる（保育活動でのねらいと育てたい子どもの音楽的成長は何かを考えた指導・援助とは乖離してしまうことになりかねないことへの危惧）※本来、子どもは楽器に触れ、音を楽しみ→音の多様性を『発見し』たとえば、<この音は「鈴虫だよ・コオロギだよ」などあそび、クツワムシは“ほら”こうすると聞こえるだろう>などと演奏方法を考え工夫していく姿こそ保育現場における音楽成長の道筋である。子ども自身が聴いたことのある音への再現行動こそ必要なことである。その時に援助として、正式な音の出し方・演奏技術を伝えることによってより豊かな演奏（心の表現）に発展していく。

このような実際の子どもの指導方法を巡った意見検討会の実施が、子どもの成長を促す保育実践につながると考える。つまり、保育者の表現技術の向上と質の高い指導法習得の連動性への一方策である。

（2）学生の保育現場へのボランティア保育実践

このことは、大学の単位認定の「保育実習」だけでは、学生が十分に保育現場を理解できていないという保育園の意向が反映されていることからである。園を行き来する機会が多ければ、子どもと関わる時間が増え「子ども理解」が深まり、現場との連携がスムーズに運ぶことにつながる。また、日常の保育だけではなく行事参加は子ども理解のみならず保護者の様子、保育者間の連携体制、保育者と保護者の関係等を実際に学ぶことができ、より保育者の専門性に近づくことができよう。

（3）保育者との情報交換の場の設定

「保育実習」の巡回指導の際、養成校と保育現場との問題について多少の情報交換ができるが、授業への還元や現場対応の対策までには及ばない。つまり、現場の音楽活動の活性化および学生の指導実践への適切な指導の効果を確かめるまでには至っていない。そういうことから、保育現場と養成校は定期的に情報交換する場、具体的には保育の音楽表現技術（できるような技術）の質と獲得方法について検討し、特に卒後間もない保育者に対する「表現技術へのフォローアップ」の場を園内または養成校で設けることを提案したい。現実として、学生は勿論のこと保育者の生活環境が大きく昔と異なり、保育指針や教育要領に示されている子どもに経験させたい内容を経験していない。生活環境が如何に変容しても、子どもの音楽活動で育てたい人間成長への道は変わらないのであって、今将にその連携が必要になってきていると考える。

（4）共同研究への取り組み

保育者と養成校教員がともに協働して、保育士の豊かな表現力を育て補完する必要性が生じてきている。つまり、保育者を育てる養成校の専門性と保育現場の保育実践力、双方の専門性の質が子どもの成長に大きく影響すると考えるからである。養成校の教員は専門研究者、保育現場はその実践者であるから、ともに連携して保育の質を高める義務があると認識しなければならない。このような経過をたどって、互いに目の前の課題を解決できるような関係性を構築することができてこそ、「共同研究テーマ」を基に保育の質を高めることにつながると考える。

（5）保育実習と養成校の授業の関連

養成校の音楽各授業において、養成校教員の学問的力量や指導経験、現場の知識を勘案した内容だけではなく、常に保育現場の実情、保育者の思い、保育環境をキャッチ（情報交換等）した内容により授業を行う必要性を改めて感じた。筆者らは毎年、授業改善を保育現場の現況も踏まえ行っているが、今後はさらに保育現場の具体的課題を挙げ、その現況に見合った授業実施と子どもたちに経験してほしい、

伝えたい「音楽感動体験」等を保育で実践するための多様な教育プログラム開発を行う必要があろう。

V. おわりに

保育の表現技術の「保育との関連」での修得を目指すために、保育現場の保育活動と保育士の表現技術の実態に関する保育現場への調査や学内における学生の意識調査を基に、「保育現場と連動した技術習得とその向上策」について一考した。本調査は保育者に必要な技術として鍵盤楽器が依然として強く認識されている現況から、特にピアノ演奏技術にかかわって考察した。保育現場での鍵盤楽器の活用状況、保育における鍵盤楽器の必要度、音楽表現技術に関して保育者養成校に望むこと等、保育現場における鍵盤楽器技術と保育表現技術の関連性について考察することよって、保育士に必要な音楽表現技術は常に「子どもの人間成長のための技術」であるということと、「子どもの相互一体的な体験を生みだすことができる保育者の技術」が必要であるということを再認識できた。また、学生の意識は実習経験を重ねるごとに、子どもたちが生き生きと音楽活動するためには、保育者の確かな保育表現技術が必要であると認識してきているという事実も明らかになった。また、保育園でのヒアリングでは、保育士の表現技術の不足と子どもの音楽活動への指導・援助の方法に関する意見や要望があった。それは将に子どもの成長を促す保育実践につながり、求められる保育者の表現技術内容であった。こういったことから、「保育者の専門性の一端である保育表現技術の向上」を図るために保育現場と養成校と連動するための方策を提案した。保育現場と保育者養成教育内容の乖離が言われて久しい。挙げた方策の実現に向け、常日頃から保育現場と保育者養成校の互いの歩み寄りをさらに推し進めていきたい。

【註】

- 1 三宅啓子・福西朋子・山本敦子「保育の場での鍵盤楽器（ピアノ・オルガン）を使った音楽活動に関するアンケート調査結果報告」2013.
- 2 全国保育士養成協議会専門委員会平成24年度課題研究『『保育者の専門性についての調査』 - 養成課程から現場へつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取組み -』 専門委員会課題研究報告書 2013.
- 3 前掲書 「第2章第5節 保育所、児童養護施設、乳児院に勤務する保育士と保育者養成校教員が持つ保育者の専門知識・技能の獲得時期に対する意識」
- 4 小川博久著『保育者養成論』萌文書林 p. 277.

【追記】

- 1 本研究は、平成24年度全国保育士養成協議会第51回研究大会での研究発表に追加資料を加えてまとめたものである。
- 2 倫理的配慮：本研究に関するアンケート及びヒアリング聴取は、回答者に研究趣旨説明を行い協力への同意を得た。
- 3 執筆分担：I・III—福西、II—山本、IV・V—三宅

表現運動における「文化的な価値」に関する研究 —「リズムにのるということ」に着目して—

A Study on ‘The Cultural Value’ of Dance
—Focusing on ‘Catching the Rhythm’—

柳瀬慶子
Keiko Yanase

(要約)

本研究は、リズムダンスの事例を通して、「文化的な価値」である「リズムにのるということ」を明らかにすることを目的とした。その結果、「リズムにのるということ」は音楽のリズムに「合わせる」と「くずす(変化させる)」ことの往還であり、「くずし(変化)」は直前の定型化した踊りをベースとしながら徐々に変化させていくこと、運動者同士は相互主体の関係にあることが明らかになった。また、リズムダンスでは、音楽のリズムという枠組みの中で運動者なりの動きを探究していると考えられた。

(キーワード)

リズムダンス、「リズムにのる」ということ、くずし(変化)

1. はじめに

体育科における表現運動は、子どもの学習意欲が最も低く、学ぶことの意欲を感じにくい運動領域である。¹ 表現運動の授業における子どもの姿として、教師が教えた踊りを恥ずかしがって踊らずに立ちつくす姿や、授業の大部分を座って友だちと踊り方の相談をする姿をよく目にする。一方、教師にとつても、表現運動の授業をどうデザインし、子どもに何を学ばせればよいのかという学習内容がわかりにくいという課題がある。体育科における授業デザインとして、岡野は、社会構成主義的学習論や状況主義的学習論に立脚した「『体育における対話的学び』の三位一体」を提唱し、「『体育における対話的学び』の授業デザイン」を提出している。² 岡野の言う「三位一体」とは、子どもが運動の「文化的な価値」である「運動の中心的なおもしろさ」に参加し、仲間との質の高い「課題」を探究し、「わざ(身体技法)」の形成を実感することで、子どもの学びが育まれるという考え方である。体育授業の単元の基本構想には2つの視点があり、³ 単元としてのまとまりのあり方が取り上げる運動の本質をどう捉えるかという「内容構成」の視点と、単元の展開における手続きのあり方でどんな性格の学習を組織するかという「展開構成」の視点がある。「内容構成」は、単元の「何か(概念)」と「何を(目的)」を把握する視点であり、「展開構成」は、「どのように(方法)」に関する視点である。このような単元の基本構想を基に、岡野は、前述した「『体育における対話的学び』の三位一体」の中で、単元の「内容構成」は、どのようなまとまりで「運動と身体の経験」を主題化するかという「学びの内容」であり、状況づくりとしての「運動の中心的なおもしろさ(文化的な価値)」と内容づくりとしての「わざ(身体技法)」の2つを位置づけている。また、単元の「展開構成」は、どのような課題でどのような性格の学びにするのかを考える「学びの展開」であり、課題づくりとしての「共有の学びとジャンプの学び」を位置づ

けている。そして、授業デザインの手法として、まず行わなければならないこととして、「文化的な価値」である「運動の中心的なおもしろさ」を明確に捉えて設定することが大切であると述べている。⁴ここで言う「運動の中心的なおもしろさ（文化的な価値）」とは、その運動のAuthentic（真正な・本物の）なおもしろさであり、「その運動とは何か」について歴史的・文化的な観点から紐解き、明確にすることができるものである。

そこで、表現運動（Dance）を歴史的・文化的な観点から紐解いてみると、その発生は原始時代まで遡ると言われ、律動的な動きによって神と一体に「なる」行為であったと言う。^{5 6} 時代の変化と共に、表現運動（Dance）は形を変え、現代では様々なジャンルの踊りが生まれているが、すべての表現運動（Dance）に共通する特性は、「リズミカルな運動の連続による模倣・変身欲求の充足が楽しい運動」⁷である。つまり、「リズムにのるということ」と「なりきるということ」が、表現運動（Dance）の「文化的な価値」であり、「中心的なおもしろさ」であると言える。小・中・高等学校の体育科「表現運動・ダンス」領域のカリキュラムにおいても、「リズムダンス・現代的なリズムのダンス」は、「リズムにのる」ことがおもしろい運動であり、「表現・創作ダンス」は、「なりきる」ことがおもしろい運動とされている。⁸ 子どもは、表現運動（Dance）のこれらの「文化的な価値」に触れて学びを育むとされている。

では、リズムダンスにおける「文化的な価値」である「リズムにのるということ」がどのようなことなのかを、先行研究より概観する。宮本は、発生論的運動学の視点から「リズムにのる」ことについて、運動者の直観ではなく、「動感構造（動きと感覚の一体性）」として明らかにしている。⁹ ダンスにおけるリズムとは、音楽のリズム（=聴覚のリズム）と動きのリズム（時間・空間・力性が掛け合わされたリズム）の共調により、新たに生み出されたリズムであると述べている。そして、音楽と運動者との関係において、「リズムにのれている」と感じる場合は、動きのリズムが音楽のリズムに対して主体的であり、運動者自身が動きのリズムだけでなく、音楽のリズムも生み出しているような感覚になると述べている。逆に、「リズムにのれていない」と感じる場合は、動きのリズムが音楽のリズムに対して受動的であると明らかにしている。宮本の研究は、運動者個人の動きと音楽の関係から「リズムにのるということ」を明らかにしている。しかし、集団としての教育現場において、子どもが友だちと一緒に踊り合う関係から導き出した研究ではない。一方、村田は、「リズムにのるということ」そのものについて述べてはいないが、子どもが友だちとかかわりながら自由に「リズムにのる」ことができる手掛かりとして、「4つのくずし（変化）」があると述べている。¹⁰ 「4つのくずし（変化）」とは、体の軸を様々な状態に変化させる「身体のくずし」、動きの速さを変化させる「リズムのくずし」、方向や場の使い方を変化させる「場のくずし」、1人ではできない仲間との様々な動きをする「仲間のくずし」である。このことから、「4つのくずし（変化）」が踊っている運動者の動きに生じていれば、「リズムにのっている」ということであり、「リズムにのっている」子どもの姿を見極める視点にはなり得ると考えられる。

「文化的な価値」である「リズムにのるということ」が一体どのようなことなのか、「リズムにのる」という在り様を明確に捉えて提出することによって、教師が表現運動の授業をデザインするための参考になると考えられる。さらに、子どもにリズムダンスの「中心的なおもしろさ」を味わわせ、学びを育むことにつながると考えられる。

そこで、本研究は、岡野の『体育における対話的学び』の授業デザインの考え方に基づきながら、リズムダンスの特性である「友だちとかかわって踊ること」「自由に踊ること（即興表現）」¹¹を取り入れたリズムダンスの事例を通して、リズムダンスの「文化的な価値」である「リズムにのるということ」を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

- (1) T 短期大学子ども学科の「身体表現指導法」で行われたリズムダンスの事例を、「授業実践－授業記録－場面記述－意味解釈」¹² という一連の調査行為からなる方法を用いて、事例から意味を浮かび上がらせていく。
- (2) 意味解釈を基に、「リズムにのるということ」の在り様を考察する。

3. リズムダンスの実践

3-1. リズムダンスの実践と研究調査の概要

本稿で取り上げるリズムダンスの事例は、T 短期大学子ども学科において 2012 年度後期に開講された「身体表現指導法」で行われたものである。事例の詳細と検討方法は次の通りである。

○日 時：2012 年 12 月 19 日（水）午後 1 時から午後 2 時 30 分

○場 所：T 短期大学体育館

○運動者：T 短期大学子ども学科「身体表現指導法」2 年受講生の内、事例対象者は 3 名。事例対象者の抽出については、踊りが継続していて、踊りにくずし（変化）が見られた 3 名のグループを抽出する。

○運動内容：受講生によるリズムダンスの模擬保育実践における場面を取り上げる。教師役の学生の踊りをまねて、全員で J-POP 「みんなのうた」（きゃりーぱみゅぱみゅ / 発売元ワーナーミュージック・ジャパン）で 1 曲踊った後、同じ音楽を使用して、教師役の学生のまねで経験した動きを取り入れて踊ったり、数人のグループで即興的に踊ったりする活動である。

○記録方法：デジタルビデオカメラ（SONY 社製 DCR-PC350）1 台を用いて撮影し、一緒に踊っている 3 人の運動者に着目し、授業担当者（筆者）が撮影した。なお、本記録は、受講生のための模擬保育の省察を目的としたものであり、受講生全員でビデオ視聴を行った後、本稿に使用した。

○記述方法：撮影したビデオ記録（連続 56 秒間）から、場面ごとに 3 名の運動者の動きを記述する。場面は、身体・リズム・場・仲間のくずし（変化）が見られた部分を「ひと流れの動き」¹³ してまとめ、6 つの場面に区切って記述する。なお、対象の運動者 3 名には、研究倫理の観点から、本稿に事例とビデオ画像（写真）の掲載許可を取り承諾（サイン捺印）を得た。また、運動者が特定されないために、文中では仮名（トモコ・ミク・アカネ）を使用する。

○解釈方法：事例から、運動者が「リズムにのっている」と思われるくずし（変化）が見られる場面とその前後の姿を捉える。逆に、運動者が上手く踊れていない場面（運動者が戸惑ったり動きが小さくなったりした等）も捉える。この 2 点に着目しながら、運動者の前後の姿や脈絡を手掛かりとして、筆

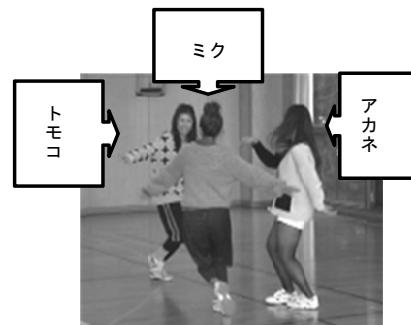
者が解釈を加えて、その事例から意味を浮かび上がらせる。なお、各場面の記述に、他の運動者の踊りをまねしている部分には一重線を、自分から新しい動きを仕掛けたりくずし（変化）が見られたりした部分には点線を引く。なお、くずし（変化）の箇所には考察しやすいように通し番号を記す。また、運動者がリズムダンスを楽しめていないと思われる動きが小さくなったり戸惑ったりしている箇所には、二重線を引き＊を記す。

○考察方法：解釈から浮かび上がった意味をつなげて考察することにより、「リズムにのるということ」の在り様を明らかにする。

3-2. リズムダンス実践の実際

〈場面 1〉

トモコが踊りのリーダーになり、ミクがトモコのまねをする場面である。アカネは、他のペアと踊っていたが途中からトモコとミクの踊りに参加した。①トモコは、腕を左右に振り、足も左右に動かして移動する。それをミクがまねる。途中から参加したアカネは、1人だけ鳥のまねをしながら踊っていたが【写真 1】、トモコとミクのまねをし始める。この踊りは8拍続く。



【写真 1】

〈場面 2〉

トモコが踊りのリーダーになり、ミクとアカネがトモコのまねをする場面である。②トモコは、腕の左右の振りは〈場面 1〉と同様であるが、左右移動をやめて円形に回り始める。ミクもアカネもまねをして、3人で円形になって移動する【写真 2】。しかし、＊ミクはあまり膝を高く上げずに歩幅も小さく、表情は笑っていない。この踊りは16拍続く。



【写真 2】

〈場面 3〉

トモコが踊りのリーダーであったが、ミクがリーダーにかわり、トモコはミクのマネをして、アカネもトモコとミクのまねをする場面である。音楽の切れ目で、③トモコとミクが同時にターンして逆回転で移動し始める【写真 3】。アカネもまねをする。そのターンの際に、④ミクは手首を回して勢いをつけながら逆回転



【写真 3】

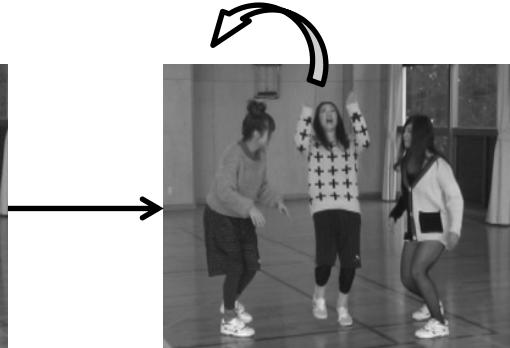
をすると、手首を回す動きを継続しながら、手首の速い動きと連動させて、膝を高く上げながら、足は2倍速のリズムで力強くステップを刻んで移動する。〈場面2〉の移動とは異なっており、ミクの表情が笑顔になる。トモコがすぐにミクのまねをし、アカネがミクの踊りを見て笑ってからまねをする。この踊りは16拍続く。しかし、トモコは13拍目に次の動きの準備に入る。

〈場面4〉

トモコが踊りのリーダーになり、ミクとアカネがトモコのまねをする場面である。⑤トモコが体を小さく前かがみにして、2人を呼び寄せ、3人が真ん中に集まる【写真4】。トモコが、腕を前後に振りながら、「1(後)・2(前), 1(後)・2(前)…」(1にアクセント)の2拍子で、後ろに踏み込むステップを行い、身体を後ろに倒して後方へ移動する【写真5】。それを見たミクとアカネは、横1列になってトモコのまねをして、動きのタイミングを合わせる。トモコが自分の踊りに手を叩いて笑い、つられてアカネが笑い、2人は6拍踊った後ステップを止める。ミクは笑っている2人を見ながら、12拍踊り続ける。



【写真4】



【写真5】

〈場面5〉

ミクが踊りのリーダーとなり、トモコとアカネがミクのまねをする場面である。〈場面4〉の踊りの直後に、⑥ミクが腕の前後の振りはそのままに、今度は身体を前に大きく倒して、「1(前)・2(後), 1(前)・2(後)…」(1にアクセント)と片足を前へ強く踏み込むステップに切りかえて、前方へ移動する【写真6】。

トモコとアカネも、まねをする。この踊りは8拍続く。しかし、アカネは笑って6拍で止める。



【写真6】

〈場面 6〉

アカネがまだ踊りのリーダーになっていないことにミクが気付き、アカネを指さして踊りのリーダーに指名し、トモコとミクがアカネのまねをする場面である。⑦アカネは弾みながら右膝を上げる動きをする。少し音楽のリズムに合わせにくそうな様子を見せる。ミクとトモコは左膝を上げてまねをする。しかし、＊ミクは膝上げと音楽のリズムが上手く合わないという戸惑った様子を見せ、音楽のリズムから遅れて動く【写真 7】。その後、数回試すように膝を上げ、音楽のリズムと動きの一致を模索するような様子を見せる。そして、⑧ミクは弾むことをやめ、軸足の膝を深く曲げて腿上げのような動きで、音楽のリズムに合わせながら、上げた時にアクセントを付けてロックするような動きを見せる【写真 8】。この踊りは 8 拍続く。⑨アカネが足を左膝にかえる。ミクとトモコも足をかえながら、⑩手を上げてアクセントをつけて踊る。この踊りは 8 拍続く。



【写真 7】



【写真 8】

3-3. 意味解釈

6 つの場面から、くずし（変化）が見られた場面 10 箇所とその前後、運動者が上手く踊れていないと感じている 2 箇所に着目して、意味解釈を行う。

【解釈 1】踊りのリーダーが自然に入れ替わる

〈場面 1〉と〈場面 2〉では、下線①②からわかるように、トモコが踊りのリーダーである。〈場面 3〉では、トモコとミクが同時に踊りのリーダーになる様子が下線③からわかるが、その後下線④でミクが踊りのリーダーとなる。〈場面 4〉では、下線⑤からトモコが踊りのリーダーである。〈場面 5〉では、下線⑥からミクが踊りのリーダーである。〈場面 6〉では、アカネがミクに指名されて、踊りのリーダーになっている。

以上のことから、踊りのリーダーは、3 人の中の誰か 1 人に固定することなく、〈場面 6〉のアカネを除いて、自然に交替されていることがわかる。西村は、遊びの様態を現象学的視点から捉え、「遊んでいるということ」を成り立たせている共通の構造を明らかにしている。¹⁴ 遊び手同士が遊ぶ主体になつたり遊ばれる客体になつたりする「遊戯関係の応答」、遊びの過程で見られる結果の未確定性である「解の宙吊り」、遊ぶ主体と遊ばれる客体が入れ替わる「役割交替」が見られるという。この 3 つの関係が成り立つこそ、「遊んでいるということ」になると述べている。本事例のリズムダンスは、即興的

にリーダーが踊り、他の運動者がそのまねをするという応答の関係にあり、そこで新しい動きを発信したり踊りをくずしたりして踊りのリーダーが自然に入れ替わることで、「次はどんな踊りかな」とわくわくする「解の宙吊り」が生じるのである。その踊り合う過程で、運動者の関係は、相互に主体の関係が生まれていると言える。逆に、アカネのように一度も自主的に踊りのリーダーにならない場合は、リズムダンスの世界に参加することができておらず、運動者の踊り合う関係の中に入っていないため、リズムダンスのおもしろさに浸れていないと考えられる。

【解釈2】定型化した踊りがあつてこそくずし（変化）が生じる

〈場面1〉では、下線①でトモコが動きを仕掛け、それに伴い、ミクとアカネもトモコのまねをして踊り、その後しばらく続いている。〈場面2〉では、下線②でトモコが〈場面1〉の場をくずして、移動方向だけを変えている。そのトモコの変化を、ミクとアカネもまねをして踊り、しばらく続いている。

〈場面3〉では、下線③でトモコとミクが同時に〈場面2〉の場をくずして、逆に移動し始める。アカネもまねをして踊っている。また、下線④でミクが下線③の踊りに手の動きを付け加えてスキップを速く行い身体・リズムをくずして踊っている。トモコとアカネはまねをして踊り、しばらく続いている。

〈場面4〉では、下線⑤でトモコが〈場面3〉の踊りを止めて新しい動きを仕掛けている。ミクとアカネは、トモコのまねをして踊り、ミクはしばらく続いている。〈場面5〉では、下線⑥で、〈場面4〉の踊りをしばらく続けていたミクが場と身体をくずして、前方に移動し始める。トモコとアカネもまねをして踊り、トモコはしばらく続いている。〈場面6〉では、下線⑦でリーダーに指名されたアカネが新しい動きを仕掛け、そのまねをミクとトモコがしてしばらく続いている。下線⑧で、ミクはアカネが仕掛けた動きにアクセントをつけてリズムをくずしている。また、下線⑨で、アカネは反対の膝を上げて身体をくずし、そのまねをミクとトモコがしている。そのアカネが仕掛けた動きに、下線⑩で、ミクとトモコは手を上げるという動きを加えてアクセントをつけながら身体とリズムをくずして踊っている。

以上のことから、運動者の中の1人が新しい動きを仕掛けると、他の運動者がまねをして繰り返し踊り、しばらくしてその踊り方に慣れてくると、運動者の中でその動きが定型化する。そして、その定型化した動きを少しきずしたり、さらに新しい動きを仕掛けたりしていることがわかる。つまり、既存の踊り（他の運動者のまねや自分が仕掛けた動きが定型化したもの）とくずしが相互に現れているのである。また、くずしは、全く新しい動きで仕掛けた場面は、踊り始めの〈場面1〉下線①を除いて、8箇所の内、〈場面3〉下線⑤と〈場面6〉下線⑦の2箇所だけである。他の場面は、すべて直前の踊りを引き継いでいる。基本的な踊り方は変えずに、移動方向だけを変化させたり逆方向に移動したりする場のくずし、手の動きを付け加えたり反対の足を上げたりする身体のくずし、速いステップを踏んだりアクセントをつけて動いたりするリズムのくずしが見られた。つまり、くずしは、すべてを変化させるのではなく、前の踊り方（他の運動者のまねや自分が仕掛けた動き）を引き継ぎながら少しづつ変化させているのである。このことから、くずしは、くずせるもの（他の運動者のまねや自分が仕掛けた動きが定型化した踊り）があつてこそ生じることがわかる。そして、くずした踊りを他の運動者がまねをして定型化し、またそれをくずすというサイクルで、リズムにのって踊るということが継続しているのであ

る。〈場面3〉の途中、〈場面4〉〈場面5〉の最後に、アカネが笑って踊りを中断する場面が見られる。アカネは、他の運動者の踊りをまねして定型化し、それをくずすという往還がうまく継続できず、途切れている様子が見られる。そのため、〈解釈1〉でも記述したように、自然にリーダーになることはなく、踊り合う相互主体の関係に入れておらずリズムにのって踊るということになっていない様子が窺える。

【解釈3】音楽のリズムと自分の運動リズムとの対話

〈場面2〉下線*で、ミクはトモコのまねをして回り始めたものの、動きも小さくどこか楽しめていない表情である。しかし、〈場面3〉下線④では、ターンの際に偶然付けた手首の回転により、音楽のリズムと自分の運動リズムが合ったのか、その後の動きは弾みが見られて大きくなり笑顔に変わる。また、〈場面6〉下線*で、ミクはアカネが提案した動きをまねするが、音楽のリズムに動きが上手く合わないといった様子を見せ、合わそうとするかのように何度も繰り返し膝を上げる。最初の2~3回は、完全に音楽と動きが離れていたが、徐々に合ってきて、膝上げの動きにアクセント付けてロックするような大きな動きを見せる。

以上のことから、他の運動者の踊りをまずはまねをしてやってみると、音楽のリズムと自分の運動リズムが合わない場合は、音楽のリズムという枠の中で、自分の運動リズムとの一致点を見つけるという試みが行われていることがわかる。他の運動者の踊りをまねするということは、今までの自己の中で定型化した踊りをくずされることになり、まねのし始めは、音楽のリズムの枠から逸脱し、音楽のリズムにおいて行かれる様子が見られる。そこで、いかに音楽のリズムと自分の運動リズムを一致させて音楽のリズムに追いつくか、さらには音楽のリズムの枠を逸脱することなくその中でいかに自分なりの心地よいリズムを身体で刻めるかということを探究しているのだと言える。

4. 「リズムにのるということ」

意味解釈で浮かび上がった3点より、「リズムにのるということ」について考察する。

まず、【解釈2】より、他の運動者の踊りのまねや自分から仕掛けた動きを通して、自分の動きを音楽のリズムに「合わせる」ということと、逆に身体・リズム・場・仲間の4観点において「くずす(変化させる)」ということの往還であると考えられる。「くずす(変化させる)」場合は、運動者の中で定型化した踊りをくずして徐々に創り変えていく様が見られ、身体・リズム・場・仲間のすべての観点において一気に変化させることは少なく、直前の定型化した踊りをベースとして、その踊りの一部を変化させる場面が多く見られる。また、「リズムにのれない」場合として、【解釈1】【解釈2】のアカネの事例より、「合わせるーくずす(変化させる)」の往還がうまくいかず、どこかで止まってしまうと、「リズムにのるということ」が生起しないということが見られる。

次に、【解釈1】より、即興的に踊る過程では、運動者は相互にリーダーを交替しており、「リズムにのるということ」は「遊んでいるということ」と同様に、相互主体の関係に在ることがわかる。

最後に、【解釈3】より、「リズムにのるということ」は、音楽のリズムを枠組みとして、運動者がそ

の枠組みを逸脱せずにどんな動きができるかを探究することであり、それがくずし（変化）となって表れてくるのだと考えられる。もしくは、自分の動きを変化させて音楽のリズムの枠組みを逸脱しても、すぐに合わせることができるかということを運動者は探究していると思われる。

5. おわりに

本研究は、即興的に踊るリズムダンスの事例を通して、リズムダンスの「文化的な価値」である「リズムにのる」ということ」を明らかにすることを目的としてきた。その結果、「リズムにのっている」ということは、自分の動きを音楽のリズムに「合わせる」とこと、それを「くずす（変化させる）」ことの往還であることが明らかとなった。さらに、くずし（変化）は4つのくずしをすべて一気に起こすわけではなく直前の定型化した踊りをベースとしながら徐々に変化させていくこと、運動者同士は相互主体の関係にあることが明らかとなった。そして、リズムダンスの活動では、運動者は音楽のリズムの枠組みの中で、自分なりの動きを探究していることが明らかとなった。

リズムダンスの授業実践において、運動会の取り組みによく見られるように、教師が一方的に定型の動きを子どもに教え、子どもはその踊り方を習得するという学習は、決められた動きを覚えて音楽のリズムに「合わせる」ことをひたすら行っていることである。子どもは、「リズムにのる」というリズムダンスの「文化的な価値」に触れることができない。また、「リズムにのって自由に踊る」というリズムダンスの特性を表面的に捉えて、子どもに音楽のみを与えて自由に創作させる学習は、自分なりの表現を発揮して「くずす」手掛かりがなく、特に小学校高学年や中学校では子どもたちが活動中に座り込んで踊り方を考えるという冒頭の子どもの姿がしばしば見られることとなる。「合わせるーくずす（変化させる）」の往還がなく、「リズムにのっている」ということ」が生起していないのである。よって、リズムダンスの教育実践において、「合わせるーくずす（変化させる）」の往還が生起するような設定を行うことが大切である。「合わせる」の局面において、自分が仕掛けた動きを繰り返したり友だちの踊りのまねをしたりしながら踊りを定型化することは、踊りを変化させても戻る踊りがあることが、子どもにとって運動への安心感を抱かせることになると考えられる。また、「くずす（変化させる）」の局面においては、子どもが自分なりの表現を生み出す場となると考えられる。安心感の中で、自分なりの表現を探究することは、他者（友だち・音楽等）との共感を育みながら、子どもの個性を育むことにつながると思われる。

本研究で明らかになった「文化的な価値」である「リズムにのる」ということを基に、リズムダンスの授業デザインを行うことが今後の課題である。また、本研究は運動者が短期大学生であったため、実際の授業実践での子どもの姿から考察することも必要であると考える。

【註】

1. 国立教育政策研究所 (2007) 「小学校体育」『平成19年度音楽等質問紙調査』国立教育制作研究所 pp. 5 - 7
2. 岡野昇・山本裕二 (2012) 「関係論的アプローチによる体育の授業デザイン」『学校教育研究』日本学校教育学会 pp. 80-92

3. 青木眞 (1995) 「体育授業の基礎理論」宇土正彦監修『学校体育授業事典』大修館書店 pp. 147 - 149
4. 岡野昇 (2008) 「関係論的アプローチによる体育授業の構築に向けた単元構成試案」『日本学校教育学会創立20周年記念論文集』日本学校教育学会 pp. 195-209
5. 舞踊教育研究会 (1991) 「舞踊の意味と価値」『舞踊学講義』大修館書店 pp. 2-11
6. 山田敦子 (1987) 「ダンスの発展史」『最新スポーツ大辞典』大修館書店 p. 773
7. 村田芳子 (1998) 「理論編これからの表現運動・ダンスの授業」『最新楽しい表現運動・ダンス』小学館 pp. 6-7
8. 村田芳子 (2012) 「理論編これからの表現運動『リズムダンス』の授業-考え方と進め方-」『新学習指導要領対応表現運動・リズムダンスの最新指導法』小学館 pp. 6-7
9. 宮本香織 (2011) 「ダンスにおける『リズムにのる』ことについての一考察」『スポーツ運動学研究』第24号 pp. 65-73
10. 村田芳子 (2012) 前掲書 pp. 12-13
11. 村田芳子 (2012) 前掲書 p. 12
12. 本山芳子 (1999) 「社会的環境との相互作用による『学習』の生成-総合学習における子どもの参加過程の解釈的分析-」『カリキュラム研究』第8号 pp. 101-116
13. 村田芳子 (1998) 前掲書 p. 20
14. 西村清和 (1989) 『遊びの現象学』勁草書房

付記

本研究は、平成25年9月6日に行われた全国保育士養成協議会ポスター発表「リズムダンス遊びに関する研究－『リズムにのるということ』に着目して－」と同事例を用いており、ポスター発表を基に考察を深めたものである。

保育実践を構造的に見つめる視点の獲得に関する一考察 －幼児教育者に求められる幼児理解の方法を探る－

A Study on the Acquisition of a Structural Viewpoint
for the Practice of Early Childhood Care
—Methods of Understanding
Young Children for Kindergarten Teachers—

上 村 晶
Aki Uemura

(要 約)

本研究は、幼児理解の深化を目指したVTR-stop省察法を応用して「保育マップ」を作成することを通して、保育を構造的に見つめる視点の変容過程について明らかにすることを目的とした。その結果、協同的に保育マップを作る中で、気づきを羅列した単線的思考の段階から、様々な見とりに応じた複線的かつ時系列的思考の段階へと徐々に移行していく傾向が見られ、構造的に保育を捉えていく視点獲得の可能性が示唆された。

(キーワード)

幼児理解、視聴覚教材、保育の構造的視点

1. 課題の所在と本研究の目的

幼児教育の現場において、幼児は環境とかかわり合いながら、遊びを基盤とした生活空間の中で主体的に園生活を過ごしている。その中で、友達・保育者などの人的環境や、物や自然などの様々な環境とのかかわり合いを契機に保育が展開され、遊びの多様性や継続性・発展性が見出される。このような保育実践の中で、保育者は自らの保育をどのように捉えているのだろうか。

保育実践の“振り返り”に着目すると、保育者の「省察」という概念は欠かせないであろう。D.Scn ön (1983) は、①行為の中の知 (knowing in action)、②行為中の省察 (reflection in action)、③状況との対話 (conversation with situation) という3つの知を重視した「反省的実践家」としての在り様が、専門性の知恵として重要であるとして述べている。すなわち、保育活動において、活動に埋め込まれた暗黙知や、行為の過程の中における即興的な実践的思考、ある状況の中でかかわる対象に対して感じた何らかの驚きや不確かさについて、対話を通して解決・評価する探究的思考の重要性を示唆している。そして、行為の中で瞬時に形成してきた理解の意味を問い合わせ、実践の構造や問題を捉える自らの「枠組み」を発見すると同時に、それを捉え直して枠組みを組み変えたり新たな問題を理解したりと、螺旋的に発展すると捉えている（佐藤・秋田 2007¹）。

したがって、幼児教育の現場においても、保育行為をしながら保育実践の構造や意味について問い合わせて見つめていくこと、すなわち、保育を見つめる目を養うことは、保育者にとって重要な専門性として求められていると言えよう。従来の保育の見方に関する研究は、新たな気づきを得られる「保育カンファレンス」に関するものが多く、他者との話し合いを通して課題を発見し、保育者自身の子どもの見

方や保育に対する枠組みを再構築する機会となることが示唆されている（中坪ら 2010²）。

この見地に立つと、保育者養成段階の学生がこれらの思考を獲得する契機となる場面は、実習で子どもと関わる時や反省会で指導者と話し合う時などであろう。しかし、学生の実習経験には限りがあることを踏まえると、保育者養成段階においてこの力量を形成するためには、保育実践を客観的に見つめながら自らが捉える枠組みや構造を、「実践に身を置いた立場」で捉えていく必要性が考えられる。この状況では幼児は何を求めているのだろうか、友達とのやりとりにおいて遊びのイメージはどのように異なるのだろうかなど、保育実践を創り上げる個々の幼児の思いを丁寧に見とり、状況を作り立たせている諸要素の関連性や全体的な構造を見つめ、その時々の状況との対話を主体的に行うような思考を獲得していくことが、養成段階において重要であると考える。

以上のような見解を踏まえ、筆者は保育者養成段階の学生を対象に、保育視聴覚教材を活用して幼児理解の深化を目指した「VTR-stop 省察法」を実施してきた。その結果、子どもの内面を推測して心情を感じ取ろうとしたり考えを深めようとしたりすることや、子どもの見とりに即して共感的応答をしようとすることなど、カンファレンスを通して子ども理解を深めながら保育を省察する傾向が見出されている（上村 2010³）。また、実施回数を重ねるにつれて、「外見に現われた気づき」から「内面を感じ取る気づき」へ、「焦点化された子どもに注目した気づき」から「全体的な状況を含めた気づき」へと見とりの幅を広げていく中で、子どもの内面や子どもをとりまく周囲の状況・環境・関係性に焦点を当てた省察プロセスが体得できる可能性が示唆されている（上村 2013⁴）。さらに、現役保育者を対象とした研究では、実施回数を重ねることで子どもの言動や内面推測に関する気づきが増えたり、経験年数の増加に伴い内面推測や保育者の具体的言動に着目したりすることが見出されており（平林ら 2011⁵、中橋ら 2012⁶）、保育学生に限らず現役保育者においても、視聴覚教材が省察を深める一助となりうることが示唆されている。

これらの省察を深めていく際の留意点として、保育カンファレンスの際には、経験や立場・意見の優劣に捉われず、平等かつ自由に参加して協議することが重視されている（森上 1996⁷）。すなわち、カンファレンスの参加者は常に對等な立場であり、自身の意見を1つの確固たる見方として提言する中で、互いの価値観の多様性を認め合いながら、状況との対話を展開していく必要性があるだろう。しかし、実際には、①参加者の意識や発言力に左右されて本音で語り合える雰囲気の構築が難しい、②学生の場合は、実践経験が乏しさから子どもの見とりが一面的な見方に偏る傾向がある、という課題が挙げられる。

この点に関して、思いついたことを情報として付箋に書き出し、意見を出し合いながらボトムアップ的に結論を導き出す KJ 法（川喜田 1970⁸）は、一人ひとりの意見や発想をかけ算的に生かしながらアイディアを紡ぐことが可能であると考えられている（中坪 2012⁹）。また、保育者養成段階の実習指導場面においても KJ 法的手法を用いたラベルケーション活動によって、学生が他の考え方や視点を共有しながら対話と省察する力の獲得につながることが見出されている（中村ら 2011¹⁰）。つまり、話し合いの場面で思い思いで意見を述べ合うだけでなく、KJ 法的手法を用いて各学生の意見を「等価値」なものとして取り扱うことは、互いの意見を尊重し合う土壌を形成しながら、意見の多様性を認め合って話し

合う力を育むと同時に、保育を一面的ではなく俯瞰的に捉えながら、保育の状況全体を構造的に見つめる視点を養う一助となることが期待される。

そこで、従来のVTR-stop省察法を応用した「保育マップ」作成を実施し、学生が個々の意見を等価なものとして持ち寄りながらマッピングすることで、保育を構造的に見つめることを目指した取組を実施した。本研究は、学生が保育を見つめる視点の変容過程やその効果について考察することを目的とする。

2. 研究方法

1) 対象 : T短大子ども学科2年生144名

2) 期間 : 2011年10月～11月

3) 方法 : 2年生後期「幼児教育者論」の授業において、下記の要領でVTR-stop省察法（計3回）を実施した（Table.1）。

Table.1 VTR-stop省察法とマップ作成方法について

I.	幼児が保育者や友達と関わる場面のVTR映像を学生に提示し、抽出児に対して保育者の援助が求められる場面で映像を静止する（10～15分）。
II.	静止場面において、①気づいたこと、②自分が保育者であればどのような援助をするかを、2種類の付箋に自由に記述する（10分）。
III.	全学生が記入後、グループごとで意見を交わし合いながら付箋をマッピングしてA3一枚の「保育マップ」を作り、互いの気づきをカテゴライズしながら上位概念を考えたり、矢印などを用いて関連性を描き出したりして、映像から得た気づきや援助を構造化しながらカンファレンスを行う（20分）。
IV.	完成した保育マップの中から2～3枚を抽出し、写真に撮ってパワーポイントに映しながら発表することで、全体への即時フィードバックをする（15分）。
V.	VTRの続きを再視聴し、その後の幼児や保育者の映像から、自分の見とりについて再度捉え直す（10分）。
※その他、全保育マップは翌週印刷して全員に配布し、総合的な補足説明をした。	

また、全3回の実施終了後に、VTR-stop省察法に基づく保育マップ作成に関して、無記名式質問紙調査を実施した。具体的には、①保育の構造的視点の獲得、②幼児理解の深化、③保育者の援助考案の有効性に関する3つの質問について、とてもそう思う～全くそう思わないの4件法による回答を求めた。

4) 使用した視聴覚教材と場面 :

視聴覚教材として、岩波映像「幼児とのかかわりを考えるシリーズ」の3・4・5歳児の保育実践映像を使用した。映像は、スクリーンを使用して保育場面をより大きく提示することで、遊びの流れや周囲

の環境、幼児のつぶやき・表情・動線、保育者との距離感など、細部に渡る保育映像の見とりができるよう配慮した。また、日々の保育において同じ場面は2回と存在せず非可逆的時間の中で常にその時々の状況に応じて流れていくことや、幼児の姿や周囲の状況に応じて保育者は即時意思決定が求められることなど踏まえ、学生にとっても実際の保育場面では瞬時の見とりとその場における援助を思考する姿勢を身につける必要性を考え、映像を繰り返すことはせず視聴は1回のみに限定した。

なお、映像の提示場面については、焦点化された幼児（以下：当児）を中心に保育が展開する映像から、①映像停止前の段階で、当児が保育者や他児とのかかわりを踏まえていること、②映像停止時には当児が一人だけ映っていること、③映像停止時は保育者が幼児に即応することが求められる場面であること、④映像再生後に、当児の様子や保育者の援助が映っている内容であること、の4つの条件を満たす映像内容を選定した上で、下記の場面を抽出し使用した（Table.2 参照）。

Table. 2 使用した視聴覚教材と停止場面について

映像内容	1回目（年少児5月期）	2回目（年中児6月期）	3回目（年長児6月期）
タイトル	アリちゃんは アメリカへ行っちゃったの？	二人いたらチョーさみしそう	ここだからね、せんせい
内容	入園当初からヨウタ（当児）はいつもアリちゃんを追いかけるようにして遊んでいたが、ある日アリちゃんが引っ越して渡米してしまう。その後、ヨウタは園生活において、一人でいることが多くなっている。	ヒロシ（当児）は1つの段ボールの中に入って石焼きイモ屋さんになったり、電車を作ったりして遊び始める。そこへ他の男児4人が一緒に遊ぼうとするが、遊びのイメージが違うため、なかなかうまく遊べない。	クラスのグループ替えの日、保育者から男女混合の5人組でグループを作るよう話がある。サキ（当児）は他の女児と手をつないで様子を窺う間に、周囲が先にグループを作てしまい、残ったグループに加わる。
停止画面	友達や保育者と一緒に弁当を食べるが、まだ食べ終わらないヨウタが、そのまま弁当箱を片付けずに遊び始めようとする場面	ヒロシの段ボールで作った電車が周囲の男児が引っ張ったため壊されてしまい、「ついでくるな！」と叫びながら一人で直しに行こうとする場面	メンバー全員で椅子を持ち寄つて机に集まり、グループの名前を決めるためにジャンケンをしようとする際、サキが黙り込んでしまう場面

5) 分析方法 :

学生が作成した全72枚（24枚×3回）の保育マップを分析対象とし、保育マップの構造形態が実施回数に伴ってどのように変容するかを分析の観点とし、構造形態に応じてKJ法でカテゴライズして数値化した上で分析を行った。同時に、終了後の質問紙調査においては、SPSS ver.18.0j.を活用した統計学的分析を行った（欠損値除去後の有効回答数119、回収率82.6%）。

6) 倫理的配慮 :

作成した保育マップを研究へ活用することに関して、研究趣旨を学生に説明した上で承諾を得た。また、質問紙調査の実施に際しては、統計学的分析により個人が特定されることや成績に一切反映されないことを伝え、個人情報保護に留意した。

3. 研究結果

1) 保育マップの構造に関する変容

作成された保育マップを分類すると、次の3つの種類に大別され、構造的変容が見られた（Table.3）。

1つ目として、参加者の気づきが独立しており、共通性がない状態で羅列されているものや、概念同士の関連性が見られないマップである。すなわち、場面における気づきをKJ法でマッピングした際に、共通性がない状態で羅列されており、相互の関連や時系列的な流れが生み出せないものである。これを「単線的思考構造」に基づいたマップと命名し、カテゴライズした。

2つ目として、互いの気づきを複線的に捉え、概念同士の関連性を捉えようとしたマップである。KJ法でまとめあげていく際に、互いの共通性を捉えながら見とりを多面的に捉え、複線的な思考に基づいて作成していったものを、「複線的思考構造」に基づいたマップと命名し、カテゴライズした。

3つ目として、中核に幼児の現状を据えたり、保育の時系列や因果関係を見つめたりしながら、複線的かつ構造的に見て全体的な枠組みを捉えて結論に導き出そうとするマップである。状況の生起過程やそのエビデンスなどを丁寧に把握しながら、全体像を捉えて構造化を図るようなものを「複線的・時系列的思考構造」に基づいたマップと命名し、カテゴライズした。

そして、これらの構造的变化を「A段階：単線的思考構造」「B段階：複線的思考構造」「C段階：複線的・時系列的思考構造」と捉え、その変容に着目した。

Table.3 3種類の保育マップ構造

• A段階：単線的思考構造
(互いの気づきが独立して羅列し、概念同士の関連性が見られないマップ)
• B段階：複線的思考構造
(互いの気づきを複線的に捉え、概念同士の関連性を捉えようとしたマップ)
• C段階：複線的・時系列的思考構造
(中核に幼児の現状を据えたり保育の時系列や因果関係を見つめたりするなど、複線的かつ構造的に結論を導き出そうとするマップ)

この各種類×実施回数について、 χ^2 検定を行った結果、実施回数に伴い「単線的思考構造」が減少し、「複線的思考構造」及び「複線的・時系列的思考構造」へと徐々に変容していくことが見出された（ $\chi^2(4)=11.78$, * $p<.05$ ）。よって、実施当初は、意見を出し合いながらマッピングをする過程で気づきを羅列することが多かったものの、実施回数を重ねるにつれて、それぞれの気づきの関連性を探ったり、やりとりの流れを時系列的に捉えて事象が織りなす意味を探ったりするなど、構造的に捉えようと変容していくことが推測される（Figure.1）。

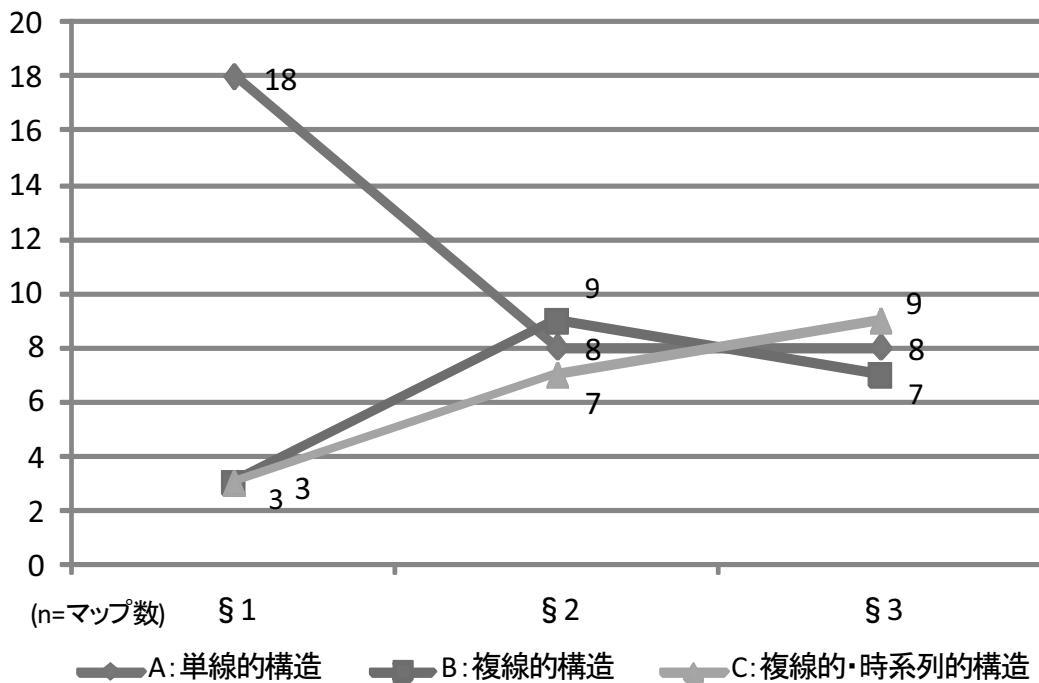


Figure. 1 実施回数に伴う変容

2) 質問紙調査結果から

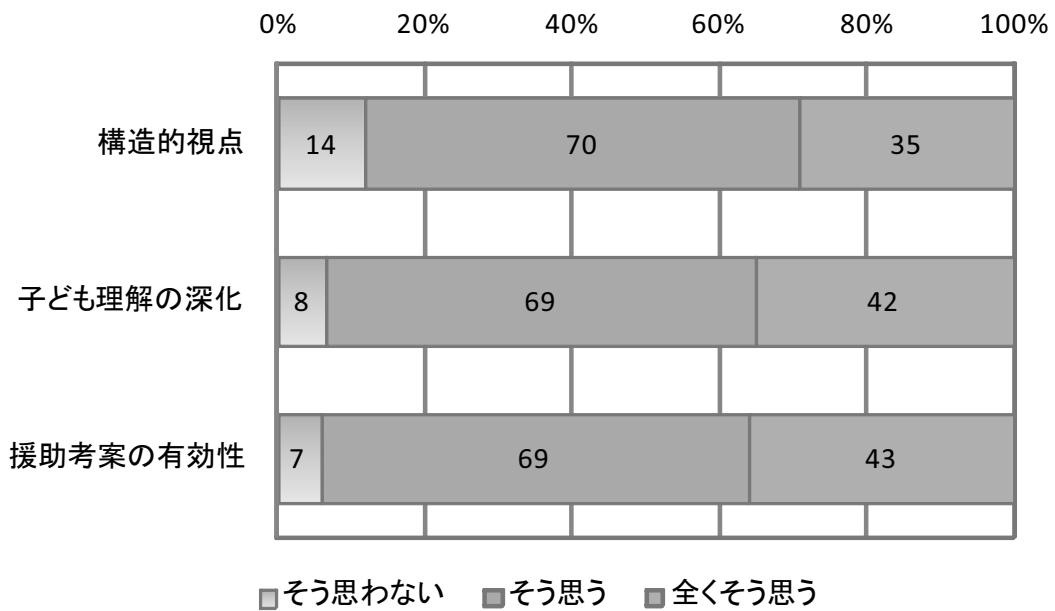


Figure. 2 保育マップの効果

また、質問紙調査の結果から、保育マップ作成は学生が保育実践を構造的に見つめる視点を獲得する上で、88.2～94.1%の学生が有効であると回答していたことから、ある程度の有効性が示された。特に、

構造的な視点獲得との関連を分析した結果、幼児理解を深めること ($F(2,116)=44.67, **p<.01$) や見とりに即した援助を考案すること ($F(2,116)=34.26, **p<.01$) との関連性が示唆された。しかし、全3回の取組だけでは視点獲得の難しさを感じる学生も見られたことから、更なる実施の積み重ねやフィードバックの適切さを考慮する必要性があるだろう (Figure.2)。

4. 総合的考察

1) 保育マップ作成における構造的視点獲得の可能性

以上の結果から、幼児の心情や内面を推察しながら援助の手立てを考案しながら「保育マップ」を作成する過程において、気づきを可視化しながら徐々に複線的かつ時系列的思考に基づいて構造的に捉えていく可能性が示唆された。また、気づきを羅列するような単線的思考の段階から、様々な見とりに応じた複線的な援助の在り様や時系列的なやりとりの因果関係を探る思考の段階へと導く一助となることも見出された。

この点に関して、河邊（2008）は、持続的なまなざしと空間俯瞰的まなざしの双方が保育者に求められる視点として重要であるという見解を示している¹¹。つまり、幼児の育ちや保育活動の展開など長期的かつ持続的な見方のベクトルと、幼児が現在向き合っている状況やその環境などの保育を生成する空間や状況を俯瞰的に捉えて現在のありのままの幼児の姿を捉えていく見方のベクトルが重要であると考えられる。したがって、本取組のように、保育のある事象の在り様を時系列的な関係（因果関係）や複線的な関係（見とりに応じた手立ての多様性）の中で見つめることで、保育者として重要な「幼児理解に依拠した構造的な視点」の獲得が期待できると考えられる。

2) 幼児教育者に求められる幼児理解の方法とは

幼稚園教育指導資料（文科省 2010）の中で、「幼児理解とは、幼児と直接触れ合う中で、言動や表情から思い・考えなどを理解しあつ受け止め、その幼児の良さや可能性を理解しようとする」と明記されている¹²。この見解を踏まえ、本研究から導き出された知見に基づき、幼児教育者として求められる幼児理解の方法について考察していきたい。

第1に、幼児との関係において「観察力」と「洞察力」を磨きながら、そこから「気づき」を得て幼児を理解しようとする方法である。この点に関して、吉村ら（2003）は、単一の視点ではなく変化してきている文脈に目を向け、実感を有した省察が保育者の子どもも理解を生み出すことを示唆している¹³。つまり、保育行為の中で幼児が発信する様々なシグナルに基づき、幼児の今の状態や変化を客観的に注意深く見詰めようとする観察力と、観察を通してそのシグナルに埋め込まれた状況や本質をより深く見抜こうとする洞察力が重要であり、これらの力量を磨くことで気づきが得られると考えられる。つまり、客観的な事象を手掛かりにして「目に見えない思いや事象を見つめようとする」姿勢や、視野を広げて「見えてくるものに気づく」という姿勢が、保育者の意識として重要であろう。

しかし、保育者側もその行為を自分自身の主観を通して見るため、見え方や気づき方は人それぞれ異なるだろう。よって、幼児の現在のありのままの姿を見つめようとする保育者の心もちが重要であると考えられる。そして、目の前の幼児だけに意識を終始せず、客観的な視点から幼児が置かれている状況

や背景など幼児をとりまく全ての環境に目を向け、幼児の行為を生み出している構造や本質をより深く見つめた上で、高次の解釈をしていくという視点も欠かせないだろう。反省的実践家としての保育者は実践的知識と思考様式に基づく高度な専門性が求められているため、多元的・総合的・文脈的・再構成的に保育を捉えていく必要がある（白石 2013¹⁴⁾ ）という見解を踏まえると、幼児をとりまく現状を多角的・構造的に見とり、その文脈から生成される状況を的確に把握しながら理解を深めていくことが重要である。

保育者養成段階では、幼児とかかわる機会が乏しいため、その気づきを得る難しさが推測される。したがって、特に実習現場などでは、幼児の内面に目を向けてその意味を生成している要因などを発見したり、今日の前にある保育環境や保育者と幼児との関係性を俯瞰的に見つめ、その構造について客観的な視点から探究したりしながら、幼児との自らのかかわりを新たな方向性へ創造していくことが重要であろう。そのためにも、VTR-stop省察法などの幼児をとりまく事象を客観的視点から見ようとする機会を設けたり、そこで感じた意見について保育マップを活用して図解化したりすることで、幼児とかかわる経験が少ない学生でも、保育実践を構造的に見つめる視点を獲得していく一助になると推測される。

第2に、保育者自身だけでなく他者との協同的な見とりに基づき、総合的に幼児理解を深めようとする方法である。前述のように、幼児を見つめる際には、保育者の主観を通して見るため、様々な見とりが生成される。その意見に耳を傾け、見とりの多様性を保育者集団で共有し、他者からの気づきを手掛かりに更なる省察をして、理解を深めていくことが重要であると考えられる。そのためにも、保育カンファレンスなど幼児について意見を交わし合う場は、幼児をより多角的視点から見つめ、その幼児を中心とした保育実践の営みをより構造的に理解できる可能性を秘めているだろう。この点に関して、田中（2009）は、カンファレンスによって、子どもに関する個別的理解と共通理解を深めることが可能になる¹⁵⁾ という見解を示しており、保育者集団として幼児自身や幼児をとりまく保育事象を構造的に共通理解しようとする意識を、各々の保育者が持ち合わせて話し合いに臨むことが重要であると考えられる。

その際、保育現場の経験年数や経験知の豊富さに基づき、互いの意見を尊重し合えない状況に遭遇する可能性もある。特に、保育実践に自信を持てない若手保育者や学生は、自身の見とりを過小評価したり、上司や経験知の豊富な保育者や実習成績の良い学生の見とりを過大に評価したりしてしまうことも想定される。このような場面において、KJ法的手法を用いた保育マップ作成は自身と他者の意見を互いに尊重する土壤を構築し、多様な意見の等価性を保ちながら幼児に対する見とりの共有化を促進させる方法論として、有効であると考えられる。

以上の2つの方法が、幼児理解を深めていく上で幼児教育者に求められると考えられるが、これらの方法は、「理解される対象としての幼児（客体）」と「理解する側の保育者（主体）」という関係性が基盤として存在しているだろう。すなわち、保育者と幼児という関係を客観視し、俯瞰的に見ることでその構造を把握し、分析的・解釈的な観点から幼児を理解しようとするこことを可能にすると考えられる。しかし、本来の幼児教育実践に身を置いた際、保育者は幼児とかかわり合う接面において、気づきを得たり、情動を動かされたりすることが推測される。よって、保育者と幼児の関係性に着目して、相互が主体的存在として互いに理解し合おうとする理解の方法に関する視点も欠かせないであろう。実践現場

の経験が乏しい保育者養成段階においては、大学内の講義やVTR-stop省察法などの視聴覚教材を活用した方法を駆使しても、この方法について実感を伴った形で理解して体得する限界が想定されるが、実習現場や就職後に向けて、幼児理解を深めていく方法として教授していくことは重要であると考える。

3) 今後の課題

今後は、保育の状況全体が示す出来事や意味の相互関係が、どのような意見の交わし合いを経て構造的な視点の獲得につながるのかについて、保育マップ作成段階における言語的なやりとりの逐語分析をして、その詳細を明らかにしたい。また、松井（2009）によると、有効な保育カンファレンスの実施には、参加者が保育経験や立場に応じた役割を認識しつつ相互に保育実践を検討する意識を持って協力し合うことや、チェンジエージェントの「発問」を契機に中心思考構造へ至るようなカンファレンスが保育者の振り返りを促すことなどが見出されている¹⁶。よって、保育マップを作成する上で、どのような意見の提言が思考転換の契機につながって保育を構造的に見つめる目が培われていくかについて、検証していく必要性があると考える。

また、客観的視点から見る幼児理解アプローチだけでなく、相互主体的関係性の中で五感を通して、幼児と理解し合う関係性の中から見出す幼児理解アプローチについても、保育実践の構造を見つめる視点獲得を体得する上で重視していきたい。したがって、保育者も幼児も互いに理解し合う関係性にみる幼児理解の方法についても更に探究していきたいと考える。

【引用文献】

- 1 Schön.D, 訳：佐藤学・秋田喜代美（2007）「専門家の知恵 反省的実践家は行為しながら考える」みゆる出版, pp.21-217.
- 2 中坪史典・秋田喜代美・増田時枝・安見克夫・砂上史子・箕輪潤子（2010）「保育カンファレンスにおける保育者の語りの特徴 ー保育者の感情の認識と表出を中心にー」 乳幼児教育学研究. (19). pp.1-10.
- 3 上村晶（2010）「学生の保育実践力向上を目指してー視聴覚教材を活用してー」 日本保育学会第63回大会論文集. p.685.
- 4 上村晶（2013）「保育者養成段階における保育実践力の向上に関する実証的研究ー視聴覚教材を活用した子ども理解の深化と省察プロセスの体得を目指した取組ー」 保育士養成研究 30, pp.11-20.
- 5 平林洋・中橋美穂（2011）「保育者の資質向上を目指すビデオファーラムの効果の検討」 日本乳幼児教育学会第21回論文集, pp.186-187.
- 6 中橋美穂・平林洋（2012）「保育者の資質向上を目指すビデオファーラムの効果の検討」 日本保育学会第65回論文集, p.761.
- 7 森上史朗（1998）「幼児教育への招待 ーいま子どもと保育が面白いー」 ミネルヴァ書房, pp.156-157.
- 8 川喜田二郎（1970）「続・発想法 ーKJ法の展開と応用ー」, 中央公論社. pp.121-169.
- 9 中坪史典（2012）「子ども理解のメソドロジー ー実践者のための「質的実践研究」アイディアブックー」 ナカニシヤ出版. pp.19-34.
- 10 中村麻衣・二分裕美・丸山由美・石黒万里子・那須信樹（2011）「実習生の力を引き出す教育実習指導のあ

り方について—実習指導支援ツールとしての『Teaching Practice Work Book !』の活用事例を通して」 幼児教育実践学会第2回大会配布資料.

- 11 河邊貴子 (2008) 「明日の保育の構想につながる記録のあり方～「保育マップ型記録」の有効性～」 保育学研究. (46) 2. pp.109-120.
- 12 文部科学省 (2010) 「幼稚園教育指導資料第3集 幼児理解と評価」 ぎょうせい, pp.2 -12.
- 13 吉村香・田中三保子 (2003) 「保育者の専門性としての幼児理解 —ある保育者の語りの事例から—」 乳幼児教育学研究 (12) pp.111-121.
- 14 白石崇人 (2013) 「保育者の専門性とは何か」 社会評論社, pp.187-193.
- 15 田中孝彦 (2009) 「子ども理解 —臨床教育学の試み—」 岩波書店, pp.39-46.
- 16 松井剛太 (2009) 「保育カンファレンスにおける保育実践の再構成 —チェンジエージェントの役割と保育カ
ンファレンスの構造—」 保育学研究. (47) 1. pp.12-21.

【付記】

本研究は、全国保育士養成セミナー 第51回研究大会 (2012) において、研究発表したものを加筆・修正したものである。

教室端末としての Windows8 の活用方法

Utilization of Windows8 as Classroom Terminal

鷲 尾 敦

Atsushi Washio

山 守 一 徳

Kazunori Yamamori

(要 約)

Windows8 は、これまでの Windows 系 OS と比べて大きく使い勝手が変わり、教室端末に導入した場合に戸惑いが大きいと思われる。教室端末として利用するにあたっての問題点や優位点、Windows8 を指導するにあたって、どのような点を教えたら良いかを考察した。また、Windows8 では Hyper-V 機能が搭載され、1 台のマシン上に複数の OS を稼働させることができるようにになった。Hyper-V 導入により、同一 PC で Windows7 環境の利用も可能である。本稿では、Hyper-V 導入による Windows8 の優位性も踏まえ、インターフェースの違いについての初期教育を進めることで教室端末としての Windows8 の優位性についてまとめた。

(キーワード)

Windows8、Hyper-V、教室端末

1. はじめに

コンピュータを授業でどう活用するかは、大学の専門によって大いに異なるところであるが、多くの大学ではアプリケーションソフトウェアの定番として、マイクロソフト社のオフィス製品、つまり WORD,EXCEL,PowerPoint を導入している。大学生向けに販売されている PC にもこれらのソフトは大学生必携として導入されている。一方、最近はインターネット上のオフィスアプリケーションや互換アプリケーション、あるいはアプリケーションのクラウドサービスなど多々あり、価格面や便利さから互換ソフトやクラウドサービスに移るユーザーもいる。マイクロソフト社も新しいバージョンのオフィス製品では、クラウドサービスと連携したサービスを展開し始めたので、今後の動向が注目される。

OS に関しては、Mac,Linux なども大学では多く使われているが、まずは Windows 系 OS が定番である。企業では永らく WindowsXP が利用され続けてきたが、平成 26 年 4 月にマイクロソフト社のサポートがなくなることもある、ようやく Windows 7 への移行が増えているところである。企業では、既に活用されている様々な機器や業務ソフトウェアとの組み合わせの安定性を考えていくと、性能や機能が高くても、新しい OS に移行することによって生じる不具合の可能性やそれへの対処にかかる時間や費用等について考えざるを得なく、OS の移行はなかなか実現できない。さらに Windows8 は、タブレット志向のインターフェイスの大きな変更や、マイクロソフトサイトのクラウドサービスへの誘導など、ビジネスの世界では不要な機能や使い慣れたユーザーインターフェイスとは程遠い使い勝手の悪そうな点が、Windows8 への移行を止める要因となっている。

Windows8 を教室端末の OS として考えた時、Windows8 は、これまでの Windows 系 OS と比べて大き

く使い勝手が変わり、教室端末に導入した場合に戸惑いは大きいとかんがえられる。小中高と従来の Windows を利用してきた学生に、教室端末として、あるいは学生のノート PC の活用支援にあたって、Windows8 の特徴と新しいインターフェイスでの指導の要点を明確にしておくことは重要であろう。

また、Windows8 では Hyper-V 機能が搭載され、1 台のマシン上に複数の OS を容易に稼働させることができるようになった。これまで複数の環境を用意する場合には、シンクライアントシステムの導入や、仮想マシンを稼働させるための仮想化ソフト(例えば VMware Player)をインストールする方法があるが、前者は費用面、後者は PC の管理、メンテナンス上課題がある。Hyper-V ではファイル管理と同等に扱えるので、端末管理者に嫌われることなく、複数 OS の導入が可能と考えられる。今後も OS は変化し続けるであろうし、自宅の PC 環境と職場の PC 環境も異なることが多いであろう。そういう違った違いも理解して活用でき、新たな OS への対応能力を鍛えることは、コンピュータリテラシーの観点でも必要なことである。複数 OS 環境を用意し、学生が違う環境で PC を活用できることは、学生の将来に渡るコンピュータ活用能力に寄与していくと考えている。

2. 教室端末環境としての Windows8 の課題と優位点

2. 1 二つのユーザーインターフェイス

Windows8 は、その起動の速さだけでも大変使い勝手が良いと考えるのであるが、一般的にはそう受け取られていない。スタートボタンがなく、何をどう操作してよいかわからない、いつも見ているデスクトップとは違う新たなインターフェイスの印象があまりに強く印象を悪くしている。新たに採用されたタイルベースのインターフェイスは、単なる起動ボタンの集合体ではない。タッチパネルを要した PC であればタッチ操作で利用できるタブレットを意識したインターフェイス（モダン UI、ベータ版の時はメトロ UI と呼んでいたが正式な名称ではないようである）であり、他のタブレットと同様シングルウィンドウの動作をする。タブレットでは当たり前でも、従来からの PC ユーザーには PC として利用するにはマルチウィンドウでないことは、大変ストレスが生じるだろう。

また、従来の PC ユーザーが利用するのは、デスクトップ UI と呼ばれる従来とほぼ同様のインターフェイスである。パソコンを起動すると従来と違うインターフェイスが表示される。そこからデスクトップ UI へ切り替える。切り替えは、マウス操作、タッチ操作でもできるが、Windows キーの押下一つで切り替えられる。また、デスクトップ UI に従来表示されていたスタートボタンが無くなった。デスクトップにプログラムへのショートカットなどの起動アイコンを設定しておかなければ、スタートボタンが無いためプログラムをどのように起動してよいか、迷ってしまうことになる。実はこれも、モダン UI で全てのアプリの一覧から探し出せば良いのであり、大きな問題ではない。簡単で慣れれば済むのであるが、永年 Windows を活用してきたユーザーにとってみれば、ほぼ意識しないで済むはずのところで、必要としないモダン UI 画面があつたり、さっとアプリを起動しようとするスタートボタンが無かつたりすることは大いなるストレスとなる。

しかしながら、Windows8 は、従来の使い勝手も合わせ持っているが故にさらにその使いづらさが強調されているように思える。捉え方のポイントは、タブレットとしてのスタート画面の部分での機能は

従来の機能のプラスアルファと考え、スタート画面はスタートボタンの代用であると考え、違う部分を強調せず小さく見ることで、操作の違いもそれなりに差を感じなくなるのではないかと考える。スタートが、スタート画面になるかスタートボタンになるかの違いと考えれば良いのである。そういう点で教室端末としての課題とはならないと考えている。

インターフェイスの違いから発生する問題は、リボンベースの Office2007 の出現時にもあった。この時は、従来からの Office 利用者にとってはとても使いづらいものであったが、慣れてしまえば使いやすさを理解できるようになった。また、初めて利用する人にとっては、元々使いやすいものであった。OS に関してみれば、Mac や Linux など、様々な PC 環境が既にあり、将来も様々な OS が世に出てくるであろう。そう考えると、今後も新たな概念のシステムを使っていく力が必要であり、高等教育機関においては、そういった違いを克服できる情報教育が求められている。

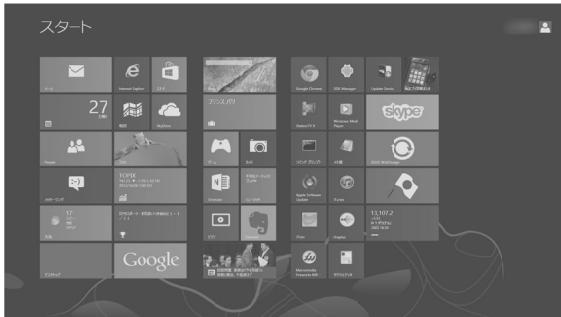


図1 Windows8 スタート画面 (モダン UI)



図2 Windows8 デスクトップ UI

2. 2 タブレット端末とタッチパネル

Windows8 の特徴として、タブレット型への対応がある。ディスプレイがタッチパネルであればタブレットと同様、指先の操作で先行するタブレットと同様なスタイルの操作性を持つことができる。そのため、Windows8 搭載パソコンには、完全なタブレット型、タブレットとノートに利用形態を変えられるコンバチブル型、そして従来のノート型やデスクトップ型などの機種がある。PC 教室で利用するには、簡単に持ち出されないと、壊れた時の保守のことを考えると、デスクトップ型でディスプレイと本体が別々のものが良い。ディスプレイも大きくできる。その形態では、ディスプレイは机の上に垂直に立て、タブレットのように寝かせることはしない。その場合、タッチパネルというのは大変使いづらい。操作するのに腕を前方空中に常に持ついかなければならず、これは相当な負担だからである。また、Excel など細かな指示の操作が必要なものは、タッチパネル向きではなく、マウス操作が大変優れている。Windows8 も、マウスの操作によるスクロールやボタン選択、隠れているボタンの表示など大変便利にできている。Window 操作は基本的にマウスで行う。そういう前提で PC 教室の活用を考えた方が良いだろう。

しかしながら、学生配布 PC は、タブレット型は今後十分考えられる。昨年（2012 年）の段階では、ウルトラブック仕様に相当するスペックのタブレットはなく、学生配布 PC をタブレットに置き換えることは考えられなかった。中途半端なコンバチブル PC ぐらいであった。ところがマイクロソフトか

ら Surface Pro 2 が出された 2013 年の秋からは、状況が変わりつつある。タブレット型の PC のスペックも上がっており、今後確実に上がっていく。学生の様々な利用を考えると、まず軽いこと、手軽に情報検索ができること、ときにはオフィスソフトを駆使できることが望まれる。またスマートフォンのようにモバイルを意識した使い方もできるようになる。普段はタブレット型で情報検索等を行い、入力や細かな操作が必要なときに、Bluetooth 等によるキーボードやマウスを使う形態が考えられる。

2. 3 アカウントの管理

iPad では App Store があり、Nexus などの Android 端末では、Google Play がアプリ配信元となっている。Windows8 では、モダン UI で動作する Windows ストアアプリは、マイクロソフトの Windows ストアからダウンロードする。マイクロソフトの各サービスのアカウントを取得して、ネットサービスの端末としての使い勝手を自分の環境に設定していくことで、タブレット端末向きの手軽なネット活用ができるようになる。しかしながら、従来からのデスクトップ UI でのアプリケーションを活用するユーザーが、このタブレット端末向きの Window8 の新 UI 上のアプリケーションを活用していくかは疑問がある。活用するとすれば、モバイルとして活用できるタブレット型の PC での利用であろう。他のタブレットと同様の使い方をし、ときにはデスクトップのアプリケーションを利用する活用スタイルの場合である。

PC 教室の端末としては、どうであろうか。誰もが共同で利用する PC 教室において Windows ストアアプリをユーザーがインストールするのは、好ましくない。教室利用という性格上、Windows ストアアプリの活用は基本的にできない。

Windows ストアアプリを使わなくとも、マイクロソフトのクラウドサービスを使うという可能性は、どうであろうか。PC 教室を利用する時のログイン先とアカウントの問題であるが、大学内のネットワークの管理上、各個人が本来個々にサービスを受けるためのマイクロソフトアカウントを、教室で利用するのは現時点の状況では管理上難しいと思われる。

学生がアクセスできるドメインを設定し、ドメインにログインするアカウントを管理している大学が多いであろう。移動プロファイルを設定し、どの PC でログインしてもサーバーからの移動プロファイルによって、学生一人ひとりの PC 環境を用意する場合は、様々なアプリケーションを導入するに連れ、移動プロファイルの容量が大きくなり、ログイン時の移動プロファイルのコピーに多大な時間を要するようになって問題が多い。

マイクロソフトのアカウントを活用してログインできれば、どの PC を使っても自分の環境となる点で利用者にとって都合が良いと思われる。マイクロソフトのクラウドサービスを活用できれば、さらに利点も多くなるだろう。しかしながら、実際には、Windows へのサインインそのものは、マイクロソフトアカウントに関連付けられたローカルアカウントを使うことになるので、初めて利用する PC では、この情報を設定する処理が行われて時間がかかる。ハードディスクを元に戻す設定をしている PC 教室においては、毎回どの PC においてもこの様な処理が行われることになるので、現実的ではない。

以上の点より、やはり学内で管理するアカウントを利用するのが現実的で、モダン UI 上でのアプリ利用は限定的に成らざるを得ない。個々の学生がマイクロソフトアカウントを持って、モダン UI 上か

らマイクロソフトのクラウドサービスを活用することもできるが、それでは、従来のデスクトップ上で Web ブラウザを使ってクラウドサービスにアクセスすることや、Windows8 で Google のクラウドサービスを使うのと差はない。モダン UI とマイクロソフトアカウントの組み合わせによって飛躍的に便利になるということは残念ながら期待できない。

2. 4 処理の速さ

Windows8 は、ユーザーにとっての起動や終了の時間がとても速くなった。その理由は、終了時に完全に終了させるのではなく、ユーザーセッションに関する部分のみを終了（いわばログオフ状態に）して、他つまり OS のカーネル部分は、休止状態として最後まで終了させている訳ではないからである。このことが速さの原因の一つである。起動時のリフレッシュと、休止状態復帰の速さの良い点のみを採用しているのである。起動と終了だけでなく、様々な処理で速くなっている。この点こそ、Windows8 を採用する場合の一番の利点ではないかと考える。

2. 5 リボン化したファイルエクスプローラー

従来型のデスクトップ UI でのファイル操作を行うエクスプローラーであるが、Word や Excel などのマイクロソフトのオフィスアプリで使われているリボンが採用された。そのため、ファイル操作に関しては大変使い易くなっている。設定の状況がリボンにそのまま表示されてたり、ファイルのコピーなどが、ウィンドウの移動なく、コピー先を指定できるなど使い易くなっている。

2. 6 複数 OS 環境を作れる Hyper-V

Windows8 Professional から Hyper-V を簡単に稼働できるようになった。Hyper-V は、Windows 上に仮想マシンを構築する技術であり、Linux などのゲスト OS を Windows8 上で稼働させることができる。Hyper-V ではファイル管理と同等に扱えるので、端末管理者に嫌われることなく、複数 OS の導入が可能である。

教室端末として、各 PC が複数の環境、複数の OS を活用するには、例えば、シンクライアントシステムを導入することが考えられる。シンクライアントシステムを導入すれば、OS の種類や、様々な設定ごとにいくつかのシステム環境を用意でき、授業ごとに企業で多く使われている Windows7、市販 PC として今出荷が一番多い Windows8 環境の 2 つを切り替えて使うことができる。複数の環境や OS を実際に体験し、活用できる能力を付けさせることができる。さらには、その違いを知ることによって、将来的に、システムが変わっていく中で、変化に対応できる能力を育成することもできる。職場に出たときに、すぐにそのシステムを活用できる力と、将来システムが変わっていったとしても、その変更に対応できる力こそリテラシー力であり、高等教育機関で求められる学士力に通じるものと考えている。

費用面でシンクライアントシステムは高価であるが、Windows8 に新たに追加された機能 Hyper-V を使うことができれば、シンクライアントシステムを使わなくとも複数の OS をおいた授業環境を構築することができる。

3. Windows8 のインターフェイスの違いに関する基本的な指導事項

3. 1 起動

電源をつけると、最初にロック画面が表示され、何かキーを押すとアカウント画像が表示されたログイン画面になる。そこで、アカウントとパスワードを入力し、モダンUIのスタート画面になる。スタート画面の右上にはログインアカウント名が表示されており、そこをクリックすると、そこからサインアウトや画面のロックやユーザーの切り替えを行うことができる。

ロック画面やスタート画面の背景色や模様、そしてアカウントの画像などは、スタート画面右上にマウスを置くことで出てくるチャーム（後述）上の「設定」ボタンから「PC設定の変更」で、変更することが可能である。



図3 スタート画面とアカウント名

3. 2 モダンUIの基本操作

(1) 新しいUIでのマウス操作

タッチパネルでの操作が強調されているWindows8であるが、マウス操作も大変便利にできている。また、キーボード操作もとてもしやすくなっている。

このモダンUIの画面では、マウスホイール（中央のボタン）を回転させることで簡単に画面を左右にスクロールすることができ便利である。タイルの配置、スクロールが左右であることは、最近のPCのディスプレイが横長であることに対応しているためであろう。

スタート画面の画面を縮小することで、アプリの一覧をたくさん見ることができます。Ctrlキーを押しながらマウスの中ボタンをスクロールすると拡大縮小ができる。これをセマンティックズームと呼ぶ。

(2) チャーム操作による各種設定と終了操作

スタート画面の右上にマウスを持っていくと、チャームが現れる。チャームは、検索、共有、スタート、デバイス、設定のボタンからなる。

検索とは、スタート画面上においては、アプリケーションの検索を意味し、名称が一部わかっているアプリケーションは文字列を入れることでアプリケーションの起動アイコンが表示される。それをクリックすることで起動することができる。検索機能は、チャームを表示するときのアプリケーションの場面に応じた検索をすることができる。

スタートは、スタート画面とデスクトップ画面の移動ができる。これは、キーボードのWindowsボタンを押すのと同じである。

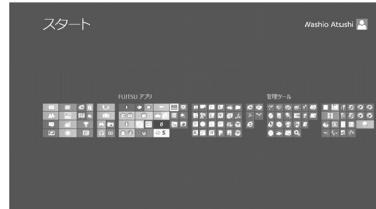


図4 セマンティックズーム



図5 チャーム

設定では、Wi-Fi の接続の確認や接続のための情報を入力したり、音量や明るさの大きさを変えたり、電源ボタンを選択してスリープ、シャットダウン、再起動などができる。また PC 設定の変更をクリックして、様々な PC 環境の設定を変更することができる。



図 6 選択



図 7 設定

(3) プログラムの起動

タイルには、アプリケーションが割り当てられ、タイルをクリックするとアプリケーションが起動できる。Windows ストアアプリの場合は、モダン UI 上で起動されるが、デスクトップアプリの場合は、デスクトップ UI に切り替わってそのアプリケーションが起動される。

基本的なアプリケーションは、スタート画面上のタイルに表示されているが全てではない。全てのアプリケーションを表示させるには、タイル外でマウスを右クリックすることで、画面右下に「全てのアプリ」ボタンが表示され、これを押下することで、全てのアプリケーションが小さなタイルアイコンとプログラム名が一覧となって表示される。このアイコンをクリックすることで、アプリケーションが起動される。



図 8 全てのアプリボタン



図 9 アプリ一覧画面

(4) タイルの設定

モダン UI は、四角いパネル（タイル）が左右上下に市松模様に配置されている。タイルの大きさは横長の長方形かその半分のほぼ正方形の二つの形のどちらかを選択できる。タイルが大量にある場合は、それらをマウスドラッグで移動させ、いくつかのグループにまとめることができる。グループには名称を付けることができる。

タイル上で右ボタンを押すと、そのタイルの右上にチェックが入り、今編集の対象としているアプリ

(タイル) が明示される。そして、画面下にスタート画面にピン留め（あるいはピン留めをはずす）、アンインストール、小さくする（大きくする）といったメニュー ボタンが配置されている。右端には、全てのアプリを表示するボタンが表示される。

(5) デスクトップとの切り替え

この新しい UI モードとデスクトップモードとの切り替えは、チャームの操作かキーボードの Windows キーの押下操作でできる。また、スタート画面で、デスクトップ環境で起動するアプリケーションを選んだ場合は、デスクトップに切り替わりアプリケーションが動き出す。

(6) アプリケーションの切り替えと終了

モダン UI では、アプリケーションは複数起動できるが、画面上見えているのはひとつのアプリケーションが基本である。新たにアプリケーションを起動するとそれが前面に表示され、他のアプリケーションは動作しているが、表には表示されない。画面の左上にマウスをおくことで、現在起動中のアプリケーションが表示される。さらに少し下にマウスを移動すると、起動しているアプリケーションが順に並んで表示される。その一つをクリックすると、そのウィンドウが前面に表示される。

アプリケーションを終了させるには、マウスカーソルを画面上部に移動させて手のひらマークとなっている状態で左ボタンを押して握ったようなマークにし、そのままドラッグ操作で画面の下に持つていてボタンを離す。アプリケーションの画面を握って下に落とすイメージである。

(7) スナップ機能

モダン UI では、タブレットとしての利用を意識しているため、基本的にはマルチタスクでありシングルウィンドウである。しかしながら、スナップ機能によって、二つのアプリ画面を横に二つ同時に表示が可能である。これは、アプリの上部をマウスボタンの押下でつまんで、右か左側にドラッグすることでできる。Windows ストアアプリを一方で表示しながら、デスクトップを他方を開くことも可能である。しかし、サイズが決まっており、自由に画面に配置することはできない。



図 10 タイルの設定画面



図 11 複数アプリ起動時の切替表示例



図 12 スナップ表示例

3. 4 モダン UI での Web 閲覧 (IE)

Windows8 には、Web ブラウザとしてモダン UI 上で動作する IE とデスクトップ UI 上で動作する IE の二つがあり、両者間で移動することが可能となる。デスクトップ UI での IE は従来の使い方と同様であるが、モダン UI での利用は、タブレットとしての利用が前提であるので、多少異なっている。単なる検索であれば、モダン UI の IE で十分であるが、他のソフトと連動しながら（つまり、複数のウィンドウを開きながら）ネットの閲覧をしたい場合は、デスクトップ UI で動作する IE に切り替える必要がある。

モダン UI では、右クリックを押すことで、下側に URL 及び、「最新の情報に更新」「サイトをピン留め」「ページツール」などのボタンが表示される。ページツールでは、デスクトップ UI での IE で表示する機能がある。画面の上には、現在表示されている他のページが現れる。これがタブ機能の代わりである。新規のページを追加したり、閉じたりすることができます。

3. 5 デスクトップ UI での基本操作

基本的には、従来の Windows と同様の作法で利用するが、スタートボタンがない。そのためプログラムの起動は、基本的にはモダン UI のタイル押下によって行う。従来のように、デスクトップにショートカットを貼り付けておいたり、ウィンドウ下部のタスクバーに良く使うアプリケーションをピン留めしておいたりすることで効率的な環境を作ることができる。また便利な機能として、タスクバーにあるアプリケーション上でマウスの右ボタンを押すとアプリのジャンプリストが表示される。過去に利用したファイル等の一覧が表示される。

モダン UI のアプリケーションが動作中であれば、画面左上にマウスを置くことでアプリケーションが表示されるので、そこをクリックして切り替えることができる。デスクトップは、モダン UI における一つのアプリケーションと同等にみなされているため、切り替えた後、モダン UI 上では、マウスを左上に持ってくることでデスクトップ UI も切り替えアプリの一つとして表示されている。



図 13 モダン UI の IE



図 14 ジャンプリスト

3. 6 ファイルエクスプローラーの利用

デスクトップ UI で、画面左下にあるエクスプローラーを起動する。従来のエクスプローラーと異なるのは、メニュータブ下にある WORD や EXCEL などのオフィス製品に 2007 バージョンから採用されたリボンである。以前と大きく異なっているのは、ホームタブにファイルのコピー先、移動先を指定で

きる機能がある点であり、データの移動コピーが手軽にできるようになった。また、表示リボンも表示の形式を選択するレイアウトが常に選択可能な状態にあることやファイル名拡張子や隠しファイルの表示など、以前はファイルプロパティで操作しなければならなかつたことが見える位置にある。



図15 エクスプローラーのリボン

3. 7 Windows8 の基本設定

デスクトップ UI でチャームの設定を選ぶと、コントロールパネル、個人用設定、PC 情報などのメニューが表示される。PC、Windows に関わる各種設定は、ここからコントロールパネルを選択して行う。

またデスクトップの表示、サ

ウンド、タスクバー、マウスポインターなどのアカウントに関わる設定については個人用設定で行う。

ネットワークの設定は、コントロールパネルの「ネットワークの状態とタスクの表示」の中で行う。IPv4 の設定の方は従来の OS と同じである。なお、Windows8 では IPv6 によるネットワーク通信が可能であるかをマイクロソフトがインターネット上に公開しているサーバーに向けて 30 日おきに疎通確認を行っている。この疎通確認で IPv6 による通信が確認できなければ、IPv6 で特定相手と通信可能であっても、IPv4 を優先する仕様となっている。IPv6 が使用できる環境であれば、Windows Update も IPv6 を用いる。世の中の IPv6 の普及の前に Windows8 は着々と手を打っている状況にあると言える。

4. Hyper-V の導入と活用

Hyper-V を動かすには、パソコンのハードウェアに以下の機能が求められる。

プロセッサが、仮想化テクノロジ (Intel VT または AMD-V) に対応していること、すなわち、ハードウェア強制データ実行防止 (DEP : Hardware-enforced Data Execution Protection) の機能が備わっていること、第 2 レベルアドレス変換 (SLAT : Second Level Address Translation, Intel EPT または AMD RVI=NPT) の機能が備わっていること、そして、マザーボードの BIOS が、これらの機能に対応し、動作可能状態にすることである。

これらのハードウェア要件を満たしていれば、Windows8 Professional 及び Windows8 Enterprise では Hyper-V を簡単に稼働可能状態にすることができる。コントロールパネルの「プログラム」をクリック



図16 コントロールパネル

し、「プログラムと機能」の左側にある「Windows の機能の有効化または無効化」をクリックする。次に、「Windows の機能」画面の「Hyper-V」にチェックを入れ、「OK」をクリックする。すると、Hyper-V の有効化が開始され、システム再起動を 2 回行えば、「Hyper-V マネージャー」と「Hyper-V 仮想マシン接続」いうタイルがスタート画面の中に現れる。「Hyper-V マネージャー」をダブルクリックして起動させ、右上の方にある右側のペインから「新規」を選択し、そのサブメニューの中の「仮想マシン」をクリックして、仮想マシンの新規作成ウィザードを起動する。ウィザードに従って、仮想マシンの名前や仮想マシンの情報を保存する場所を指定し、仮想マシンに割り当てるメモリ量などを設定していくと仮想マシンの設定が出来上がる。仮想マシンの設定が終わってから、その中に OS をインストールする。

Windows7 を仮想マシン上にインストールすれば、Windows8 上で Windows7 が稼働し、両方の OS 操作の仕方の演習を行うことができる。

5. まとめ

企業のオフィス等でのコンピュータ活用を意識した実務系の情報教育環境として、Windows8 は、敬遠される OS と考えられているが、以上のようなインターフェイスに関する指導を最初に進めることによって、問題はないと考える。最近、Windwos8.1 にバージョンアップされた。スタートボタンの位置に二つのインターフェイスを行き来するボタンが用意されたり、起動してすぐにデスクトップが開かれる設定にできたり、インターフェイスに関する多少の改善も進んだ。今後利用する企業も増えていることと思われる。

インターフェイスの使いにくさを除けば、処理速度の速さ、Hyper-V を活用することで企業における Windows7 の環境と最新の消費者向けの Windows8 の両環境を手軽に用意することができるという利点がある。ソフトウェアライセンスは必要となるが、その二つの環境を限られた演習室や PC で実施できることも考えると、今後は教室端末として活用されていくだろうと考える。

参考文献

- 1) 国井 傑, Microsoft アカウントと Windows8 アカウント, Always on the clock,
<http://www.sophiakunii.wordpress.com/2013/07/16/> Microsoft アカウントと Windows8 アカウント/ ,
2013 年 7 月 16 日
- 2) 天野 司, Windows 8 の特徴 , Windows8 SP-Windows8 の全てがわかる情報サイト – Vector,
http://www.vector.co.jp/special/windows8sp/contents/121030/feature_01.html , 2012 年 10 月 30 日
- 3) 伊達一斗, Windows 8 全操作 Bible, 技術評論社, 2013 年 5 月 15 日

短期大学におけるキャリア教育の必要性（その5）

The Need for Career Guidance in the Junior Colleges (Part 5)

杉 浦 礼 子

Reiko Sugiura

岡 田 一 範

Kazunori Okada

安 部 耕 作

Kosaku Abe

（要約）

女子学生比率が高い短期大学において取り組むべきキャリア教育と目指すべき効果について筆者らは研究を蓄積し、それらに基づき考察した結果を反映しながら、高田短期大学におけるキャリア育成基幹科目を中心に講義を開展している。本稿では、幅広い概念のキャリアを主体的に形成する必要性を唱えるシャインの考えるキャリア教育に関する考察を加え、シャイン (Edgar Henry Schein) の考えるキャリア教育に期待される効果が、高田短期大学のキャリア育成基幹科目を受講する学生にどの程度認められるかという視点から教育効果を検証し、今後取り組むべき課題や改善すべき授業内容の方向性を検討した。

（キーワード）

キャリアデザイン、社会体験実習、キャリア・アンカー

I. はじめに

短期大学におけるキャリア教育の必要性と方向性を論じている「短期大学におけるキャリア教育の必要性（その1）」および同（その3）、同（その4）¹では、キャリアの定義やキャリア教育提唱の経緯を踏まえたうえで、現在、大学・短期大学で推進されているキャリア教育を見つめなおし、厳しい就職状況や生き方・価値観の多様化など変化の激しい現代日本社会のなかで、短期大学において取り組むべきキャリア教育について整理してきた。これらの研究蓄積に基づき主に同（その4）の考察を踏まえて、高田短期大学が平成25年に開設したキャリア育成学科は、キャリア育成基幹科目であり卒業必修科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」、選択科目として「キャリアガイダンス」を開講している。

本稿では、女子学生比率が高い短期大学がキャリア教育に取り組むにあたり、キャリアを職業生活として限定的に捉えるのではなく、職業を中心としつつも家庭生活、地域生活なども含み総合的に捉えることが重要であると考え、まずはⅡ章とⅢ章で幅広い概念のキャリアを主体的に形成する必要性を唱える組織心理学者シャイン (Edgar Henry Schein) のキャリア論を確認し、そのことからシャインの考えるキャリア教育とはどのようなものか考察する。Ⅳ章以降では、本学の「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を受講する学生²および、同じくキャリア育成基幹科目として開講している「社会体験学習」「社会体験実習」を受講する学生を対象に、シャインのキャリア論およびシャインの考えるキャ

リア教育に期待される効果がどの程度認められるのか確認することを目的に行った調査結果から、これらキャリア育成基幹科目のキャリア教育としての教育効果を検証する。検証結果から、次年度以降に取り組むべきキャリア教育、改善すべき授業内容の方向性を考察する。

II. シャインのキャリア論

キャリア育成のための基幹科目である「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」や「社会体験学習」「社会体験実習」を受講する学生の受講効果を踏まえながら、シャインの幅広い概念で主体的に形成するキャリア論に依拠して次年度以降のキャリア教育に関する授業を改善するにあたり、シャインのキャリアに対する考え方を改めて確認しておきたい。

キャリアあるいはキャリア教育とは、従前は職業上の経歴など仕事に限定して使われることが多かった。しかし、本稿の（その1）および（その3）、（その4）でキャリアの定義やキャリア教育提唱の経緯およびキャリア教育の最新の動向を確認したように、キャリアとはアメリカ連邦教育局の公式見解や旧文部省の「進路の手引き」に導入された定義によれば、職業・職歴ばかりでなくボランティアや社会的な活動歴も含むとされており、決して仕事だけをとらえたものではない³。キャリア教育についても、1999年の中教審答申「初等中等教育と高等教育の接続の改善」（いわゆる「接続答申」）以降、文部科学省や中教審などが何度も報告書などにより見解を表明している。これらの見解の中で「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」は、キャリアを「個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖およびその過程における自己と働くこととの関係づけや価値付けの累積」ととらえている。キャリアを「個人」と「働くこと」との関係の上に成立する概念であり、個人から独立して存在しないととらえている点が特色である。また、「働くこと」については、職業生活以外にも、家庭生活、市民生活などの全生活の中で経験する様々な立場や役割を遂行する活動として幅広くとらえる必要性を指摘しており、単に職業だけをとらえた考え方をしていない⁴。同報告書は、キャリア教育をそのようなキャリア概念に基づき、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育と定義しているが、現在の社会情勢をよくとらえた概念である。児童生徒という表現からわかるように初等中等教育を念頭に置いた見解だが、多様なキャリアを自分で築きあげる資質の必要性について述べたものであり、高等教育にも必要とされる考え方といえよう。

端的にいえば、キャリアとは仕事だけではなく、仕事を軸とした家庭生活や地域生活などを含めた人の生き方全般であり、キャリア教育とは、個々人によって異なる生き方全般を個々人が主体的に確立できる資質を身に付けさせる教育であるということが、文部科学省の見解であるといえよう。その中でも、中心となるのが職業生活である。人は生活の糧を得るために誰しもが何がしかの仕事をしなければ生きていけない。もちろん、仕事であれば何でもよいというわけではない。産業社会学の創始者尾高邦雄によれば、職業とは人が個性を發揮し能力を最大限に発揮することで、最大限に社会の役に立って社会の中の自分の職業的役割を実現し、そのことによって収入を得て生計を維持するという継続的な人間らしい活動であり、尾高の考える職業を構成する3要素は、個性の発揮、収入の確保、社会への参加であ

る⁵。中でも収入の確保すなわち生計を維持できるということが、人が生きていく上で最も重要なだろう。こうした要素を含む仕事が「よい仕事」ということになる。これらの生計の糧となる仕事および職業生活をベースに、家庭生活や趣味、地域生活などの様々な人としての活動を営んでいくことがよりよきキャリアということになり、何に重きを置くかによって人それぞれよりよきキャリアというものは異なってくる。例えばキャリアを築いていくにあたって、仕事に力点を置くか、家庭生活に力点を置くか、家庭生活に力点を置くならばどんな仕事を選び、どう人生の見通しを立てるかといった類のことである。自己の個性や資質、志向などを客観的に把握して、それに最も適したキャリアを主体的にデザインできる力を修得させることがキャリア教育に求められているといえるだろう。

シャインは、キャリアを職業生活だけに限定せず、家庭生活や地域生活、趣味などの様々な生活を視野に入れたキャリア論を1978年という比較的早い段階に提唱している⁶。シャインのキャリア論は、人のキャリアを複雑で総合的で変化に富むものととらえていることが特徴である。組織論における人間モデルは、経済人モデル、社会人モデル、自己実現人モデルなど、人が何を拠り所に仕事をするのかを研究し、人の働く動機を固定的に捉える理論が多いが、シャインは人が何に動機づけられるかは複雑なことであり、全員が自己実現をめざしているといったような決めつけが最も不適切と考え、人の仕事に対する動機は多様であり、キャリアの動向などによって動機は変化するという認識に立つ複雑人モデルという概念を提唱している⁷。通常は、経済人モデルではない人が、住宅ローンや教育費が増大する時期は経済人モデルになるなど、人が働く動機は変化するものであると考える。異動や転勤、転職など人が働く環境も変化する。このように複雑で総合的で変化に富むキャリアを築くにあたり、個人の長期的な職業生活において船の錨(いかり)のように拠り所となり自己の内面で不動であるものがシャインの提唱するキャリア・アンカーであり自己概念である⁸。従って、キャリア・アンカーは自分の内面の声からキャリアを構築する概念である。しかし、仕事をしていくには職場との関係があり、個人の希望だけを貫くことはできない。家庭があれば、例えば転勤や頻繁な出張など家族の理解が必要になることもあるだろう。こうした個人と組織の要望などをいかに調整するかもよりよきキャリアを積むためには必要になってくるが、シャインはこれをキャリア・サバイバルと定義している。つまり、よりよきキャリアをデザインするために、個人の側面からみた概念がキャリア・アンカーであり、それとは対照的に個人と組織の調和という組織の側から見た概念がキャリア・サバイバルであるといえるだろう。この2つは対であり、この2つの概念をうまく組み合わせることで、キャリアの実現は現実味が高くなる。個人が自己的内面の声であるキャリア・アンカーに従ってそのことを貫いても、変化していく職場での役割を把握できず、仕事と環境に順応できなかったらキャリアをうまく築くことはできない。キャリアを複雑かつ総合的で変化に富むものと考え、そのようなキャリアを読み説き、自己が納得してキャリアをデザインするための概念としてキャリア・アンカー、キャリア・サバイバル、複雑人モデルを提唱したことが、シャインのキャリア論の特徴といえる。

キャリアを複雑で総合的で変化に富むものと捉えるシャインのキャリア論は、現代の日本社会にも通ずる理論である。1995年の日経連の「新時代の日本の経営」の提唱以後、日本の経営といわれた雇用慣行のあり方が見直され、日本人の働き方も大きく変化している。終身雇用のもとで企業に滅私奉公する

画一的な働き方も変化し、家庭生活や趣味を重視した生き方や、インターネットを活用した多様な働き方が広がっている。これまでのキャリアデザインは会社任せの他律的キャリアデザインであったが、これからは多様な働き方や生き方をどのように選び自ら組み立てていくかという自律的キャリアデザインが求められているといえる⁹。このように自律的キャリアデザインが求められる現代の日本社会において、シャインの考えるキャリア論は、示唆に富むことが多い。

III. シャインの考えるキャリア教育

さて、キャリアをこのように捉えるシャインが考えるキャリア教育とは、どのようなものになるのだろうか。本稿の（その1）から（その4）まで検討してきたキャリア教育についても踏まえながら、キャリア・アンカー、キャリア・サバイバル、複雑人モデルというシャインのキャリア論の主要概念を軸にシャインの考えるキャリア教育について考察してみたい。シャイン、文部科学省ともキャリアを職業だけに限定せず、家庭生活や市民生活、地域生活など幅広いものであると捉えているが、このような幅広いキャリア概念においても職業生活を中心になるということは共通している。したがって、まずは生計を維持できる「よい仕事」を得るために資質を身に付けるということが第一にキャリア教育に求められることになるだろう。「よい仕事」とは何か。尾高の定義に依拠すれば、個性の發揮、収入の確保、社会への参加だが、なかなかこのような「よい仕事」を得ることは難しい。派遣労働などの不安定な働き方が広がり、不安定な収入状況が婚姻率などにも影響している現代においては、まずは生計の維持が肝要になるだろう¹⁰。多様な働き方が広がりつつあるとはいえ、多くの人々が企業などで被雇用者として生計を立てている現実を鑑みれば、まずは正規雇用される必要がある。正規雇用されるためには何が必要かについては本稿のその1からその4で検討し整理しているほか、文部科学省や厚生労働省からも提言されているが、主要な提言は中教審によっても整理されている¹¹。これらの中でも重要と指摘されるのがコミュニケーション能力であるが、非常に内容が曖昧なコミュニケーション能力について本稿のその1からその4では、その内容について考察を重ねてきた。この能力を学生が身につけるために短期大学生のキャリア教育としてできることとしては、本稿その1で述べたようにゼミナール活動や課外活動を充実し、学生にできるだけ多くの経験を積ませることであろう。ゼミナール活動の一環として懇親会や旅行を企画したり、クラブやサークル活動などの課外活動を楽しむためには、コミュニケーション能力が求められるだけでなく、他のメンバーの個性や資質、希望を把握して、相手が望むことを察する洞察力・観察力、そして調整する力も必要になる。さらに、学外の多様な人と接することで、異なる年代の人とコミュニケーションをとる機会を持ち挨拶力も養われるだろう。学生にコミュニケーション能力を身に付けさせるためには、短期大学がこうした課外活動をキャリア教育の一端としてとらえ、積極的に学生に参画させるというスタンスが必要である。基礎的・汎用的能力は、「接続答申」が課題として指摘する学校生活から職業生活への移行のための大きな武器になる。

学校生活から職業生活へ移行できたら、その後のキャリアデザインの指針となるのが前章IIで触れたキャリア・アンカーである。シャインによれば人のキャリア・アンカーは安定を求めるのか、チャレンジを求めるのか、専門性を求めるのかなど8つのカテゴリーに分類される¹²。課題は、人がキャリア・

アンカーを知るには一定の職務経験が必要であるということである。シャインによれば、自己のキャリア・アンカーがこの8つのカテゴリーのうちのどれであるのかを知るには、10年以上の勤務経験が必要であるとされているが¹³、それだけの時間をかけることは職業経験のない学生には不可能である。よって、キャリア教育として、このことを少しでも補い自己のキャリア・アンカーを知るには、インターンシップや社会体験実習、アルバイトなどが有効となる。社会人をゲストスピーカーとして招く職業講話のほかインターンシップや社会体験実習の事前・事後学習なども組み合わせることで、在学期間中は常に社会・仕事について触れ意識できる機会を絶やさぬ工夫を短期大学は取り組むべきである。10年以上の職業経験を要するキャリア・アンカーの構築にはこれだけでは不十分であるため、それを補うために、日常的に学生と接するゼミナールの担当教員の力量が問われ、求められる。ゼミナールの担当教員は、まず普段のゼミナール活動や学校生活でのコミュニケーションの中で学生の資質を把握し、個々の学生のキャリア・アンカー的価値観を知るよう努力しなければならない。個々の学生のキャリア・アンカー的価値観を把握し、個々の学生に向いていると考えられる業界や職種、場合によっては職場を推奨することは、多くの求人票を前にもう自分に適した仕事・職場を選ぶことができるほど職業経験を有さない学生一人ひとりのキャリア・アンカーに適したミスマッチのない就職を実現する可能性を高めこととなる。なかには就職をしても様々な要因で離職・転職を経験する学生もあるが、こうした経験もまた蓄積することによって、自己のキャリア・アンカーを認識し、それに基づいたキャリアを積んでいくこととなる。

日本社会では、一度非正規雇用者や無業者などになると、なかなか正規雇用者となることが困難である。平成19年度に過去5年間で非正規雇用者から正規雇用者に異動できた者は26.5%にとどまり、残り73.5%は非正規雇用者のままである。一方で、正規雇用者から正規雇用者へ異動した者は63.4%である¹⁴ことからも、よりよきキャリアをデザインするためには、学校生活終了後に正規雇用者となっておくことが極めて重要である。

課外活動も含めて様々な経験を学生にさせる機会を与え、学生の資質をゼミナール担当教員が把握し、それを就職につなげるということもキャリア教育の一端であると学校が捉えることが必要である。また、ゼミナール担当教員一人ひとりにも一連の学生指導はキャリア教育であると認識させた上で、学生指導に当たることを全学の方針とすれば、キャリア教育としての教育効果も増すであろう。

次に、学校生活から職業生活へ移行しキャリアを築き始めると、自己のキャリア・アンカーと自己が所属する企業や組織、家族などとの調和を図るキャリア・サバイバルが必要になる。企業には雇用方針や人材育成方針があり、それが被雇用者のキャリア・アンカーと常に一致するとは限らない。個人には転勤や部署異動、職種替え、昇進などの様々な状況の変化を受け入れるか否か、様々な選択が迫られることになる。家族がいれば、居住地の変更を伴う転勤は大きな負担となるであろうし、新たに同じ職場の中の上司や同僚、部下との人間関係を円滑に築いて良好に仕事を遂行していくことも求められる。シャインがキャリア・サバイバルと呼んでいるこうした個人と組織の要望・意向の擦り合わせは、よりよきキャリアをデザインするためには必要であろう¹⁵。では、キャリア教育として、このキャリア・サバイバルを学ぶためには、どのような方法が考えられるだろうか。その一つにケース・メソッドが考えられ

る。高田短期大学がキャリア教育科目として展開しているケース・メソッドは、実際にあった様々な仕事の場面や難しい人間関係の状況を示したケースを教材とし、そのようなケースに直面した時に自分ならばどのように考え、捉え、選択するか具体的に想定しながら学ぶ教育プログラムである¹⁶。他には、職場の良好な人間関係を学ぶ方法として、本稿のその2で紹介した静岡県立御殿場高校の「ソーシャルスキルトレーニング」(SST) も有効である。

シャインのキャリア論に依拠したキャリア教育を展開するためには、自己のキャリア・アンカーを認識し、キャリア・サバイバルを乗り切る資質を身に付けた上で、大まかにでも自己の人生設計を考えることが必要になる。いつ、どんな仕事につくか、結婚するか、出産するかなど、自己の人生の大きな流れを想定した上で、各段階でどのようなスタンスでキャリアを築いていくかということが複雑人モデルという概念に依拠したキャリアデザインになる。仮に自己が報酬の高さなどの経済的動機に重点を置いて仕事を選んでいないとしても、住宅ローンの支払時期や子どもの教育費が重い時期には、経済的動機に基づいて仕事をせざるを得ない。普段は定められた終業時刻に退社して家に帰り家族との時間を重視する人も、このような時期には積極的に残業をこなし少しでも給与を高く得ようとするかもしれない。このように、人の仕事に対する動機は複雑で、キャリアの変化に伴って変化するものである。シャインのキャリア論に依拠するキャリア教育には、複雑人モデルを前提としたキャリア設計能力が求められキャリアの変化をどのように見通すか、あるいは想定しておくかが重要となる。もちろん、職業生活を築くうちに人生設計や考え方は変わっていくことが多く、キャリア教育を受ける学生が具体的に生涯のキャリアを正確に見通すことは困難であることから、キャリアをデザインし、その後状況に応じて修正していく資質を身に付けることがキャリア教育において求められる。キャリア教育を受ける時点で、具体的に生涯に亘るキャリア全体をデザインしてみて想定されるライフイベントなどの節目において、具体的にどのように対応すればよいのか、ということをシミュレーションする教育プログラムが必要になるだろう。その際には、常にキャリアを考えデザインし続けることは非常に負担が大きいため、シャインに師事した金井が提唱するように節目だけ注力し、節目以外は力を抜く（ドリフトする）というキャリア・ドリフトという考え方も参考になる¹⁷。

シャインが考えるようキャリアを仕事だけでなく、家庭や市民生活など人の生き方全般ととらえると、キャリア教育もそのような幅広い概念のキャリアを主体的に形成する資質を身に付けさせるという非常に幅広い内容の教育となり、一つの授業や教育プログラムだけで完結できるものではない。複数の授業や教育プログラムに加え、課外活動までも視野に入れるとなると、学校全体でキャリア教育に対する考え方を一致させておく必要もあるといえるだろう。次章では、キャリア育成基幹科目として開講している「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」および「社会体験学習」「社会体験実習」について、このようなシャインのキャリア論およびシャインの考えるキャリア教育に期待される効果が見られるのかという観点から教育効果を検証する。検証においては、キャリアが職業生活だけでなく家族生活や地域生活なども含めた幅広い概念であり、キャリア形成の各段階で想定される様々なライフイベントを想定したキャリアデザインや職場や家族など多様な人々との関わりの中で、自己と他者の意向と要望を擦り合わせ、主体的にキャリアを形成することの必要性について、受講する学生がどのように評価し

ているのかを確認したい。シャインの考えるキャリア教育に期待される効果と受講する学生の評価のギャップを検証することで、次年度以降の授業改善の方向性を見出したい。

IV. 短期大学におけるキャリア教育科目としての「キャリアデザイン」

「短期大学におけるキャリア教育の必要性（その4）」では、米連邦教育局課長ホイトによるキャリアの定義「キャリアとは生涯を通じて行う仕事の全体」 “Career is the totality of work one does in his or her lifetime” を引用し、女子学生比率が高い短期大学が開講するキャリアデザイン科目の講義は、生涯を通じて自らのキャリアをデザインする意識と力を培うことを目指す必要があるとした。平成25年度から開講した「キャリアデザインⅠ」ではこれらを反映し、シラバスでテーマを「キャリアデザインの重要性・目的を認識する」、授業概要を「学生一人ひとりがキャリアをデザインするために必要な知識や考え方について解説する」と明記し、学生に周知している。授業計画（抜粋）は、①キャリアやキャリアデザインの概念について、②「生き方」を考える—恋愛、結婚、出産について、③「働き方」を考える—フリーター・ニート・早期離職について、などの内容をおき先行研究や統計データを示すことで、学生が学び自らに反映させて考えたうえで個人ワークとしてキャリアデザインに取り組む流れとなっている。また、「キャリアデザインⅡ」は、テーマの「視野を広げキャリアをデザインする」に沿って、学生が主体となって様々なロールモデルのゲストスピーカーを講師とする講演会を企画・運営する科目である。

これら「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の講義が学生に期待している教育効果を生む講義となっているのか否かを検証するため、受講している学生に「高田短期大学キャリア教育に関するアンケート」調査を実施した。調査は、「キャリアデザインⅠ」および「キャリアデザインⅡ」を履修した本学キャリア育成学科の学生を対象に、調査票「高田短期大学キャリア教育に関するアンケート」を用いて集合調査法で実施した。調査票は、平成25年11月7日の「キャリアデザインⅡ」(受講期間：平成25年10月3日～平成26年2月6日の90分授業15回)の授業の中で、調査の趣旨を説明して、全受講学生81名のうち調査日の授業に出席していた71名に直接配布し授業時間内に回収した。回収率は100.0%である。なお、回答した学生の授業への出席率は90%を超えており、なお、回答学生が籍をおくコースの内訳はオフィスワークコースが51名(71.8%)、介護福祉コースが20名(28.2%)であった。これらの講義を受講した後の「キャリア」という言葉に対する意識の変化の度合いは、「変化した」43.7%、「わからない」39.4%、「変化しない」16.9%の順となった。変化の中味は、「キャリアについて考えたことがなかったが講義を機にキャリア形成を意識するように変化した」、「受講前は就職することや働くことをキャリアとして捉えていたが、受講後は人生を通じて築くものであると認識が変化した」というものが多かった。このことは、受講による意識の変化に対する質問「キャリアとは生涯にわたって築き修正していくものだと思った」に対して「あてはまる」49.3%、「どちらかといえばあてはまる」47.9%（以上の比率合計97.2%）、「どちらかといえばあてはまらない」2.8%、「あてはまらない」0.0%と結果を得ていることからも明らかである。しかし、図-1のグラフがコースの違いによる乖離が大きい結果を示しているため、この理由を今後明確にしていく必要がある。

「キャリアデザイン」に対しての意識については、「キャリアデザインは大切である」と認識した比率は90.1%、「キャリアをデザインして実現するために、何か行動しなければと思った」比率は77.5%と高いことから、「キャリアデザインⅠ」はシラバスで掲げているテーマ「学生がキャリアデザインの重要性・目的を認識する」教育効果を生む講義であったといえる。また、本稿その4では、バブル経済の崩壊以降、家計賃金の減少や教育費の増加などを背景に雇用者の共働き世帯が男性雇用者と無業の妻からなる世帯を大きく上回っている現状を学生に説明し、その背景を分析させることにより自らの意思でキャリアデザインを見つめなおし、意識改革を喚起するまでのプロセスを講義に取り入れるべきであることを提起している¹⁸。それを受け、本年度講義にて実施した結果、ライフイベントと就労に関して、入学前は「考えたことがなかった」が最も高く28.2%、次いで「結婚・出産を機に働くことをやめ、落ち着いたら短時間勤務できる職場で働く」が18.3%、「結婚・出産を機に働くことをやめ、家庭に専念する」が11.3%の順であった学生が、受講後は「結婚・出産を機に働くことをやめ、落ち着いたら短時間勤務できる職場で働く」が38.0%（入学前比+19.7%）で最も高くなり、次いで「結婚や出産に関わらず、働き続ける」が21.1%（同+12.6%）、「結婚・出産を機に働くことをやめ、落ち着いたら正社員として働く」が12.7%（同+2.8%）となり、「働くこと」に対する正規雇用者として就労する意識も高まりを示した（図-2）。また、学生自身のライフイベントと就労に関する意識の変化に止まらず、女性の働き方や社会参画に対する意識の変化も83.1%の学生で確認できた。

同時に、キャリアデザインの重要性・目的を認識しながらも、キャリアをデザインして実現するために具体的な行動に移していない学生比率が77.5%と高いことから、行動に踏み出しキャリアを自ら実現する力を向上させなければならない課題も明らかとなった（図-3参照）。

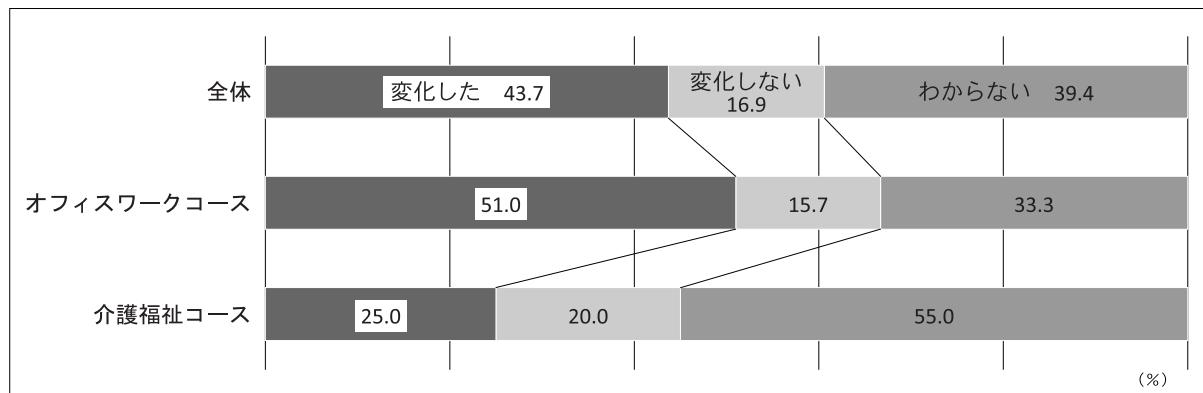


図-1 コース別「キャリア」に対する意識変化について

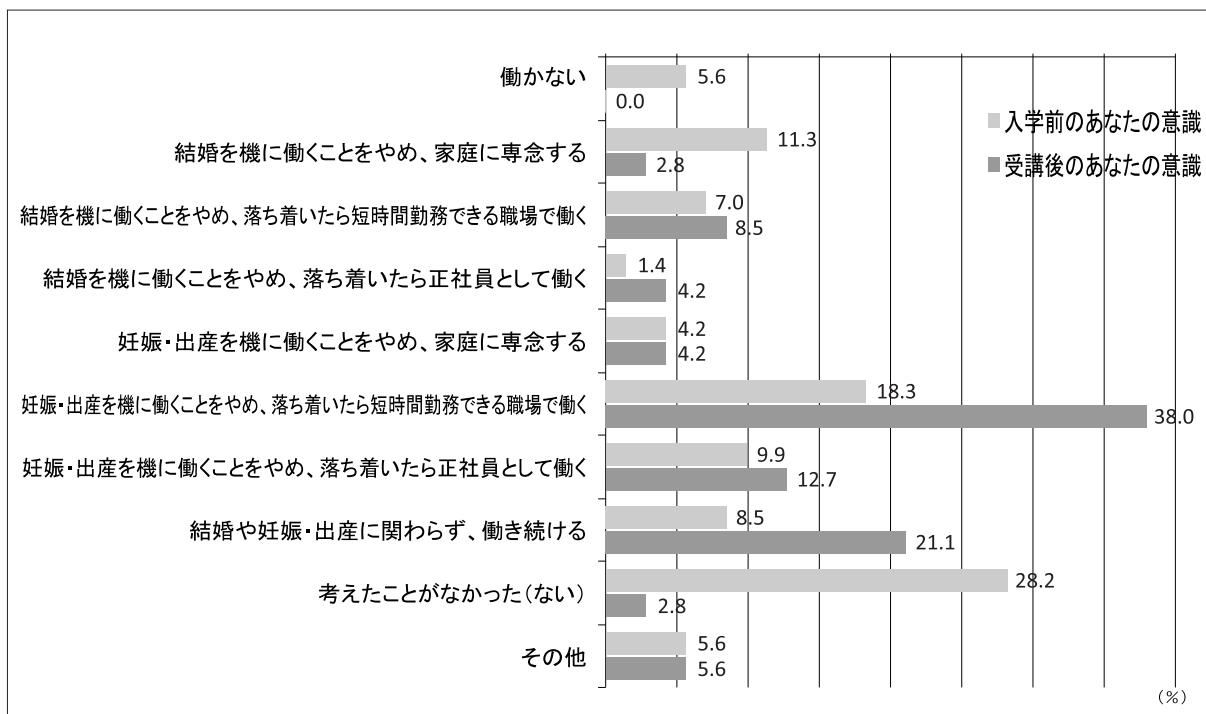


図-2 ライフイベントと就労に対する意識について

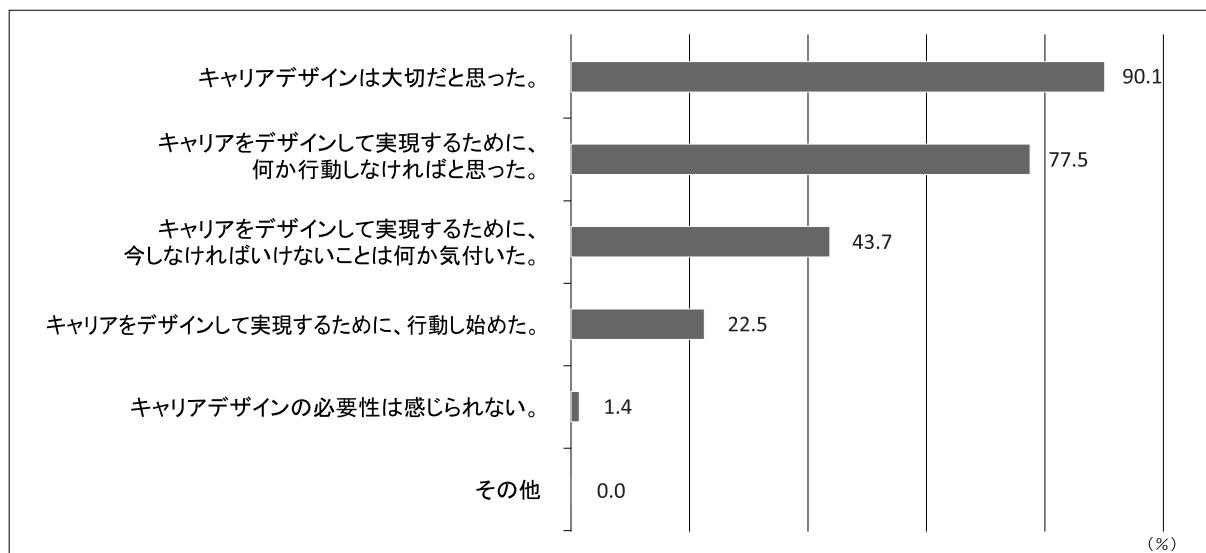


図-3 「キャリアデザイン」に対する意識変化について

V. キャリア教育の場としての社会体験実習

本稿Ⅱ章で、キャリア・アンカーを知るには10年以上の職業経験が必要とされていることを示し、職業経験の乏しい学生がこのことを在学中にわずかでも補う可能性のあることとして、インターンシップや社会体験実習、アルバイト経験をあげた。キャリア教育の場として現在取り組んでいる「社会体験実習」が学生の職業経験不足を補い、自己のキャリア・アンカーを知る契機となっているのかを確認す

るため、平成25年夏に三重県下の事業所で10日にわたる社会体験実習を履修し単位取得をした学生を対象にアンケートを実施した。その結果から、「社会体験実習」が学生の職業経験不足を補ってどの程度キャリア・アンカーを知ることに寄与しているのかを考察したい。キャリア・アンカーを知るには10年以上の職務経験が必要とされており、10日程度の職業体験でキャリア・アンカーがわかるのかという批判もあると思われるが、わずかでも効果が認められれば、そのことからさらなる授業の充実につながる方向性を確認したいと考えている。アンケートの対象者は、平成25年度前期に「社会体験学習」の単位を取得し、同25年夏期に「社会体験実習」を経験し単位取得した学生53名のうち48名であり、前述の「キャリアデザインⅡ」の授業（平成25年11月7日）の中でアンケート用紙を直接配布・回収した（回収率100.0%）。

まずは、社会体験実習に向けて事前に社会人としての心構えや履歴書の書き方、実習先へのアポイントメントの取り方を含むビジネスマナーを学習する「社会体験学習」（受講期間：平成25年4月5日～7月26日の90分授業15回）と、10日にわたりのべ64時間から80時間事業所で職業経験をする「社会体験実習」（概ね平成25年8月16日～8月31日の間に実施）に対する教育効果を把握するための「社会体験学習を社会人になる前の大学時代に履修したことは意義がある」かの問い合わせに対しては、「あてはまる」59.2%、「どちらかといえばあてはまる」38.8%、「どちらかといえばあてはまらない」2.0%、「あてはまらない」0.0%となり、肯定的な比率が98.0%と高い傾向を示した。また「社会体験実習を経験したことは、これからのキャリア形成に役に立つ」かの問い合わせに対しても「あてはまる」69.4%、「どちらかといえばあてはまる」26.5%、「どちらかといえばあてはまらない」4.1%、「あてはまらない」0.0%となり肯定的な比率が95.9%と高かった。このことから「社会体験学習」「社会体験実習」は、キャリア教育の場として教育効果が高いことが伺えた（図-4）。今後は、どのような意義があったのか、意義の具体的中味を掘り下げて探っていく必要があるだろう。しかし、本稿Ⅱ章でふれたシャインが唱える個人と組織の要望・意向をすり合わせるキャリア・サバイバルを体験するキャリア教育の場としての社会体験実習を検証すると、「個人と組織の調整・調和」の大切さおよび難しさは多くの学生が理解したもの、個人と組織を調整・調和できるようになるため課題を把握したり、個人と組織を調整・調和できるようになったりするほどには到達できなかった学生比率が2～3割程度みられるため、教育効果を高めるためのさらなる授業改善および相乗効果が期待できる他の科目との連携を視野に入れるなどの新たなアプローチからの改善も必要であると考える（図-5）。

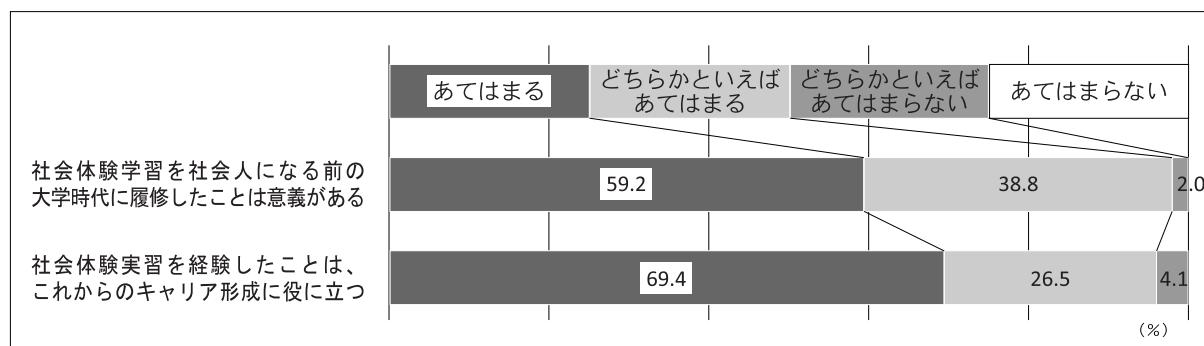


図-4 社会体験学習および社会体験実習に対する学生評価

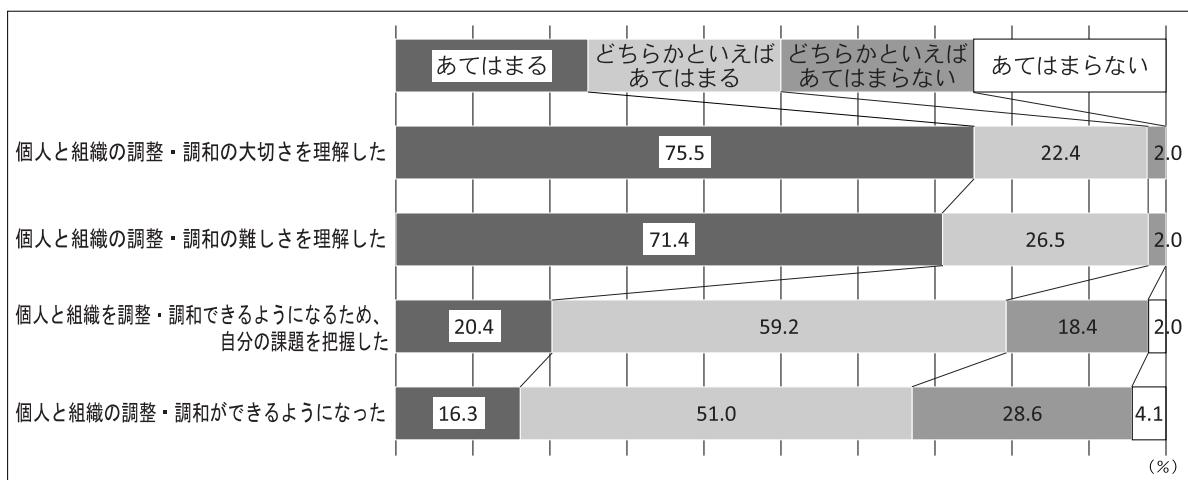


図-5 個人と組織の調整・調和力に対する認識

VII. おわりに

本稿では、キャリア育成学科の基幹科目であり新設科目である「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」、同じく基幹科目の「社会体験学習」「社会体験実習」を受講している学生を対象として入学以前から現在に至るまでの自らのキャリアの捉えかたや、就労意識の変化の効果を検証し、キャリア形成基幹科目の授業内容の改善を検討した。

短期大学に入学した時点から学生は、自分自身のキャリアを考え、生涯の仕事を含めた人生そのものを考える必要がある。また、高田短期大学を卒業する学生のほぼ全員は就職するが、就職するときに企業が必要としている能力は時代によって変化し続けており、近年は多くの企業がコミュニケーション能力を必要としている。

本稿IV章、V章で指摘しているように、学生自身が現場実習を通じて個人と組織の調整・調和、コミュニケーション能力の重要性は実感してはいるが、実践できている学生が少ないことが課題である。2年間という短期大学の短い修業年限に授業だけでこれらの基礎的・汎用的資質を修得するには限界があるので、ゼミナール活動、ボランティアや学校行事への積極的な参加などを通じて、学生の視野を広げたりコミュニケーション能力を高めることも必要である。

次年度より新設科目の「ビジネス実践」も開講される。この科目は2年生の後期に開講され、社会体験実習や学内の授業を通して、学生が自分には不足していると自ら発見した社会人としての必要な資質・能力を、その後の学校生活を通してどこまで改善できたかを再確認する場となる。このようなキャリア形成に関する知的科目と実習科目の循環と省察を通して、学生が主体的に自己のキャリアを築く基礎的・汎用的資質を身に付けることで、社会や自己の人生における様々な変化に直面しても、自己のキャリアを自らの力で必要に応じて修正しながら生涯にわたってデザインする力を修得できる2年間とすることが、キャリア育成学科に必要なキャリア教育であると考える。そのためのベースとなる基礎的・汎用的資質をキャリア教育の中で、学生にどのように修得させていくかということが今後の課題である。

註

- 1 杉浦礼子・安部耕作・高木直人「短期大学におけるキャリア教育の必要性（その1）」『高田短期大学紀要第28号』高田短期大学、2010年、PP.110-111。杉浦礼子・安部耕作・高木直人「短期大学におけるキャリア教育の必要性（その3）」『高田短期大学紀要第30号』高田短期大学、2012年、PP.117-129。杉浦礼子・安部耕作「短期大学におけるキャリア教育の必要性（その4）」『高田短期大学紀要第31号』高田短期大学、2013年、PP.107-118。
- 2 本稿において学生とは特に限定し表現した箇所を除いては大学生および短期大学生を示す。なお、文部科学省の答申や報告の引用箇所については、小中学生を念頭に置き児童（小学生）・生徒（中学生）の表現が使用されることが多いが、筆者らが大学生・短期大学生を強く意識し表現する箇所は学生と表現している。
- 3 宮崎冴子「大学生のキャリア教育」『生涯学習研究e事典』、日本生涯教育学会、2008年。「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」文部科学省、PP.11-40、2004年。
- 4 「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」文部科学省、P.7、2004年。
- 5 尾高邦雄『尾高邦雄選集第1巻職業社会学』夢窓庵、PP.17-54、1995年（『新稿職業社会学第1分冊』福村書店、1953年 所収）。
- 6 安部耕作「第14章 転換期の日本の経営とキャリア形成」『増補版現代社会と経営』ニシダ出版、PP.172-174、2011年。
- 7 Schein,E.H. (1978) .Carrer dynamics : Matching individual and organizational needs. Reading,M : Addison-Wesley. (二村敏子・三善勝代訳『キャリア・ダイナミクス』白桃書房、1991年)
- 8 Schein,E.H. (1965) .Organizational Psychology.. Prentice-Hall,inc(松井賛夫訳『組織心理学』岩波書店、1966年)
- 9 Schein,E.H. (1980) .Carrer Anchors : Discovering Your Real Values Revised edition. San Diego, : Pfeiffer. (金井壽宏訳『キャリア・アンカー 自分の本当の価値を発見しよう』白桃書房、2003年)。
- 10 高橋俊介『キャリア論』東洋経済新報社、2003年。
- 11 安部耕作「第14章 転換期の日本の経営とキャリア形成」『増補版現代社会と経営』ニシダ出版、PP.180-183、2011年。
- 12 中央教育審議会総会(第67回)「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (参考資料) 資料3-3」2008年12月24日、19頁。
- 13 Schein,E.H. (2006) .Carrer Anchors Selfassesment. John Wiley&Sons, Inc. (金井壽宏・高橋潔訳『キャリア・アンカー セルフアセスメント』白桃書房,2009)。
- 14 前掲書(8)P.21
- 15 安部耕作・松井温文「転換期の日本の経営とキャリア形成 追手門学院大学ディスカッションペーパー No. 27」2013年、PP.20-21。総務省「平成19年度就業構造基本調査」2008年、PP.35-36。
- 16 Schein,E.H. (1995) .Carrer Survival : Strategic job and Role Planning. Pfeiffer & Company. (金井壽宏訳『キャリア・サバイバル 職務と役割の戦略的プランニング』白桃書房,2003)。
- 17 高木直人「ケース・メソッド教育その1－短期大学教育での必要性」『日本産業科学学会研究論叢第13号』

日本産業科学学会、2008年。高木直人「ケース・メソッド教育その2－講義科目の場合と演習科目の場合について」『日本産業科学学会研究論叢第15号』日本産業科学学会、2010年。

- 17 金井壽宏『働く人のためのキャリア・デザイン』2002年、PHP新書、PP.110-165。
- 18 杉浦礼子・安部耕作「短期大学におけるキャリア教育の必要性（その4）」『高田短期大学紀要第31号』高田短期大学、2013年、PP.116。

正月の食生活の研究（2） — 家族構成による正月の行事食の実態 —

Research on Dietary Life in the New Year (2)
— New Year's Dishes by Family Structure —

鷲 見 裕 子
Hiroko Sumi

（要約）

家庭の調理担当者を対象にした正月の食生活状況や意識の調査より、家族構成による正月の家庭での食生活を比較・検討した。「屠蘇」、「雑煮」、「おせち料理」の準備率や手作り率、「雑煮」、「おせち料理」の喫食継続期間に差がみられた。正月料理に対する意識では、「作ることが楽しい」、「我が家の正月料理を伝えていきたい」は拡大家族が、「正月に買い物ができるので不必要」は核家族の方が有意に高かった。拡大家族が核家族より肯定感、伝承意識が高かった。

（キーワード）

正月料理、家族構成、調査

はじめに

急激な社会状況の変化は我が国の食生活にも大きな影響を与えており、生活習慣病増加などの健康問題、食糧自給率低下や安全性などの食糧問題など多くの課題が指摘されている。日本古来の行事食文化や地域に根差した郷土食文化の衰退もそのひとつに挙げられる。

日本の食文化の形成とその伝承の一翼を担ってきたのが年中行事や通過儀礼の「ハレ」といわれた行事である。行事にはそれぞれの意味から定められた特別の食べもの一行事食一が準備され、喫食されてきた。これらの行事に参加し、共食することにより血縁・地縁の絆を強め、家族や地域の共同体意識を高める役割も担ってきた^{1・2}。このような行事や行事食は、変遷はしながらも受け継がれてきたが、近年、家庭や地域から急速に失われる傾向にあり、その要因の一つとして家族構成の変化・多様化が考えられる。

行事食については、これまで多くの研究³⁻¹²がなされてきたが、平成21、22年度に日本調理科学会特別研究「調理文化の地域性と調理科学—行事食・儀礼食—」により行われた全国的な調査から、行事食の現状が多数報告¹³⁻¹⁸されている。筆者もこれまで三重県内各文化圏における正月の行事食や、学生世代を対象として行事食の実態や知識・意識、調理担当者を対象とした家庭における正月の食生活の経年変化などを報告¹⁹⁻²²してきた。

本報告は、家庭の調理担当者を対象とした正月の食生活の調査から、正月料理の喫食状況や意識等について家族構成による違いを明らかにし、正月の行事食の伝承について検討した。

方 法

1. 調査対象と調査方法

前報²²と同様、調査対象は東海地区 A 大学と B 短期大学に在籍する学生の家庭での主たる調理担当者 300 名に 2010 年 1 月に行なった。調査は、調査主旨の説明文を添付し、学生を通じて配布、回収する自己記入・留置き式で行った。

2. 調査内容および分析方法

調査内容は、正月の食生活の実態に関するものとして正月料理（屠蘇、雑煮、おせち料理）の準備状況、喫食状況について、さらに、正月料理に対する意識として、正月料理の調理やその伝承についての考え方やおせち料理のイメージ、将来像を調査した。

集計および分析は、調査項目ごとに単純集計し、家族構成別のクロス集計にて解析した。2 群間差は χ^2 検定を行い、有意差のあった項目は残差分析で偏りの確認を行った。なお、有意水準は 5.0% 未満とし、分析には統計ソフト SPSSver21.0 を用いた。

3. 倫理的配慮

調査目的および調査結果は個人を特定するものでないこと、回答内容で対象者が不利益になることはない等を紙面で示して協力を求め、同意の得られた対象者に回答を求めた。回答用紙には封筒を添付し、密封してもらい回収した。

結果および考察

1. 基本属性について

回収された調査票の有効回答者は 259 名（有効回収率 86.3%）であった。その属性を表 1 に示した。対象者の年齢は 20 歳代 9.1%、30 歳代 3.0%、40 歳代 57.8%、50 歳代 21.7%、60 歳以上 8.4% であつた。

表 1 調査対象について (%)

年齢	20 歳代	9.1	家族構成	核家族	62.5
	30 歳代	3.0		拡大家族	33.2
地域	40 歳代	57.8	その他	4.3	
	50 歳代	21.7	愛知県	37.3	
	60 歳以上	8.4	三重県	60.5	
			岐阜県	2.3	

た。家族構成は核家族（2 世代）62.5%、拡大家族（3 世代以上）33.2% であった。所在地は愛知県 37.3%、岐阜 2.3%、三重県 60.5% であった。

今回は家族構成別に分析するため、対象者の家族構成「その他（単身者含む）」を除いた 248 名を分析対象とした。

2. 正月料理の準備・喫食状況

図 1 に、家庭での屠蘇、雑煮、おせち料理を準備した割合を示した。

1) 屠蘇

屠蘇を準備した家庭は全体で32.2%であった。家族構成でみると核家族は27.7%に対して、拡大家族41.0%と有意に多いことが認められた ($p<0.05$)。屠蘇は正月に呑む薬酒で、一年間の邪気を払い長寿を願う謂がある。前報において、屠蘇は30年前から半減²³しており、また、学生と親世代の調査による世代間においても、屠蘇の経験が若年者は低い²¹ことからも今後、ますます屠蘇は伝承されにくくなることが懸念される。

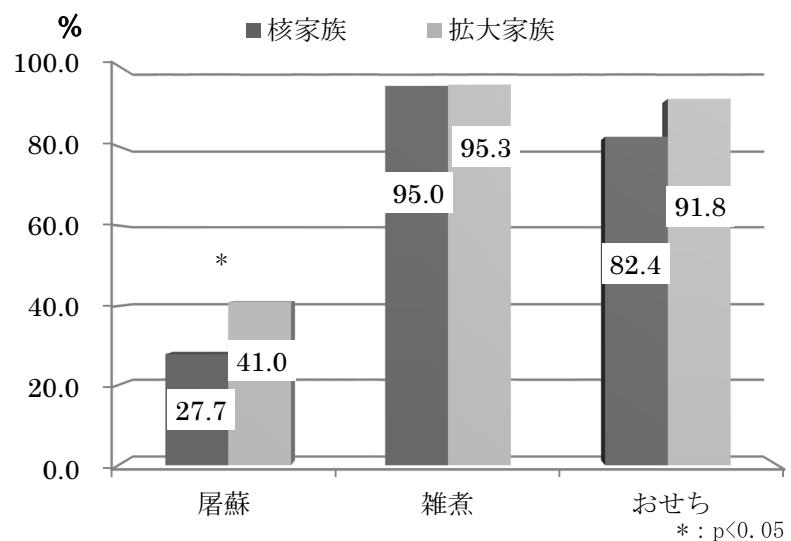


図1 屠蘇・雑煮・おせちの準備状況

2) 雜煮

年越しに神に供えた餅をとりおろして、煮て食べる餅ナオライ（直会）に由来する雑煮は、行事食の中でも古来からの食習慣をよく保つとともに、料理内容も餅の形状、汁の種類、調理方法、添えられる具材などに地域性がみられ、伝統が色濃く残っているといわれる³。今回の結果も94.2%とほとんどの家庭で食されており、家族構成により準備に差は認められなかった。

正月3が日の雑煮の喫食状況を図2に示した。元旦の朝に90%以上で食しており、3が日とも朝食での喫食率が昼・夕食より高く、2日、3日と食べられる割合は減少した。元旦と3日目の朝の喫食率で拡大家族が有意に高かった ($p<0.05$)。

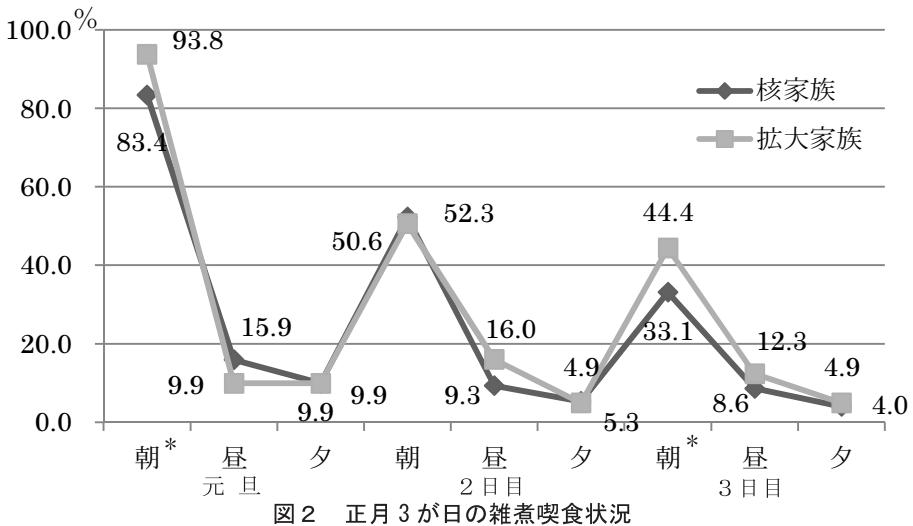


図2 正月3が日の雑煮喫食状況

雑煮の内容について

は、餅の形状は全体で角餅80.2%が丸餅14.4%よりも多く、三重県においては地域により角餅、丸餅が異なり、どちらの餅も食する家庭が5.3%あった。餅の形状では家族構成で差はなかった。餅の入手方法では真空パックなどを購入する家庭が多いが、自宅で餅を搗く家庭は核家族15.7%に対して拡大家族が35.3%と有意な差が認められた ($p<0.001$)。

汁はすまし汁仕立てが全体で 86.6% であり、家族構成による有意な差はなかった。調理法は煮込むが核家族 52.5% より拡大家族 69.4% が有意に高かった ($p < 0.05$)。また焼くは核家族が 53.8%、拡大家族は 35.3% と有意差があった ($p < 0.01$)。副材料は有意な差はなかったが、削りかつおの使用が拡大家族の方が多い傾向にあった ($p < 0.1$)。

宇和川ら²²は雑煮の経験と家族構成に相関があったと報告しているが、雑煮の喫食状況においても家族構成により差がみられた。すまし仕立てで角餅を汁で煮込み、かつお節をかける東海地方の伝統的な雑煮は拡大家族でより食べられていることが推察される結果であった。

3) おせち料理

(1) おせち料理の準備

おせち料理は多くの家庭で準備されているが徐々に減少しており、30年前に比べて、有意に少なくなっている²²。今回、準備率は核家族 82.4%、拡大家族 91.8% で有意な差はないものの拡大家族の方が高い傾向にあった ($p < 0.1$)。

おせち料理を手作りで準備した家庭は 54.5% と半数で、手作りだけでなく一部購入する 48.8% やセットおせちを購入するは 16.3% あった。今回の調査はおせち料理をすべて手作りしている割合はわからないが、手作り率や購入率に家族構成による差はみられなかった。

おせち料理を正月のいつまで食べたかを尋ねた結果を図 3 に示した。8 割の家庭で 3 日までに食べ終えていたが、家族構成により有意な差が認められた ($p < 0.01$)。核家族は元旦に食べ終え、拡大家族は 3 日まで食べるが多い傾向にあった。前報²²でおせち料理を食べ終える日が早まる傾向が見受けられたが、家庭で準備されるおせち料理の量や種類が家族構成により異なることが推察される。

(2) おせち料理の内容

おせち料理の準備状況を表 2 に示した。おせち料理の中の祝い肴である黒豆、田作り、数の子の 3 品は祝儀の意味を有する縁起ものとして黒豆は 84.7%、田作り 76.3%、数の子 82.3% の家庭で準備されており欠かせないものといえる。祝い肴以外のおせち料理では、昆布巻き、煮しめ、だし巻き、かまぼこが 7 割以上の家庭で、また、なます、伊達巻、きんとんは 6 割以上で準備されていた。

表2 おせち料理の準備状況 (%)

		手づくり	購入した	準備しなかった	χ^2 検定
数の子	核家族		78.6	21.4	0.124
	拡大家族		88.9	11.1	
田作り	核家族	35.8-	34.5	29.7+	0.008**
	拡大家族	57.5+	28.7	13.8-	
黒豆	核家族	36.1	45.6	18.4	0.111
	拡大家族	47.6	42.7	9.8	
昆布巻き	核家族	16.4-	52.1	31.5	0.035*
	拡大家族	31.3+	43.8	25	
酢蓮根	核家族	21	23.1	55.9	0.073
	拡大家族	32.1	12.8	55.1	
なます	核家族	34.9-	26.7+	38.4	0.004**
	拡大家族	55.7+	11.4-	32.9	
煮しめ	核家族	55.1-	16.3	28.6+	0.004**
	拡大家族	77.5+	8.8	13.8-	
筑前煮	核家族	41.1	17.7	41.1	0.051
	拡大家族	50	6.3	43.8	
焼き魚	核家族	34.5	18	47.5	0.072
	拡大家族	32.9	7.6	59.5	
だし巻き	核家族	34.9	39.7	25.3	0.467
	拡大家族	30.5	36.6	32.9	
伊達巻	核家族	10.5	49.7	39.9	0.481
	拡大家族	6.4	56.4	37.2	
きんとん	核家族	14.5	44.8	40.7	0.065
	拡大家族	27.2	39.5	33.3	
かまぼこ	核家族		82.6-	17.4+	0.049*
	拡大家族		93.8+	6.2-	

検定： χ^2 検定 * : p<0.05 **p<0.001+ : 調整済み残差 $\geq +2$ で他の調整頻度より有意に大きい- : 調整済み残差 ≤ -2 で他の調整頻度より有意に小さい

家族構成で準備状況に有意な差があったものは5種類で残差分析よりその傾向をみた。田作り（p<0.01）は核家族では準備なしが多く、拡大家族は手作り率が高かった。昆布巻き（p<0.05）は手作り率が拡大家族は高く、核家族は低かった。なます（p<0.01）は拡大家族では手作り率が高く、核家族は購入率が高かった。煮しめ（p<0.01）は拡大家族で手作り率が高く、核家族は準備なしが多くなった。かまぼこ（p<0.05）は拡大家族では準備するが高く、核家族は準備なしが多い傾向であった。

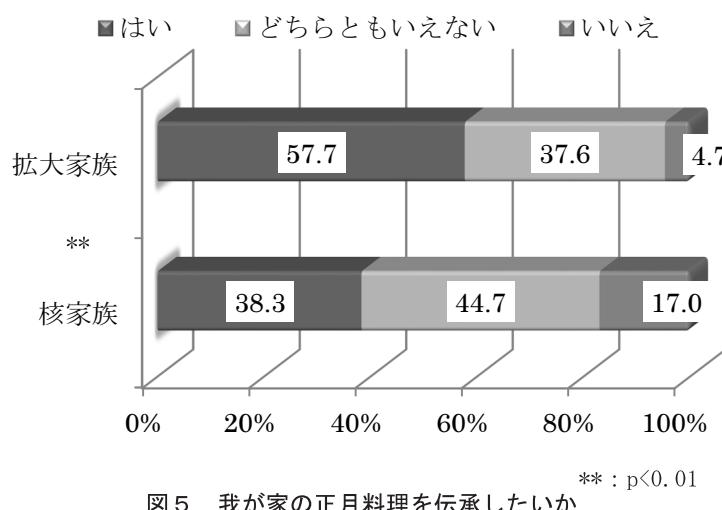
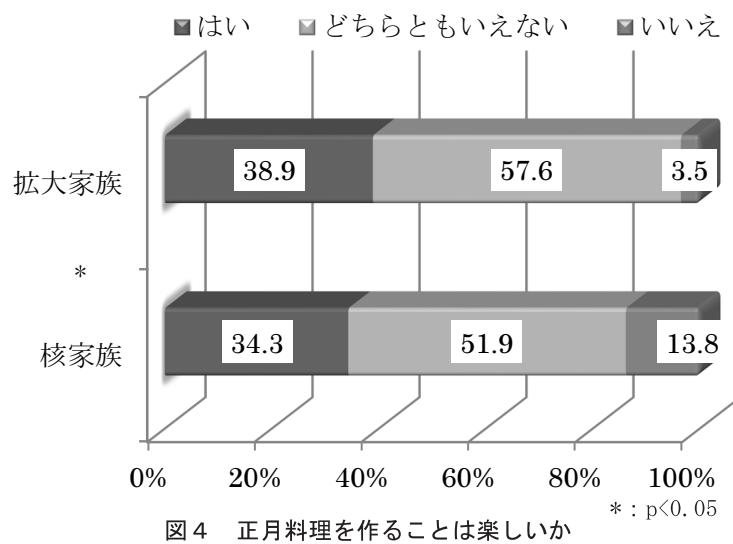
その他のおせち料理では、きんとん、焼き魚、酢蓮根、筑前煮が有意差はないものの準備状況に差のある傾向（p<0.1）がみられた。黒豆、数の子、伊達巻き、玉子巻には家族構成による差はみられなかつた。拡大家族では手作りし、多くの種類のおせち料理が準備されていると思われる。筆者は家庭での実施が減少している行事食の中で、正月料理の雑煮やおせち料理は現在も食卓に高率で準備されてはいるが、経年変化から、それらの料理内容は準備されなくなった料理や手作りから購入する割合が増加し、正月料理は簡略化してきたことを報告²²した。今回の結果からおせち料理の準備率や手作り率は減少傾向にあるが、核家族の家庭でその傾向が高いことが伺えた。

3. 正月の食生活に対する意識

「おせち料理を作ることが楽しいか」と尋ねた結果を図4に示す。「はい」と答えた人は全体で35.5%と1/3でしかなかった。家族構成では有意な差があり($p<0.05$)、「いいえ」と答えたものは核家族に有意に多く、今後の手作り率や準備率に大きな影響を及ぼしかねない。図5には「わが家のおせち料理を伝えたいか」の問い合わせの結果を示した。全体では「はい」は44.7%で、「どちらでもない」または「いいえ」の伝承意識が低いものが半数以上との結果であった。家族構成別で有意な差がみられ($p<0.01$)、拡大家族は「はい」伝承したいが57.7%で高く、核家族は「いいえ」伝えたいと思わないが17.0%で有意に多かった。

近年の電子レンジやフードプロセッサーなどの調理器具や下処理・加工を施した食材の使用による簡単な正月料理のレシピも多数紹介されている。しかし、料理が身近でなく、調理や食した経験がないと正月料理作りが苦痛や面倒との意識が強くなることが考えられる。おせち料理の伝承は手作り派のほうが購入する者より高いとの報告¹²もあり、先のおせち料理準備状況の結果からも手作り率の高い傾向にある拡大家族は伝承もなされていくが、核家族では正月料理を伝承していくことがさらに困難であることが読み取れる。

次に、おせち料理のイメージについて尋ねた結果を図6に示した。「形式的」が核家族71.9%、拡大家族65.9%とともに1番多かった。伝統的行事食のイメージは年々高くなってきており、生川ら¹²もおせち料理を購入して整えるのは形式を重んじる意識が高いとしている。次は核家族が「古風」、「季節感がある」、「おいしい」の順に高く、拡大家族では「季節感がある」、「古風」、「おいしい」、「保存的」であった。家族構成で有意な差がみられたのは、少数であるが「嫌い」と「まずい」がともに核家族が高かった。その他にも有意差ないが、拡大家族は「おいしい」、「保存的」、「面倒」の値が高くなっている、核家族が「美しい」、「豪華」、「手の込んだ」が高い値であった。これらから、核家族の方が正月のおせち料理は特別なセレモニー的なものととらえる傾向が強いと考えられる。



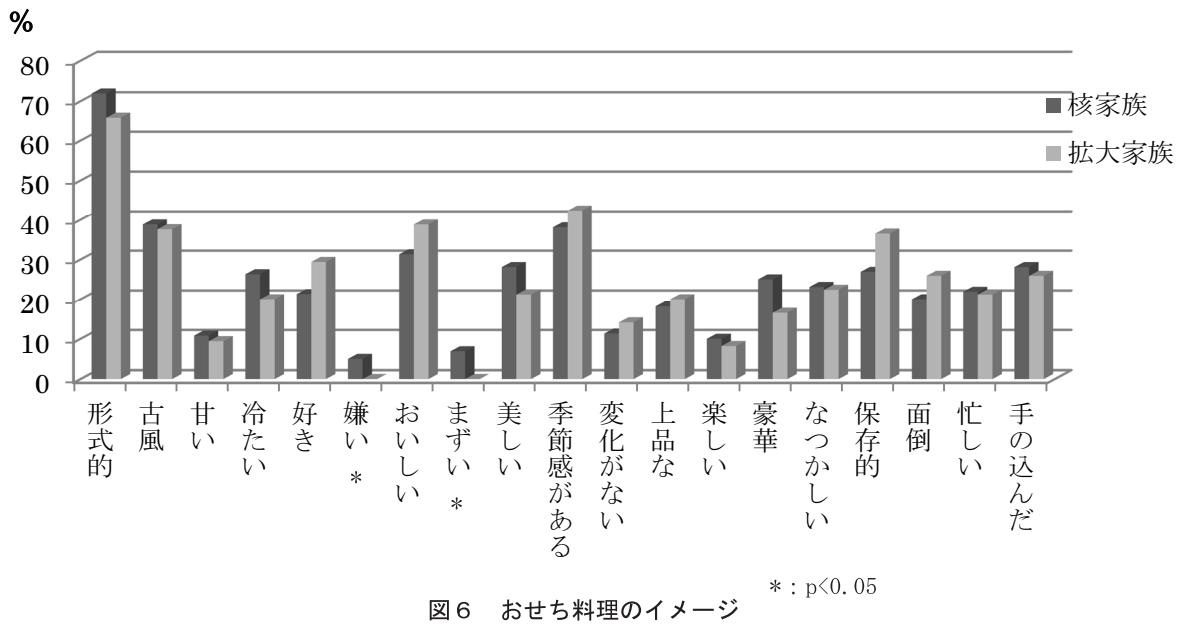


図6 おせち料理のイメージ

正月料理の将来について今後どのようになるかを考えを尋ねた。全体では「縁起もので今まで通り続く」63.7%、「雰囲気を楽しむために必要」44.9%と肯定的な意見が、「正月に買い物ができるので不必要」7.3%、「すたれしていく」9.0%の否定的な意見より高い値であった。「作るのが面倒で購入する」が12.2%と多くはないが、家庭での手作りは減少し、重詰めおせちセットや一部調理済みの購入が増加していた結果を反映している。

家族構成別
の結果を図7
に示した。
「正月に買
い
物が能够の
で不必要」は
核家族が拡大
家族より有意
に高く (p<
0.05)、「我
家の味と
して
新形式で続
く」

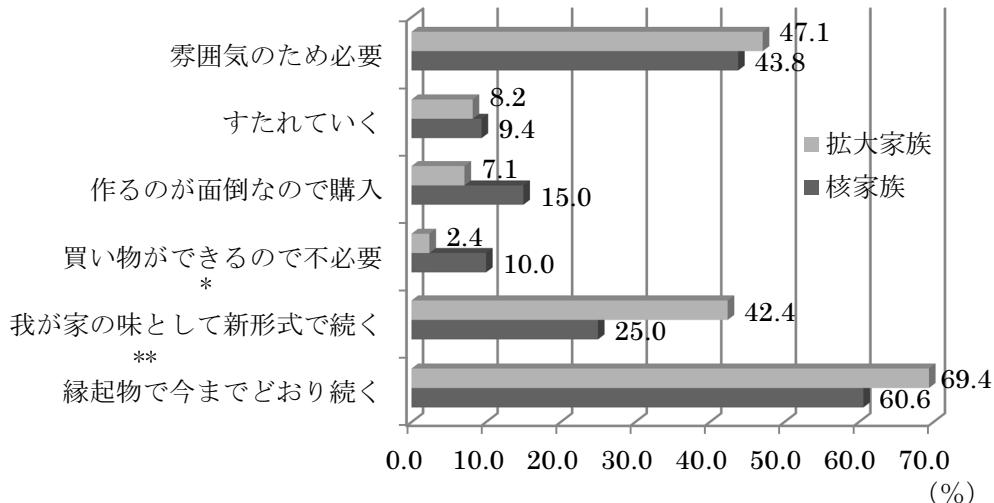


図7 正月料理の今後

は拡大家族が核家族より有意に高かった (p<0.01)。

「おせち料理の情報源は何ですか」の問い合わせに対しては母が56.6%と最も高く、次いで、料理書37.7%、雑誌32.8%、テレビ27.0%があがり、姑も27.0%であった。家族構成では当然、姑は有意に拡大家族が高かった (p<0.01) が、拡大家族であっても姑38.8%より母55.3%の方が高い値であった。行事食へ影響を与えた人は母方が多く、正月料理を教わるのは母親が多いとの報告と同様であった。

おせち料理をはじめとする正月の食生活を家庭で伝承するには、家庭の食の担い手である母親の役割が重要であり、食卓を家族で、それも多世代で囲む経験が大きいといえる。しかし、現在の日本社会では、家族形態が多様化し家族構成も核家族化とともに単身世帯（若年者、高齢者）の増加が顕著である。食育基本法においても食文化の伝承が掲げられていることからも、家庭任せではなく、教育機関や地域でも積極的な取り組みが必要となっている。

まとめ

家庭の調理担当者を対象に正月料理の喫食状況や意識について質問紙調査し、正月の家庭での食生活を家族構成により比較・検討した。

- ・正月料理の喫食・準備状況では、「屠蘇」の準備率や「自宅での餅つき」、「雑煮」の正月3が日食事ごとでの喫食状況、「おせち料理」の喫食継続期間に家族構成による差がみられた。
- ・「田作り」「昆布巻き」「なます」「煮しめ」「筑前煮」「かまぼこ」の準備率や手作り率が拡大家族の方が核家族より有意に高かった。
- ・正月料理に対する意識では、「作ることが楽しい」「我が家の正月料理を伝えていきたい」と拡大家族が核家族より考えており、肯定感、伝承意識が高かった。
- ・今後については、拡大家族では「我が家の味として新形式で続く」が核家族より高かった。一方、「正月に買い物ができるので不必要」は核家族の方が有意に高くなかった。

以上より、正月の行事食の喫食や伝承については世代別の家族構成による差が認められ、核家族より拡大家族の方が喫食・準備率や手作り等の調理意識、伝承意識が高い傾向にあった。家族構成の変化により核家族や単身世帯の増加している現在、食やライフスタイルも多様化し、正月などの行事や行事食文化を伝承していくためには、学校や地域等で実施される食育での取り組みが必要といえる。

本研究の一部は、調理科学会平成25年度大会（奈良女子大学）において発表した。

謝 辞

本研究を行うにあたり、調査にご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1 江原絢子他：日本の食文化、アイ・ケイコーポレーション（2009）
- 2 岡田 哲：食の文化を知る事典、東京堂出版、（1999）
- 3 名倉秀子他：正月の食生活の実態（第1報）、日本家政学会誌、47、49-58（1996）
- 4 真部真理子他：正月料理の準備と喫食にみる伝統の継承と変化 日本調理科学会誌、32、120-127（1999）
- 5 塩谷幸子：食文化の継承と世代間関係、日本家政学会誌、53、157-168、（2002）
- 6 名倉秀子他：実態調査による雑煮の地域的な特徴 日本調理科学会誌、36、146-156（2003）
- 7 畑江敬子他：正月の雑煮の食べ方に関する実態調査 日本調理科学会誌、36、234-242（2003）

- 8 鶴見孝子：食文化伝承の現状、東海女子短期大学紀要、31、13-19、(2005)
- 9 生川浩子他：正月の食生活の研究 金城学院大学論集（家政編）、35、57-65、(1995)
- 10 生川浩子他：正月料理の動向 金城学院大学論集（家政編）、28、1-13、(1988)
- 11 生川浩子他：正月の食生活に関する二、三の考察 金城学院大学論集（家政編）、20、73-86、(1980)
- 12 生川浩子他：正月の食生活 金城学院大学論集（家政編）、19、23-34、(1979)
- 13 渕上倫子他：特別研究「調理文化の地域性と調理科学：行事食と儀礼食」－全国報告－ 行事食・儀礼食の認知・経験・喫食状況、日本調理科学会誌、44、436-443、(2011)
- 14 武田珠美：江原絢子他：特別研究「調理文化の地域性と調理科学：行事食と儀礼食」中国・四国支部、日本調理科学会誌、45、65-67 (2012)
- 15 佐藤恵美子：特別研究「調理文化の地域性と調理科学：行事食と儀礼食」－関東支部：新潟県の地域性と食材を中心に－、日本調理科学会誌、45、164-167 (2012)
- 16 坂本裕子：特別研究「調理文化の地域性と調理科学：行事食と儀礼食」近畿支部、日本調理科学会誌、45、231-234 (2012)
- 17 沼田貴美子：特別研究「調理文化の地域性と調理科学：行事食と儀礼食」九州支部、日本調理科学会誌、45、316-320 (2012)
- 18 中澤弥子：特別研究「調理文化の地域性と調理科学：行事食と儀礼食」東海・北陸支部、日本調理科学会誌、45、381-385 (2012)
- 19 飯田津喜美他：三重県の家庭における正月の行事食 日本調理科学会平成23年度大会研究発表要旨集、62、175-184 (2011)
- 20 飯田津喜美他：三重県の家庭における年中行事 日本調理科学会平成24年度大会研究発表要旨集、(2012)
- 21 鶴見裕子：行事食に関する意識と実態 高田短期大学紀要、30、141-150、(2012)
- 22 鶴見裕子：正月の食生活の研究—正月料理の変化を通して— 高田短期大学紀要、31、131-140、(2013)
- 23 宇和川小百合他：家族構成にみる行事食と儀礼食の実態調査、東京家政大学研究紀要、53、39-51、(2013)

保育所を利用した妊娠期からの子育て支援

Child-care Support by Nurseries Starting during Pregnancy

宮 崎 つた子

Tsutako Miyazaki

(要約)

社会全体の子育て支援内容が充実してきているにもかかわらず、乳幼児への虐待対応件数をみても増加の一途であり、特に0歳児の虐待と死亡が特徴である。これらの乳幼児への虐待防止には、妊娠期からの子育て支援が有用であると指摘されている。そこで、妊娠期からの子育て支援の意義と課題を探る目的で、保育所等における「マイ保育ステーション事業」の振り返り調査を行った。分析結果から、対象の属性や事業内容による関係者の認識の違いが明らかになった。

(キーワード)

子育て支援、妊娠期、保育所

I はじめに

子育てを取り巻く環境は、少子化・核家族化が進み、子どもとふれあう経験がないまま親になる人が増えている。さらに、子育てを支援する環境が不十分な中で、経済的影響から生活のために働きながら子育てをする母親も少なくない。このように、少子化・核家族化、子どもとふれあう経験不足の親の中には、孤立した育児や経済的な悩みなどの問題が複雑に絡み合うことで、子育てが困難になり、深刻な児童虐待につながるケースがあり、その支援を行うことは重要である。

日本における子育て支援は、1990年頃より社会全体での子育てに関する意識や機運が高まり、内容も充実してきているにもかかわらず、様々な施策が矢継ぎ早に出されているだけで、社会変化や子育て支援の評価には結びついていない。それは、乳幼児への虐待に関する全国児童相談所での対応件数が増加の一途をたどり、特に0歳児の虐待と死亡が多い（厚労省調査）など、子育ての孤立や育児不安を抱えている親が増加している結果からもうかがえる。

このような中、少子化対策から発生した子育て支援問題に対して、国内では石川県が独自の政策として平成17年10月から開始した「マイ保育園登録制度」が成功事業としてあげることが出来る。この石川県で始められた制度は、保育所等（幼稚園・子育て支援センターを含む）を身近な子育て支援拠点として位置付けている。子育て支援として、妊娠期から在宅で子育てを行っているおおむね3歳未満の子ども（就園まで）とその親を対象に、育児体験、育児相談、一時保育体験などの育児支援を行いながら、妊娠期や在宅保育の母親などに育児不安の解消や育児負担の軽減を図っている。まさしく地域の中で身近な保育所等を活かした妊娠期からのすべての子育て家庭に対する育児支援事業といえる。その後は、石川県以外にも実施している自治体等は増え、福井県、富山県、千葉県、東京都などからも取り組み報告がされている。諸外国での妊娠期からの育児支援は、アメリカの周産期や出生直後にハイリスク家庭

を把握し、集中的な家庭訪問支援を行うことによって虐待予防の成果をあげている Healthy Families America:HFA のプログラムや、ニュージーランドの地域の中で親同士がサポートする Play Group や Play centre などが有名である。

本研究は、平成 23 年から取り組んだマイ保育ステーション事業の振り返り調査を中心に先駆的な県の取組も交えて本調査結果を検討する。

II 研究概要

1. 平成 23 年度の取り組み内容および評価

平成 23 年度に取り組んだ「A 市マイ保育ステーション事業」は、地域資源を活用した妊娠期から途切れのない子育て支援エリアづくりを目的に、県内の他団体と連携し、A 市を中心とした地域で実行委員会を組織し、そのあり方や方向性を確認しながら地域に適した子育て支援者の研修会等を実施した。

さらに、保育の専門職向けのマニュアル作成や市民を対象とするリーフレットを作成した。これらは、地域住民の子育て支援に対する意識を醸成し、地域社会全体で育児不安や育児放棄、児童虐待等の養育困難家庭に対応できる地域社会を目指して以下の 5 事業 10 内容の取り組みを行った。

(1) 妊娠期から途切れのない子育て支援のネットワーク事業

- ①運営委員会開催事業
- ②実行委員会開催事業
- ③A 市マイ保育ステーション啓発事業

(2) 地域の子育て支援関係者育成事業

- ①保育所関係者の勉強会開催事業
- ②地域の保育支援者育成講習会開催事業

(3) 妊娠期からの子育て支援事業

- ①保育所等での相談事業
- ②個別相談事業

(4) 専門職マニュアル作成事業

- ①A 市マイ保育ステーション運用マニュアル作成事業

(5) 報告事業

- ①取り組みに関する報告会および交流会開催事業
- ②A 市マイ保育ステーション報告書作成事業

III. 調査内容

1. 調査目的

本研究の目的は、平成 23 年度に上記の事業実践「マイ保育ステーション事業」の取り組みと実践について、保育所等における妊娠期からの子育て支援の意義と課題を職員の振り返り調査から探ることである。

2. 調査内容

対象は、M県A市公立保育所・子育て支援センター11か所で平成23年7月より取り組んだ「マイ保育ステーション事業」の事業実践施設全ての職員である。方法は、A市子ども家庭支援室の承諾後、所長会で調査の主旨、倫理的配慮等を説明、承諾を得て、各園所長および責任者に依頼文を添えて質問紙を配布、回収した。

調査時期は平成24年10月、調査内容は、基礎属性、A市マイ保育ステーション各事業内容の妊娠期からの子育て支援の必要性と実践状況、地域での子育て支援のネットワークについて他団体や他職種との連携の必要性および実践状況に関する事業継続の状況や現在の必要性に関する認識、自由記載から構成している。

3. 倫理的配慮

調査目的と内容は公立保育所管轄の行政担当課に説明、承諾を得たうえで、所長会を通して各施設へ依頼を行った。各保育所では承諾の得られた対象者に調査を行った。調査結果は個人を特定するものでないこと、調査協力の有無や回答内容で対象者が不利益になることはないことを紙面に示し、倫理的配慮を行って実施した。

4. 分析方法

データの集計・分析には統計ソフトSPSSver21.0を用いた。分析はカイ二乗検定を行い、有意差のあった項目はクロス集計の残差分析で偏りの確認を行った。なお、危険率5%未満を有意差ありとした。

IV. 結果および考察

M県A市公立保育所・子育て支援センター11か所で平成23年7月より取り組んだ「マイ保育ステーション事業」の事業実践に関わり回答の得られた職員272名を分析の対象とした。紙面の都合上、全体と各属性結果を示す表とした。各項目の結果は、全体結果を踏まえたうえで各属性別の分析結果を記述した。

1. 年齢別クロス結果

(1) 「妊娠期からの子育て支援」について

妊娠期からの子育て支援の必要性と実践状況の結果、全体で実践しているのは28.9%、必要性を感じているが実践できていないのは67.0%、必要性を感じていないと回答したのは3.3%であった。対象の年齢別に分析した結果では、実践している年齢で有意に高い割合を示したのは50歳代($p<.01$)であった。

表1-1 妊娠期からの子育て支援の必要性と実践状況（年齢別クロス結果）

		実践している	必要を感じているが実践していない	必要性を感じていない	その他	合計	
年齢	20歳代	度数	13	39	1	0	53
	年齢の%	24.5%	73.6%	1.9%	0.0%	100.0%	
年齢	30歳代	度数	8	53	4	0	65
	年齢の%	▼▼12.3%	△△81.5%	6.2%	0.0%	100.0%	

40歳代	度数	21	44	3	1	69
	年齢の%	30.4%	63.8%	4.3%	1.4%	100.0%
50歳代	度数	33	41	1	1	76
	年齢の%	△△43.4%	▼▼53.9%	1.3%	1.3%	100.0%
60歳代	度数	3	4	0	0	7
	年齢の%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	78	181	9	2	270
	年齢の%	28.9%	67.0%	3.3%	.7%	100.0%

註1) $\chi^2(12)=22.144$, $p<.05$

註2) 残差分析の結果、△△及び▼▼は危険率1%水準以下で有意であったことを示している。

(2) 「地域での子育て支援のネットワーク（他団体との連携）」について

妊娠期からの子育て支援のネットワークについて他団体との連携の必要性と実践状況の結果は、全体で実践しているのは28.7%であり、必要性を感じているが実践できていないのは68.3%、必要性を感じていないと回答したのは2.2%であった。対象の年齢別の分析結果では差はなかった。

表1-2 他団体との連携の必要性と実践状況（年齢別クロス結果）

		実践している	必要を感じているが実践していない	必要性を感じていない	その他	合計	
年齢	20歳代	度数	14	38	0	1	53
		年齢の%	26.4%	71.7%	0.0%	1.9%	100.0%
	30歳代	度数	14	49	1	0	64
		年齢の%	21.9%	76.6%	1.6%	0.0%	100.0%
	40歳代	度数	20	44	4	1	69
		年齢の%	29.0%	63.8%	5.8%	1.4%	100.0%
	50歳代	度数	29	46	1	0	76
		年齢の%	38.2%	60.5%	1.3%	0.0%	100.0%
	60歳代	度数	0	6	0	0	6
		年齢の%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	度数	77	183	6	2	268
		年齢の%	28.7%	68.3%	2.2%	.7%	100.0%

註1) $\chi^2(12)=15.828$, n.s

(3) 「地域での子育て支援のネットワーク（他職種との連携）」について

妊娠期からの子育て支援のネットワークについて他職種との連携の必要性と実践状況の結果は、全体で実践しているのは26.0%であり、必要性を感じているが実践していないのは同じく7割の70.5%、必要性を感じていないと回答したのは3.1%であった。対象の年齢別の分析結果では差はなかった。

表 1-3 他職種との連携の必要性と実践状況（年齢別クロス結果）

		実践している	必要を感じているが実践していない	必要性を感じていない	その他	合計		
年齢	20 歳代	度数	13	37	1	1	52	
		年齢の %	25.0%	71.2%	1.9%	1.9%	100.0%	
	30 歳代	度数	11	47	3	0	61	
		年齢の %	18.0%	77.0%	4.9%	0.0%	100.0%	
	40 歳代	度数	17	48	2	0	67	
		年齢の %	25.4%	71.6%	3.0%	0.0%	100.0%	
	50 歳代	度数	25	45	2	0	72	
		年齢の %	34.7%	62.5%	2.8%	0.0%	100.0%	
	60 歳代	度数	1	5	0	0	6	
		年齢の %	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	100.0%	
	合計		度数	67	182	8	1	258
	合計		年齢の %	26.0%	70.5%	3.1%	.4%	100.0%

註 1) $\chi^2(12)=10.068$, n.s

2. 経験年数別クロス結果

(1) 「妊娠期からの子育て支援」について

妊娠期からの子育て支援の必要性と実践状況の経験年数別に分析した結果では、実践している年齢で有意に高い割合を示したのは 30 年以上 ($p<.01$) に対し、20 年以上 30 年未満の対象者は「必要性を感じていない」と回答したものが多かった ($p<.05$)。

表 2-1 妊娠期からの子育て支援の必要性と実践状況（経験年数別クロス結果）

		実践している	必要を感じているが実践していない	必要性を感じていない	その他	合計		
経験年数	1 年未満	度数	5	15	0	0	20	
		経験年数の %	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	2～5 年未満	度数	12	35	0	0	47	
		経験年数の %	25.5%	74.5%	0.0%	0.0%	100.0%	
	6～10 年未満	度数	7	30	1	0	38	
		経験年数の %	18.4%	78.9%	2.6%	0.0%	100.0%	
	10 年以上	度数	21	64	4	0	89	
		経験年数の %	23.6%	71.9%	4.5%	0.0%	100.0%	
	20 年以上	度数	10	27	4	1	42	
		経験年数の %	23.8%	64.3%	△9.5%	2.4%	100.0%	
	30 年以上	度数	23	11	0	1	35	
		経験年数の %	△△65.7%	▼▼31.4%	0.0%	2.9%	100.0%	
	合計		度数	78	182	9	2	271
	合計		経験年数の %	28.8%	67.2%	3.3%	.7%	100.0%

註 1) $\chi^2(15)=41.590$, $p<.001$

註 2) 残差分析の結果、△は危険率 5% 水準、△△及び▼▼は危険率 1% 水準以下で有意であったことを示している。

(2) 「地域での子育て支援のネットワーク（他団体との連携）」について

妊娠期からの子育て支援のネットワークについて他団体との連携の必要性と実践状況の経験年数別に分析結果では、実践している年齢で有意に高い割合を示したのは30年以上 ($p<.01$) に対し、20年以上30年未満の対象者は「必要性を感じていない」と回答したものが多かった ($p<.05$)。

表2-2 他団体との連携の必要性と実践状況（経験年数別クロス結果）

			他団体との連携				合計	
			実践している	必要を感じているが実践していない	必要性を感じていない	その他		
経験年数	1年未満	度数	5	15	0	0	20	
		経験年数の%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	2~5年未満	度数	12	34	0	1	47	
		経験年数の%	25.5%	72.3%	0.0%	2.1%	100.0%	
	6~10年未満	度数	7	30	1	0	38	
		経験年数の%	18.4%	78.9%	2.6%	0.0%	100.0%	
	10年以上	度数	21	65	2	0	88	
		経験年数の%	23.9%	73.9%	2.3%	0.0%	100.0%	
	20年以上	度数	11	25	3	1	40	
		経験年数の%	27.5%	62.5%	△7.5%	2.5%	100.0%	
	30年以上	度数	21	15	0	0	36	
		経験年数の%	△△58.3%	▼▼41.7%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計		度数	77	184	6	2	269	
		経験年数の%	28.6%	68.4%	2.2%	.7%	100.0%	

註1) $\chi^2(15)=30.176$, $p<.05$

註2) 残差分析の結果、△は危険率0.5%、△△及び▼▼は危険率1%水準以下で有意であったことを示している。

(3) 「地域での子育て支援のネットワーク（他職種との連携）」について

妊娠期からの子育て支援のネットワークについて他職種との連携の必要性と実践状況の経験年数別に分析した結果では、実践している年齢で有意に高い割合を示したのは30年以上 ($p<.01$) の経験者であった。

表2-3 他職種との連携の必要性と実践状況（経験年数別クロス結果）

			他職種との連携				合計
			実践している			必要性を感じていない	
経験年数	1年未満	度数	4	14	1	0	19
		経験年数の%	21.1%	73.7%	5.3%	0.0%	100.0%
	2~5年未満	度数	12	32	1	1	46
		経験年数の%	26.1%	69.6%	2.2%	△2.2%	100.0%
	6~10年未満	度数	5	30	1	0	36
		経験年数の%	13.9%	83.3%	2.8%	0.0%	100.0%
	10年以上	度数	17	64	2	0	83
		経験年数の%	20.5%	77.1%	2.4%	0.0%	100.0%

保育所を利用した妊娠期からの子育て支援

経験年数	20年以上	度数	11	27	3	0	41
	経験年数の%	26.8%	65.9%	7.3%	0.0%	100.0%	
	30年以上	度数	19	15	0	0	34
		経験年数の%	△△55.9%	▼▼44.1%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	68	182	8	1	259	
	経験年数の%	26.3%	70.3%	3.1%	.4%	100.0%	

註1) $\chi^2(15)=28.208$, $p<.05$

註2) 残差分析の結果、△は危険率0.5%、△△及び▼▼は危険率1%水準以下で有意であったことを示している。

3. 施設別クロス結果

(1) 「妊娠期からの子育て支援」について

妊娠期からの子育て支援の必要性と実践状況の結果、全体で実践しているのは29.0%、必要性を感じているが実践できていないのは66.9%、必要性を感じていないと回答したのは3.3%であった。対象者の施設別に分析した結果では、「必要性を感じていない」と回答した割合が有意に高い施設は3施設($p<.05$)、そのうち2施設は回答者が10%を超えていた。

(2) 「地域での子育て支援のネットワーク（他団体との連携）」について

妊娠期からの子育て支援のネットワークについて他団体との連携の必要性と実践状況の結果は、全体で実践しているのは28.5%、必要性を感じているが実践していないのは68.5%、必要性を感じていないと回答したのは2.2%で、回答に施設間での差は認められなかった。

(3) 「地域での子育て支援のネットワーク（他職種との連携）」について

妊娠期からの子育て支援のネットワークについて他職種との連携の必要性と実践状況の結果は、全体で実践しているのは26.2%、必要性を感じているが実践していないのは70.4%、必要性を感じていないと回答したのは3.1%であった。対象の施設間では差がなかったものの、「実践している」と50%以上が回答している施設が2施設、反対に「必要性を感じていない」と20%以上が回答した施設が1施設あった。

4. 妊娠期からの子育て支援で必要な事業

平成23年度に取り組んだ妊娠期からの子育て支援のネットワーク構築事業の中で保育所等の職員が良かったと認識している内容は、1位が専門職の相談事業（良かったと回答した者140人）、2位に妊娠期からの子育て支援に必要な専門知識の勉強会や講習会（良かったと回答した者70人）、3位は地域への啓発事業（良かったと回答した者51人）であった。

今後も必要と認識している事業内容も上位3は同じく、専門職の相談事業（必要と回答した者112人）、勉強会や講習会（必要と回答した者105人）、地域への啓発事業（必要と回答した者75人）であった。

5. 考察

本研究は、平成23年度に取り組んだ「A市マイ保育ステーション事業」について個々の事業の参加者アンケート、事業終了後の実行委員による評価、体験型の支援実践の記録などの蓄積を踏まえた運営委員による全体評価により事業評価を行った。その評価に加え、今年度は、妊娠期からの子育て支援を地域の保育所等の機能を活かしたマイ保育ステーション事業に対する継続や必要性についての振り返り調査を行い、その意義や課題を検討した。

その結果、全体の統計解析結果や基礎属性別のクロス結果、自由記載の評価内容からも保育所で妊娠期や就園前に乳幼児期の子どもの成長とかかわり方を体験的に知ることができるなど、改めて保育所の機能を再確認する機会となっていた。このような妊娠期から途切れない子育て支援エリアづくりとしてマイ保育ステーション事業は有効であり、1年目としての基礎づくりを連携した体制で進めることができた意義は大きいことが評価できた。しかし、今年度の振り返り調査結果からも、モデル事業としての補助予算を終え、A市全体で企画・運営を行っていた運営・実行委員会開催がない現在は、各保育所での取り組みに頼っているのが現状である。調査結果の詳細からも、妊娠期からの子育て支援に関する取り組みを継続して行っていると回答したのは約3割、約7割は必要性を感じているが実施できていないと回答していた。継続実施を行っていると回答した年齢は50歳以上、経験年数も30年以上の方が多い結果であった。対象には現在の職種は訪ねておらず明らかな結果ではないが、主任・所長などクラス担任をしていない管理職が多いと思われる。

これらの結果からも妊娠期からの子育て支援事業のマネージメントや関係機関との連携、職員体制などの人員確保、保育士間での理解不足、地域への啓発などの継続課題があることも明らかとなった。保育所は地域の子育て支援の拠点になりうる専門機関であるが、入所児以外の子どもとその家族への対応に十分な時間をかけて関わる人的資源が不足している保育現場の現状が影響要因の一つになっていると考えられる。

M県A市と同じく保育所を活用した在宅子育て支援を平成17年から取り入れている石川県ではどうであろうか。石川県の「マイ保育園」に関する先行研究の報告からも人的資源を中心とした運営方法や環境が重要と述べている。石川県は保育所数は非常に多く、ハード面の資源に恵まれているが、実際には保育所の数ではなく、ソフト面の人的資源が効果に影響してうる。具体的には、保育士だけではなく、栄養士や看護師などが配置されている保育所も多く、人材・施設・環境が整っていれば、保育所以外にも子育て支援センターなどは該当施設として拠点施設数を増やすことは可能と考えられる。

今後、子どもを安心して生み育てられるための子育て環境を再構築していく上で、保育所や地域子育て支援センター等の役割はますます大きく、かつ重要になってくることは言うまでもない。そのためにも地域で子育て不安を妊娠期からの早い段階から支援を提供できるシステムを体系化していくことが必要であり、保育士以外の専門職や関係機関、行政等の協力と介入が必要不可欠と思われる。

V まとめ

平成25年9月にM県の平成24年度年次報告がなされた。その中には、平成22年度4月に重篤な児

童虐待事例を受けて、県と県民、市町、民間団体が一体となって子ども守るために、県は市町を支援の拡充、関係機関の連携強化、人材育成の充実等を行い、様々な課題に取り組んでいる。

しかし、こうした取り組みの中、平成24年度には県内で2事例の虐待による乳児死亡が発生した。平成24年度の報告件数1,022件のうち、主な虐待者は実の母親が5割強であった。そして被虐待児童の年齢は8割が小学生以下であった。

地域で妊娠期からの子育て支援を整備するには多くの課題があるが、長い目で見れば社会全体にとって大きなメリットとなるということを行政・民間等でコンセンサスを得ながら父親・母親にとって子どもの乳幼児期に親としての有意義な子育て体験が出来るように、母親や父親、家族が育児を楽しめる豊かな関係性の構築に關係者は努力していかなければならない。

謝 辞

最後に、本研究はM県A市のご理解とご協力で展開できた事業であり、企画・運営・事業展開、調査研究に至るすべての取り組みにご支援いただいたA市子ども家庭支援室、保育所、子育て支援センター、子育て支援関係団体の関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

【参考文献】

- 1 三重県 (2013)『子どもの虐待から守る条例』年次報告書（平成24年度版）
- 2 宮崎つた子 (2012)『妊娠期からの子育てネットワークの構築事業』報告書
- 3 山崎嘉久 (2011)『健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究』報告書
- 4 厚生労働省 (2011)『社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員マイ保育園実施結果』第7回報告書
- 5 柏女靈峰 (2011)『子ども家庭福祉・保育の幕開け－緊急提言 平成期の改革はどうあるべきか』誠信書房
- 6 柏女靈峰 (2013)『子ども家庭福祉論[第3版]』誠信書房
- 7 石川県 (2008)『児童虐待の早期発見対応指針及び保護支援指針における運用マニュアル』
- 8 ママ・パパ子育て応援BBK編集委員会編 (2012)『抱きしめてあげたい－あなたは一人じゃない、大丈夫－』石川県
- 9 東京都児童福祉審議会 (2012)『虐待から子どもたちを守るために－地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて－』
- 10 全国社会福祉協議会 (2010)『全社協福祉ビジョン 2011』
- 11 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2008)『第1報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告の概要』
- 12 団法人母子衛生研究会 (2011)『単産-複産(複産の種類)にみた年次別分娩件数及び割合(平成7年～平成22年)母子保健の主なる統計』母子保健事業団
- 13 藤原由美子、藤原由美、須山由梨子 (2004)『多胎児をもつ母親の育児に関する産前・産後の悩み事』母性看護

- 14 尾前沙織, 谷尚子, 安代晋吾, 他 (2006)『双生児を育てる母親の生活実態の検討』藍野学院紀要
- 15 服部律子 (2007)『双子の母親の育児不安に影響する要因ー不妊治療と育児の実態』母性衛生
- 16 富安俊子, 山下早苗, 吉留厚子, 他 (2007)『多胎児を持つ父親の体験』周産期医学
- 17 渡邊佳子, 島田友子 (2011)『双子をもつ父親の気持ちと育児の現状、求める支援』日本助産学会誌
- 18 大木秀一, 志村恵 (2009)『乳幼児健診に対する多胎児の母親の意識調査』北陸公衆衛生学会誌

本研究は、平成 23 年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業および平成 24 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金：基盤 C : 課題番号 24500916）の助成を受けて実施した一部である。

子育て支援者育成に関する研究 －保護者と支援者に対する「子どもの食事」に関する調査－

The Development of Childcare Supporters
— A Survey of Parents' and Supporters' Attitudes to Children's Diets —

鷲 見 裕 子
Hiroko Sumi
宮 崎 つた子
Tsutako Miyazaki
寶 來 敬 章
Takaaki Horai

(要約)

子育て支援者育成の取り組みの基礎資料を得ることを目的として、子育て広場を利用する保護者と支援者に食事について不安な時期や留意点、困り事を調査した。その結果、保護者の出産直後や離乳期の不安や食の困りごとにに対して支援者も同様に認識していた。支援者は「一緒に楽しく食べる」など食の情緒的役割や生活習慣に起因する「食事のリズム」を留意すべきが高く、一方、「食のマナー」は保護者より低くとらえており、その点で保護者との認識に差がみられた。

(キーワード)

子育て支援、食事、生活習慣、保護者、支援者

I はじめに

少子化の進行や子育て世帯の核家族化により、家族や地域の「子育て力」が低下し、地域での「子育ち・子育て」支援が必要な時代を迎えている。今や「子育て」は家庭内の私事ではなく、社会全体で取り組むべき「次世代育成」という社会的課題となっている。

津市においては、親と子どもが共に成長する多様な子育て環境の実現を目指して「次世代育成支援行動計画」を策定、前期の取り組みを踏まえつつ、子どもが自ら育つ「子育ち」を支援するために後期行動計画を策定した。このような背景の中で、津市は、それぞれの家庭に子育てをする力を高めるために、親としての体験、子育てについての学びの機会の提供等を行い、子育ての自信をもち、親自身の自己肯定感を高めていけるように支援を行っている。親子広場や支援センターでは、利用者の視点にたった子育ち、子育てを支援するサービスを充実させ、子育て家庭の孤立や様々な不安や悩みを取り除き、親と子どもが一緒になって成長し、子どもたちが健やかに育つことの喜びがさらに実感できるように子育て支援者の育成も行っている¹。

本学育児文化研究センターは、平成23年6月におやこひろば「たかたん」を開所し、地域の子育ち支援に寄与することをめざすとともに、津市の子育て支援ネットワーク委員会等の参画団体として行政や他の子育て支援団体との連携を深めてきた。このような経緯の中、津市から「広場のネットワークに

による『子育ち支援』の視点を家庭・地域に育てる事業』の一環を委託され、取り組みを始めた。平成24年度は、0～2歳児の「子育ち支援」の実態調査研究や子育て支援者および保護者研修会、子育て広場関係者の交流会事業を企画し、運営、開催した。

本研究は、それらの委託事業の一つである0歳～2歳児の子育ちを中心に、支援者育成の取り組みの基礎資料とできる基本的生活習慣に関する資料の蓄積と現状把握を目的として行った。本報告では、子育て支援センターや広場を利用する保護者と子育て支援者を対象として行なった質問紙調査の中の「子どもの食事」に関する結果より、保護者と支援者の子育てにおける食についての認識の現状把握とともに、両者の認識のあり方を比較検討した。

II 研究方法

1. 調査対象・調査期間

津市内の子育て支援センター及び広場（以下、子育て広場）44施設に、参加した子どもの保護者とその支援者を対象として、平成24年11月から平成25年2月の期間に調査を実施した。

2. 調査方法

無記名自記式質問紙調査とした。調査用紙に調査主旨、倫理的配慮等を明記し、津市の子ども総合支援室に調査内容等の承諾を得て、津市内の子育て広場の責任者に依頼文を添えて質問紙を配布、回収した。

3. 調査内容

基本属性、保護者及び子どもの生活習慣（保護者調査のみ）、5つの基本的生活習慣を取り上げそれぞれの不安な時期、留意事項、困り事、さらに、基本的生活習慣に関する子育てに必要な機関や情報の入手先、子育て支援施策に関する認知とした。本報告の分析対象である子どもの食事に関する項目は平成17年度乳幼児栄養調査（厚生労働省）²を参考に、保護者は「授乳や食事について不安があった時期」、「食事で特に気をついていること」、「離乳食で困ったこと」、「食事で困っていること」で構成した。支援者には「保護者が授乳や食事で不安に感じている時期」、「子どもの食事で特に気をつけなければならないこと」、「離乳食で困っていること」、「子どもの食事で困っていること」で構成した。回答形式は複数選択回答を行った。

4. 分析方法

データの集計・分析には統計ソフトSPSSver21.0を用いた。分析はカイ二乗検定を行い、有意差のあった項目はクロス集計の残差分析で偏りの確認を行った。なお、有意水準0.05未満を有意差ありとした。

5. 倫理的配慮

津市の委託事業の一貫として、津市の子育ち支援に寄与する調査アンケートである主旨や調査結果は

個人を特定するものでないこと、回答内容で対象者が不利益になることはない等を紙面で示し、各子育て広場の支援者から調査に同意の得られた対象者に回答を依頼して実施した。なお、本研究内容は津市の承諾および高田短期大学の倫理審査にて承認を得ている。

III 結 果

保護者は回答を得た 632 名より記入不備と子どもが 4 歳以上を除いた 477 名を分析対象とした。支援者は 149 名より回答を得た。

1. 基本属性（表 1・表 2）

表 1 保護者の基本属性

			n=477, 人数 (%)		
性別	女	473 (99.2)	子どもの年齢	0 歳	85 (17.8)
	男	3 (0.6)		1 歳	146 (30.6)
	未記入	1 (0.2)		2 歳	141 (29.6)
年齢	20 歳未満	5 (1.1)	就労形態	3 歳	105 (22.0)
	20 歳代	85 (17.8)		就労*	94 (19.7)
	30 歳代	332 (69.6)		非就労	372 (78.0)
	40 歳代	49 (10.3)		未記入	11 (2.3)
	50 歳以上	3 (0.6)	*就労：正規、非正規、産休・育休 中を含む		
	未記入	3 (0.6)			

表 2 支援者の基本属性

n=149, 人数 (%)		
性別	女	146 (98.0)
	男	3 (2.0)
年齢	20 歳代	7 (4.7)
	30 歳代	40 (26.9)
	40 歳代	45 (30.2)
	50 歳代	33 (22.1)
	60 歳以上	23 (15.4)
	未記入	1 (0.7)

保護者の性別は、99.2%が女性であり、年齢は 30 歳代が 69.6%で、30 歳代と 40 歳代で 80% を占めており、職業は 78.0% が非就労と回答し、専業主婦を含む無職であった。子どもの年齢では 1 歳と 2 歳ともに 30% 前後あった。なお、表 1 には記載していないが 0 歳 85 名 (17.8%) のうち、6 か月未満が 16 名 (3.3%)、6 か月以上 1 歳未満が 69 名 (14.5%) であった。

支援者は女性が 98% とほとんどであり、年齢は 40 歳代が 30.2%、30 歳代が 26.9% で、30～50 歳代で 80% を占めていた。

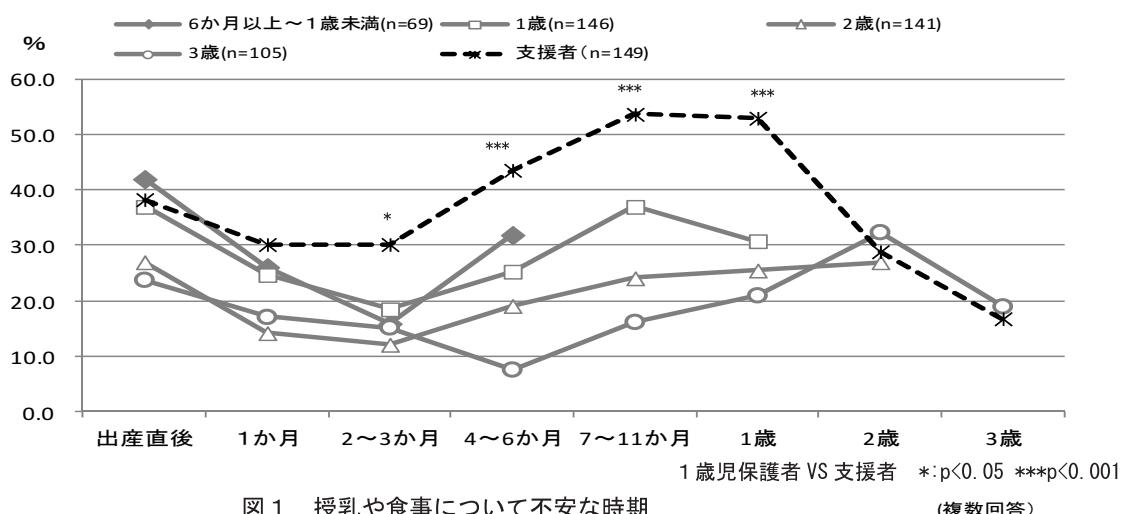


図 1 授乳や食事について不安な時期

(複数回答)

2. 授乳や食事について不安な時期（図1）

保護者が授乳や食事が不安な時期について年齢別にみると、すべての年齢で出産直後が高くなっています。6か月から1歳の保護者では40%前後あり、授乳に対する不安の大きさが伺える。その後、2~3か月までは不安の割合が低くなっていくが、4~6か月以降の離乳食開始時期から一転、不安な割合が上昇し、1~2歳頃まで高くなる傾向であった。

支援者が、広場の保護者が授乳や食事に不安を感じている時期の回答は、出産直後は4割、その後2~3か月以降1歳までは上昇し、7~11か月から1歳前後では50%以上で最も高く、その後は低くなり3歳前後では2割を下回った。月齢・年齢の経過による不安な傾向は保護者・支援者で同じであったが、その割合は1か月以降2歳まで支援者が保護者より大きかった。1歳の保護者と支援者の検定を行った結果、2~3か月 ($p<0.05$) から1歳 ($p<0.001$) まで有意差が認められた。

3. 子どもの食事で特に気をつけている（気をつけねばならない）こと（図2）

保護者が子どもの食事で特に気をつけていること（乳汁期・離乳初期については今後気をつけたいこと）については、「栄養のバランス」が0歳81.2%、1歳81.5%、2歳78.0%、3歳81.0%などの年齢において最も高かった。他は年齢によりバラツキがみられ、「食事のマナー」は0歳で30.6%が3歳で58.1%と年齢が上がるにつれ高くなり ($p<0.001$)、「一緒に楽しく食べる」は年齢により有意差 ($p<0.01$) が認められた。

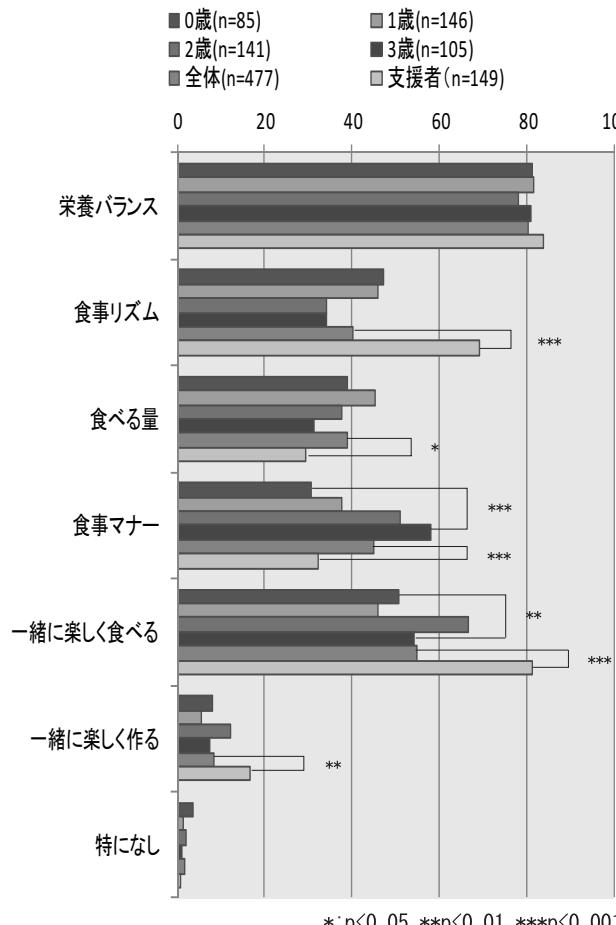


図2 子どもの食事で特に気をつけていること

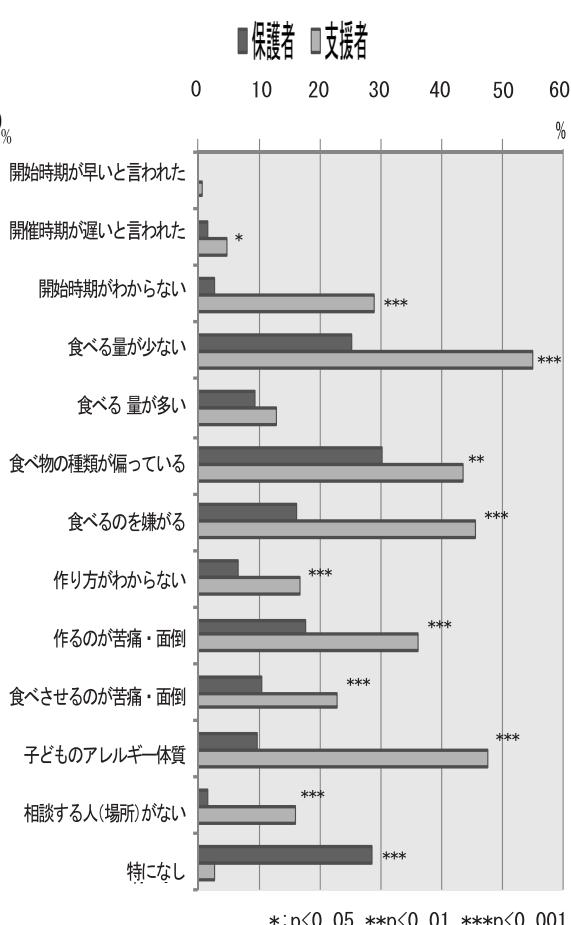


図3 離乳食で困ったこと (n=477 複数回答)

められた。「食事のリズム」は年齢が上がると低くなる傾向であった。

保護者全体と支援者では「栄養のバランス」は両者とも8割と最も高く、保護者では次いで「一緒に楽しく食べる」(54.7%)「食事のマナー」(44.9%)と半数であった。支援者は「一緒に楽しく食べる」も81.2%、次いで「食事のリズム」が69.1%あり、保護者より有意($p<0.001$)に高かった。一方、「食事のマナー」32.2%で保護者の方が高かった($p<0.001$)。

4. 子どもの離乳食で困ったこと（図3）

保護者は「食べ物の種類が偏っている」30.7%が最も高く、次いで「食べる量がわからない」25.3%であった。離乳食作りの困難さとして「作るのが苦痛・面倒」が18.0%回答された。また「特になし」22.9%と困ったことがないとする保護者が1/4あった。一方、支援者の回答は、「特になし」2.7%とほとんどなく、保護者は離乳食で困っていると支援者は認識している。困っている項目では「食べる量が少ない」が55.0%と最も高く、次いで「子どものアレルギー体質」47.7%、「食べるのを嫌がる」45.6%、「食べ物の種類が偏っている」43.6%と4割以上の結果であり、「作るのが苦痛・面倒」36.2%、「食べさせるのが苦痛・面倒」22.8%と保護者自身の要因もあがつた。全ての項目で保護者より高い値であり、「開始時期が早いと言われた」「食べるのが多い」以外は保護者と支援者間に有意差が認められた。

5. 子ども（1歳以上）の食事で困っていること（図4）

保護者の回答の年齢別では「遊び食べ」はどの年齢群も35%以上の高い割合であるが、他の項目は発達との関連で年齢により有意な差がみられた。「偏食する」($p<0.01$)、「食べるのに時間がかかる」($p<0.001$)は

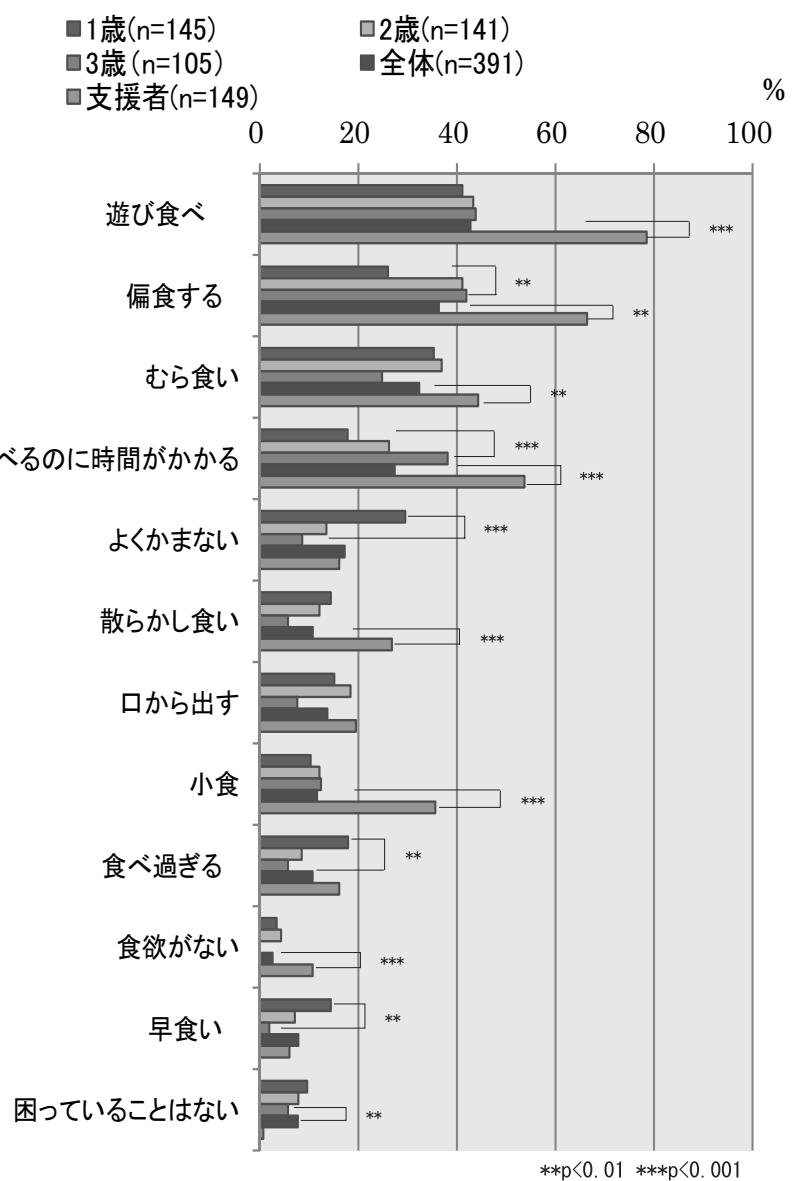


図4 食事で困っていること（1歳以上 複数回答）

1歳の保護者より他の年齢群が高かった。一方、「よくかまない」(p<0.001)、「早食い」(p<0.001)、「食べ過ぎる」(p<0.01)は1歳が他の年齢より高い回答であった。

保護者の全体と支援者の結果では、両者とも回答が多い項目「遊び食べ」保護者42.7%、支援者78.35% (p<0.001)、「偏食する」36.3%、66.4% (p<0.001)、「食べるのに時間がかかる」27.4%、53.7% (p<0.001)、「むら食い」32.3%、44.3% (p<0.01)であり、その割合は有意に支援者が高かった。その他「散らかし食い」、「小食」、「食欲がない」も支援者の方が高く (p<0.001)、少數ではあるが「困ったことはない」は保護者が有意に高かった (p<0.01)。

III. 考察

本研究は、子育て広場を利用している保護者の子育てにおける食に関する不安や困りごとについての認識を調査し、さらに広場支援者がどのように把握しているかも調査し比較検討した。その結果、授乳や食事について不安な時期は、保護者も支援者も平成17年度乳幼児栄養調査²の結果と同様に、出産直後をピークとして減少し、4~6ヶ月で再び増加し、1歳前後で高くなる傾向であった。出産直後が不安とするものが多いことについては、「母乳が不足気味」「母乳が出ない」と報告²されている。また、その割合は、保護者では子どもの年齢別で異なり、1歳までは2・3歳に比べて総じて高い値であった。これは直近と振返ってみての回答である影響が考えられる。また、支援者の割合は高くなつており、支援者は保護者が食の不安、特に離乳食に不安を感じていると強く認識していた。

子どもの食事で特に気をつけていることは、保護者、支援者とともに、また子の年齢に関係なく「栄養のバランス」が最も高く、栄養教育として普及されている食生活指針や食事バランスガイド、健康日本21などや授乳・離乳支援ガイド等によりその重要性は周知されているといえる。しかし、その内容を理解されているかは定かではない。

保護者より支援者が高くなった項目に「一緒に楽しく食べる」と「食事のリズム」があった。子どもの食に関する問題の増加から、平成23年度策定された第2次食育推進基本計画の重点課題として「家庭における共食を通じた食育の推進」が掲げられた³。小中学生ではあるが、共食により食事中に会話のあるものは健康状態や食生活がよく、食事場面での楽しい雰囲気は親密な親子関係を形成し、心的健康によい影響を与えると報告⁴⁻⁶されている。このような子どもの心身の健康のための共食や、食べることに伴う心の発達の重要性を支援者は強く認識されている結果と考えられ、その点で保護者とのずれがみられた。また、「食事のリズム」では保護者は平成17年度乳幼児栄養調査²と同じように、0、1、2歳と年齢が上がるにつれ低くなる傾向にある。幼児にとって食は生活の中心であり、食事のリズムは生活習慣の獲得に大きく関連している。平成21年国民健康・栄養調査⁷などより20~30歳代の朝食欠食率が男女とも高くなつておらず、子育て世代の規則正しい食事への意識が低下していることが推察される。保護者の食習慣は子どもの食習慣に強く影響する⁸⁻¹⁰ので、この点の保護者の意識を高める必要がある。一方、「食事のマナー」を保護者は気をつけている割合が高くなつており、日々の食卓場面での留意事項にしつけ的な意識がより高くなっていると考えられる。

離乳食で困ったことの結果から、保護者より支援者が困っていると感じている割合が高かった。授乳・

離乳の支援ガイド¹¹でも母乳または育児用ミルクの乳汁栄養から幼児食に移行する離乳の過程で摂食機能は発達し、自立へと向かっていくと記載され、離乳食や幼児食により子どもは多くの発達機能を獲得する。保護者・支援者の高い項目が「食べものの種類が偏っている」であり、先述の気をつけていることの結果と同様に、栄養バランスに対する意識が高いためといえる。また、「食べる量が少ない」「食べるのを嫌がる」の子どもの食べ方に対する困難さもみられた。「作るのが苦痛・面倒」は特に支援者が高くあげており、保護者の献立不案内や調理困難さも離乳期の食事不安につながっていると支援者は考えている。

1歳以上の食事で困っていることは、幼児の食生活上で母親が困っている問題は「遊び食べ」、「偏食する」、「むら食い」、「食べるのに時間がかかる」、「よくかまない」の順であった。これらは「遊び食べは」は9ヶ月頃から2歳にかけて、手づかみ食べやスプーンで自食しようとする子どもがまだ上手に食べられず、興味関心も広がるため、食卓上や周囲に気が散り、保護者には遊んでいると判断する場合もありえる。また、保護者が「食事のマナー」への関心が高いことからも、自食をさせず保護者が介助してしまう状況も考えられる。その場合、子どもが自分で食べる意欲を失うことになりかねないので注意が必要である。「よくかまない」は前段階の離乳食の進行と子どもの発達段階の不対応による影響が大きいことが報告¹²されている。

子育てにおいて、食に関する不安や心配は決して少なくない。著者ら¹³の調査においても基本的生活習慣の中で食に関することが最も不安とする結果を得た。子育て広場を利用している保護者は属性からも在宅の子育て家庭が多く、近年の核家族化などの家族形態変容や地域交流の少ない時代では子育ての不安や困りごとを相談・支援する場として子育て広場は重要である。広場支援者が利用者の生活実態や子育ての不安や困りごとに関して理解し、適切な対応ができる子育ての知識や技術、経験力をつけ、相談・支援を積極的に行う必要性がこの結果からも明らかとなった。

本報告は食に関するものであるが、会退ら¹⁴や山本ら¹⁵の報告にあるように食と睡眠等の基本的生活習慣は関連があることが示されているので、さらに、本研究で行った他の基本的生活習慣との関係を探り、深めていきたい。また、幼児期の食行動や好ましい生活習慣は親の食態度や養育態度が強く関連していると報告¹⁶されている。子育て支援の場においても、幼児だけでなく、保護者や家族の食生活や食教育に対する意識や行動を促す働きかけも取り組む必要があると考える。

IV まとめ

子育て広場において乳幼児を家庭で子育てる保護者と子育て支援者に子どもの食に対する不安や困りごとを調査した。その結果、保護者が懐く離乳期の不安や食に対する困りごとに関して、支援者も同様に認識していた。その中で、支援者は子どもの食の状況から「一緒に楽しく食べる」など食の情緒的役割や生活習慣に起因する「食事のリズム」を留意すべきとする点が高く、保護者との認識に差がみられた。今後は他の生活習慣の調査結果との比較検討を行い、支援者研修などの子育て支援の場での活用につなげていきたい。

謝 辞

最後に、本研究は三重県津市委託事業「子育て広場ネットワークによる『子育ち支援』の視点を家庭・地域に育てる事業」の一部であり、研究に際してご理解とご協力頂きました津市こども総合支援室、子育て支援センターや広場の関係者、利用者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

本研究は第 61 回日本小児保健協会学術大会（2013 年 9 月）において発表した。

【参考文献】

- 1 津市健康福祉部こども総合支援室：津市次世代育成支援行動計画 後期計画（平成 22 年度—平成 26 年度）（2010）
- 2 厚生労働省：平成 17 年度乳幼児栄養調査結果の概要、
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0629-1.html>
- 3 内閣府：第 2 次食育推進基本計画、<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/index.html>
- 4 佐々晴美他：大人と一緒に食事が子どもの食意識・食態度・食知識に及ぼす影響、日本家庭科教育学会誌、46、226-233（2003）
- 5 足立己幸他：共食観からみた子どもたちの食生活、からだの科学、212、39-42、（2000）
- 6 岸田紀子他：学童の食事中における会話の有無と健康及び食生活との関連、栄養学雑誌、51、23-30、（1993）
- 7 国立健康・栄養研究所：国民健康・栄養の現状—平成 21 年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より一、第一出版、（2012）
- 8 綾部園子他：朝食から見た幼児の食生活と保護者の食事意識、栄養学雑誌、63、273-283（2005）
- 9 八倉巻和子他：幼児の食行動と養育条件に関する研究 -2- 幼児の食行動に及ぼす養育条件、小児保健研究、51、728-739（1992）
- 10 富岡文枝：幼児の食教育と両親の食意識及び食行動との関わり、栄養学雑誌、57、25-36（1999）
- 11 厚生労働省：授乳・離乳の支援ガイド（離乳編）<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0314-17c.pdf>
- 12 池谷真梨子他：全国保育所における園児の摂食に関する実態調査、栄養学雑誌、71、155-162（2013）
- 13 宮崎つた子他：子育て支援に関する地域貢献活動の取り組みー講演会参加者アンケートの結果よりー、高田短期大学育児文化研究、9（2014）
- 14 会退友美他：幼児の朝食共食頻度と生活習慣および家族の育児参加との関連、栄養学雑誌、69、304-311（2011）
- 15 山本聰子他：幼児の就寝時刻の規則性に影響する要因ー生活習慣、養育態度、養育行動、知識の関連ー、小児保健研究、72、706-712、（2013）
- 16 大岡貴史他：乳幼児の保護者が感じる食行動の問題点と食事の楽しさとの関連、小児保健研究、72、485-492（2013）

商業と流通の基礎的概念

Basic Concepts of Commerce and Distribution

岡 一 範

Kazunori Okada

(要約)

最近は大学の科目でも商業学や商業経営などを設置しているところは少なくなってきた。代わりに流通やマーケティングに関する科目は多く設置されている。本学でもマーケティング論は設置されており、平成26年度より流通論は新設される。では、商業学の概念が拡張した結果、流通論やマーケティング論となつたのか。もしくは商業学の概念はまだ存在しており、別の理論として流通論やマーケティング論が存在するのか。過去の代表的な研究者が提唱した商業学の概要をまとめ、流通論やマーケティング論との関係、学問領域について考察した。

(キーワード)

商業、流通、マーケティング

I はじめに

本稿の目的は商業学について整理し、商業学と流通論の視点を明らかにすることである。そこから、商業学と流通論やマーケティング論との関係を考えていく。最近の研究は細分化が進んでおり、非常に幅が広い。しかし、本筋の研究がなされていない気がする。木で例えるなら枝葉の部分に重点が置かれて、幹の部分が見過ごされている。幹がしっかりとしない木はいつか倒れる。研究も同様に、純粋な研究は幹であり、細分化した研究が枝葉である。幹の部分を明確にすることで、枝葉の部分がより意味のあるものになるとえた。このような時代だからこそ、太い幹を作る意味でも、それぞれの学問領域の明確化が必要だと考えた。

現状に目を向けてみても、分業体制が確立していた生産と流通も、現在は大規模生産者と大規模商業者の製販同盟や共同開発など、業種や商品によっては生産者と流通業者が強い結びつきで協働の関係を築きあげており、重なる部分が大きくなっている。

流通業に関しても最近の小売業者は商品を仕入れて販売するというだけにとどまらず、PB商品の企画・販売、SPAモデルの台頭など流通チャネルの川上への進出が著しく、マーケティング活動を積極的に行っている。

単純に流通といっても、商品流通・物的流通・最近では著しいITの発展を駆使した情報流通など、対象となる範囲が広いだけでなく、情報を駆使して効率的な物流システムの構築や、商品流通の発展には物流システムの成長が影にあるなど、相互関連していることが流通を複雑にしている。

本稿ではまず商業の学説についてレビューし、概念規定を行う。次に商業、流通、マーケティングの関係を考えいくことにする。

II 商業の学説

商業の概念についてはこれまでに多くの学者が数えきれないほどの規定をしているが、共通部分を抜き出せば、商業学説と呼ばれるいくつかの類型に分けることができる。主なものとして交換説、再販売購入説、配給説、取引企業説、機能説などが挙げられる。

① 交換説

これは商業と交換を同一視する見解であり、さらに交換形態に即して3つに分けられる。

第1は交換一般を商業と解する立場である。この立場は交換が偶然的、例外的に行われるか、規則的、組織的に行われるかは区別していない。いわば、企業同士の交換、企業と消費者の交換、消費者同士のなどヒトに着目しても、また貨幣と商品の交換、物々交換というモノに着目しても、とにかく交換さえ行われればすべてが商業として捉えられる。

第2は規則的、組織的交換のみを商業と解する立場である。この立場は偶然的、例外的にしか行われないような交換は商業とみなさないが、規則的、組織的に交換が行われれば商業としてみなす見解である。ただ、規則的、組織的に交換が行われるにあたって、貨幣と商品の交換なのか、商品同士の交換なのかは問題ではない。

第3は貨幣による交換のみを商業と解する立場である。交換に貨幣を用いることで売買の形態となる。この立場は交換の形態としての売買を商業と規定するものであり、物々交換は除いて考えられる。

② 再販売購入説

単なる販売、購買ではなく、売るために商品を購入し、販売する場合の再販売購入を商業と解する見解であり、大きく3つに分けられる。

第1は再販売購入一般を商業と解する立場である。この立場は購入したモノをそのまま販売するか、何らかの加工を施して販売するかを区別しない。販売と、その販売を達成するための購買が結合すれば商業とみなすのである。したがって、生産者が原材料を購入し、それを加工して全く他のモノとなってから販売することも商業として認めるということである。

第2は生産を伴わない再販売購入を商業と解する立場である。つまり、再販売購入に着目しているので、生産を行わないことが条件となるが、それ以外の主体、目的、方法などは問題としない。購入した商品に運搬や分割以外なんら本質的な変化を加えないで販売する場合の再販売に限定して商業とする。主体は問題としないとしていることから生産者が再販売購入を行っても商業とするということである。

第3は、商人商業説とよばれる立場である。専門の商業者が営利目的で再販売購入を、組織的、継続的に行われる場合を商業とする見解である。

③ 配給説

商業を生産者から消費者に至るまでの商品移転という事実に関連して規定しようとする見解であり、大きく2つに分けられる。

第1は商品の社会的移転を商業と解する立場である。商品が生産者から消費者まで転々と社会を流通していく現象を配給といい、商業現象も同じ意味である。この立場は商業と流通を同一視しており、流通説と呼ぶこともできる。

第2は商品を社会的に移転せしめる労働を組織的に行う経営体を商業と解する立場である。財貨の人的移転は人間の労働によって行われる。その目的を達成するための労働が統一的意思の下に組織されるとき、その組織体を商業と規定する。向井鹿松教授はこの立場を「配給組織体説¹」と呼んでおられる。

④ 取引企業説²

商業を取引企業と解する立場である。福田敬太郎教授はこの立場から商業を規定しておられる。商業の「商」は取引行為を意味し、「業」は経営体を意味し、合わせて取引行為経営体すなわち取引企業を意味する。取引の客体は商品という有形財のみではなく、資本力や用役（サービス）も含まれ、売買のみでなく貸借取引も含まれる。

⑤ 商業機能説

以上の諸説は何らかの活動や現象に即して商業を規定しようとしているのに対して、活動や現象が社会的に果たす役割や作用を結果的に捉えて商業を規定しようとする見解が商業機能説である。生産と消費には多くの分離が見られ、それを克服するためにどのような機能を基準とするかによって大きく4つに分類される。

第1は、場所的分離の克服を強調するもの。第2は、場所的・時間的分離を克服するもの。第3は、場所的・時間的・人格的分離を克服するもの。第4は、時間的分離の克服こそ本質的とするものである³。機能説と前掲諸説との相違は、商業を規定する観点の相違に基づくものであって、両者互いに排除しあう関係ではない⁴。

以上のように商業には多くの学説が存在するが、これらのうちどれをもって商業として規定することがふさわしいのか。先述したように商業機能説は観点の相違の問題だけであるので除いて考える。

交換説および配給説は交換や商品流通の全活動を商業と規定しようとするものである。このことは生産者、商業者が行う販売や、生産者、商業者、消費者が行う購買が含まれるのである。商品流通全体を捉える概念は交換や商品流通という言葉で表すことができる。したがって交換説および配給説を商業と捉えることはできない。

同じ購買という行為も生産者は何かを生産するために購買を行い、商業者は作られた商品を消費者または他の商業者に販売するために購買を行い、消費者は自らが消費するために購買を行うので、それぞれ目的、性質は異なる。

取引企業説では生産者の販売と再販売購入者のそれとを同視し、生産者の購買を再販売購入者や消費者のそれらと同視すること以上の一般化がある。その対象として商品以外に資本力および用役を含み、その形態として売買以外に賃借および雇用を含むものと考えられている⁵。

先述したように生産者と商業者が行う購買は目的や性質が異なる。これらを全て取引のために存在する企業としてまとめてしまうと、商業の範囲が拡張しすぎてしまう。また、性質や目的が異なるものを同じ概念の中で扱ってよいのか疑問である。

このように考えると、結局、生産を伴わない再販売購入を商業と規定することがもっとも妥当であると考えられる⁶。

III. 商業の概念

商業について多くの研究者が研究し、商業学説として整理されていることから、それぞれの研究者が意図を持って提唱した種々の商業学説に触れることができる。これらの商業学説に共通しているものは、商品流通に関するものであるということである。商業学の役割は経済の一領域に属する商業を規定し、固有の法則を抽出することである。まずは商業について代表的な研究者の学説をレビューすることから始める。

福田敬太郎教授は商と商業を明確に区別されており、「これら二つの言葉は、たとえ関連があるとしても、異なる概念を示すために用いられねばならぬものである」⁷として、「商学を研究する者にとっては、これらの両語の意味を区別することが必要であって、商の意義を明らかにし、商業の概念を定めること」⁸の重要性を主張しておられる。福田教授は「商は経済的価値の交流であって、それ自体は本質的に営利と切り離すことができないものではない」⁹。また、「要するにわれわれの研究対象であるところの商は、営利的に行われようとも、非営利的に行われようとも、物財の価値移転と価値保存を目的とする取引行為である」¹⁰として、商とは営利的、非営利的関係なくそこに発生する取引概念であり、時代背景の変化があっても変化しないものとしておられる。

一方で商業は固定的なものではなく、時代背景の進展に伴って変化し、概念は一様ではなく、広狭さまざまにわかかれているが、「転売の意思を持って商品を購入し、これを他の商品に加工、変形または改造することなく、そのままで再販売することを継続的に営むことをもって業とするものは商業に違いない」¹¹としておられ、商業の研究対象を、再販売購入を目的とした取引のために存在する企業としておられる。企業とは卸売業、仲介業、小売業、運送業、倉庫業、旅館業など非常に幅広い。時代における概念変化を伴う商を業とする立場から変化する商業概念を規定しておられる。

福田教授の商業学が「福田商学」として独自性を確立しているゆえんは、「取引企業説」にあり、多くの研究者が対象としている商業学よりも広義であり、観点が異なっているところである。個々の取引行為を体系的・統一的に経営していく組織について研究することが商業学であるとされている。

森下二次也教授は商業の概念を綿密に規定しておられる。商業とは、商品流通に関する研究とし、その対象を「商人の売買からなる商品流通ないし資本流通の独自の部分である」¹²とされている。商品流通に商人が介入することで購買と販売はそれぞれ二つの段階に分裂し、生産者でもなく、消費者でもない第三者が商品流通をすることになる。しかも商人の売買活動の中でも生産者もしくは他の商業者から商品を仕入れて、販売する機能のみを研究対象にしておられる。

ただ、実際の商人の活動は仕入れと販売のみではないし、これだけで商品流通全体が成り立つわけではない。実際の商品流通は運輸、保管、分割、選別、包装などが商品の売買と関連して行われ、これらを全くないような売買は考えられない。しかし、研究対象から外しておられるのは、これらの要素は商品の売買に必要な要素ではあるが、「売買そのものと運輸や保管は全く異なった経済領域であるからである。」¹³。商業学では貨幣と商品の運動形態を見ている以上、必然的に運輸や保管は研究対象外となる。また現実を見ても輸送業や倉庫業といった、社会的分業の結果それを専門に行っている業者が存在する。森下教授は商品の売買とそれを達成するための諸活動の必要性は説いておられ、商業の本質を把握する

ために、商人の実際活動に注目することはよいとしても、商業を考察する場合は商人の純然たる売買活動でなければならないとしておられる。

商業は経済学の特殊な領域であるので、経済学的研究は「経済学の一般理論の一部として、部門別特殊経済理論の一類として、経営学の一分科として」¹⁴三層において行うことができる。経済学の一般理論としての商業とは再生産における基本的な社会関係であり、それを貫く一般的な経済法則である。部門別特殊経済理論としての商業は、再生産における社会関係に貫徹する一般的経済法則が、商業という特殊の領域においてあらわれる特殊・具体的な形態を明らかにすることである。その研究材料を個々の再販売購入者の売買に求めるが、あくまでも部門としての商業全体に通ずる経済法則を把握するためである。経営学の一分科としての商業は全体としての商業ではなく再販売購入者の売買自体を研究することである¹⁵。以上の観点からのアプローチが必要であるが、商業の研究に必要なことは、商業に固有の独自性を持つ経済法則であり、商業の領域のみで作用する法則を明らかにすることである。それは購買と販売の再生産過程を表すものであるから、森下教授は商業の研究方法としては部門別特殊経済理論を中心に行開しなければならないとされている¹⁶。ただ他の領域を無視して研究を進めていけばよいということではない。

橋本勲教授は商業を資本の運動法則から把握されており、「商業資本の本質は産業資本との関係において考えなければならない」¹⁷として、商業資本とは産業資本の一部分の分離独立した資本としておられる。産業資本の一部分とは、産業資本のうち生産過程で機能する生産資本ではなく、「流通過程において機能する流通資本、すなわち商品資本と貨幣資本である」¹⁸。本来であれば産業資本は自らが生産した商品を自ら販売して貨幣資本に展開して価値実現を行うが、販売するという行為は非常に困難かつ、本来の産業資本の課題である剩余価値の生産過程ではない。従って、産業資本はこの価値実現機能を商業資本に委ねるのである。

産業資本の運動は原材料、労働力という生産手段の購買段階、商品、剩余価値を生産する生産段階、作られた商品を販売する販売段階の三段階における資本の循環をしている。一方、商業資本の運動は商業者が生産者から商品を仕入れる購買段階と、他の商業者または消費者に商品を販売する販売段階の二段階に分かれる。

産業資本と商業資本の「運動の目的つまり推進的動機は、営利、すなわち利潤追求である」¹⁹が、利潤獲得方法に決定的な違いがある。産業資本は生産段階で利潤を生産し、販売段階で実現する生産的労働だが、商業資本は自ら利潤を生産せず、産業資本から購入した商品を販売することで利潤を獲得している。商業の機能は価値実現過程の代理であり、流通過程は剩余価値を生み出さない不生産的労働である。

柏尾昌哉教授は福田教授とは異なり商と商業の区別の不要性を説いておられる。商および商業は「経済史的分析においてはある程度必要性があるだろうが、商業においては有害無益である。」²⁰商業は経済の一特殊領域であり、商品と貨幣の存在すなわち資本流通を前提として、そのうちで再販売者の売買系列、貨幣を持って商品を仕入れ、販売し、再び貨幣を得る活動からなる部分を商業の領域として規定しておられる。

柏尾教授も福田教授、森下教授、橋本教授と同様に再販売購入の立場から商業を捉えておられ、商業は商品と貨幣が存在する商品流通が前提となる。なおかつ生産者、消費者ではない第三者、つまり商業者による商品流通の媒介を商業と呼び、商業者が販売目的で商品を購入し販売することで利潤を獲得する運動のことを指す。柏尾教授は貨幣による商品の媒介に重点を置いて商業を展開しておられ、「科学的商業学は、商業を商品資本の流通の中で、資本の特殊機能として独立化し固定化した商業資本の運動の中で初めて確立されうる。すなわち、それは商業経済学でなければならない」²¹。つまり、商品と貨幣の交換の循環によって商業が成り立ち、資本の運動目的は利潤追求であり、それを経済学的なアプローチから解明していくことを商業学に求めておられる。

これらの先生方の学説をレビューして筆者は商業を、貨幣と商品の交換が卸売、小売業者という商業者によって媒介されることと考える。この商業者の任務は再販売購入を担う商品流通、商品売買に関係するものであるから、研究対象は商業に独自の商品と資本の流通部分ということになる。彼らが商品流通全体で果たしている役割を考えて、売買を通じての利潤獲得に本質を求める。

商業者は商品流通過程において商品の仕入れと販売という再販売購入機能を担っている。先述したが、商業者による活動は売買活動のみではなく、運輸、保管、分割、選別、包装などの商業補助機能と関連して行っているが、研究対象からは外して考える。

IV. 商業者と流通業者

現代の流通活動や機能は生産者・流通業者・消費者が担当している。一般的には流通においては生産者でもない消費者でもない第三者の中間業者が存在している。中間業者を介在間接流通という形態で流通は行われているが、その中間業者は商業者や流通業者と呼ばれている。ここでは商業者と流通業者の違いについて述べる。

①商業者

商業者とは商業という売買取引に従事している個人や組織となる。商品流通の中で生産者でも消費者でもない再販売活動に従事する中間業者を指す。商業者とは自ら消費をせず、利益を得て再販売することを目的にして社会的な売買の集中を事業としている卸売業者、小売業者となる。それが可能なのは生産者からは独立している商業者である。独立しているという意味から、生産者の所有する販売会社や直営店、生活協同組合などは含まれない。

商業者の実際の活動は単なる売買、売手や買手との接触や交渉、商品の所有権の移転、代金の授受にとどまらず、運輸、保管、分割、選別、混合、包装など多くの活動を含んでいる。しかも、商業者はこれらの活動を売買と関連して行っている。多くの場合の売買は運輸や保管が直接結びついている。これらの機能は商業者の活動には含まれるが考察の対象となる売買活動の内容からは除外され商業補助機能となる。商業学において研究、分析を行う対象となるのは「雑多の諸活動からきりはなされた、商人の純然たる売買活動、あるいは売買活動そのもの」²²である。

また、運輸業や倉庫業のように、これらの業務を専門的な業務としている人たちも商業者には含まれず補助商業者となる。

②流通業者

一般的に流通業者とは小売業と卸売業と考えられているが、実際はそれだけではない。先述した商業者に加えて生産者が所有する販売会社や消費者によって組織されている生活協同組合や運輸業や保管業などの補助商用者など、生産と消費の社会的架橋に携わっている業者となる。従って先述した商業者よりも流通業者は対象が広くなる。

V 商業学と流通論の関係

商業学の範囲は研究者の規定により異なるが、概念としては商品ならびに資本の流通という売買取引を中心として構成されている。従って、個人商店のような中小零細企業が行う小規模取引から、デパートのような巨大組織が行う大規模取引まで存在する。商業とは企業規模だけを考えてみても、非常に幅広く適用できる概念である。

生産と消費が分離したころから流通という現象形態は存在していたのだが、流通論の研究はされておらず、その生成は1960年ごろに求めなければならない。商業者が通業者と呼ばれるようになったのもこのころからである。

このころ生産者が価格安定などの目的で流通過程に進出し、販売店を自らの傘下へ収める商業の系列化や、直接販売、流通経路の確立が顕著になった。このことは生産者側からの商品流通の解明が必要になったことを表している。

消費者も商品流通を担う動きが出てくる。それがイギリスのロッジデールを発端とする生活協同組合（生協）の始まりである。マンチェスター郊外で失業の恐怖と低賃金に悩む人々が自らの生活を自らの手で改善しようとして協同組合を立ち上げ、商品を仕入れるようになった。

日本では1945年日本協同組合連合（生協の前身）が誕生し、消費者による流通組織が誕生した。このことは商品を買うだけであった消費者が流通過程へ進出してきたことを表している。商品流通全体の割合から見れば少ないが消費者も商品流通を担うようになった。このことにより消費者側からの商品流通の解明が必要になった。

商業者が独占的に行っていった商品流通は生産者、消費者が進出したことで商業学とは別の、商品流通を分析・解明する学問が必要になった。それが流通論である。

流通を一般的に規定すれば、商品の生産から消費にいたる段階に存在する様々な社会的懸隔の架橋であり、商品が生産者から消費者へ移転する現象ないし活動である。社会的懸隔とは人格的懸隔、場所的懸隔、時間的懸隔、情報的懸隔である。流通論とは商業学では解明しきれなくなった商品流通を解明するため、生産と消費間に社会的懸隔の架橋について研究する学問である。従って研究対象は商業者だけでなく系列された商業者、生産者が所有する販売会社、消費者によって組織される生活協同組合なども含まれる。流通論にはチャネルの設定など生産者の意図が入るので、マーケティング論とも関連して考慮する必要がある。流通を論ずる研究者の間で、その定義・範囲または理解の仕方は論者ごとに相当まちまちで定説がないのが現状²³であり、商業学のように体系化された理論とはまだなっていない。

流通論の誕生により、商業学の研究は不要になると考えられがちである。昨今では商業よりも流通の

用語が一般化しているが、それでも商業学は不要になっていない。なぜなら商業は今でも広く存在しているし、それを研究する商業学の基本的な役割は商品流通を担当する商業のその時々の特徴、形態、機能などを分析することである。森下二次也教授は商業学の研究の必要性について「商業の経済理論のほかに、そこでの商品流通全体を研究の対象とする別個の理論体系が必要であるということを意味しているのであって、商業の経済理論の研究対象を商業から商品流通全体に拡大するべきであるということを意味するものでは決してない。商業の経済理論の研究対象はあくまでも商業そのものでなければならぬ」²⁴と述べておられる。

VII. 商業学とマーケティング論の関係

先述したが日本で商業学という用語が聞かれなくなった背景にはマーケティング論の台頭がある。マーケティング論と商業学の関係について考えてみる。

マーケティングが日本に導入された当初は市場調査技術としての捉え方が中心であったが、時間の経過により商業学に代位するものとして考えられるようになったが、「マーケティングの実践活動の中に交換や売買取引活動があるが、即ちそれがマーケティングの中心としてとらえられるものではない。」²⁵

今日ではマーケティングというと、主体と対象の点で非営利組織やアイディアまで幅広く適応可能な概念であると理解されているが、歴史的には、1900年代の初頭にアメリカで大規模な生産者が自らの責任で製品が売れる仕組みを作り、国内市場問題解決のための市場獲得活動のもとに生み出されてきた技法や考え方である。

風呂勉教授によれば「マーケティングは商品流通一般や商業資本の活動を意味するものではない。それは単に企業の対市場活動一般を意味するものでもない。それは、産業資本の、それも独占的大規模産業資本の直接的な市場獲得活動を指している。ここにいう直接的な市場獲得活動というのは、そうした産業資本自らが行う販売活動であるといふにとどまらず、それが意図する操作や影響力の及ぶ範囲が、単に直接の買手との関係にだけではなく、当該生産者から最終の消費者・使用者にいたる一貫した商品の価値実現の全工程におよんでいる」²⁶。

繰り返し述べるが商業学は商業者の活動を分析対象とするものである。マーケティングとは生産者による製品政策や、販売活動など市場獲得のために行われる諸活動の総称を指し、それを学問体系として確立したのがマーケティング論である。

マーケティング諸活動の中で、交換や売買取引が行われており、マーケティングは商業学と同義に捉えても問題ないように考えられる。小売マーケティングや卸売マーケティングという用語も実存している。しかし、それは商業者が価格戦略やプロモーション戦略などを策定し、マーケティング諸活動や技法を実践しているということである。交換や取引はマーケティング諸活動の中の一部であり、ましてやマーケティング論は商業学と代位する学問ではない。

VIII. おわりに

本稿においては代表的な研究者の商業に関する概念を中心に考察し、商業学の概念規定を行い、流通

論やマーケティングとの関係をまとめ、今後さらに研究を深めていくために必要な部分を抜き出した。

商業、流通、マーケティングは商品流通を異なる角度や視点から解説しているので、リンクする部分は存在する。しかし、対象とする領域や概念は異なる。現在は商業の地位低下、商品数の増大、商品流通の複雑化など多くの問題が存在している。従来から研究されてきた商業学が複雑な現代の商品流通全体を分析、解説することはできないとしても、過去の商業学をレビューすることは現代においても大きな意味を持ち、商業を研究するためには現代においても商業学は必要なのである。

本稿 I. はじめにでも述べたように、学問領域を明確にするために対象を限定して絞り込むというよりは実際には豊富な魅力ある活動を分析すると自然と絞り込んだほうがよいことになる。また、絞り込むことで、ある活動は他のどのような領域の活動と同じ性質にあるのかということを分析しやすくなる。商業、流通、マーケティングは対象が大きくなっているからこそ対象を明確に絞り、分析しなければならない。

註

- 1 向井鹿松『流通総論 マーケティングの原理』中央経済社、1963年 p.51。
- 2 福田敬太郎『商学入門』廣文社、1953年 p.17。
- 3 荒川祐吉「現代商業の本質と一般形態」久保村隆祐・荒川祐吉編『商業学』p.62。
- 4 森下二次也 「商業論の体系」森下二次也編『商業概論』有斐閣双書 p.11。
- 5 同上書 p.13。
- 6 同上書 p.13。
- 7 福田敬太郎 前掲書 p.10。
- 8 福田敬太郎『商学総論』千倉書房、1955年 p.1。
- 9 同上書 p.8。
- 10 福田敬太郎 前掲書 p.10。
- 11 福田敬太郎 前掲書 p.11。
- 12 森下二次也『現代商業経済論』有斐閣、1960年 p.29。
- 13 同上書 p.41。
- 14 森下二次也『現代商業経済論（改訂版）』有斐閣、1977年 p.5。
- 15 同上書 p.6。
- 16 同上書 p.6。
- 17 橋本勲『現代商業学』ミネルヴァ書房、1971年 p.6。
- 18 同上書 p.6。
- 19 同上書 p.26。
- 20 柏尾昌哉 『商業学総論—消費者資格からの分析—』1975年 p.2。
- 21 同上書 p.12。
- 22 森下二次也 前掲書 p.42。

- 23 林周二『現代の商学』有斐閣、1999年、p.24。
- 24 森下二次也 前掲書 p.15。
- 25 石川和男『基礎からの商業と流通』中央経済社、2004年 p.16。
- 26 風呂勉「マーケティングと商業の基本的関係」森下二次也編『商用概論』有斐閣、1986年、p.164。

日本語表現科目における曖昧文の指導について

Guidance Concerning Ambiguous Sentences in Japanese Expression Classes

野 呂 健 一

Kenichi Noro

(要 約)

本稿は、日本語の曖昧文について解釈の傾向に偏りがあることを指摘し、日本語表現科目における指導方法について考察するものである。日本語表現科目の授業では、曖昧文を意味が1つに決まるように書き換える指導を行っているが、2通りの解釈に偏りがない場合の方が、書き換えの必要性がより高いと言えるであろう。さまざまな曖昧文の例を取り上げ、調査結果に基づき解釈の偏りを示すとともに書き換えの指導方法について検討する。

(キーワード)

曖昧文、解釈の偏り、書き換え

1 はじめに

本稿は、日本語の曖昧文について解釈の傾向に偏りがあることを指摘し、日本語表現科目における指導方法について考察するものである。曖昧文とは、1つの文が2通り以上に解釈できる文のことである。以下の例を見てみよう。

A 私は伊藤さんと鈴木さんの家を訪ねた。

B 先生と生徒三人が風邪で休んでいる。

Aは、「私が伊藤さんとともに鈴木さんの家を訪ねた」という解釈と、「私が伊藤さんと鈴木さんの2人の家をそれぞれ訪ねた」という解釈が可能である。Bは、先生1人と生徒3人の併せて4人という解釈と先生と生徒併せて3人という解釈が可能である。

AとBでは、実際の解釈の傾向が大きく異なる。本学学生を対象に2つの解釈のどちらが想起されたかを調査した結果をみると、Aでは、2番目の解釈がやや優勢であるものの、1番目の解釈を想起した者もかなりの数に上った。一方、Bでは、ほとんどが前者の解釈であり、後者の解釈を想起した学生はわずかであった。

日本語表現科目の授業では、曖昧文を意味が1つに決まるように書き換える指導を行っているが、Aの方が、書き換えの必要性がより高いと言えるだろう。本稿では、さまざまな曖昧文の例を取り上げ、解釈の傾向を調査し、解釈の偏りを示すとともに、書き換えの指導方法について検討する。

2 先行研究

ある文が曖昧文になる要因にはさまざまなものがある。野田（2002）は、曖昧文を以下の4種類に分

類している。

- ① 語彙論的なあいまい文
- ② 文法論的なあいまい文
- ③ 意味論的なあいまい文
- ④ 語用論的なあいまい文

野田（2002）によると、①が「文中の個々の単語がもつ意味にあいまいさがあり、そのために文全体の意味があいまいになるもの」（同書：8）であるのに対し、②は単語レベルの問題ではなく、文法論的な原因によるものであり、代表的なものとして、「構造にかかわるあいまい文」「省略にかかわるあいまい文」「指示にかかわるあいまい文」の3種類が挙げられている（同書：8）。また、③は「語句が文の中で使われるとき出てくる文法論的な意味にあいまいさがあるもの」（同書：10）であり、④は「その分が場面や文脈の中で使われるとき出てくる意味にあいまいさがあるもの」（同書：11）であるとされている。

一方、西山（2011）は、文の曖昧性をもたらす要因として以下のようなものを挙げている。

- ⑤ 文を構成している構成要素の曖昧性
- ⑥ 統語構造上の曖昧性
- ⑦ 否定辞や数量詞の作用域の違い
- ⑧ 特殊な構文の曖昧性
- ⑨ 名詞句の意味機能上の曖昧性

西山（2011）は、⑤について「語の曖昧性が文の曖昧性に寄与するケース」（同書：151）であるとしており、これは野田（2002）の①に該当する。⑥については、文の表層レベルでは同一の構造であるものが、深いレベルでは異なった統語構造を有する場合であるとしており、野田（2002）の②のうち、「構造にかかわるあいまい文」に該当する。⑦については、否定辞や数量詞の力が及ぶ作用域の違いによって曖昧性がもたらされるとされ、野田（2002）では「③意味論的なあいまい文」の中の、「スコープにかかわるあいまい文」が該当する。⑧については、英語の because 構文の曖昧性が例として挙げられているのみである。⑨については、「文に登場する名詞句が果たす意味的働き」（同書：166）の違いによる曖昧性であるとされ、野田（2002）においては、「③意味論的なあいまい文」の中の「文法論的意味の違いによるあいまい文」が該当する。

本稿では、野田（2002）における「文法論的なあいまい文」「意味論的なあいまい文」、西山（2011）における「統語構造上の曖昧性」「否定辞や数量詞の作用域の違い」に該当する曖昧文を取り上げる。

野田（2002）はまた、曖昧文の解釈がどのように決まるのかについて、一方の解釈を優先させるために使われる知識として、「前後の文脈」と「発話の状況」の2種類を挙げている（同書：12-13）。それ

に対して、本稿では、前節の例 B で見たように、前後の文脈や発話の状況が与えられていないにも関わらず、解釈に偏りが存在する場合があることに注目するものである。

3 曖昧文に関する意識調査

3.1 調査方法

高田短期大学キャリア育成学科 1 年前期の必修科目「日本語表現」受講学生に対して、曖昧文の解釈についてのアンケート調査を実施したところ、77 名の回答があった。質問項目は、「日本語表現」で教科書として使用している『書き込み式日本語表現ノート』(名古屋大学日本語表現研究会編 2008) に曖昧文として挙げられている例について、2 通りの解釈のうちどちらの解釈を優先したかが分かるような内容とした。質問に対して複数の選択肢を用意し、無記名で回答させた。

3.2 調査結果

調査結果は表 1 のとおりである。今回示した曖昧文の中で、最も偏りが大きかったのは、「①先生と生徒三人が風邪で休んでいる」であり、9 割以上の学生が一方の解釈を選択した。次に偏りが大きかったのが、「②次郎が好きな女の子があそこに立っている」であり、約 84% の学生が一方の解釈を選択した。

一方、偏りが最も少なかったのは、「⑥彼と同じくらいその人が好きです」であり、2 通りの解釈をそれぞれ全く同数の学生が選択した。このように、前後の文脈や発話の状況が与えられていない曖昧文であっても、解釈に偏りが見られるものとそうでないものとがあることが分かる。

次節では、それぞれの曖昧文についての回答結果を詳細に紹介するとともに、曖昧性を生まないような文への書き換え指導について検討する。

4 曖昧文の指導

本節では、前節で紹介した曖昧文の調査結果を踏まえ、1 つの解釈に限定するための書き換え指導について、個々の例に即して検討していく。まずは、解釈の偏りが大きかった曖昧文の例である。

(1) 先生と生徒三人が風邪で休んでいる。

「風邪で休んだのは何人と思うか」という問い合わせに対して、大多数 (90.9%) が四人と答えたのに対して、三人と答えたのはわずか 5.2% であった。前者の解釈の場合、「三人」と同格関係にあるのは「生徒」だけであるのに対し、後者の解釈の場合、「先生と生徒」全体が同格関係である。ただし、後者の解釈を想起したのはわずかであるため、そのような文意に解釈させるには、「先生と生徒あわせて三人」のようにする必要がある。また、大多数は、先生と生徒の合計が四人であると解釈するわけであるが、その解釈を確実なものにするためには、「先生一人と生徒三人」と言えばよい。

このような例について、野田 (2002) は「構造にかかるあいまい文」の中で、「並列構造によるあいまい文」としている。「先生」と並列されるのが、「生徒三人」なのか「生徒」だけなのかということ

である。この場合、「生徒三人」の結びつきが強いことが、前者の解釈が優勢となる原因と考えられる。

表1 暇味文解釈に関する調査結果

① 先生と生徒三人が風邪で休んでいる。	風邪で休んだのは何人か？					
	三人	5.2%	四人	90.9%	その他（決められない等）	7.8%
② 次郎が好きな女の子があそこに立っている。	誰が誰のことを好きなのか？					
	次郎が女の子を好き	85.7%	女の子が次郎のことを好き	5.2%	その他（決められない等）	9.1%
③ しっぽの長い犬と猫がいる。	しっぽが長いのは？					
	犬だけ	16.9%	犬と猫	66.2%	その他（決められない等）	16.9%
④ 同じ部署の課長と係長が結婚した。	結婚したのは何組？					
	1組	53.2%	2組	35.1%	その他（決められない等）	10.4%
⑤ 私は伊藤さんと鈴木さんの家を訪ねた。	鈴木さんの家を訪ねたのは？					
	私だけ	53.2%	私と伊藤さん	39.0%	その他（決められない等）	7.8%
⑥ 彼と同じくらいその人が好きです。	この文の話者（私）が好きなのは何人？					
	一人	45.5%	二人	45.5%	その他（決められない等）	9.1%
⑦ 君だけが敵ではない。	「君」は敵か味方か？					
	敵	66.2%	味方	30.0%	その他（決められない等）	7.8%
⑧ 落合君は星野君のようにまわりの評価に左右されない人だ。	まわりの評価に左右されないのは誰？					
	落合君だけ	32.5%	落合君と星野君	62.3%	その他（決められない等）	3.9%

次の例も、学生への調査の結果、解釈の偏りが大きかった例である。

(2) 次郎が好きな女の子があそこに立っている。

「次郎が好きな女の子」の部分が曖昧である¹。「好き」の対象はガ格で示されるため、被修飾名詞「女の子」を名詞修飾節の中に戻す方法として、「次郎が女の子（のこと）が好きだ」「女の子が次郎（のこと）が好きだ」の2通りが考えられる²。

「誰が誰のことを好きなのか」という問い合わせに対して、「次郎が女の子のことを好き」と答えたのが85.7%であるのに対し、「女の子が次郎のことを好き」と答えたのはわずか5.2%であった。(2)に対して大多数が前者の解釈するため、後者の解釈を優先させるためには、(2)'のように言う必要がある。形容詞「好きだ」は対象としてガ格をとるため、主語を表すガ格との曖昧性が生じるが、対象の名詞に「のこと」が接続することによって曖昧性は消滅する。

(2)' 次郎のことが好きな女の子があそこに立っている。

次の例を見てみよう。

(3) しっぽの長い犬と猫がいる。

「しっぽが長い」のは犬だけか、犬と猫の両方かという2通りの解釈の可能性があるが、66.2%が犬と猫の両方と答えたのに対し、犬だけと答えたのは16.9%であった。ただし、どちらの解釈か決められないと答えたのも16.9%であった。「しっぽの長い」が「犬」だけを修飾すると「猫」は裸名詞のままというアンバランスが生じるため、「犬と猫」の両方を修飾するという解釈が優勢になると思われる。「犬」だけを修飾するように限定するのであれば、順序を変えて「猫としっぽの長い犬がいる」とすればよいが、前述したアンバランスさは消えない。

(4) 同じ部署の課長と係長が結婚した。

この場合、課長と係長がそれぞれ、他の相手と結婚したという解釈と、課長が係長と結婚したという解釈が考えられる。「結婚する」「けんかする」のように動作主と動作の受け手が対象の関係を有する、いわゆる相互動詞が、並列助詞「と」で結ばれる複数主語を取る場合、当該複数主語が双方向的な動作を行なう主体と解釈されうるのである。前述した2つの解釈のうち、やや優勢だったのは後者の解釈で、53.2%が結婚したのは1組と回答した。それに対して、結婚したのは2組と回答したのは35.1%であった。前者の解釈に限定させるには、「それぞれ」「偶然にも」のような修飾語句を用いればよい。一方、後者の解釈に限定させる方法としては、「課長が係長と結婚した」のように、どちらかを主語にして相手をト格で表すことが考えられる³。

(5) 私は伊藤さんと鈴木さんの家を訪ねた。

この場合、私1人が伊藤さんと鈴木さんの2人の家を訪ねたというと、私と伊藤さんの2人が鈴木さんの家を訪ねたという解釈ができる。前者の場合、「と」は名詞と名詞をつなぐ並列助詞であるのに対し、後者の場合、「～といっしょに」という随伴者を表す格助詞である。前者の解釈をしたのが53.2%に対し後者の解釈が39.0%と、前者がやや優勢ではあるものの、かなり均衡している。このような場合には、聞き手に誤解を招く危険性がかなり高いと言え、一方の解釈しか許さないような文への書き換えを指導する必要があるであろう。(5)'aのようにすれば前者の解釈となり、(5)'bであれば後者の解釈となる。

(5)' a 私は伊藤さんと鈴木さんの二人の家を訪ねた。

b 私は伊藤さんといっしょに鈴木さんの家を訪ねた。

さらに次の例を見てみよう。

(6) 彼と同じくらいその人が好きです。

「彼と同じくらい」の部分が、「彼のことが好きなのと同じくらい」と「彼がその人のことを好きなのと同じくらい」という2通りに解釈される。つまり、「彼と同じくらい」のが、「私が（彼を）好きなこと」であるのか、「（私が）その人を好きなこと」であるのかということである。調査結果では、この2つの解釈の優先度は全く同じであった（どちらも45.5%）。したがって、(5)と同様に、聞き手に誤解を招く危険性が高いため、一方の解釈しかできないような書き換えを指導する必要がある⁴。

(6)', a 彼のことが好きなのと同じくらいその人が好きです。

b 彼がその人のことを好きなのと同じくらい、私もその人が好きです。

以上の例は、西山（2011）における「統語構造上の曖昧性」に分類されるものである。以下の2つは、否定辞の作用域の違いによるものである。

(7) 君だけが敵ではない。

肯定文「君だけが敵だ」は曖昧ではないが、否定文にすると2つの解釈が生まれる。(7)'は、2つの解釈を、否定辞「ない」の作用域によって示したものである。作用域とは否定の力が及ぶ範囲であり、(7)'aでは、「君だけが」は「ない」の作用域から外れており、「君だけ」という主語に対して、「敵ではない」という述語が対応している。それに対して、(7)'bの場合、「君だけが敵である」という文全体を「ない」が打ち消しているのである。

(7)', a 君だけが〔敵では〕ない。

b [君だけが敵では]ない。

約3分の1の学生が後者の解釈をしたのに対し、前者の解釈をした学生は約30%であった。曖昧な解釈を生まないように書き換えると以下のようになる。

(7)" a 敵ではないのは君だけだ。／君だけが味方だ。

b 君だけが敵というわけではない。

次の例も同様に、否定「ない」の作用域の違いによるものである。

(8) 落合君は星野君のようにまわりの評価に左右されない人だ。

一つの解釈は(8)'a のように、「まわりの評価に左右され」だけを「ない」が打ち消すものである。この場合、星野君も落合君と同様、「まわりの評価に左右されない」人物である。もう一つの解釈は(8)'b のように「星野君のように」も「ない」の作用域に入れるものである。この場合の星野君は、まわりの評価に左右される人物である。前者の解釈をしたのが 62.5% と、後者の解釈をした学生 (32.5%) の倍近くに上った。

(8)' a 落合君は星野君のように [まわりの評価に左右され] ない人だ。

b 落合君は [星野君のようにまわりの評価に左右され] ない人だ。

この場合、曖昧な解釈を生まないように書き換えると以下のようになる。「ように」を否定辞とともに用いると曖昧文になるため、否定文では「ように」を用いないようにと学生には指導している。

(8)" a 落合君は星野君と同様、まわりの評価に左右されない人だ。

b 落合君は星野君と違って、まわりの評価に左右されない人だ。

以上、学生に対して行なった調査結果をもとに、曖昧性をもたらす要因を探るとともに、解釈を限定するような書き換え指導について検討を行った。書き言葉で表現する場合、韻律等の助けがないため、曖昧性を生み出す可能性、すなわち、相手に誤解される危険性は、話し言葉に比べて格段に高いであろう。自分が書いた文に自分の意図とは異なる解釈が存在する可能性がないかを念頭において推敲するとともに、曖昧性を生み出す表現のパターンについて知っておく必要があるであろう。

5 まとめ

日本語表現科目の教科書に挙げられている曖昧文について、複数の解釈における優先性の調査を実施したところ、解釈の偏りが大きいものからほとんど偏りが見られないものまで段階があることが分かった。調査で取り上げた曖昧文について、曖昧性を生み出す要因及び解釈を 1 つに限定するための書き換え方を具体的に検討した。曖昧文には、本稿で取り上げたもの以外にもさまざまな種類のものがあるため、今後、それらについても詳細な分析を行うとともに、日本語の曖昧文の包括的な分類を目指していきたい。

註

1 森本（2013）は、「彼は彼女が好きだ」という文が、「彼は彼女を好きだ」「彼を彼女は好きだ」という 2 つの

解釈を持つ要因について、形容詞「好きだ」に特有の文法的ふるまい、及び「好きだ」の感情主と対象に選ばれる名詞のスケールという2つを挙げている。

- 2 この文には、他に2通りの解釈が考えられる。「次郎が好きな」が「女」だけを修飾すると考えると、「女が次郎のことが好き」という場合と、「次郎が女のことが好き」という場合があり、いずれにしても、その「女」の子が「あそこに立っている」ということで、別に2通りの解釈が生まれる。
- 3 野呂（2012）は、「AとBは友達だ」のような文についての曖昧性を指摘している。すなわち、AとBが互いに友人関係にあるという解釈と、AとBがいずれも話者の友人であるという解釈である。この文と(4)には共通点があり、いずれも現実世界における対称性が言語表現に反映したものだと言える。
- 4 ただし、(6)'bの場合、曖昧性を完全に消すには、「那人」を2回使うという冗長性が残る。

引用文献

- 名古屋大学日本語表現研究会編（2008）『書き込み式日本語表現ノート』、三弥井書店。
- 西山佑司（2011）「曖昧表現からことばの科学を垣間見る」、大津由紀雄編『ことばワークショップ－言語を再発見する－』開拓社、pp.135-180.
- 野田尚史（2002）「日本語のあいまい文」『日本ファジィ学会誌』14巻1号、pp.7-14.
- 野呂健一（2012）「「AとBは友達だ」の解釈について一対称性の観点から」、『日本認知言語学会論文集』11巻、pp.363-373.
- 森本俊之（2013）「「彼は彼女が好きだ」のあいまい性－あいまい性をもたらす文法論的および意味論的因素について－」、『愛知淑徳大学論集－交流文化学部篇－』3号、pp.59-68.

ノート PC 配布の効果と課題

Effects of and Problems with Notebook PC Distribution

鷲 尾 敦

Atsushi Washio

(要 約)

多くの大学では、学習支援や教育コンテンツ配信などの大学のサービスとしてネットワークの活用が進んできている。本学でも高短キャンパスネットという進路支援を中心とした学生サービスを行い、学内の Wi-Fi アクセスポイントを増強し充電ステーションを設けるなど、学内のインフラ整備を行った。平成 25 年度、新学科であるキャリア育成学科オフィスワークコースの学生に対し、コンピュータリテラシーの向上を目的にノート PC が配布された。配布 PC の利用を前提とした授業を進めるとともに、学生アンケート行った。その結果、学生の PC を活用する機会が増え、配布 PC が学生のリテラシー向上に役立っている様子が見られるとともに、PC 必携における課題が明らかとなった。

(キーワード)

学習支援、コンピュータリテラシー、PC 必携

1. はじめに

1. 1 大学教育における PC 必携化の動向

大学においては、CMS などのコースウェア管理システムや e-ポートフォリオが広く導入され、ネットを使った学習支援や進路支援等が進められている。Web メール、Web 履修や Web シラバス、Web による出席や成績の確認、各種証明書の発行など、大学によって事情は異なるが Web による様々な大学のサービスが受けられるようになった。本学においても「高短キャンパスネット」を開発し、学生のキャリア支援、学習支援にネットを活用している。

また、大学の教育コンテンツそのものがネットを通じて配信されるようになった。大学のあり方を大きく変化させる予感を感じさせるのが JMOOC の始動である。2003 年に MIT が大学の教育を OCW (オープンコースウェア) としてインターネット上に公開してから大学教育の講座配信に様々な動きがあったが、アメリカで 2012 年に発足したばかりの MOOC が大学の授業の「大規模公開オンライン講座」として一般に公開していく流れを加速させた。日本版 MOOC である JMOOC (日本オープンオンライン教育推進協議会) が 2013 年 10 月に設立され、2014 年度から開講予定である。MOOC 内の他大学の講座を大学の正規の授業で活用しようという動きがあり、MOOC のコンテンツで学習内容を授業外で学び、従来は宿題とされてきた課題を正規授業内でする「反転授業」という授業形態が生まれてくるなど、教育スタイルに大きな影響が出る可能性を秘めている。

九州大学では、教育用パソコンの整備方針を変更し、2 年間の検討と学内調整、インフラの整備等の準備の上、学生 PC 必携化を 2013 年度より進め、2500 名以上の新入生が活用を始めた。金沢大学では、

ネットワーク社会に対応できる人材育成をめざし 2006 年度より新入生に対し PC 必携化を進めている。アラン・ケイが、学習ツールとしてのパーソナルなコンピュータをダイナブック構想として発表してから 40 年が経つが、いよいよ一人ひとりの学生が学習端末として必携することが求められる時代となってきた感がある。

1. 2 学生に求められるリアルな課題解決体験

キャリア育成学科オフィスワークコースは、オフィス情報学科からオフィス人材育成学科に名称変更後、組織改編により平成 25 年度からキャリア育成学科のコースとして再スタートした。ここでの情報処理教育は、様々な企業等の職場を念頭に、オフィス系のアプリケーションを中心に、オフィスで PC やインターネットを活用できることをねらいとしてきた。より正確に手早く作業ができるここと、その証明のためにオフィスアプリケーションを使用する検定の合格にも挑戦してきた。しかし、速くワープロが打てる、検定試験における問題の表は作成できる、というように学びトレーニングしたことはできるが、それを実務で活用する課題となると、急に困難な学生が多くなる。アプリケーションの使い方が理解でき検定の定式化された課題はできるが、実務の中でどう応用するか考えることや創造することは苦手のようである。自分の課題があつて、それを PC を使って課題解決していくという経験が学生には少なく、PC は PC 、アプリはアプリ、課題は課題と、それぞれが別のものとなって結びついていないのが現状であろう。課題解決の実践的な体験が明らかに不足しており、授業以外でのリアルな課題解決に PC を利用する機会や体験を増やす必要がある。PC 必携はその機会となると考える。

2. 授業での対応と課題

平成 25 年キャリア育成学科オフィスワークコース学生に対し本学はノート PC の配布を行った。配布 PC は、OS が Windows8 のウルトラブック仕様の製品である。配布にあたって、スムーズな利用を進めていくために運用の検討や環境整備を行った。配布した PC にトラブルがあった場合、学生課が窓口となり情報管理室の技術者と連絡をとりながら、業者に修理依頼をする運用とし、連絡指示等の流れや体制を明確にした。メンテナンスの対応範囲は、在学 2 年間の保証と 2 年間のアンチウィルス対策を導入し、Windows アップデート等の日々のメンテナンスは、学生自身で行う。学内のプリンタドライバーやネットワークへのアクセス設定、認証設定及び授業で利用するソフトは配布前にインストールしておく。今回の導入ソフトは、オフィス製品と授業支援をする「情報基礎演習」で利用するソフトウェアである。学内の環境は、インターネットや学内 LAN にアクセスできるよう学内全域で Wi-Fi 環境を整備した。授業でも利用できるよう複数の教室でまとまった数の接続ができるようアクセスポイントを増やし、学内各所に PC 等の充電用のコンセントを配置した。入学オリエンテーション時に配布し、学生自身にログインとネットワーク接続の確認をさせた。ノート PC を活用するために、「情報基礎演習」「情報処理論」「統計処理」で配布 PC を活用することを前提とした授業を進めた。

前期の「情報基礎演習」は、ノート PC をスムーズに学生が使っていくこともねらいの一つで、インターフェースが従来と異なる Windows8 の操作方法、学内ネットへの接続、学内プリンターへの印刷方法の指導や、自宅でのネット接続やトラブル等の質問対応など、学生の状況を把握しながら進めた。しか

し、40名がアクセスできる環境として整備した教室であったが、一部のPCが接続できなかったり、途中で接続が切れたりするなどの不具合が生じた。また、80台までのアクセスを想定した教室でも、学内ネットに接続して同時に重いデータを一度にコピーをするという負荷をかけたところ、60台弱のPCのうち半数がスムーズに接続できなかった。学生の座る位置で差が見られた。アクセスポイントの設定の改善や、夏休み期間にアクセスポイントを増強し、さらに教室外のアクセスポイントも再調整することでようやく改善された。配布したノートPCのNICがアクセスポイントが集中した場合に他のアクセスポイントへ接続を切り替える柔軟な設定になつてないことも要因のようであった。

後期授業の「情報処理論」では、ノートPCを積極的に利用してもらうため「日経EDU」というネット上のテキストを採用した。技術革新の速い情報系の最新ニュースや話題も次々と記事としてアップされ、必要な部分を選択して読むテキストである。残念ながら、これを利用するためのアクセキーが記載された文書を無くす学生や、設定をしないあるいはできない学生があり、通常のテキスト採用では生じない問題が発生した。ネット接続がまだまだ調整段階であったこともあるが、数回の授業が終わってもテキストを閲覧できない学生があった。休み時間に個々に設定すればアクセスポイントへの集中はなく、わからなければ質問にくればすむことであるがしなかった。主体的に学ぶためのツールであるPCを活用する以前に、自分の問題として主体的に問題解決をしようとはしなかったのである。また、メリットとして資料をデジタル媒体で提供することにより印刷しなくて済むと考えられたが、ネット接続ができず資料が学生の手元に届かないことがあった。また、PC上の資料は書き込みが不自由であることも問題であった。黒板を写すだけで聞いたことをメモする習慣がない学生にとっては、配布されたプレゼン資料は見てはいるだけの存在となった。現状の学生に対し、より効果的に学習が進む環境は何かを改めて考え、紙媒体での資料提供に切り替えた。毎回、授業の終了時アンケートをとっているが、Googleドライブのフォーム機能を活用してネットでアンケートをとっている。しかし、ネットに接続できないトラブルがあったため、接続できない学生には後日でいいとしたが後日回答する学生は少なかった。また、キーボードの不具合、出荷初期の状態に戻ってしまった（本学での利用の設定がなくなった）、液晶が割れた、などの理由でしばらくの期間修理が必要となるケースがあった。代替PCが届くまでの期間、授業でノートPCがない状態となり、当該学生にとっては、不利な受講状況になった。

3. 学生の意識調査

3. 1 調査方法

学生の入学前までの状況把握と、配布してすぐの学生の利用状況を把握するために、平成25年5月1日、「情報基礎演習」時にアンケートを行った（2クラス回答者47名、うち普通科29名、商業系11名）。GoogleドライブのフォームドキュメントのWebアンケート機能により実施した。また、「情報基礎演習」最終の授業時（平成25年7月31日）に、前

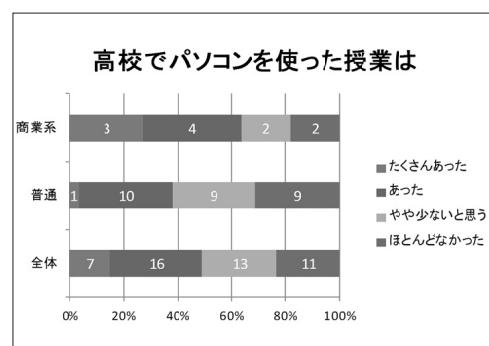


図1 高校授業での利用頻度感

期終了時の状況把握と、ノートPCの活用の効果の検証のため、5月と同様の方法でアンケートを実施した。残念ながら課題の提出の〆切があり回答する時間がとれず回答者が少なかった（回答者35名、両回答者31名）。

3. 2 入学前までの状況

（1）パソコンを利用することが得意か

49%の学生がパソコン利用に肯定的な回答をしているが、1割の学生は苦手意識が強い（後掲載 図10）。

（2）高校の授業でのPC利用頻度感

半数の学生が高校の授業でPC利用が多いと答えている。そして商業系の方が普通科より多い傾向にあった（図1）。

（3）高校時代における自宅でパソコンの利用

自前のパソコンを持っていた学生が3分の1もあった。約6割の学生が自宅でパソコンを活用している。そして、7%が自宅で利用していないと回答している（図2）。

（4）主なパソコンの利用内容

高校での利用は、ワープロ、表計算などの検定準備での利用が商業系だけでなく普通科でも多くあつた。インターネットによる情報検索やプレゼンの利用は、普通科に多く商業系では少なかった（図3）。高校時代の自宅での利用はインターネットの情報検索が多く、次にSNSの利用が多い。商業系の学生ではワープロや表計算の検定の利用が多くかつPCを活用している傾向にある（図4）。

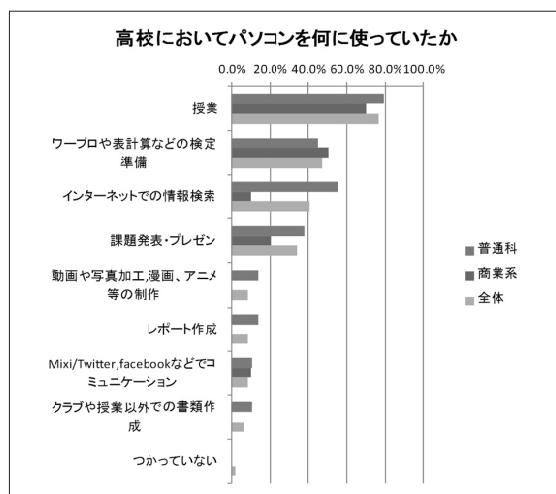


図3 高校時代のパソコン利用の目的

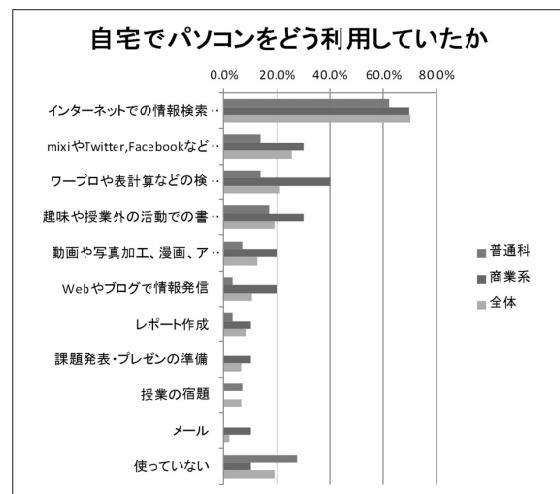


図4 高校時代の自宅でのPC利用

3. 3 利用状況

（1）授業時間以外での使用

2回目の回答者がBクラスが少なかったため、Aクラスで比較したのが図5である。1ヶ月たった時点での調査では4割ほどの学生が授業外で利用していたが、学期末では、

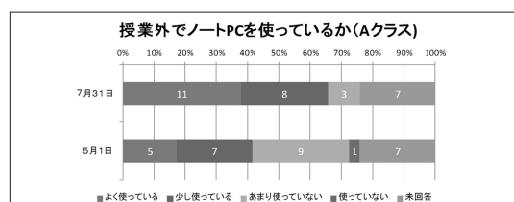


図5 授業外でノートPCを使っているか

65%の学生が授業外でも利用し、4割の学生が授業外で良く利用すると回答している。未回答学生の中にも数名いると考えられるので、7割程度は授業外で活用していると推測する。

(2) 主な利用内容

インターネットの情報検索、前期唯一ノートPCを使っている「情報基礎演習」の宿題での利用が、一月後(5/1)の時点では多かった。前期末(7/31)には、回答者が減っているにも関わらず、検定準備、レポート作成、課題発表、他の授業の準備、ブログ発信、SNSでの利用が増えた。様々な授業での活用が目立ち、また自分の趣味でも活用している状況が見られた(図6)。

(3) 自宅でのインターネット接続

5月1日時点で、4分の1程度が接続していなかったが、7月末時点で回答35名中一人が未接続という回答であった(図無し)。PC配布後、自宅での環境作りには時間がかかることがわかる。

(4) 自宅でのノートPCの利用度(7月末調査)

6割の学生が自宅で良く使っており、まあまあをあわせると9割の学生が自宅で利用している。自宅で使っていない、あまり使っていないをあわせた学生は10%である。入学前は、自宅で使っていない、あまり使っていない学生が43%(図2)だったので多くの学生の利用機会が増えていると言える(図7)。

(5) パソコンでできることの変化

入学時点にできていたこと(5月調査)、7月末にできると思うことを比較した(両調査に回答したもののみ比較)。授業で対応している表計算、ワープロ、プレゼン支援以外にも広い範囲でできると回答している学生が増えている(図8)。

(6) タイピング速度の変化

15%の学生がノートPCでかなり練習をしている。多少練習したという回答をあわせて61%の学生が肯定的に配布PCでタイピング練習をしている(図9)。

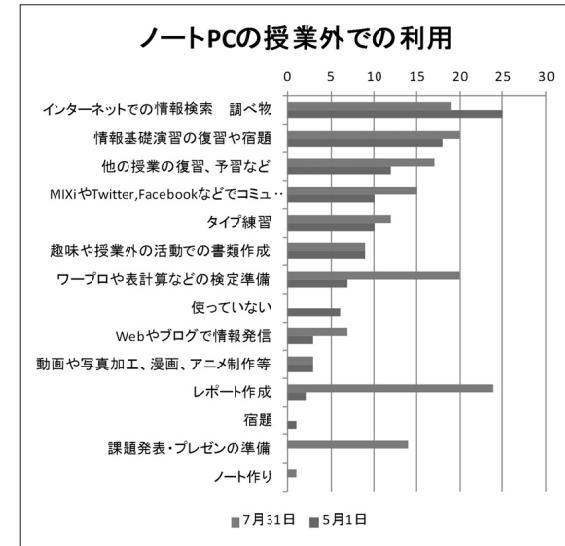


図6 ノートPCの授業外での利用

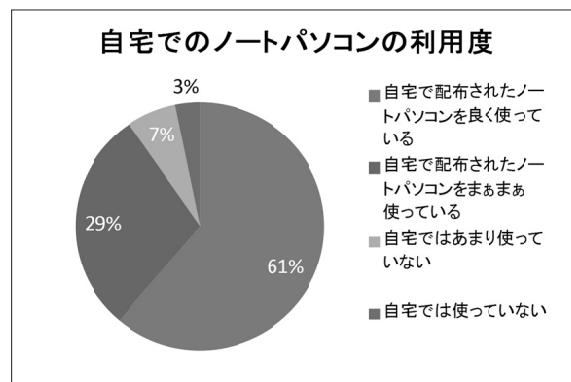


図7 自宅でのノートPCの利用

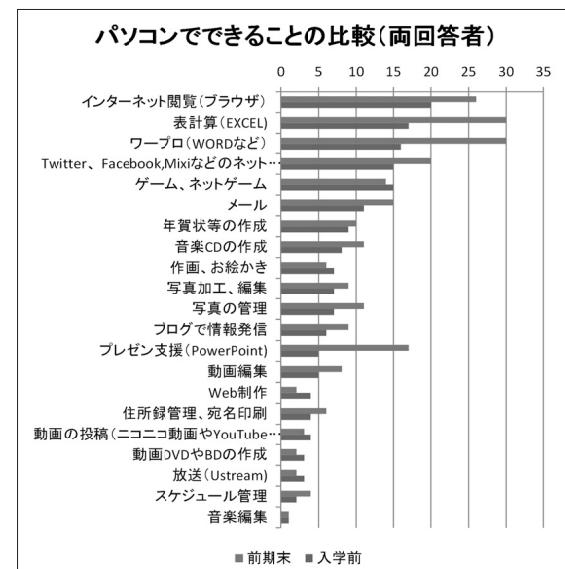


図8 パソコンでできることの変化

(7) パソコン利用の自信

5月の調査でパソコンが得意か尋ね、7月末の調査で自信がついたか、ノートPC配布でパソコン利用の力がついたかを尋ねた。その比較を図10に示す。半期の授業のわずか三ヶ月間で自信がついたという学生が9割となった。理由は、自前のパソコンを持つことでパソコンに触れる機会が多くなった、使いたい時に使えるという意見が多い(表1)。自信がついた理由は、ここではグラフで示していないが、授業で学んだからが8割、身近にノートPCがあったからが6割、検定に向けて学習したからが5割であった。配布によって力がついたと9割の学生が肯定している(図10)。

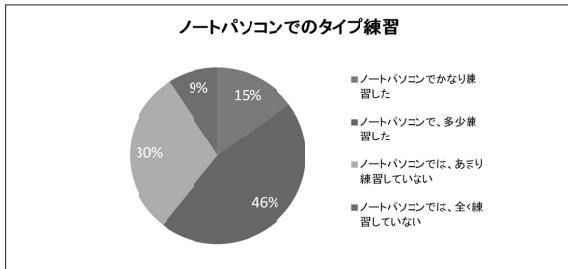


図9 ノートPCでのタイプ練習

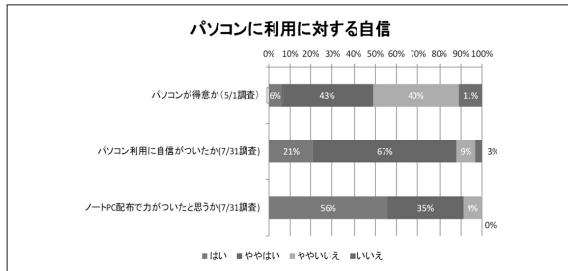


図10 PC利用の自信

表1 PC利用能力がついたと感じた理由

- ・自分のパソコンを持つことによって、パソコンに触れる時間が増え、入学時に比べパソコンの苦手意識がなくなりました。家のパソコンとは別にあることで、自分の使いたいときに使えて練習や課題をスムーズにすることができてよかったです。
- ・今までパソコンに音楽を取り入れることができなかつたんですができるようになりました。それに関連してスキヤナも購入したので関連機器が増えてきて充実しています。
- ・普段からよく使うようになったので打つのも早くなったり、使い方も慣れてきた。アプリを使って、いろんな作業ができるようになりました。
- ・前までわからなかったファイル操作や拡張子などの仕組みがわかった
- ・やったことがないことでも挑戦してみるようになりました。
- ・自分のパソコンがあることで、パソコンを使う機会も増えたし、色々な機能が使えるようになりました。また、タイピングの速度がだんだん上がってきました。

(8) 満足度

ノートPCを持ったことに対して67%が大変満足しており、やや満足と合わせると97%とほとんど全員が肯定している(図11)。やや不満の者は一名のみで、理由はWindows8への不満であった。やや満足ではあるが、キータッチ感覚やブルーレイ対応でないことなどの不満もあった。満足している理由は、自宅で自由に利用できることやさくさく利用できるPCの性能に関するものなどがあった(表2)。困ったことは、突然出てくる不具合や利用方法で分からぬ点であった(表3)。とっさの不具合や使い方に対する疑問などを気軽にいつでも聞ける窓口が必要であることがわかる。表4に7月末時点での配布PCに対する学生の意見、感想を示す。配布されたPCについての感想は、概ね良好であった。

表2 満足の理由

- 大変満足している
- ・最新のやつで軽くてサクサク動くから
 - ・いろいろな授業の課題で使うので持ち運びができる便利です。
 - ・自分の好きなように設定したりして使用できるし、いろんな機能を使えるようになった。
 - ・今まで親と共有だったのでなかなか使えなかつたのが自分の好きな時に使えるようになったから
 - ・家で趣味にも使えるし、レポートや提出物の下書きなどにも使って便利
 - ・起動が早くうれしいです！持ち運びも軽くてラクなのでいい！
 - ・運びやすいWi-Fiがあるところではコンセントがなくてもできる
 - ・最新のパソコンだし、自分のパソコンだから使いたいときによく使えるから。また、課題などをする時にすごく役に立つ。文章を書かなければいけない時も、まずはワードで作成できるから。
- やや不満
- ・Windows 7がいい

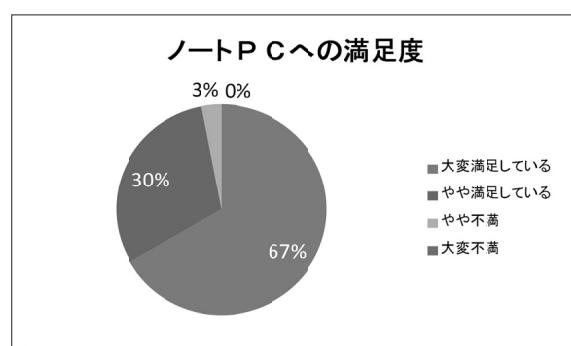


図11 ノートPC配布に対する満足度

表3 配布PCで困ったこと

- ・設定したにも拘らず自宅で「接続されていません(?)」といったような具合の文字が出てネットに繋がらないことがあった。
- ・最新すぎてついでいけない(笑)
- ・急に何も反応しなくなる。
- ・画面が急に暗くなつた。(たぶん解決) 画面が上下逆になつた(解決)。作業が勝手に終了された。
- ・家では印刷ができないことです。
- ・家のインターネットへの接続が可能になった
- ・わかりにくいくらいが多い。全体的に分らない
- ・Windows8だったので今までのパソコンと少し使い方が違つたので困つた。
- ・Wi-Fiをつなげるときに苦労した。
- ・使い方がいまいちわからない
- ・家でインターネットを利用できる環境でないこと
- ・おもい
- ・いっぱいまで充電して100%にもなっているのに使用可能時間が3時間ほどしかない時がある。

表4 配布PCに対する感想

- ・役に立ちました
- ・配布してもらって良かったです。パソコンを使う機会が多くなりました。
- ・配布してもらえると聞いていただけでも満足でしたが、新しいノートパソコンだったので嬉しかったです。
- ・情報基礎演習の最終課題デスクトップアクセサリのしめじを紹介しました。その動画のおまけとして、デスクトップアクセサリのしめじを作りました。初めて作ってみたのですが、思ったより時間がかかって大変でしたが楽しかったです
- ・少しあはパソコンに慣れることができました。
- ・授業のことなどのノートを取ったりその他いろいろつかえて便利です。
- ・自分専用のパソコンがあつてうれしい
- ・自分のパソコンを持つことでパソコンを使う機会が増えて知識も増えた
- ・最新型のパソコンを使って毎日が充実しています!
- ・学内で自分のパソコンを使ってよかったです。
- ・課題などを作るときによくても便利だから使いやすいです
- ・家のものに慣れているものもあるけど、キーボードが少し打ちにくい。
- ・家のパソコンとは使い勝手が違うから難しいけど、楽しく使っています。これからも色々なことに挑戦したいと思っています。
- ・家でタイピングの練習などをすることができるので便利だと思います。
- ・重いので持ち帰るのが大変で、充電する時間がかかるので大変

4. 考察

4. 1 学生の学習及び授業における効果

本コースの学生は、キーボードタッチに慣れ、ワープロ検定などの検定合格によって自信をつけるところからスタートする。キータッチがPC教室のキーボードに比べやりにくいう声はあったが、自宅で練習をしている学生は多くあった。また、多くの学生がわずか三ヶ月ではあるが、時間が経つにつれて様々な用途に配布PCを活用していた。今後、学生が、短大生活のわずか2年の間に様々な実践的な課題を見つけ、どれだけ活用していくのか注視していきたいと考えている。

授業は、後期中ほどになってネットワークが安定したことによって、授業資料等の配布は普通教室でも手軽に行えるようになった。また、ミニレポートも共有サーバーの提出フォルダにその場で提出させ、小テストや毎回の授業アンケートもその場でネットにアクセスしてできるようになった。今回使ったのはGoogle ドライブのフォーム機能である。ネットでのアンケートはその後の集計、分析がすぐにできるため効率的に授業改善の指針を得ることができ、大きな効果を得ることができた。

4. 2 授業における課題

夏休み期間に、サーバーの入れ替え、プリンタの更新などにより学内環境が変化したため、後期始まってすぐに学生自身で配布PCの再設定をしなければならなかつた。また、ネット上のテキスト「日経EDU」への登録も本人がしなければならなかつた。これらは授業外ですべき事項であるが、すぐに対応する学生は限られ放置する学生があった。以前であれば、学ぶ意思がない、不利益を受けるのは学生自身ということで自己責任として片付けられたが、大学ユニバーサル時代においてはそういう訳にはいかない。また、新入生の多くは、ネット設定の知識がほとんどなく、Wi-FiやLANのイメージすらできていない。「学内のファイルサーバーに自宅からアクセスできない」「自宅でそのままインターネットに接続できない」と質問する学生があり、ほぼ全員が自宅でインターネット接続ができるまでにかなりの期間を要した。これらのことから、授業外での講習会やヘルプデスクの設置が必要であろう。

今回は、配布PC利用を前提とした講義や演習を行うことで、配布PCを活用する場を増やすことができると考えていた。しかし、ネットワークアクセスのトラブル対応で授業が中断したり、PCの不具

合で PC が使えない学生がいたり、PC を忘れてくる学生もいたり、全員がいい環境で使える訳にはいかなかった。PC 利用前提の授業は、予備機があり技術的対応が可能な PC 教室で行うべきであろう。また、PC 必携のメリットとして資料の配布や回収が簡単にでき印刷しないことがあるが、書き込める紙ベースの資料も状況に応じて配布することが必要である。

4. 3 運用の課題

今回は軽い PC と学生の評価も良いが、検定の問題集と PC で大きくなったりュックを担いで帰る女子学生の姿を見ると、タブレット PC のような携帯性に優れた製品が良いが、オフィスソフト利用にはマウスやキーボードは必須であり、どの様な PC を選択するかは悩ましい課題である。

不具合の PC に関しては、学生課を窓口とし、不明な点は情報管理室の技術者に確認する体制とした。1 年前期に支援する授業もあり大きな混乱はなかったが、不具合をそのままにしておく学生がいた。また、1 年前期に支援する授業がない場合、対象学生が全学生となり台数が増えた場合、このままの体制では混乱がおきる。Windows のアップデートや PC メーカーによるアップデート等は本人に任せているが、今回 Windows8.1 のバージョンアップについては、配布 PC のメーカー側ドライバーが対応していないため学生にはバージョンアップしないよう伝えた。一方で、アンチウィルスソフトのデータのアップデートもしていない学生がいた。ヘルプデスクのような技術的な対応窓口は必要であろうし、またそこが中心となってメンテナンスに関する相談会の開催などが必要と思われる。

5. まとめ

以上見てきたように、ノート PC 配布は、多くの学生に受け入れられ、学生のコンピュータを活用する機会は増え、学生の実感としてコンピュータリテラシーカの向上と自信につながった。2 年になるにあたり、学生の今後の課題解決の状況を注視していきたい。運用面では、授業外の講習会の実施や技術的な質問窓口の設置が必要であると同時に、貸出用 PC の配備も必要であろう。授業に関しては、今回はノート PC とネットワークが正常にあることを前提とした授業を展開したが、様々な課題のため必ずしも良い結果ではなかった。今回の試行から、一般的の授業で利用する場合は、トラブルがあることを前提に授業の設計、準備をしなければならないことを痛感した。例えば授業内での利用を必須とするではなく、個人の学習支援ツールとして授業外で利用せざるを得ないような授業設計をすれば良い。PC 無しではできなかった効率のあるいは効果的な活動を取り入れ、学生の学習意欲を喚起し教育的な効果を生み出す授業を、他の事例を参考にしながら設計したい。

参考文献

- ・ 殿成久 藤村 直美 , 九州大学における PC 必携化、サイエンティフィック・システム研究会システム技術分科会 2013 年度第 1 回会合、2013
- ・ 福田 崇男, 【金沢大学】パソコン必携化に伴い学習環境を整備, 教育と ICT:PC On Line
<http://pc.nikkeibp.co.jp/article/news/20130924/1105867/> , 2013 年 9 月 24 日
- ・ JMOOK, <http://www.jmooc.jp/> , 2013

短期大学におけるパソコン教育のあり方について － 実務で求められる真のスキルとは －

The Use of Personal Computers in Education at a Junior College
— True Skill Obtained the Practice —

川 喜 田 多 佳 子
Takako Kawakita

(要 約)

コンピュータのスキルは業界、業種を問わず必須のスキルである。

筆者は、高田短期大学で情報科目を担当しているが、地方公共団体、企業等の職員対象のパソコン研修も行っている。参加した職員からは幅広いレベルや内容の質疑を容赦なく投げかけてくる。それらは大変貴重な情報源である。そこで得た生の声を短期大学での授業カリキュラムに織り込めば即戦力となる人材育成が可能である。学生の出口に合わせ、一人ひとりのスキルや個性を見極めながら対応した事例について報告する。

(キーワード)

短期大学 実務で必要なスキル コミュニケーションスキル

1. はじめに

2001年から2005年、総務省が掲げたe-japan政策により、国民が低廉料金で利用できる超高速ネットワークインフラが整備された。さらに2006年「いつでも、どこでも、誰でも、自律的IT社会の実現」を目指したu-japan政策が掲げられた。u-japan政策は、2010年までにシームレスなネットワークネットワーク環境を目指し、1.ユビキタス（あらゆる人や物が結びつく）2.ユニバーサル（人に優しい心と心のふれあい）3.ユーザー（利用者の視点が溶け込む）4.ユニーク（個性ある活力が湧き上がる）を理念としている。その結果、スマートフォンやタブレット端末の利用者が増加した。スマートフォンやタブレット端末は指を使った直感的な操作が特徴的で、まさしく「いつでも、どこでも、誰もが使える機器」であるからだろう。スマートフォンとタブレット端末の普及が、日本が目指した「ユビキタス社会」の実現を後押ししたのは間違いない。その反面、パソコンの世帯保有率が減少している¹。パソコン離れしつつある学生に対して、実務で必要なスキルを身につけるためのパソコン教育が必要である。

2. ハードスキルを習得するための授業

専門分野の知識をハードスキルという。ハードスキルの習得は、受動的な態度で講義を受け、与えられた課題をこなすことによって身につく。パソコン学習の中でのハードスキルは、ハードウェアやソフトウェアの機能学習にあたる。筆者が本学で担当する「情報基礎演習」「文書情報演習」、「ビジネス情報演習」、「コンピュータ」の授業カリキュラムは、コンピュータの導入科目にあたるため、ハードスキル習得の割合が大きい。

ハードスキルはパソコンを使って仕事をする上での基礎となるスキルである。同じ作業をするのに、

ハードスキルの高い人は、スキルの低い人の半分程度の時間で仕事をこなすことができる。つまりハードスキルの高い人は、低い人の2倍の仕事ができることになる。ハードスキルを知っているだけでは創造性や応用力を必要とされる仕事は難しい。しかし逆に、創造性や応用力を必要としない仕事（データ入力等）なら、ハードスキルの能力はそのまま「仕事の能力」として評価されるだろう。

以下よりハードスキルの習得のために行っている授業内容について、実例を挙げて紹介していく。

2-1 タッチタイピングの練習

パソコンが苦手という人の話をよく聞くと、実は「キーボードが苦手」ということが多い。あらゆるパソコン操作でキーボードを使用する。キーボードをいかに早く打てるかは、いかに早く書類作成ができるかと同じである。

そこで、授業ではタッチタイピングの上達を重視している。タッチタイピングが上達するとパソコンに触るのが好きになり、結果としてパソコン全般のスキルも上がる。

最近ではスマートフォンやタブレット用のタッチパネルのキーボードも増えているが、入力の早さと正確さにという点でパソコンのキーボードには遙かに及ばない。

タイピングの練習には「美佳タイプ」²というフリーソフトを使用している。同ソフトを使用する理由は、ホームポジションでの練習を重視しているからである。正しい指使いは早く正確なタイピングの基本である。

2-2 ラベルやWebサイトの制作

キャリア育成学科では、平成23年より高田短期大学教育研究補助事業プロジェクトとして、学生と地域の共同事業「高田短期大学オリジナル商品開発プロジェクト」で日本酒を製造している。日本酒の銘柄は本学の教育理念である「やわらか心」である。1年時開講の科目「文書情報演習II」では、「やわらか心」のラベルを学生自らがデザインし「日本酒ラベルコンテスト」に出展する。その中から投票で選ばれた作品が商品化される。制作はMS-Wordをベースに画像処理ソフトなどを組み合わせて行う。

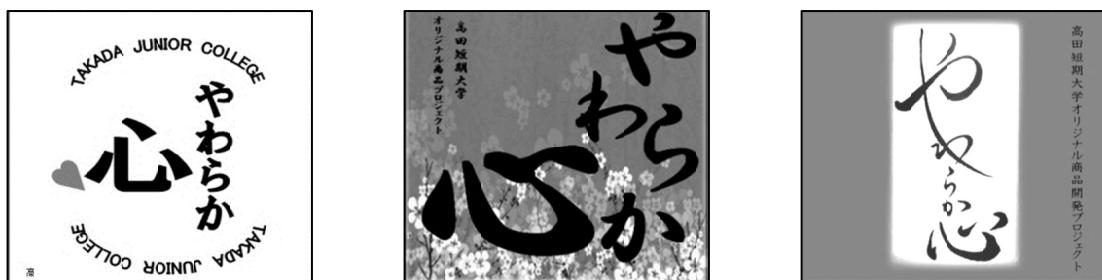


図1 学生の酒ラベル作品

また、Webページの技術と表現を学ぶ授業、「Webデザイン」では、購買意欲をそそるデザインや安心・信頼感を与えるデザイン・色使いを考えながらページを作っていく。小規模な自社制作Webページや、様々なソーシャルメディアで用いるオリジナルの画像を作成できるスキルを身につけることを目的とした授業で、お買い得感を表現するためのインパクトのある表現や興味をそそる商品画像はどのよ

うなものか、ニーズに合ったデザイン（フォント、色使い）はどのようなものか、などを考えながら制作していく。まとめの課題として、仮想の Web サイトを制作しサーバーにアップさせることにより、ホームページがどのような仕組みで表示されるのかを理解させる。さらに、作成した画像を適切な形式で保存する作業をさせることによって、画像ファイルの取り扱いを理解させる。使用するアプリケーションはホームページビルダーに付属する「ウェブアートデザイナー」である。ホームページビルダーは多くの個人ユーザーや事業所で利用されている。

プロの Web デザイナーを養成するカリキュラムではないが、テキストエディタで HTML や CSS を打ち込むことにより「ホームページやブログの仕組みが理解できた。自分でカスタマイズできる力がついた」という授業アンケートへのコメントが多い。

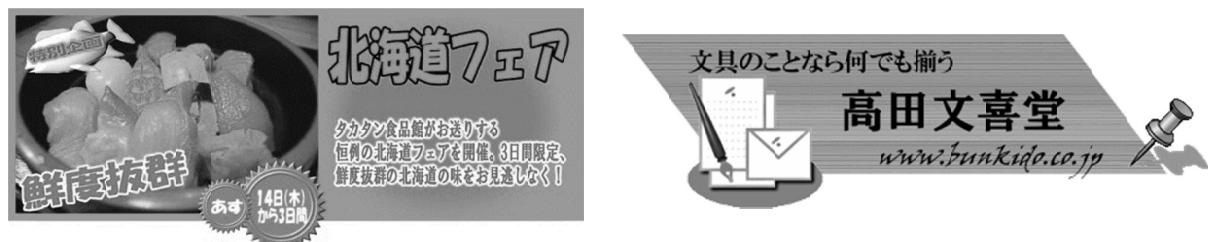


図 2 学生の画像作品

2-3 OS を使いこなすスキル

2012 年 8 月にリリースされた Windows8 には「Modern UI」が採用され、従来の Windows からインターフェイスが大幅に変更された。タブレット端末で採用されている iOS や Android を意識して開発されたものであるが、従来と同じインターフェイスで利用できる、「デスクトップ」環境も用意されている。2014 年 4 月 9 日には WindowsXP のサポートが終了となる。WindowsXP は約 10 年使用され、ユーザーの利便性やシステムの安定性など満足度も高かつただけに、企業等では次期 OS への移行が難航していると考えられる。

本学では 24 年度よりオフィスワークコース入学生に対し Windows8 搭載のノートパソコンを配布した。さらに Wi-Fi 完備となり、学内のさまざまな場所でパソコンでの学習ができるようになっている。また、PC 教室には Windows7 を搭載したパソコンを設置し、複数の OS を使用できる環境を整えている。就業先がどちらの OS であっても、学生は問題なく使いこなせる人材となるわけである。



図 3 Win8 ノート PC 活用の様子



図 4 Win7 PC 教室の様子

2-4 ショートカットキーのスキル

実務で最も大切なのは仕事を効率よくこなすことである。「Word、Excelなら問題なく使えます」と自己申告する人は多いが、使えるだけで多大な時間がかかるようでは雇用する側としては困る。先にも述べたが、時間を短縮するために最も威力を発揮するのがショートカットキー等の裏技である。ショートカットキーを知らなくてもとりあえず作業ができるため、使わずに済ませてしまう人も多い。しかし「知らないことで時間を損している」ということを自覚させ、積極的にショートカットキーを使うようにならがしている。学生はショートカットキーに慣れてくると、あらゆる作業を「この作業をショートカットキーでできないか?」と考えるようになる。そうなれば、学生は急激にスキルアップしたような気分になり、学習に対するモチベーションが上がるというケースが多い。また異なるバージョンのソフトウェア操作も、ショートカットキーなら隔たりのない操作が可能となる。

2-5 メール送受信のスキル

電子メールは今やビジネスを行う上で必要不可欠なツールである。会った人にお礼のメールを出したり、ファイルをメールで送ったりするケースは非常に多い。キャリア育成学科は「情報基礎演習」、子ども学科は「コンピュータ」で、電子メールに関する授業を行っている。

意外なことに授業の冒頭で「パソコンで電子メールをしたことがあるか」と質問すると、「ない」と答える学生がほとんどである。携帯やスマートフォンでのメール使用経験が豊かな世代であるため、授業を受けるとすぐに使えるようになるが、内容は「送りました」、「バスは何時ですか?」、「今いますか?」としか書かれていらないものがほとんどである。携帯メールやソーシャルメディアの友だち感覚で送ってくるのである。逆にすべての内容を押し込んだ長メールが送られてくることもある。電子メールで大事なことは「マナー」である。きちんとした電話の応対ができなければ社会人失格であるのと同様に、きちんとしたマナーをわきまえたメールが送れなければ社会人失格である。

授業では、1.件名はわかりやすく簡潔に 2.本文の最初に相手の名前を入れる 3.必ず名乗る 4.本文の要件を的確に伝え 1行35字程度で改行するメールを書くように指導している。

また技術的な部分だけではなく、チケットに関しても特に厳しく指導しておく必要がある。ビジネスメールでの失敗が仕事に悪影響を与えるケースもあるからである。

2-6 実務に即した課題

「ビジネス情報演習Ⅱ」では、前期でエクセルの機能学習を終え、それを実務に応用することを目的にした授業を行う。Excelは実務で多く使われるアプリケーションにもかかわらず、苦手意識を持つ学生が多い。授業では実際に仕事で上司からメモ書きで渡されたものをエクセルでまとめる、といった課題を与えている。重視することはExcelに慣れること。ユーモアを交えた課題は学生の興味も増し、学生同士が意見交換をしながら課題に取り組み始める。見栄え等に細かな指示をしていないので、学生が自分で考え、見やすい表設計を

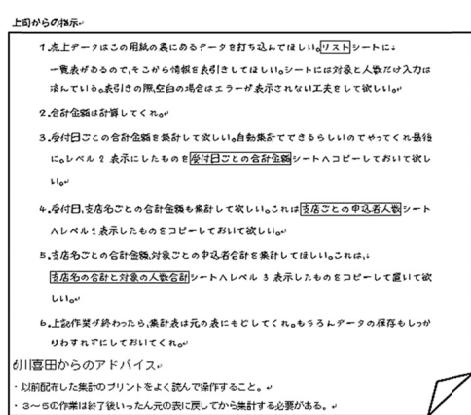


図5 メモ書きによる課題指示

する力を養うことができる。

3. スキルの習得がもたらす自信

目白大学短期大学部「短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究」³によると、「就業先はWord、Excelの操作能力を求めており、それほど高度な情報リテラシー能力は必要としていない。情報リテラシー能力については、就職後でも必要に応じて比較的短期間に育成できるとしている」と報告されている。

筆者がオフィスワークコースで担当している授業、文書情報演習Ⅰ・Ⅱ、ビジネス情報演習Ⅰ・Ⅱは、「高度な情報リテラシー能力」ではない。しかしこの授業の目的である「ハードスキルの習得」は、前にも述べた「作業時間の短縮」という効果だけでなく、学生の自信に繋がるという側面もある。入学時、コンピュータ操作に不安を持っていた学生が、パソコンの操作を習得することにより自信がつき、しいては社会に出て行く自信に繋がっていく。そのような学生をたくさん見るにつれ、努力して技術を習得することは学生の成長にとって非常に重要なことであると考える。

学生たちは中学や高校時代、勉強に対して「本当にこの勉強が役に立つんだろうか?」という不安を持つことがあるようだ。しかしパソコンスキルが上がり「オフィスでパソコンを使って働いている自分がイメージできるようになりました」という学生や、きれいなタッチタイピングができるようになり「私ってできるOLになったみたい」と言う学生も多い。そういった「自信」が学生に「社会へ出て働く」という意欲を与えることに繋がるのではないだろうか。

4. おわりに

短期大学では様々な基礎的・汎用的能力を身につけることが必要となる。「学士力」⁴の参考指針の中で、情報リテラシーは「汎用的技能」の分野におかれている。その説明に、「知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能」とされている。短期大学でのパソコン教育のあり方に望ましいことは、1.実務で必須となる、Word・Excel・PowerPoint活用スキルを効率よくスマートに使いこなす。2.パソコン操作や周辺機器を迷うことなく扱えるようにする 3.個人の知的活動のためのツールを取捨選択して使う力を養うことではないだろうか。企業に求められるスキルを最優先にし、ネット社会の中で明るく健全なコンピュータ利活用法を行う必要があると考える。

付記

本稿の作成にあたり、掲載した画像はすべて本人の了解を得たうえで掲載しています。

註

- 1 総務省 2013 平成25年版情報通信白書 第3節 インターネットの利用動向
- 2 美佳のタイプトレーナー <http://www.asahi-net.or.jp/~BG8j-IMMR/>
- 3 文部科学省 2011 平成21-22年度先導的大学改革推進委託事業

短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究成果報告書

4 中央教育委員会答申 2008「学士課程の構築に向けて」

スマートフォン、タブレットによる教授法

How to Use iPads and iPhones in Education

畠山 義啓

Yoshihiro Hatakeyama

(要約)

iPad、iPhone の教育現場での活用法を検証した。Apple TV と Wifi 環境を利用して映像をスクリーンに投影することができる。このことによって、教師が教卓に拘束されることなく、資料の提示、音声の再生が可能となる。さらに、電子黒板として活用することもでき、新たな授業形態の可能性を提供している。しかし、活用していくためには、システムを理解するとともに、ファイル転送方法であるクラウドを使いこなす技術も必要である。

(キーワード)

iPad、Apple TV、Interactive Whiteboard

はじめに

スマートフォン、タブレットが学生も含め広く使用されていることは周知の事実である。様々な教育、学習用アプリケーションが無料、有料を問わず数多く存在している。しかし、ここ数年でアプリケーションだけでなく、ハードウェアの進化が著しく、その機能をスマートフォン、タブレット上のアプリケーションとともにどのように活用していくのかを理解することが、新たな教授法の開発になるとを考えている。高田短期大学では、全教職員が iPad mini を支給されており、学内に Wifi 設備が整っている環境にある。これを教育現場にいかに生かすことができるのかということについて、調査研究を行ってきた。そのような状況を踏まえ、タイトルにある、スマートフォン、タブレットとは、ここでは、iPad、iPhone に限定して進めていく。本稿では、どのようなことが可能であるのか、また、それを可能にするハードウェア、ソフトウェアが何であるのかを明らかにしていく。

(1) 何ができるのか

1. ワイヤレスで画像・音声を送信する

従来からケーブル接続での表示¹は可能であったが、ワイヤレスで iPad、iPhone の画面を表示することができれば、教室内あるいはゼミナールなどの小規模クラスでどのようなことが可能になるのだろうか。

①教師が教卓などの一か所にとどまることなく、机間を歩きながら、場合によっては学生に問い合わせながら、プレゼンテーションが可能になる。プレゼンテーションに限らず画像、地図、動画を提示することも可能である。

②iPad、iPhone カメラでリアルタイムにワイヤレスで画像を表示する

個々の学生の進捗状況、解答結果、作品等を教師が机間を歩きながら、本体のカメラを使ってスクリー

ンに表示し、クラスを活性化することができる。また、書画カメラの役割も果たすことができ、書籍、資料を写しだし、説明資料とすることができます。

③動画をワイヤレスで再生する

自分が作成した動画、あるいはウェブ上などにある動画を教室内で音声とともにワイヤレスでスクリーンで再生することができる。本体で操作できるので、教師は教室のどこからでも重要な部分を繰り返し再生、あるいは必要のない部分をスキップさせることなどが可能となる。

図1は、iPhoneで英語学習アプリケーション「実践リスニングNEWS」をApple TVを使用して音声とともに液晶テレビへ送信しているところを示している。図2は、iPad mini画面をワイヤレスで

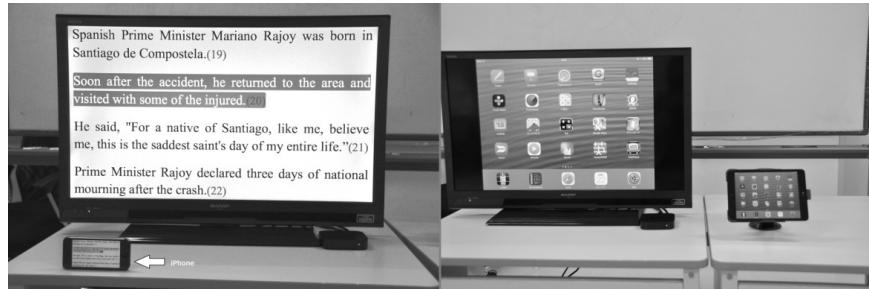


図1 Apple TVとiPhone

図2 Apple TVとiPad mini

液晶テレビ画面へ送信している様子を示している。

2. Bluetooth音声をワイヤレスで再生する

語学の授業では、重いCDプレーヤーを教室まで持っていくかなければならなかつた。iPad、iPhoneにCDにある音声ファイルを入れておけば、Bluetooth対応スピーカで必要な個所の音声を再生することができる。従来との違いは、重いCDプレーヤーを持っていかなくとも良いだけではなく、ワイヤレス接続であるので、教師は教室のどの場所にいても本体を持ちながら操作できるのである。机間を歩きながら、学生の様子を見ながら、学生に質問しながら授業を進めることができる。

3. 電子黒板を使う

電子黒板、あるいはインタラクティブ・ホワイトボードは、描いた内容を電子的に変換することができるホワイトボードのことである。企業だけでなく、教育の現場へも導入されてきた。ただし、この機器の問題点は、非常に高価であることだ。この高価な電子黒板が持つ機能をそのままに、iPadを使用してホワイトボードとして活用することができるようになった。ホワイトボードだけでなく、アプリケーションによっては、地図、音符用五線譜、iPadに保存してある画像を表示して書き込むことができる。

(2) ハードウェア

1. Apple TV

Apple TVは、Apple Storeが音楽、映画を有料で販売するためのひとつの手段ではある。あるいは、iPad、iPhoneに保存されている画像、映像を友人、家族でテレビ、大型スクリーン上で共有する娛樂的

要素の強い製品ではある。しかし、ワイヤレスで本体の画面を映し出すことができることで、(1) – 1で述べた教育現場での使用が可能になるのである。必要な機器と環境は以下のとおりである。

Apple TV : Apple TV のワイヤレスシステム（以後、AirPlay という）は Wifi に依存していること、iPad、iPhone の世代と iOS のバージョンによって、できることできないことに相違があること、Apple TV の出力が HDMI であることを理解しておく必要がある。Apple TV は、2013 年 11 月現在のバージョンは MD199J/A となっており、第三世代となっている。第二世代との相違は、プロセッサと出力の解像度である²。ここでは、現行機種を前提に話を進めていく。

Apple TV の設定 : Wifi の接続先を、AirPlay で使用する iPad、iPhone と同一のものとする。AirPlay でプレゼンテーションスライドなどがスクリーンを有効に使えず小さく表示される場合は、図 3 に示すように、「AirPlay オーバースキャンの調整」を「切」に設定する。

iPad、iPhone : AirPlay を使用するための iPad、iPhone は、iOS 7 にアップデートされた iPad2 以降、iPad mini、iPhone4s 以降が条件となっている。iOS6 であっても限定的には使用可能である。

iPad、iPhone の設定 : Apple TV と同一の Wifi ネットワークに接続する。画面を下から上にスワイプして、コントロールセンターを表示させる。図 4 に示すように、「AirPlay」「Apple TV」をタップし、ミラーリングを有効にする。この操作によって、iPad、iPhone のすべての画面が Apple TV をとおして、ワイヤレスでスクリーンに表示されることになる。

HDMI 対応機器 : Apple TV と映像機器との接続は、HDMI(High-Definition Multimedia Interface)ケーブル（図 5）で行う。HDMI は、DVI 規格から発展したもので、デジタル信号で映像と音声を送受信する規格である。



図 3 Apple TV の設定



図 4 AirPlay



図 5 HDMI ケーブル接続

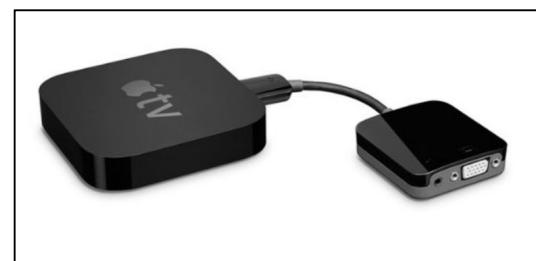


図 6 VGA アダプタ

従来のプロジェクターは映像入力が VGA 端子 (D-Sub15 ピン) であるものが多く、HDMI を接続する

には、変換アダプターが必要になる。図6はApple TVをVGA入力機器で使用するためにKanex ATV Pro KNX-OT-000005を接続したものを見ている。VGA端子は映像のみ表示することになるので、音声は、変換アダプターからスピーカーへ出力することで、HDMI接続と同様に使用することができる。

2. Bluetooth機器

Bluetooth SIG(Special Interest Group)のウェブサイトには、スエーデンの企業エリクソンが最初に開発した無線規格で、様々な機器を結びつけるということで、10世紀のノルウェー、スエーデン、デンマークを統合した国王Harold Bluetoothに由来しているというのである。図7に示すBluetoothロゴは、Harold Bluetoothのルーン文字³によるイニシャルを組み合わせたものに由来している。

①スピーカー

iPad、iPhoneのスピーカーでは、音質と音量に限界がある。従来はケーブルでアンプのついた機器に接続して音声を增幅していたのであるが、Bluetoothスピーカーを使用すると音質、音量を上げられるだけでなく、ケーブルに拘束されることなく10メートル以上離れて音声を送ることができる。現在実験的に使用しているのが、Bose SoundLink Mini Bluetooth speakerである。従来、音声教材の再生にCDプレーヤーを使用していたが、図8に示すようにコンパクトなスピーカーであり、50人規模の教室までも対応できる。ただし、iPhone、iPadと一緒に組み合わせて使用するには、コンピュータ上でiTunesに音声ファイルを取り込み、iPad、iPhoneをiTunesと同期させ、使用するiPhone、iPadにファイルを保存しておく必要がある。これらのファイルはiPad、iPhone上では、ミュージックファイルとして扱われる。

②キーボード

iPhone、iPadで文字入力はやりづらいものである。Apple TVへ接続した状態での文字入力を簡単にするのが、Bluetoothのキーボードである。この規格のキーボードもワイヤレス接続であるので、教室のどこからでも操作でき、様々な可能性が考えられる。Bluetoothのキーボードには各種あるが、iPad、iPhone、Apple TVで使用することを前提とし、キーのピッチが通常のキーボードと同サイズという視点で選ぶことが妥当である。現在実



図7 Bluetoothロゴ



図8 左から iPhone、Bluetoothスピーカー、iPad mini



図9 左から iPhone、Bluetoothキーボード、iPad mini

験的に使用しているのが、図9で示すApple Wireless Keyboard MC184J/Bである。

(3) ソフトウェア

1. Keynote + iCloud (プレゼンテーション)

PowerPointで作成したプレゼンテーション資料をiPad、iPhoneを使ってApple TVでスライドを表示するには、KeynoteとiCloudの組み合わせが有効である。Keynoteは、App StoreからiPad、iPhoneへダウンロードするアプリケーションである。iCloudは、ブラウザ上で操作できるクラウドである。実際の操作は以下のとおりとなる。コンピュータ上で、PowerPointでファイルを作成し、コンピュータへ保存する。ブラウザ(Internet Explorerなど)からiCloud(<https://www.icloud.com/>)へアクセスする。図10に示すように、Apple IDとパスワードを入力し、サインインする。いくつかのアイコンが表示されるが、「Keynote」をクリックする。図11に示す、iCloud Keynoteページが表示されるので、コンピュータに保存されていたPowerPointファイルをこのページ上へドラッグする。容量の大きなファイルであれば、右上の歯車のマーク、「プレゼンテーションをアップロード」をクリックし、アップロードするファイルを選択する。



図10 iCloudサインイン



図11 iCloudのkeynoteページ ファイルの管理はここで行う

iPad、iPhoneでKeynoteを立ち上げると、図11で示したのと全く同じiCloud Keynoteのページが表示される。使用するファイルをタップすることで、プレゼンテーションを始めることができる。ただし、Keynoteが持っていないフォントについて、図12に示す警告画面が表示される。この問題を避けるにはPowerPointファイルを作成する段階で、一般的なフォントに修正しておく必要がある。ただし、このような警告が出ても、「完了」をタップすればプレゼンテーションファイルを表示することができる。

2. Pages + iCloud (文書作成)

Wordで作成した文章を教室で提示するときなどに有効な組み合わせである。前述のKeynoteと同様コンピュータ上で作成したファイルをiCloudにドラッグすることで、iPad、iPhoneで閲覧、編集が可能となる。ピンチアウト(タッチパネルに2本の指を乗せ拡大する操作)することで、スクリーン上に文

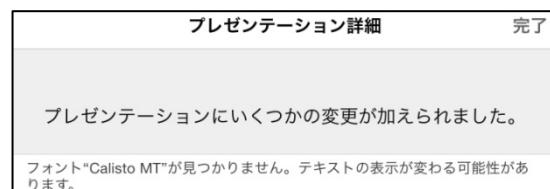


図12 Keynoteでのフォントに関する警告

字を大きく表示することができる。Keynote と同様、Pages で表示できるフォントが Word とは異なるので、あらかじめ共通のフォントを使用しておくことで、元ファイルどおりの表示を保つことができる。

3. Quickoffice + Google ドライブ（多種ファイル保存、作成、閲覧）

iCloud がファイルを Keynote、Pages、Numbers といったアプリケーション別に共有させるのに対して、Google ドライブはファイルを選ばずアップロードすることができる。それゆえ、PDF、画像、動画など多くのファイルをクラウド上に置き、iPad、iPhone で開くことが可能である。図 13 は、Google ドライブにドラッグされて保存されたファイルを示している。ファイルの種類は、PDF、Google ドキュメント、JPEG、Word、MPEG-4、

PowerPoint といったように多彩である。また、アプリケーション、クラウドの使用とも無料である。

PowerPoint ファイルを Google ドライブに保存す

ると、背景、文字の色などがオリジナルと大きく異なってしまうこともある。そのため、Quickoffice でプレゼンテーションを行うのであれば、「Google Drive for PC」をコンピュータにインストールする。次に Google Slides でファイルを作成し、Google ドライブに保存し、iPad で Quickoffice を使って開けば、問題なくプレゼンテーションを行うことができる。

なお、コンピュータに Google ドライブをインストールする手順は以下のとおりである。

- Google アカウントを取得する
 - ブラウザーで Google ドライブにアクセスし、ログインする
 - 「Download Google Drive for PC」をクリックし、プログラムをインストールする
 - Google Drive for PC をインストールすると、デスクトップ上に Google ドライブのショートカットが出来上がるとともに、「Google Slides、Docs、Sheets」といったアプリケーションもインストールされる。
- この手順は以下の図 14 に示しておく。

整理 ▾	ライブラリに追加 ▾	共有 ▾	書き込む	新しいフォルダー
お気に入り	名前	更新日時	種類	サイズ
ダownload	2013-handbook.pdf	2013/10/24 14:40	Adobe Acrobat ...	3,907 KB
デスクトップ	desktop.ini	2013/11/25 18:20	構成設定	1 KB
最近表示した場所	Google docs.gdoc	2010/11/17 14:37	Google ドキュメ...	1 KB
Google ドライブ	Img049.jpg	2013/11/19 14:20	JPEG イメージ	176 KB
ライブラリ	Steve Jobs Stanford speech transcript.docx	2013/07/22 16:11	Microsoft Word ...	19 KB
ドキュメント	ショート1.mp4	2013/10/31 12:24	MPEG-4 ファイル	34,052 KB
	大人のための英語講座配布資料22.pptx	2013/11/25 18:31	Microsoft Power...	2,369 KB

図 13 コンピュータ上の Google ドライブ



図 14 インストール手順 デスクトップ上に Google ドライブ、Slides、Docs、Sheets ショートカットが出来上がる

4. Doceri (ホワイトボード) + Apple TV

Doceri は、もともと教育用に開発されたインターラクティブホワイトボードである。従来からの黒板もインターラクティブホワイトボードも教師は教室の前に拘束されていた。Doceri は、教師の立つ位置を制限することなく、教室を自由に歩き回り、学生の様子を見ながら、あるいは学生に参加させながら授業を進めることができる。必要な機材は、iPad + Apple TV + プロジェクター（大型液晶テレビ）ということになる。また、Doceri での板書は、録画することが可能であり、教材提示の多様化にも貢献するものである。Doceri では、iPad にある画像を挿入し、手書き文字を書き加えていくこと、図 15 で示すように、Background Patterns が多様で、地図関係、音楽の五線紙などがあり、様々な授業で活用していくことができる。描画は、ペン、スプレー、マーカー、直線、図形など太さと色を選ぶことができるようになっている。なお、Doceri は iPad 上の Apple Store から無料でダウンロードすることができる。



図 15 左：多彩なバックグラウンドパターン 中：地図にマーカーを使用 右：描画ツールの設定

5. Board Cam (書画カメラ) + Apple TV

iPad のカメラ機能に Apple TV 接続すれば、書画カメラとなる。従来の書画カメラとの大きな違いは、教師が iPad を持ちながら、教室内の様々な事物を映し出せることである。机間を歩きながら、学生たちの進捗状況、それぞれの解答、作品などをスクリーンで紹介することができる。さらに、Board Cam というアプリケーションでは、単にカメラ画像をリアルタイムに映し出すだけでなく、ポインターでの指示、描画、線引きを画像上で行うことができる。また、その過程を録画し、動画として保存することができる。なお、書籍、新聞などを撮影するときは、図 16 に示すように、iPad スタンドを準備すると手振れによる画像の乱れを防ぐことができる。

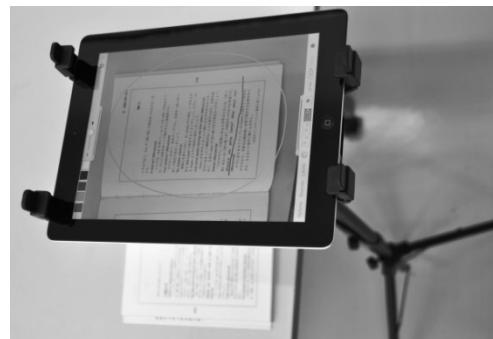


図 16 iPad スタンドで書籍ページを投影

6. Penultimate (ノート) + Evernote (ノート管理) + Apple TV

Penultimate は、Doceri と同様にホワイトボードの機能を持っている。ノートとしての機能を持っており、複数の教材を別々のノートとして保存することができる。そういった点では、リアルタイムで白紙の状態から書き込むのではなく、準備していたノートにマーカーを引く、メモ書きをするなどの使い方

が効果的であると考えられる。また、Evernote は、クラウドを活用したノート管理ソフトであり、Penultimate は、Evernote の機能の一部となっている。いく通りかの使い方が想定されるが、Evernote をコンピュータにインストールすれば、Evernote をとおして、Penultimate のノートをコンピュータで管理することもできる。

おわりに

Apple TV を使った可能性について詳細に検討してきたが、接続が HDMI ということで、プロジェクターなどの従来からある資産を生かせないことも想定される。そこで、Apple TV を使用せずに iPad、iPhone を活用する方法を紹介しておくことにする。まず、D-sub15 ピンのプロジェクター端子に優先で接続するには、「Lightning-VGA アダプタ」を使用する。このアダプタは映像のためのものなので、音声を再生するには、Bluetooth スピーカを使用するか、音声ケーブルでアンプに入力する必要がある。プロジェクタ、テレビなどに HDMI 端子があれば、「Lightning-Digital AV アダプタ」で有線接続する。この場合、音声も同時に出力される。それぞれのアダプタは図 17 に示すものである。

今回、いくつかのクラウドを利用したプログラムを紹介したが、クラウド技術は日々進化と改良があり、どれが最適であるのか検討を継続していく必要がある。今回紹介した以外では、Dropbox、SkyDrive、Shared、Hightail、Box などがある。また、クラウドが WiFi に接続していないオフラインの状態でどうなるのか把握しておく必要がある。インターネット接続が 100 パーセント保障されている環境はどこにも存在していないと考えておくべきである。実験の結果、現状では iCloud から iPad、iPhone へ取り込んだファイルは利用可能である。Google ドライブは、インターネットに依存しているので全く利用することはできない。

以上、iPad、iPhone をいかに教育の現場で活用できるのかということについて述べてきたが、学生との協働を企画していくことも有益ではないかと考えられる。最近、学生たちがスマートフォンで動画を撮影して、コンピュータ上で編集しビデオ作成している様子を見ていると、彼らの発想力の豊かさに感動するときがある。おそらく、今回紹介したいくつかの使用法を学生たちと共有することができれば、授業の活性化であったり、新たな企画を生み出すことができるのではないかと期待する。

註

- 1 「おわりに」を参照のこと
- 2 第 2 世代のプロセッサと解像度は Apple A4 チップ、解像度 720p、毎秒 30 フレーム、第 3 世代が Apple A5 チップ、1080p、毎秒 30 フレームとなっている。(Apple TV 技術資料より)
- 3 rune: any of the characters of certain ancient alphabets, as of a script used for writing the Germanic languages, esp. of Scandinavia and Britain, from c200 to c1200 (*The Random House Dictionary of the English Language*)



図17 VGA (左) HDMI (右) 各アダプター

研究活動の一覧表

1. 本一覧表は、本学が研究機関として教員の研究活動の成果を公にし、今後の研究の発展を期すとともに、教員各自の現時点の到達点を明らかにすることを目的としている。
2. 以下収録したものは、専任教員から提出および報告された資料に基づいて作成したものである。
3. なお、分類は学術研究者の専門部門の順序に従って、学科別に行った。
4. 記載の順序は、著者・論文・芸術活動（作品発表など）、学会・研究会（講演・口頭発表などを含む）の順で、それぞれ、著者名、論文名、発行所または発行機関（学会名、研究会名など）、発表時期を記載した。
5. なお、今回は、2011(平成23)年4月から2013(平成25)年3月までとした。

過去の研究活動については、高田短期大学紀要第14号から隔年で掲載しているので参照されたい。

子ども学科

〈心理学〉 小 池 はるか

著書・論文

『保育者養成シリーズ 保育の心理学 I』(共著) 一藝社 2012(平成24)年4月

「共感性・社会考慮が公共の場における迷惑認知に与える影響」(共著)
『高田短期大学紀要』第30号 2012(平成24)年3月

「保育所と園医との連携の実態と課題」(共著) 『保育と保健』第19巻1号 2013(平成25)年1月

「迷惑行為抑制に関する研究—心理的余裕・共感性が及ぼす影響について—」(単著)
『高田短期大学紀要』第31号 2013(平成25)年3月

「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(1)」(共著) 『高田短期大学紀要』第31号 2013(平成25)年3月

「小学生・中学生・高校生の自己肯定感に関する横断的調査」(共著)
『高田短期大学育児文化研究』第8号 2013(平成25)年3月

学会・研究会

「The Role of Affective States in Interpreting the Thoughtless Behavior of Peers or Acquaintances」(研究発表・共同) The 12th European Congresss of Psychology 2011(平成23)年7月

「後部座席のシートベルト着用の規定因—ベルトの有効性評価と違反の罰則適用のコスト評価が着用頻度と着用の重要性に与える影響—」(研究発表・共同) 日本心理学会第75回大会 2011(平成23)年9月

「ルール形成プロセスに関する縦断的研究(9)」(研究発表・共同)	日本社会心理学会第 52 回大会	2011(平成23)年 9 月
「ルール形成プロセスに関する縦断的研究(10)」(研究発表・共同)	日本社会心理学会第 52 回大会	2011(平成23)年 9 月
「ルール形成プロセスに関する縦断的研究(11)」(研究発表・共同)	日本社会心理学会第 52 回大会	2011(平成23)年 9 月
「幼児のこころの発達」平成 23 年度 〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉(講演・単独) 主催: Mie 保育士人材バンク 於: 高田短期大学		2011(平成23)年10月
「男性の子育てとワーク・ライフ・バランスの課題(2)—共感性及び心理的余裕が育児観・育児行動・配偶者理解に及ぼす影響—」(研究発表・共同) 日本乳幼児教育学会第 21 回大会		2011(平成23)年11月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(1)」(研究発表・共同)	日本保育学会第 65 回大会	2012(平成24)年 5 月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(2)」(研究発表・共同)	日本保育学会第 65 回大会	2012(平成24)年 5 月
「The Moderation of Normative Social Influence by Attitude in Seatbelt Use」(研究発表・共同) The 24th APS Annual Convention		2012(平成24)年 5 月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(3)」(研究発表・共同)	全国保育士養成協議会第 51 回研究大会	2012(平成24)年 9 月
「記述的規範情報がシートベルトの着用に与える影響—記述的規範情報の参照集団の違いが与える影響について—」(研究発表・共同)	日本心理学会第 76 回大会	2012(平成24)年 9 月
「保育所と園医との関わり(1)—アンケート調査からみた園医連携—」(研究発表・共同)	第 24 回日本保育園保健研究大会	2012(平成24)年10月
「保育所と園医との関わり(2)—保育所と園医との連携の課題—」(研究発表・共同)	第 24 回日本保育園保健研究大会	2012(平成24)年10月
「ポジティブ感情・ネガティブ感情への共感のしやすさが迷惑行為の抑制に及ぼす影響」 (研究発表・単独)	日本社会心理学会第 53 回大会	2012(平成24)年11月
「命令的規範と記述的規範の影響過程に関する検討—社会規範と重要度が後部座席のシートベルト着用頻度に与える影響過程—」(研究発表・共同)	日本社会心理学会第 53 回大会	2012(平成24)年11月
〈発達心理学〉 河 崎 道 夫 著書・論文		
「ごっこ遊びをおもしろく豊かに2 一ごっこの中の実行行為で対象世界と豊かに交渉するー」 (单著) 『現代と保育』 第 80 号 p. 145-159 ひとなる書房		2011(平成23)年 7 月

研究活動一覧表

『子どもの発達と学童保育』(共著) 「第2章遊びを豊かに ー学童保育における遊びの理論と実際ー」	福村出版	2011(平成23)年10月
「ごっこ遊びをおもしろく豊かに3 ーごっここの多様性の根拠としての対象世界ー自然・半自然・屋外・屋内ー」(単著)	『現代と保育』第81号 p.138-159 ひとなる書房	2011(平成23)年11月
「自然に共同で『対峙』する ー共同・共感と憧れの人間関係をー」(単著)	『季刊保育問題研究』253号 p.8-21 新読書社	2012(平成24)年2月
「ごっこ遊びをおもしろく豊かに4 ー代理物の具体性はいらなくなるのか? ヴィゴツキー説の検討ー」(単著)	『現代と保育』第82号 p.142-161 ひとなる書房	2012(平成24)年3月
「ごっこ遊びをおもしろく豊かに5 ーごっこの中で代理物の具体性のもつ意味ー」(単著)	『現代と保育』第83号 p.149-162 ひとなる書房	2012(平成24)年7月
「ごっこ遊びをおもしろく豊かに6 ーごっこのはじまりと解放性ー」(単著)	『現代と保育』第84号 p.148-160 ひとなる書房	2012(平成24)年11月
「ごっこ遊びをおもしろく豊かに7 ー「ごっこ遊びから」と「ごっこ遊びへ」とー」(単著)	『現代と保育』第85号 p.148-159 ひとなる書房	2013(平成25)年3月
学会・研究会		
RT:「実践知から発達研究へ—保育現場からどう学ぶかー」(コメントーター)	第23回日本発達心理学会	2012(平成24)年3月
RT:「『遊びを通して』の意味を問う」(話題提供者)	第22回日本乳幼児教育学会	2012(平成24)年12月
〈教育学〉 寶來敬章 著書・論文		
Journal of Asian Vocational Education and Training , “The Professional Ethics for Teachers: Analyzing the Incidents of Personal Information Leakage”, (共著) Asian Academic Society for Vocational Education and Training		2011(平成23)年12月
『新版 保育者論』(共著) 「第2章 保育者の社会的位置づけ」	一藝社	2013(平成25)年3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組み ー『親子でやさい天国』の活動よりー」 (共著)	『高田短期大学育児文化研究』第8号	2013(平成25)年3月
学会・研究会		
“ Analyzing the Lesson as Pre-Service Teacher Education in a Teacher Training Course of the Institute” (研究発表・共同) The World Association of Lesson Study International Conference 2011		2011(平成23)年11月
“The Impact of Computer Assisted Instruction (CAI) in Classroom Practices: Cases of California Charter Schools” (研究発表) The World Association of Lesson Study International Conference 2011		2011(平成23)年11月

「保育における現状と課題」平成24年度〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演) 主催: 津市教育委員会・高田短期大学	2012(平成24)年6月
“Job consciousness of pre-service and in-service teachers: Based on a comparative study of Lesson Studies in Japan and Philippines”(研究発表・共同) The World Association of Lesson Study International Conference 2012.	2012(平成24)年11月
〈教科教育・体育〉柳瀬慶子 著書・論文	
『『走の運動遊び』における協同的な学びに関する実践的研究』(単著) 『高田短期大学紀要』第30号	2012(平成24)年3月
「表現運動における協同的な学びに関する研究」(共著) 『三重大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第32号	2012(平成24)年3月
『体育好きの子どもを育てる小学校体育科実践事例集』(共著) 四日市市教育委員会・四日市市運動能力体力向上推進委員会・ 三泗小学校体育科教育研究協議会	2012(平成24)年3月
『「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上学校支援事業 子どもに経験させたい運動の世界20』(共著) 三重県教育委員会事務局スポーツ振興室・三重大学教育学部保健体育科教育学研究室	2012(平成24)年3月
「親子を対象とした食育支援活動における保育学生の意識と学びに関する研究」(共著) 『高田短期大学紀要』第31号	2013(平成25年)3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組みー『親子でやさい天国』の活動よりー」(共著) 『高田短期大学育児文化研究』第8号	2013(平成25年)3月
学会・研究会	
「子どもが夢中になる表現運動・表現リズム遊び～運動会の表現運動指導に向けて」(講師・単独) 紀北教育研究所	2011(平成23)年7月
「子どもが夢中になる表現運動・ダンスの授業づくり」(講師・単独) 津市立南が丘小学校・津市学びの会	2011(平成23)年8月
「子どもが夢中になる表現運動・ダンスの授業づくり」(講師・単独) 松阪市子ども支援研究センター	2011(平成23)年8月
「体育における協同的な学び」(講師・共同) 三重県小学校体育研究会	2011(平成23)年8月
「小学校の運動会ダンス指導に関する一考察」(研究発表・単独) 三重県学校保健学会第19回大会	2011(平成23)年11月
「子どものからだの成長と運動遊び」平成23年度〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演・単独) 主催: 津市教育委員会・高田短期大学	2011(平成23)年11月

研究活動一覧表

「保育実技・表現」〈平成23年度再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉(講師・共同)	主催: Mie 保育士人材バンク 於: 高田短期大学	2011(平成23)年11月
「体育実技研修会」(講師・共同)	津市学びの会	2011(平成23)年12月
「かかわりあいをつくる運動遊び・身体表現遊び」(講師・単独)	亀山市教育研究室	2012(平成24)年1月
「からだであそぼう!」(講師・単独)	明和町立旭ヶ丘幼稚園親子ふれあい参観	2012(平成24)年1月
「体育実技研究」(講師・共同)	津市学びの会	2012(平成24)年4月
「『のり』や『なりきり』を大切にした表現運動・ダンスの授業づくり」(講師・単独) 鳥羽・志摩教育研究会保健体育科部会		2012(平成24)年6月
「リズムにのってつくろう! ‘わ’」(講師・単独)	四日市市適応指導教室(ふれあい教室)	2012(平成24)年6月
「子どものからだを育む運動遊び」(講師・単独)	松阪市子ども支援研究センター	2012(平成24)年6月
「子どもと運動遊び」平成24年度〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演・単独) 主催: 津市教育委員会・高田短期大学		2012(平成24)年7月
「子どもが夢中になる表現運動・ダンスの授業づくり」(講師・単独) 伊賀市教育研究センター		2012(平成24)年7月
「『子どもに経験させたい運動の世界20』の活用について」(講師・共同) 三重県教育委員会(三重県北勢地区対象 於: 三重県立特別支援学校北勢きらら学園)		2012(平成24)年8月
「『子どもに経験させたい運動の世界20』の活用について」(講師・共同) 三重県教育委員会(三重県南勢地区対象 於: 玉城町立田丸小学校)		2012(平成24)年8月
「子どもが夢中になる表現運動・ダンスの授業づくり」(講師・共同)	津市学びの会	2012(平成24)年8月
「表現運動・表現リズム遊びの授業づくり—運動会のダンス『練習』を問う—」(講師・共同) 三重県小学校体育研究会		2012(平成24)年8月
「からだでつながろう みんなの‘わ’」(講師・単独) 津市雲林院社会教育推進委員会主催津市雲林院地区夏休み親子教室		2012(平成24)年8月
「新学習指導要領を踏まえたこれからのダンス指導」(講師・共同)	四日市市教育委員会	2012(平成24)年8月
「授業研究会(志摩市立東海中学校1学年保健体育科授業)」(助言・単独) 鳥羽・志摩教育研究会保健体育科部会		2012(平成24)年10月
「子どもが夢中になる運動遊び・身体表現遊び」(講師・単独) 津市保育所教員研修会 3才児保育研修会		2012(平成24)年11月
「子どもの教育方法 身体表現教育方法について —身体表現の教育内容と実践方法を学ぶ—」 〈文部科学省認定「高田短期大学教員免許状更新講習会」〉(講演・共同)		2012(平成24)年11月

- 「リズムにのってなりきってつくろう！みんなの‘わ’」(講師・単独)
四日市市適応指導教室(ふれあい教室) 2012(平成24)年11月
- 〈小児保健・健康教育〉 宮 崎 つた子
著書・論文
- 「A self-assessment instrument for nurses to grasp problems perceived by adolescents hospitalized with chronic diseases Instrument development, reliability, and validity」(共著)
『思春期学』 vol. 30(1) 2012(平成24)年3月
- 「乳幼児の健康管理に関する研究—子どもの発熱に対する親の対処行動—」(共著)
『高田短期大学育児文化研究』 第7号 2012(平成24)年3月
- 「保育所における保護者支援のあり方に関する一考察」(共著)
『高田短期大学紀要』 第30号 2012(平成24)年3月
- 「『妊娠期からの子育てネットワークの構築事業』実施報告書」(共著)
平成23年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業 2013(平成25)年3月
- 「『鈴鹿市マイ保育ステーション』運用マニュアル」(共著)
平成23年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業 2013(平成25)年3月
- 「やさしく学ぶシリーズ 『観察の重要性』」(監修)
一藝社 2013(平成25)年3月
- 「やさしく学ぶシリーズ 『バイタルサインの測定』」(監修)
一藝社 2013(平成25)年3月
- 「やさしく学ぶシリーズ 『感染予防』」(監修)
一藝社 2013(平成25)年3月
- 「やさしく学ぶシリーズ 『緊急時の対応』」(監修)
一藝社 2013(平成25)年3月
- 「やさしく学ぶシリーズ 『食事時の危険防止』」(監修)
一藝社 2013(平成25)年3月
- 「やさしく学ぶシリーズ 『介護予防』」(監修)
一藝社 2013(平成25)年3月
- 「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究」(共著) 『高田短期大学紀要』 第31号 2013(平成25)年3月
- 「入院中の思春期男子への看護介入において女性看護師が認識する困難」(共著)
『思春期学』 vol. 31(1) 2013(平成25)年3月
- 「『福祉・介護支援者の人材育成振興事業』 実施報告書」(共著)
平成24年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業 2013(平成25)年3月
- 学会・研究会
- 「乳幼児の健康管理に関する親の認知と対処行動に関する研究」(研究発表・共同)
第64回日本保育学会:玉川大学 2011(平成23)年5月
- 「保護者支援のあり方に関する一考察(1)－保育園乳児クラスの調査－」(研究発表・共同)
第64回日本保育学会:玉川大学 2011(平成23)年5月

研究活動一覧表

「保護者支援のあり方に関する一考察(2)－保育園幼児クラスの調査－」(研究発表・共同)	第 64 回日本保育学会:玉川大学	2011(平成23)年 5 月
「慢性疾患児の復学支援に対する看護師の認識」(研究発表・共同)	第 58 回日本小児保健協会学術集会:名古屋国際会議場	2011(平成23)年 9 月
「Improvement of living rhythm of young children in Japan: Development of educational practical project」(研究発表・共同)	NET2011 Conference 23rd International Networking for Education in Healthcare Conference : University of Cambridge, United Kingdom.	2011(平成23)年 9 月
「乳幼児の成長発達と家庭教育の実践」平成 23 年度 〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演)	主催: 津市教育委員会・高田短期大学	2011(平成23)年10月
「乳幼児の体の発達と健康管理」平成 23 年度 〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉	主催: Mie 保育士人材バンク 於: 高田短期大学	2011(平成23)年10月
「妊娠期からの子育て支援-A 保育所・センターの実践から-」(研究発表・共同)	第 65 回日本保育学会: 東京家政大学	2012(平成24)年 5 月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(1)」(研究発表・共同)	第 65 回日本保育学会: 東京家政大学	2012(平成24)年 5 月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(2)」(研究発表・共同)	第 65 回日本保育学会: 東京家政大学	2012(平成24)年 5 月
「心豊かな子育てと生活環境—子どもの成長発達と基本的習慣—」(みえアカデミックセミナー 2012) (講演)	主催: 三重県内高等学校教育機関・三重生涯学習センター 於: 三重県総合文化会館	2012(平成24)年 7 月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(3)」(研究発表・共同)	全国保育士養成協議会第 51 回研究大会: 京都文教短期大学	2012(平成24)年 9 月
「慢性疾患有もち特別支援学校に通学する入院中の中学生の復学支援で医療職者に対して担う看護師の役割」(研究発表・共同)	第 31 回日本思春期学会学術集会: 軽井沢プリンスホテルウエスト	2012(平成24)年 9 月
「安心・安全な子育ての環境づくり事業(第 1)」(研究発表・共同)	第 59 回日本小児保健協会学術集会: 岡山コンベンションセンター	2012(平成24)年 9 月
「安心・安全な子育ての環境づくり事業(第 2)」(研究発表・共同)	第 59 回日本小児保健協会学術集会: 岡山コンベンションセンター	2012(平成24)年 9 月
「慢性疾患有もち特別支援学校に通う入院中の中学生の復学支援における看護師の役割」:(研究発表・共同)	第 59 回日本小児保健協会学術集会: 岡山コンベンションセンター	2012(平成24)年 9 月
「子どもの健康と食育 一幼児期の子どもの生活と健康一」(文部科学省認定「高田短期大学教員免許状更新講習会」) (講演)		2012(平成24)年11月

「特別支援学校に通学する中学生をもつ家族への復学支援における看護師の役割」(研究発表・共同)	日本看護科学学会	2012(平成24)年12月
〈保育学・幼児教育学〉 山 崎 征 子 著書・論文		
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究」(共著) 『高田短期大学紀要』第31号		2013(平成25)年3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組み -『親子でやさい天国』の活動より-」(共著) 『高田短期大学育児文化研究』第8号		2013(平成25)年3月
学会・研究会		
「保育士保育指針と保育者の役割」平成23年度〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉(講演・共同) 主催:Mie保育士人材バンク 於:高田短期大学		2011(平成23)年10月
「揺れる保育環境と家庭教育」平成23年度〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演) 主催:津市教育委員会・高田短期大学		2011(平成23)年10月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(1)」(研究発表・共同) 第65回日本保育学会:東京家政大学		2012(平成24)年5月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(2)」(研究発表・共同) 第65回日本保育学会:東京家政大学		2012(平成24)年5月
「大学による地域の保育者再就職支援の調査研究(3)」(研究発表・共同) 全国保育士養成協議会第51回研究大会:京都文教短期大学		2012(平成24)年9月
「安心・安全な子育ての環境づくり事業(第1)」(研究発表・共同) 第59回日本小児保健協会学術集会:岡山コンベンションセンター		2012(平成24)年9月
「安心・安全な子育ての環境づくり事業(第2)」(研究発表・共同) 第59回日本小児保健協会学術集会:岡山コンベンションセンター		2012(平成24)年9月
「家庭保育」開設のための研修講座	名張市子ども家庭課	2012(平成24)年5月
三重県保育総合研修会講師	私立保育園協会・三重県社会福祉協議会 (2011/2012)	平成23/24年6月
津市立保育士研修会5歳児部会講師	津市施設長会 (2011/2012)	平成23/24年6月
三重県幼稚園カリキュラム集中研修会講師	三重県幼稚園協会 (2011/2012)	平成23/24年12月
「幼児教育と保育指導法」〈文部科学省認定「高田短期大学教員免許状更新講習会」(講演)〉		2012(平成24)年11月
〈保育学〉 小 菅 千恵子 著書・論文		
「大学における子育て支援の一考察 ーおやこひろばたかたんの実践を通した子育て支援のあり方ー」(共著) 『高田短期大学育児文化研究紀要』第8号		2013(平成25)年3月

研究活動一覧表

「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組み ー『親子でやさい天国』の活動よりー」(共著)	『高田短期大学育児文化研究紀要』第8号	2013(平成25)年3月
「子育ち支援のための事例研究」(共著)	『平成24年度津市委託事業研究事業報告書』	2013(平成25)年3月
学会・研究会		
保護者会講演「お母さんと子どものよい関係づくり」	川越町立中部保育所	2012(平成24)年5月
「乳幼児のあそび」 平成24年度 〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉 (講演) 主催: 津市教育委員会・高田短期大学		2012(平成24)年7月
「親子のふれあいあそび」 平成24年度 〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉 (講演) 主催: Mie 保育士人材バンク 於: 高田短期大学		2012(平成24)年10月
〈保育・幼児教育学〉 上 村 昰		
著書・論文		
新・保育士養成カリキュラム 『保育士を目指す人の福祉施設実習』(共著)	みらい	2011(平成23)年4月
『考え方実践する教育・保育実習』(共著)	保育出版社	2011(平成23)年8月
「保育者養成段階における保育実践力に関する一考察(1)」(単著) 『高田短期大学紀要』第30号		2012(平成24)年3月
「保育学生の子ども理解を育む取り組みに関する一考察(2) ー子ども発見ノートを中心にー」 (共著) 『高田短期大学紀要』第30号		2012(平成24)年3月
「地域と協働する保育者養成校のあり方に関する一考察 ー子育て支援ネットワーク構築を目指した事業参画を通してー」(共著) 『育児文化研究紀要』第7号		2012(平成24)年3月
『保育実践を学ぶ保育内容「人間関係」』(共著)	みらい	2013(平成25)年3月
「保育者養成段階における保育実践力の向上に関する実証的研究 ー視聴覚教材を活用した子ども理解の深化と省察プロセスの体得を目指した取組ー」(単著) 『保育士養成研究』第30号		2013(平成25)年3月
「保育者養成段階における保育実践力に関する一考察(2)」(単著) 『高田短期大学紀要』第31号		2013(平成25)年3月
「幼児の人間関係構築プロセスに関する一考察(1) ー3歳児の「学びの物語」に着目してー」 (単著) 『育児文化研究紀要』第8号		2013(平成25)年3月
学会・研究会		
「学生の保育実践力向上を目指してⅡ ~遊びを想像する取組から~」(研究発表・単独) 日本保育学会 第64回大会		2011(平成23)年5月
「若手保育者の保育観を拡げる取組 ~事例に基づいた語りを通して~」(研究発表・共同) 日本保育学会 第64回大会		2011(平成23)年5月

「保育学生の子ども理解を育む取り組み(2)」(研究発表・共同)	日本保育学会 第64回大会	2011(平成23)年5月
「親子がつながりあう遊び」〈高田短期大学保育セミナー〉(講師)	高田短期大学	2011(平成23)年7月
「学生の育ちを中心とした保育所実習の実際と課題～実習担当教員に求められる責務とは～」(話題提供・単独)	全国保育士養成セミナー 第50回大会	2011(平成23)年9月
亀山市教育委員会家庭教育力活性化支援事業 「親子でいっぱい遊ぼう」(講演)	亀山市教育委員会(亀山市関子育て支援センター)	2011(平成23)年11月
伊賀市社会福祉事業協会子育て支援講座「遊びを通して親子がつながりあう意義」(講演)	伊賀市社会福祉事業協会(曙保育園)	2011(平成23)年11月
「保護者支援と地域連携の意義と実際」平成23年度〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉(講演)	主催:Mie保育士人材バンク 於:高田短期大学	2011(平成23)年11月
「子育て支援社会ネットワーク構築への課題(1)」(研究発表・共同)	日本乳幼児教育学会 第21回大会	2011(平成23)年12月
「親子で触れ合おうつながろう」平成23年度〈高田短期大学育児文化研究センター〉『おやこひろばたかたん』子育て講座	主催:高田短期大学育児文化研究センター 於:高田短期大学	2012(平成24)年1月
「学生の子育て支援に対する意識と実際」(研究発表・単独)	日本発達心理学会 第23回大会	2012(平成24)年3月
「実習現場が保育者養成段階に期待する保育実践力の検証」(研究発表・単独)	中部教育学会 第61回大会	2012(平成24)年6月
名張市幼保研修会「子どもの心を感じるとは 一子ども理解を中心に一」(講演)	名張市子ども部保育幼稚園室(名張市役所)	2012(平成24)年8月
「保育を構造的に見つめる視点の獲得を目指した取り組み」(研究発表・単独)	全国保育士養成協議会 第51回研究大会	2012(平成24)年9月
亀山市子育て支援講座講師「心地よい親子関係構築を目指して 一親子がつながるふれあい遊びー」(講演)	亀山市教育委員会(亀山市総合保健福祉センターあいあい)	2012(平成24)年9月
「子育て支援社会ネットワーク構築への課題(2)」(研究発表・単独)	日本乳幼児教育学会 第22回大会	2012(平成24)年12月
みえ社会福祉協議会「保育所第三者評価委員保育アドバイザー」	みえ社会福祉協議会	2013(平成25)年1月
「子育て支援社会ネットワーク構築への課題(3)一子ども・保護者・親子関係の変容に着目してー」(研究発表・単独)	日本発達心理学会 第24回大会	2013(平成25)年3月
〈教科教育・音楽〉三宅啓子 著書・論文		

研究活動一覧表

「子どもに伝えたい童謡・唱歌への想い」(単著)	高田短期大学『高田短期大学子ども学科年報』第6号	2012(平成24)年2月
『幼児音楽テキストI・II』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2012(平成24)年3月
「三重県における子育て支援の現状と今後の子ども・子育て新システムの問題点」(共著)	『高田短期大学育児文化研究』第7号	2012(平成24)年3月
「保育学生の音楽表現技能と幼児の音楽活動の連動性—保育実践力の向上を目指した音楽基礎技能『器楽法』授業実践からー」(共著)	『高田短期大学紀要』30号	2012(平成24)年3月
『新訂 幼児音楽教育ハンドブック』(共著)	音楽之友社(全国大学音楽教育学会編)	2012(平成24)年4月
『日本の子どもの歌』(共著・協力)	音楽之友社(全国大学音楽教育学会編著)	2013(平成25)年3月
『子どもと音楽I・II』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2013(平成25)年3月
『調査結果報告—保育の場での鍵盤楽器(ピアノ・オルガン)を使った音楽活動に関するアンケートー』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2013(平成25)年3月
「大学による地域の保育者再就職支援—先行研究レビューを通してー」(共著)	高田短期大学『高田短期大学紀要』第31号	2013(平成25)年3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組みー親子でやさい天国の活動よりー」(共著)	『高田短期大学育児文化研究』第8号	2013(平成25)年3月
芸術活動		
「[Luna Music Concert vol. II 手をつなごう～親・子からはじまる微笑みの歌～]～伝えたい心のメッセージ～」(共同演奏会/企画・出演—ソプラノ)	ルナ子育て音楽研究グループ代表者 於:津リージョンプラザ『お城ホール』	2012(平成24)年11月
学会・研究会		
「乳幼児の音楽表現遊びと表現技術」平成23年度<再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座>(講演)	主催:Mie保育士人材バンク 於:高田短期大学	2011(平成23)年11月
「子どもと楽しむ歌あそび・リズムあそび」平成23年度〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演)	主催:津市教育委員会・高田短期大学	2011(平成23)年11月
「親子で楽しむリトミックあそび」平成23年度<高田短期大学育児文化研究センター>『おやこひろばたかたん』子育て講座(講演)	主催:高田短期大学育児文化研究センター 於:高田短期大学	2012(平成24)年2月
「大学による地域の保育者再就職支援—先行研究レビューを通してー」(共同研究発表)	日本保育学会第65回大会『発表要旨集』	2012(平成24)年5月
「イメージを豊かにする4歳児の表現活動について—楽器による聴覚的音楽の関わりを通してー」(講演)	主催:津市保育所施設長連絡協議会 [4歳児保育研修会] 於:サンデルタ香良洲	2012(平成24)年6月

「感じる心・考える力と創造性を育てる5歳児の表現活動について—歌あそび・集団遊びの主体的な音楽表現活動を通して—」(講演)	主催：津市保育所施設長連絡協議会 [5歳児保育研修会] 於：サンデルタ香良洲	2012(平成24)年7月
「心豊かな子育てと生活環境—歌のある生活と子育て—」<みえアカデミックセミナー2012>(講演)	主催：三重県内高等教育機関・三重生涯学習センター 於：三重県総合文化会館	2012(平成24)年7月
「心や生活の中で育つ0.1歳児の表現活動について—子守歌・わらべ歌・触れ合い遊びなどの音楽表現活動を通して—」(講演)	主催：津市保育所施設長連絡協議会 [0.1歳児保育研修会] 於：サンデルタ香良洲	2012(平成24)年8月
「保育表技術の内容と習得方法についての課題検討—保育所と養成校での鍵盤楽器技術に関する現状から—」(共同研究発表)	全国保育士養成協議会 第51回研究大会 『研究発表論文集』	2012(平成24)年9月
「生活や遊びの中における3歳児の表現活動について—うたう活動・うごく活動の指導援助方法をめぐって—」(講演)	主催：津市保育所施設長連絡協議会 [3歳児保育研修会] 於：久居中央公民館	2012(平成24)年10月
「2歳児の表現活動について—ひとりで・仲間で楽しむ表現遊びの指導法援助方法をめぐって—」(講演)	主催：津市保育所施設長連絡協議会 [2歳児保育研修会] 於：サンデルタ香良洲	2012(平成24)年10月
「子どもの教育方法 音楽表現方法について—表現者としての音楽表現活動の実践を学ぶ—」〈文部科学省認定「高田短期大学教員免許状更新講習会」〉(講演)		2012(平成24)年11月
シンポジウム：「教師としての育ちと学びを考える—更新講習の意義と役割の検討を手掛かりとして—」(分科会一司会・進行／全体会まとめ発表)	主催：鈴鹿短期大学(三重県教員免許状更新講習連絡協議会幹事校) 於：鈴鹿短期大学国際文化ホール	2013(平成25)年2月
「親子で楽しむ音楽遊び—お母さんといっしょにラッタッター」平成24年度<高田短期大学育児文化研究センター>『おやこひろばたかたん』子育て講座(講演)	主催：高田短期大学育児研究文化センター 於：高田短期大学	2013(平成25)年2月
〈教科教育・音楽〉 福 西 朋 子 著書・論文		
「保育学生の音楽表現技能と幼児の音楽活動の連動性—保育実践力の向上を目指した音楽基礎技能『器楽法』授業実践から—」(共著)	『高田短期大学紀要』第30号	2012(平成24)年3月
「大学における子育て支援ひろばについて—育児文化研究センター事業『おやこひろばたかたん』開設にあたって—」(共著)	『高田短期大学育児文化紀要』第7号	2012(平成24)年3月
『子どもと音楽I・II』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2013(平成25)年3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組み—『親子で野菜天国』の活動より—」(共著)	『高田短期大学育児文化紀要』第8号	2013(平成25)年3月

研究活動一覧表

『調査結果報告 ー保育の場での鍵盤楽器(ピアノ・オルガン)を使った音楽活動に関するアンケートー』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2013(平成25)年3月
芸術活動		
「『Luna Music Concert vol. II 手をつなごう～親・子からはじまる微笑みの歌～』～伝えたい心のメッセージ～」(共同演奏会/出演一ピアノ伴奏) ルナ子育て音楽研究グループ 於：津リージョンプラザ『お城ホール』		2012(平成24)年11月
学会・研究会		
「子育ち・子育てネットワークと保育所の役割」(分科会助言者)	三重県保育総合研修会	2011(平成23)年5月
「育児講演会『親子で楽しむふれあい歌あそび』」(講演)	ゆめが丘保育所	2011(平成23)年11月
「子育て支援の意義と実際」平成23年度〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉(講演) 主催：Mie保育士人材バンク 於：高田短期大学		2011(平成23)年11月
「子育て支援部会研修会『子育て支援の意義と実際』」(講演)	志摩市保育所連絡協議会	2011(平成23)年12月
「子育て支援講座『親子で楽しむふれあいあそび』」(講演)	メシュレいなべ北勢地区	2012(平成24)年3月
「子育て講座『パパとあそぼう』」(講演)	亀山子育て支援センターあいあい	2012(平成24)年3月
「第1回幼保一体化に係るオープンディスカッション」(コメントメンバー)	津市	2012(平成24)年5月
「子どもの育ちと音・音楽遊び」平成24年度〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉(講演) 主催：津市教育委員会・高田短期大学		2012(平成24)年6月
「保育表現技術の内容と習得方法についての課題検討 ー保育所と養成校での鍵盤楽器技術に関する現状からー」(研究発表・共同)	全国保育士養成協議会第51回研究大会	2012(平成24)年9月
「子育て支援講座『親子で楽しむふれあいあそび』」(講演)	メシュレいなべ北勢地区	2013(平成25)年3月
〈教科教育・音楽〉 山 本 敦 子		
著書・論文		
「おばあちゃんの音楽手帖(2)～夢のピアノ～」(単著) 『高田短期大学人間介護福祉学科年報』第6号		2011(平成23)年10月
「親子(乳幼児)を対象とした音楽CDの制作動向」(単著) 『高田短期大学育児文化研究』第7号		2012(平成24)年3月
『子どもと音楽I・II』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2013(平成25)年3月
『調査結果報告 ー保育の場での鍵盤楽器(ピアノ・オルガン)を使った音楽活動に関するアンケートー』(共著)	高田短期大学音楽研究室	2013(平成25)年3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組み ー『親子でやさい天国』の活動よりー」(共著) 『高田短期大学育児文化研究』第8号		2013(平成25)年3月

学会・研究会

「福祉・介護サービスチャレンジ教室「介護者のための歌うリフレッシュ教室」(講演)	高田短期大学人間介護福祉学科	2011(平成23)年11月
「保育実技：表現」平成23年度〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座(講演)	主催：Mie 保育士人材バンク 於：高田短期大学	2011(平成23)年11月
J A三重研究所平成24年度ふらっとほーむコーディネーター養成研修会「親子で一緒にふれあうあそび」(講演)	J A三重中央会	2012(平成24)年7月
「『保育表現技術』の内容と習得方法についての課題検討 一保育所と養成校での鍵盤楽器技術に関する現状から—」(ポスター研究発表・共同)	全国保育士養成協議会第51回研究大会	2012(平成24)年9月
〈家政学〉 鶴 見 裕 子		
著書・論文		
「行事食に関する意識と実態」(単著)	『高田短期大学紀要』第30号	2012(平成24)年3月
「保育者養成短大生の食育実践力育成のための基礎的検討 一入学時の食育に関する意識と食生活実態の関連ー」(単著)	『高田短期大学育児文化研究』第7号	2012(平成24)年3月
「大学における子育て支援ひろばについて 一育児文化研究センター事業『おやこひろばたかたん』開設にあたってー」(共著)	『高田短期大学育児文化研究』第7号	2012(平成24)年3月
「三重県の家庭における正月の行事食」(共著)	『三重短期大学開学60周年記念誌・記念論文集』	2012(平成24)年9月
「幼児の保護者を対象にした食育について」(単著)	『こどもの栄養』第686号	2013(平成25)年2月
「正月の食生活の研究 一正月料理の変化を通してー」(単著)	『高田短期大学紀要』第31号	2013(平成25)年3月
「親子を対象とした食育支援活動における保育学生の意識と学びに関する研究」(共著)	『高田短期大学紀要』第31号	2013(平成25)年3月
「親子の野菜栽培を通した地域貢献の取り組み ー『親子でやさい天国』の活動よりー」(共著)	『高田短期大学育児文化研究』第8号	2013(平成25)年3月
学会・研究会		
「三重県の家庭における正月の行事食」(研究発表・共同)	調理科学会平成23年度大会	2011(平成23)年8月
「保育士養成短大生の行事食に関する意識と現状」(研究発表・単独)	全国保育士養成協議会第50回研究大会	2011(平成23)年9月
「乳幼児の食と栄養」平成23年度〈再就職支援及び幼稚園教諭・保育士資格のスキルアップ講座〉(講演)	主催：Mie 保育士人材バンク 於：高田短期大学	2011(平成23)年10月

研究活動一覧表

「正月の食生活について－正月料理の実施状況と意識の変化－」(研究発表・単独)	日本食生活学会第44回大会	2012(平成24)年5月
「子どもの食生活と栄養」 平成24年度 〈あのつアカデミー家庭教育支援養成講座〉 (講演) 主催: 津市教育委員会・高田短期大学		2012(平成24)年6月
「三重県の家庭における年中行事食」(研究発表・共同)	調理科学会平成24年度大会	2012(平成24)年8月
「保育園児の保護者を対象とした家庭における食育と食生活に関する調査」(研究発表・単独) 全国保育士養成協議会第51回研究大会		2012(平成24)年9月
「子どもの健康と食育－子どもの食と栄養－」(文部科学省認定「高田短期大学教員免許状更新講習会」) (講演)		2012(平成24)年11月
「食育の取り組みについて－福祉職養成の視点から－」(基調講演)	三重県栄養士会生涯学習研修会	2013(平成25)年2月
キャリア育成学科オフィスワークコース		
〈情報処理〉 川喜田 多佳子		
著書・論文		
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年7月
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
「表計算科目の教授法について－やる気と自信を導く『講師力』－」(単著) 『高田短期大学紀要』第31号		2013(平成25)年3月
学会・研究会		
「初心者でも作れる。Wordで作る、地域でつかえるチラシ・ポスター作り」 〈高田短期大学公開講座〉(講師)	高田短期大学	2011(平成23)年10月
「はじめの一歩 Excel2007 入門講座」(講座)	高田短期大学オフィス人材育成学科セミナー	2012(平成24)年1月
「Excelで管理－簡単な表計算とデータ管理－」(高田短期大学公開講座)(講師)	高田短期大学	2012(平成24)年9月
「Word2007 初級」(講座)	高田短期大学オフィス人材育成学科セミナー	2013(平成25)年1月
〈マーケティング・キャリア・地域産業〉 杉 浦 礼 子		
著書・論文		
「レイコ先生の就活アドバイス」就職応援サイト(連載) 三重就職 NAVI No.0~12 四日市商工会議所ホームページ「三重就職 NAVI」		2011(平成23)年4月～ 2012(平成24)年6月

『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年7月
「Consideration of Tea Industrial Marketing by Product Innovation」 International Workshop on Regional Innovation 2011		2011(平成23)年10月
『事例で学ぶ経営学』「魅力ある地域企業経営－三重県－」	五絃舎	2012(平成24)年3月
「未活用資源を活用する茶産業イノベーションの研究」 『日本産業科学学会研究論叢』第17号		2012(平成24)年3月
「短期大学におけるキャリア教育の必要性(その3)」(共著)	『高田短期大学紀要』第30号	2012(平成24)年3月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
『社会体験ワークブック』(共著)	有限会社神戸商大サービス	2012(平成24)年4月
「茶関連業の経営状況および意識の実態把握調査」	三重県茶業会議所	2012(平成24)年8月
「短期大学におけるキャリア教育の必要性(その4)」(共著)	『高田短期大学紀要』第31号	2013(平成25)年3月
「緑茶産業のマーケティング－三重県産緑茶製品に付加する製品情報が消費者に与える影響について－」	『日本産業科学学会研究論叢』第18号	2013(平成25)年3月
「三重県茶産業活性化に向けた消費者と茶生産者の意識調査に関する研究－Study on attitude survey of consumers and producers for activation of Mie Tea Industry－」	三重大学大学院	2013(平成25)年3月
学会・研究会		
「地域を元気にするWL Bについて」	三重県	2011(平成23)年8月
「三重県茶産業イノベーションの可能性の研究」	地域イノベーション学会	2011(平成23)年9月
「Consideration of Tea Industrial Marketing by Product Innovation – “Tea Seed” Approach of Matsuzaka West Region in Mie Prefecture－」	地域イノベーション学に関する国際ワークショップ	2011(平成23)年10月
三重大学F D「三重大学版初年次教育の展開と検証－全学生対象のPBL型教育－」	三重大学	2012(平成24)年2月
「WL B実態調査研究成果発表」	三重県	2012(平成24)年2月、3月
「ワーク・ライフ・バランスの必要性について」	三重県	2012(平成24)年3月
「未活用資源活用による茶産業活性化」	日本産業科学学会 中部部会	2012(平成24)年3月

研究活動一覧表

「企業経営におけるワーク・ライフ・バランスの有効性」	日本産業科学学会 関西支部	2012(平成24)年4月
「継続したキャリアを実現するワーク・ライフ・バランス」	三重キャリア研究会	2012(平成24)年8月
「三重県茶産業のマーケティング戦略」	日本産業科学学会 全国大会	2012(平成24)年8月
「ワーク・ライフ・バランスが経営に与える効果」	連合みえ主催	2012(平成24)年9月
「働くことを軸とする安心社会」	日本労働組合連合会	2012(平成24)年9月
シンポジウムのコーディネーター、パネリスト、講演会講師等 他 49本		
〈財務会計・租税法〉 田 中 薫		
著書・論文		
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年7月
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
〈教育工学〉 鶩 尾 敦		
著書・論文		
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年7月
「グループ学習の効果をあげるためのグループ作り」(単著) 『高田短期大学紀要』第30号		2012(平成24)年3月
「グループ学習の現状とファシリテーターの役割」(共著) 『名古屋女子大学紀要』第58号		2012(平成24)年3月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年4月
「グループ学習におけるファシリテーター役配置の効果」(共著) 『高田短期大学紀要』第31号		2013(平成25)年3月
「グループ学習におけるファシリテーション効果」(共著) 『名古屋女子大学紀要』第59号		2013(平成25)年3月
学会・研究会		
「グループ学習考 大学でのアンケートと授業実践から」(研究発表・単独) 学習支援研究会		2011(平成23)年4月
「キャリアカルテを用いた生涯就職支援システムの構築」(研究実践報告・共同) 高田学苑高田短期大学主催		2011(平成23)年6月

「インターネット活用術」〈高田短期大学公開講座〉(講師)	高田短期大学	2011(平成23)年 7月
「高等教育におけるグループ学習を深めるために(1)アンケート調査結果からの考察」 (研究発表・共同、予稿・共著)	教育工学会第 27 回全国大会	2011(平成23)年 9月
「高等教育においてグループ学習を深めるために(2)リーダーとファシリテーターの役割」 (研究発表・共同、予稿・共著)	教育工学会第 27 回全国大会	2011(平成23)年 9月
「グループ学習におけるファシリテーターの影響(実践概要)」(研究発表・単独)	学習支援研究会	2012(平成24)年 4月
「インターネット活用講座 Twitter 入門 – インターネットを活用しよう！Twitter って何だ？－」〈高田短期大学公開講座〉(講師)	高田短期大学	2012(平成24)年 7月
「グループ学習におけるファシリテーターの影響」(研究発表・共同、予稿・共著)	教育工学会第 28 回全国大会	2012(平成24)年 9月
「グループ学習におけるファシリテーションの有効性」(研究発表・共同、予稿・共著)	教育工学会第 28 回全国大会	2012(平成24)年 9月
〈流通論〉 岡 田 一 範		
著書・論文		
『事例で学ぶ経営学』(共著)	株式会社 五絃舎	2012(平成24)年 3月
学会・研究会		
『地球環境問題とマーケティング』(研究発表)	日本産業科学学会 全国大会	2011(平成23)年 7月
『エコロジカル・マーケティングの現状と展望』(研究発表)	日本商業学会 中部部会	2011(平成23)年10月
〈日本語学・言語学〉 野 呂 健 一		
著書・論文		
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年 4月
「「A と B は友達だ」の解釈について—対称性の観点から」 『日本認知言語学会論文集』第 11 卷	日本認知言語学会	2011(平成23)年 5月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2011(平成23)年 7月
『スキルアップチャレンジノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年 4月
『キャリアデザインノート』(共著)	高田短期大学オフィス人材育成学科	2012(平成24)年 4月
「「～わ～わ」構文の分析」 『日本語文法』13 卷 1 号	日本語文法学会	2013(平成25)年 3月
「日本語リテラシー教育と日本語学との関わり—日本語学的知識は日本語表現能力向上に寄与するか－」 『高田短期大学紀要』31 号 高田短期大学		2013(平成25)年 3月

研究活動一覧表

学会・研究会

「赤いりんご」と「りんごの赤いの」－線条的類像性の観点から－（研究発表）
関西言語学会第37回大会 2012(平成24)年6月

「カテゴリー想起構文としての「Aか何か」」（研究発表） 日本認知言語学会第12回大会 2012(平成24)年9月

〈英語教育〉 畠山義啓

著書・論文

『スキルアップチャレンジノート』（共著） 高田短期大学オフィス人材育成学科 2011(平成23)年4月

『キャリアデザインノート』（共著） 高田短期大学オフィス人材育成学科 2011(平成23)年7月

「英語学習におけるサクセスストーリーの作り方」 『高田短期大学紀要』第30号 2012(平成24)年3月

『キャリアデザインノート』（共著） 高田短期大学オフィス人材育成学科 2012(平成24)年4月

『スキルアップチャレンジノート』（共著） 高田短期大学オフィス人材育成学科 2012(平成24)年4月

「英語学習におけるサクセスストーリーの作り方(2)－身体活動としての英語学習－」
『高田短期大学紀要』第31号 2013(平成25)年3月

学会・研究会

「オーストラリア発見」（講演） 三重オーストラリア・ニュージーランド協会 2012(平成24)年8月

キャリア育成学科介護福祉コース

〈心理学〉 千草篤磨

著書・論文

「学生が『仏教福祉』『仏教保育』を学ぶ意義」（共著） 『高田短期大学紀要』第30号 2012(平成24)年3月

「三重県における子育て支援の現状と今後の『子ども・子育て新システム』の問題点」（共著）
『高田短期大学育児文化研究』第7号 2012(平成24)年3月

「離職者訓練制度を活用して平成23年3月に卒業した訓練生の進路及び就職状況に関する
調査報告書」（共著） 日本介護福祉士養成施設協会 2012(平成24)年3月

『障害児保育』（共著） 一藝社 2012(平成24)年8月

「特別養護老人ホームにおける『看取り介護』の現状と課題」（共著）
『高田短期大学紀要』第31号 2013(平成25)年3月

学会・研究会

「子ども子育て新システムについて」（研究発表） 全国障害者問題研究会三重支部例会 2011(平成23)年10月

「子育て支援の変遷と三重県における現状」（研究発表）
高田短期大学育児文化研究センター第31回定例研究会 2012(平成24)年2月

「人間発達と福祉問題 一子ども、障害者、高齢者ー」〈高田短期大学公開講座〉 (講師)	高田短期大学	2012(平成24)年 6月
「保育・福祉分野に関わる用語について考える」(研究発表)	高田短期大学育児文化研究センター第32回定例研究会	2012(平成24)年 7月
〈臨床心理学〉 橋 本 景 子 著書・論文		
『保育者が学ぶ 家庭支援論』(共著)	建帛社	2011(平成23)年 4月
「短期大学におけるカウンセリングについての一考察」(単著) 『高田短期大学紀要』第31号		2013(平成25)年 3月
「母親が求める『親支援』についてー心理的立場から考えるー」(単著) 『高田短期大学育児文化研究紀要』第8号		2013(平成25)年 3月
学会・研究会		
「母親が求める子育て支援」〈高田短期大学保育セミナー〉 (講師)	高田短期大学	2011(平成23)年 7月
「子どもの人権に関わる学習について」(講演)	津商業高等学校	2012(平成24)年 2月
「子育て支援に母親が求めるものに関する一考察 ー心理的支援の立場からー」(研究発表)	日本保育学会第64回大会	2012(平成24)年 5月
「子育てにおいて大切なこと ー子どもの本音が見えてますかー」(講演)	亀山南小学校	2012(平成24)年 6月
「求められる親子支援」(講師)	JA コーディネーター養成研修会	2012(平成24)年 7月
「みんな違っていていいんだよ！」(講演)	鈴鹿・亀山市中学校生徒会研修会	2012(平成24)年 7月
「親になるためのココロの準備 ー自己理解を中心としてー」(講演)	東京都江東区社会福祉振興助成事業	2012(平成24)年 7月
「思春期の子どもへの接し方 ー子どもの心に寄り添うにはー」(講演)	みえアカデミックセミナー移動講座	2012(平成24)年12月
「子どもの人権に関わる学習について」(講演)	津商業高等学校	2013(平成25)年 2月
〈真宗学・真宗思想史・真宗教学史〉 金 信 昌 樹 著書・論文		
「真宗における中陰」(単著)	『教学院紀要』第19号	2011(平成23)年 5月
「本誓寺蔵『持名鈔』写本について」(単著 浅井成海編『日本浄土教の諸問題』)	永田文昌堂	2011(平成23)年 7月
『真宗教団連合平成24年度法語カレンダー解説』(共著) 表紙法語、1月法語解説 真宗高田派教学院		2011(平成23)年10月

研究活動一覧表

「学生が『仏教福祉』『仏教保育』を学ぶ意義」(共著)	『高田短期大学紀要』第30号	2012(平成24)年3月
『真宗教団連合平成25年度法語カレンダー解説』(共著)	表紙法語、1月法語解説 真宗高田派教学院	2012(平成24)年10月
学会・研究会		
「阿弥陀仏の救い」 平成23年度真宗高田派教学院第1部会主催「真宗入門講座」第1回講座		2011(平成23)年12月
佛教基礎講座「佛教史」	平成24年度高田短期大学佛教教育研究センター佛教基礎講座(高田本山寄附講座)	2012(平成24)年8月
「親鸞の生涯 ーただ一筋の道ー」	平成24年度高田短期大学佛教教育研究センター公開講座第1回講座	2012(平成24)年9月
「とにかくお慈悲の力はぬくいでなあ」	平成24年度真宗高田派教学院第1部会主催「真宗入門講座」第1回講座	2012(平成24)年12月
〈社会福祉・社会保障・移民政策〉 山 田 亮 一		
著書・論文		
『人間福祉への招待(改定版)』 第4章 短大生活の過ごし方 (共著)	高田短期大学人間介護福祉学科	2011(平成23)年4月
『人間福祉への招待(改定版)』 第8章 世界の福祉について (共著)	高田短期大学人間介護福祉学科	2011(平成23)年4月
「特別養護老人ホーム報徳園との交流活動」	『高田短期大学人間介護福祉学科年報』第6号	2011(平成23)年10月
「人間介護福祉学科地域連携プロジェクト報告『特別養護老人ホーム報徳園との交流活動』」	『高田短期大学人間介護福祉学科年報』第7号	2012(平成24)年10月
「経済連携協定(EPA)による外国人労働者受け入れ政策についての検討 ーインドネシア、フィリピンの看護師・介護福祉士ー」	『高田短期大学人間介護福祉学科年報』第7号	2012(平成24)年10月
『現代地域福祉論』(共著) 第6章3節 認知症と介護保険	保育出版社	2013(平成25)年3月
『社会福祉』(共著) 第6章 社会福祉の計画	一藝社	2013(平成25)年3月
「少子高齢人口減少社会と介護保険」	『高田短期大学紀要』第31号	2013(平成25)年3月
学会・研究会		
科学研究費助成事業 挑戦的萌芽研究「グローバルヘルスに有効なヘルスケア労働政策に関する基礎研究」	文部科学省・独立行政法人日本学術振興会	2011(平成23)年 ～2013(平成25)年
「人口減少社会と介護保険」(高田短期大学公開講座) (講師)	高田短期大学	2011(平成23)年6月
「介護保険制度の中での特養の役割・介護の役割」	平成24年度老人福祉施設職員研修会	2012(平成24)年11月

〈介護福祉〉 織 田 紀代子

著書・論文

「介護実習に着く学生へのメッセージ」 『高田短期大学人間介護福祉学科年報』 第7号 2012(平成24)年10月

学会・研究会

「介護技術講習会」(講師) 高田短期大学 2011(平成23)年5月～
2011(平成23)年6月

「三重県社会協議会ヘルパー2級講習会」(講師) 三重県社会福祉協議会 2011(平成23)年6月～
2011(平成23)年11月

「介護について(認知症高齢者的心身の状態について)」(講師) 一身田地区民生・児童委員会 2011(平成23)年10月

「高田短期大学介護教員講習会」(講師) 高田短期大学 2011(平成23)年12月

「福祉・介護サービスチャレンジ教室『やさしい家庭介護 その3』」(講演) 高田短期大学 2012(平成24)年1月

「介護技術講習会」(講師) 高田短期大学 2012(平成24)年5月～
2012(平成24)年6月

〈介護福祉〉 徳 山 貴 英

著書・論文

「学習療法の実践がもたらす効果」 『高田短期大学人間介護福祉学科年報』 第7号 2012(平成24)年10月

「特別養護老人ホームにおける『看取り介護』の現状と課題」(共著)
『高田短期大学紀要』 第31号 2013(平成25)年3月

学会・研究会

「介護職のための実践キャリア・アップ講座」(講演) 全人教育研究所 2013(平成25)年12月

「コミュニケーションと遊びについて」(研究発表)
日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校研究連絡会議
東海ブロック研究集会 2013(平成25)年3月

〈看護学・介護福祉学〉 福 田 洋 子

著書・論文

「体験を通したケニアの生活環境と医療状況の考察」(単著)
『高田短期大学人間介護福祉学科年報』 第7号 2012(平成24)年10月

「特別養護老人ホームにおける『看取り介護』の現状と課題」(共著)
『高田短期大学紀要』 第31号 2013(平成25)年3月

『平成25年度三重県版介護過程実践モデル集』(共著)
中央法規出版 (三重県介護福祉士養成施設協議会編著) 2013(平成25)年3月

研究活動一覧表

学会・研究会

「介護職のための実践キャリア・アップ講座」(講演)

全人教育研究所 2012(平成24)年10月

執筆者紹介（平成26年3月現在）

小 池 はるか（子ども学科准教授）
橋 本 景 子（キャリア育成学科介護福祉コース准教授）
富 永 礼 子（学生相談室）
武 川 真 固（子ども学科非常勤講師）
杉 浦 礼 子（キャリア育成学科オフィスワークコース教授）
田 中 薫（キャリア育成学科オフィスワークコース助教）
徳 山 貴 英（キャリア育成学科介護福祉コース助教）
福 田 洋 子（キャリア育成学科介護福祉コース准教授）
千 草 篤 磨（キャリア育成学科介護福祉コース教授）
寶 來 敬 章（子ども学科助教）
福 西 朋 子（子ども学科教授）
山 本 敦 子（子ども学科准教授）
三 宅 啓 子（子ども学科教授）
柳 瀬 慶 子（子ども学科助教）
上 村 晶（子ども学科助教）
鷺 尾 敦（キャリア育成学科オフィスワークコース教授）
山 守 一 徳（キャリア育成学科オフィスワークコース非常勤講師）
岡 田 一 範（キャリア育成学科オフィスワークコース助教）
安 部 耕 作（近江八幡市役所地域振興課）
鷺 見 裕 子（子ども学科教授）
宮 崎 つた子（子ども学科教授）
野 呂 健 一（キャリア育成学科オフィスワークコース助教）
川喜田 多佳子（キャリア育成学科オフィスワークコース講師）
畠 山 義 啓（キャリア育成学科オフィスワークコース教授）

編 集 委 員

三 宅 啓 子 上 村 晶 川喜田多佳子
山 田 亮 一 西 尾 綾

高田短期大学紀要 第32号

平成26年3月1日 発行

発行者 高田短期大学
三重県津市一身田豊野195
電話(059)232-2310

印刷所 米川印刷所
三重県津市幸町5番2号
電話(059)228-2685

**BULLETIN
OF
TAKADA JUNIOR COLLEGE
VOL. 32**

Research Papers

- Empathizing with Others: Positive Affect's Role in Reducing Thoughtless Behaviors Haruka Koike (1)
- Discussion on the Roles of School Nurses and Counselors – Why Students Come to See Them? – Keiko Hashimoto, Reiko Tominaga (7)
- The Deprivation of the Right to Vote for Persons under Adult Guardianship and the Constitutionality of the Election Law – A Study on the Significance of Adult Guardianship and the Verdict by the Tokyo District Court – Masataka Takekawa (15)
- A Study on Personnel Management in Japanese Companies – Corporate Management and Living – Reiko Sugiura (27)
- A Study on Comprehensive Reform of Social Security and Tax Kaoru Tanaka (35)
- A Study on Special Nursing Home Residents' Attitudes to End-of-Life Care Takahide Tokuyama, Yoko Fukuda, Atsumaro Chikusa (43)
- The Relationship between Charter Management Organizations and Charter Schools Takaaki Horai (55)
- Improving Expression Abilities in Pre-school Education in Relation to the Pre-School Setting – Based on the Results of a Questionnaire Survey of Pre-school Teachers at Day Care Nurseries and Kindergartens in City T – Tomoko Fukunishi, Atsuko Yamamoto, Keiko Miyake (65)
- A Study on 'The Cultural Value' of Dance – Focusing on 'Catching the Rhythm' – Keiko Yanase (77)
- A Study on the Acquisition of a Structural Viewpoint for the Practice of Early Childhood Care – Methods of Understanding Young Children for Kindergarten Teachers – Aki Uemura (87)
- Utilization of Windows8 as Classroom Terminal Atsushi Washio, Kazunori Yamamori (97)
- The Need for Career Guidance in the Junior Colleges (Part 5) Reiko Sugiura, Kazunori Okada, Kosaku Abe (109)
- Research on Dietary Life in the New Year(2) – New Year's Dishes by Family Structure – Hiroko Sumi (123)
- Child-care Support by Nurseries Starting during Pregnancy Tsutako Miyazaki (133)
- The Development of Childcare Supporters – A Survey of Parents' and Supporters' Attitudes to Children's Diets – Hiroko Sumi, Tsutako Miyazaki, Takaaki Horai (143)
- Basic Concepts of Commerce and Distribution Kazunori Okada (151)
- Guidance Concerning Ambiguous Sentences in Japanese Expression Classes Kenichi Noro (161)
- Reports**
- Effects of and Problems with Notebook PC Distribution Atsushi Washio (169)
- The Use of Personal Computers in Education at a Junior College – True Skill Obtained the Practice – Takako Kawakita (177)
- Research Materials**
- How to Use iPads and iPhones in Education Yoshihiro Hatakeyama (183)
- Supplement**
- A List of Academic Research Activities (191)